

# 最上町地域防災計画

令和4年4月  
最上町防災会議



# 目次

<b>第1編 総 則</b> .....	<b>1</b>
第1章 総則.....	1
第1節 計画の目的.....	3
第2節 計画の性格.....	4
第3節 計画の方針.....	4
第4節 計画の基本理念.....	5
第5節 用語の意義.....	9
第2章 最上町の特質と災害要因.....	11
第1節 自然条件.....	13
第2節 社会的条件.....	19
第3節 災害履歴.....	21
第4節 地震被害想定.....	27
第3章 防災に関する基本方針（防災ビジョン）.....	33
第1節 防災に関する基本方針（防災ビジョン）.....	35
第4章 防災関係機関の事務又は業務の大綱.....	41
第1節 防災関係機関の事務又は業務の大綱.....	43
<b>第2編 風水害等対策編</b> .....	<b>55</b>
第1部 災害予防対策計画.....	55
第1章 地域の保全事業.....	57
第1節 水害対策.....	59
第2節 土砂災害対策.....	63
第2章 予防対策事業.....	67
第1節 防災知識の普及計画.....	69
第2節 自主防災組織の育成計画.....	75
第3節 消防団活性化計画.....	79
第4節 災害ボランティア受入体制整備計画.....	81
第5節 防災訓練計画.....	83
第6節 避難体制整備計画.....	86
第7節 救助・救急体制整備計画.....	94
第8節 火災予防計画.....	96
第9節 医療救護体制整備計画.....	99
第10節 防災業務施設等整備計画.....	100
第11節 都市防災計画.....	105
第12節 孤立集落対策計画.....	107
第13節 建築物防災予防計画.....	109
第14節 輸送体制整備計画.....	111
第15節 公共施設災害予防計画.....	115
第16節 食料、飲料水及び生活必需品等物資の確保計画.....	126
第17節 文教施設における災害予防計画.....	129

第 18 節	要配慮者の安全確保対策計画	132
第 19 節	相互応援・受入計画	137
第 20 節	危険物等関連施設災害予防計画	139
第 21 節	雪害対策計画	142
第 22 節	労働災害予防計画	145
第 2 部	災害応急対策計画	147
第 1 章	緊急対策	149
第 1 節	活動体制	151
第 2 節	広域応援計画	171
第 3 節	自衛隊災害派遣計画	180
第 4 節	情報の収集・伝達	184
第 5 節	災害広報・報道計画	198
第 6 節	避難計画	202
第 7 節	避難所運営計画	216
第 8 節	救助・救急計画	221
第 9 節	医療救護計画	224
第 2 章	応急対策	229
第 1 節	水防活動計画	231
第 2 節	消火活動計画	233
第 3 節	林野火災消火活動計画	239
第 4 節	技術者等動員計画	243
第 5 節	災害ボランティア活動支援計画	246
第 6 節	災害警備計画	248
第 7 節	警戒区域設定計画	251
第 8 節	遺体対策計画	253
第 9 節	輸送計画	257
第 10 節	道路交通計画	261
第 11 節	道路災害対策計画	264
第 12 節	鉄道路災害応急計画	266
第 13 節	航空機事故応急対策計画	269
第 14 節	大規模土砂災害対策計画	271
第 15 節	ライフライン供給計画	273
第 16 節	危険物等施設災害応急計画	276
第 17 節	通信計画	278
第 18 節	農林業災害応急計画	280
第 19 節	食料供給計画	282
第 20 節	給水施設応急対策計画	286
第 21 節	生活必需品等物資供給計画	290
第 22 節	保健・防疫計画	294
第 23 節	環境衛生計画	297
第 24 節	廃棄物処理計画	299
第 25 節	義援金品受入・配分計画	302
第 26 節	文教施設における災害応急計画	304

第 27 節	要配慮者の応急対策計画	309
第 28 節	応急住宅対策計画	312
第 29 節	雪害応急対策計画	318
第 30 節	原子力事故災害対策計画	321
第 31 節	県消防防災ヘリコプター・ドクターヘリコプターの活用計画	333
第 32 節	金融計画	334
第 33 節	物的公用負担等の実施に関する計画	335
第 34 節	災害救助法による救助計画	337
第 35 節	竜巻・台風・突風対策計画	340
第 3 部	災害復旧計画	343
第 1 章	災害復旧対策	345
第 1 節	公共施設の災害復旧計画	347
第 2 節	防災関連施設の災害復旧計画	349
第 3 節	民間施設の災害復旧計画	350
第 4 節	被災者の保護計画	352
第 5 節	災害復興計画	355
<b>第 3 編</b>	<b>震災対策編</b>	<b>357</b>
第 1 章	予想される被害等の状況	357
第 1 節	予想される被害等の状況	359
第 2 章	災害予防対策計画	363
第 1 節	防災知識の普及計画	365
第 2 節	自主防災組織の育成計画	368
第 3 節	災害ボランティア受入体制整備計画	368
第 4 節	防災訓練計画	369
第 5 節	避難体制整備計画	371
第 6 節	救助・救急体制整備計画	371
第 7 節	火災予防計画	372
第 8 節	医療救護体制整備計画	373
第 9 節	防災業務施設等整備計画	374
第 10 節	地盤災害予防計画	375
第 11 節	孤立集落対策計画	376
第 12 節	建築物災害予防計画	377
第 13 節	輸送体制整備計画	379
第 14 節	公共施設災害予防計画	380
第 15 節	食料、飲料水及び生活必需品等物資の確保計画	383
第 16 節	文教施設における災害予防計画	383
第 17 節	要配慮者の安全確保計画	383
第 18 節	危険物等施設災害予防計画	384
第 3 章	緊急対策	385
第 1 節	活動体制	387
第 2 節	広域応援計画	387
第 3 節	自衛隊災害派遣計画	387

第4節	情報の収集・伝達	388
第5節	災害広報・報道計画	390
第5節	災害広報・報道計画	391
第6節	避難計画	392
第7節	避難所運営計画	392
第8節	救助・救急計画	392
第9節	医療救護計画	393
第4章	応急対策	395
第1節	水防活動計画	397
第2節	消火活動計画	397
第3節	技術者等動員計画	398
第4節	災害ボランティア活動支援計画	398
第5節	災害警備計画	398
第6節	警戒区域設定計画	398
第7節	遺体対策計画	398
第8節	輸送計画	399
第9節	道路交通計画	399
第10節	道路災害対策計画	399
第11節	鉄道路災害応急計画	399
第12節	大規模土砂災害対策計画	400
第13節	ライフライン供給計画	400
第14節	危険物等施設災害応急計画	400
第15節	通信計画	400
第16節	食料供給計画	401
第17節	給水施設応急対策計画	401
第18節	生活必需品等物資供給計画	401
第19節	保健・防疫計画	401
第20節	環境衛生計画	402
第21節	廃棄物処理計画	402
第22節	義援金品受入・配分計画	402
第23節	文教施設における災害応急計画	402
第24節	要配慮者の応急対策計画	403
第25節	応急住宅対策計画	403
第26節	金融計画	403
第27節	物的公用負担等の実施に関する計画	403
第28節	災害救助法による救助計画	404
第5章	災害復旧計画	405
第1節	公共施設の災害復旧計画	407
第2節	防災関連施設の災害復旧計画	407
第3節	民間施設の災害復旧計画	407
第4節	被災者の保護計画	407
第5節	災害復興計画	408

# 第1編 総則





# 第1編 総則 目次

第1章 総則.....	1
第1節 計画の目的.....	3
第2節 計画の性格.....	4
第3節 計画の方針.....	4
第4節 計画の基本理念.....	5
第5節 用語の意義.....	9
第2章 最上町の特質と災害要因.....	11
第1節 自然条件.....	13
第2節 社会的条件.....	19
第3節 災害履歴.....	21
第4節 地震被害想定.....	27
第3章 防災に関する基本方針（防災ビジョン）.....	33
第1節 防災に関する基本方針（防災ビジョン）.....	35
第4章 防災関係機関の事務又は業務の大綱.....	41
第1節 防災関係機関の事務又は業務の大綱.....	43



# 第1章 総則

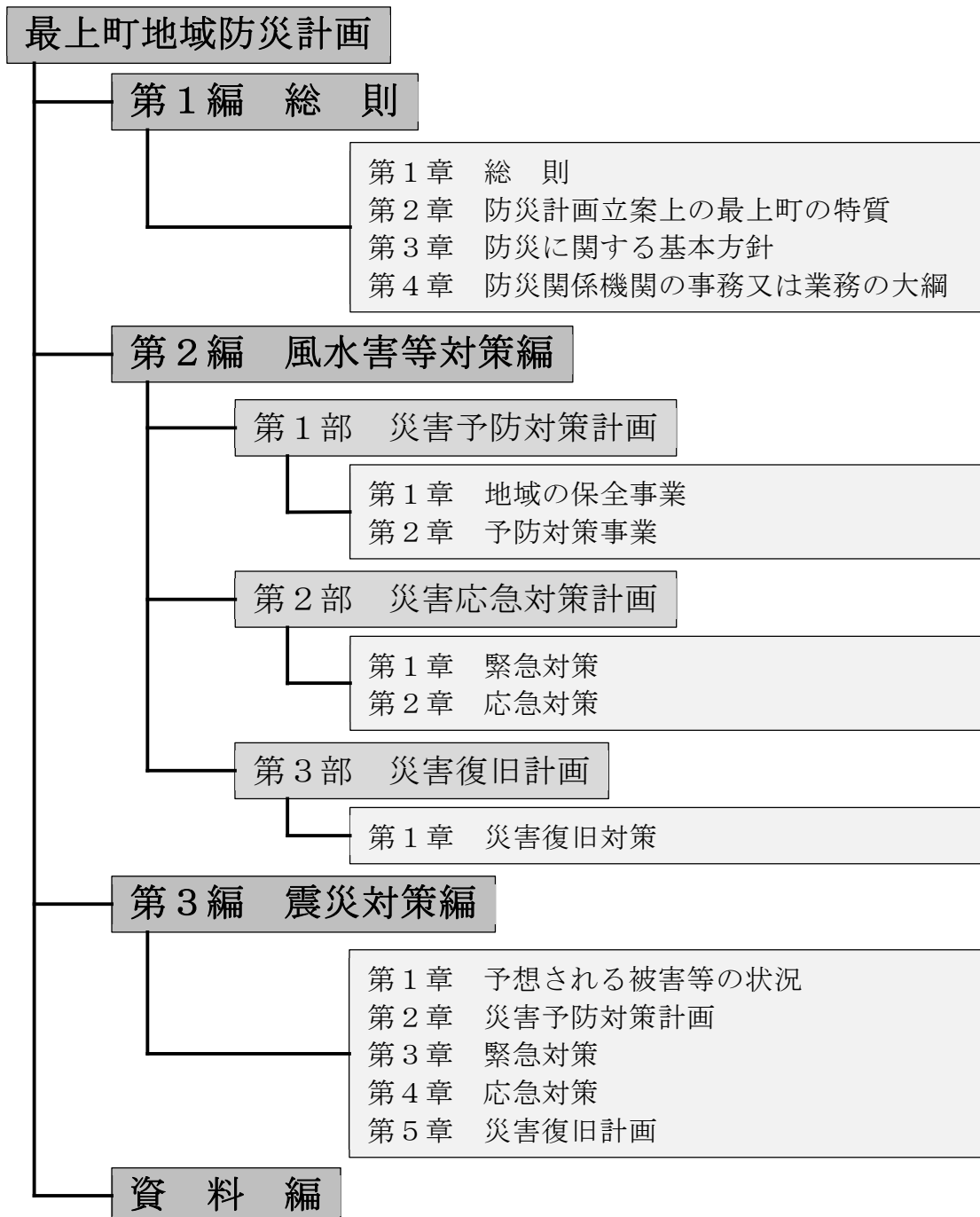


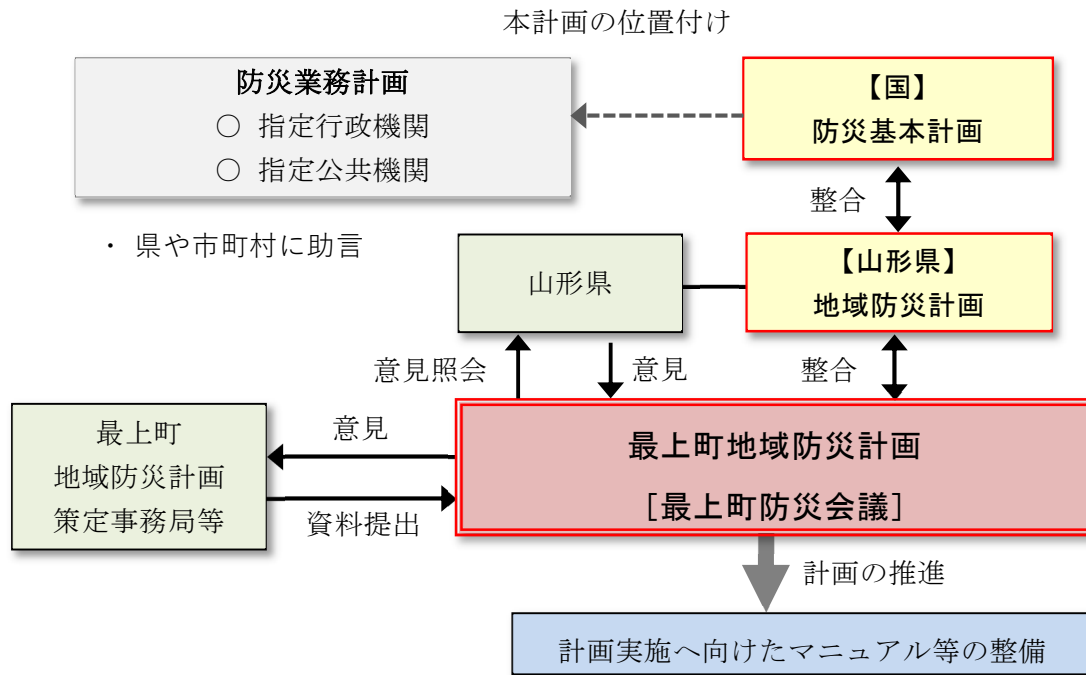
## 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、最上町の地域における大規模な災害に対処するため、過去の災害の教訓等を踏まえ、最上町防災会議が作成する計画であり、町と防災関係機関がその有する機能を發揮して、災害予防、応急対策及び災害復旧・復興を実施するとともに、最上町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

なお、本計画の構成及び本計画の位置付けは次のとおりである。

### 本計画の構成





## 第2節 計画の性格

- 1 この計画は、最上町の防災対策に関する基本的な大綱を示すものであり、各種の防災に関する計画は、この計画の一環として体系化されるものである。
- 2 この計画の策定、運営に当たっては国の防災基本計画に基づき実施するものであり、山形県地域防災計画又は災害対策基本法第 41 条に掲げる防災に関する計画（水防法に基づく水防計画等）に抵触若しくは矛盾するものであってはならない。
- 3 この計画の策定及び見直しに当たっては、災害を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。そして、被災しても人命が失われないことを最重視し、経済的負担ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を講じて災害に備えることを基本とする。

## 第3節 計画の方針

- 1 この計画は、地域に係る社会情勢の変化並びに関係法令の改正及び山形県地域防災計画等の修正に応じて、常に整合性のある実情に沿った計画でなければならない。したがって、最上町防災会議は災害対策基本法第 42 条の規定により、この計画に定期的に検討を加えるとともに、必要があると認めるときは防災会議に諮り修正する。
- 2 防災関係機関は、本計画を踏まえて詳細計画等を定め、相互に密接な連携を図りながら、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施し、その具体的推進を図る。併せて、いつでもどこでも起こりうる災害に備え住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために、町民運動の展開を図り、自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進する。

## 第4節 計画の基本理念

災害に強い地域社会の実現を図ることを目的として、平成29年3月に制定された、山形県防災基本条例（平成29年県条例第18号）に掲げる基本理念にのっとり、町、町民、事業者、学校等、自主防災組織等は、防災の取組みを行うものとする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念は以下の通りである。なお、施策を実施するため、災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源に充てるため、県及び町は、災害対策基金等の積立、運用等に努める。

### 1 周到かつ十分な災害予防

#### <基本理念>

- (1) 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。
- (2) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

#### <施策の概要>

- (1) 災害に強いまちづくりを実現するため、主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等地震に強い都市構造の形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を講じる。  
また、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「E c o - D R R」（生態系を活用した防災・減災）及び「グリーンインフラ」の取組みの推進など、総合的な防災・減災対策を講じることで災害に強いまちの形成を図る。
- (2) 事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。
- (3) 住民への防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により、住民の防災活動の環境を整備する。なお、防災ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、地方公共団体、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。
- (4) 防災に関する研究及び観測等を推進するため、基本的なデータの集積、工学的、社会的分野を含めた防災に関する研究の推進、予測・観測の充実・強化を図る。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。
- (5) 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

## 2 迅速かつ円滑な災害応急対策

### <基本理念>

- (1) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

### <施策の概要>

- (1) 災害が発生するおそれがある場合には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。
- (2) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制を確立する。
- (3) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。
- (4) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また、被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。
- (5) 被災者の速やかな避難誘導と安全な避難所への受入れ、避難所の適切な運営管理を行う。また、被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。
- (6) 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問合せに対応する。
- (7) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。
- (8) 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。
- (9) 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策を実施するとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。
- (10) 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所への応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止対策については、危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。
- (11) ボランティア、義援物資・義援金、海外等からの支援を適切に受入れる。
- (12) 災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全確保を図るよう十分配慮するものとする。
- (13) 平常時から都道府県や市町村間、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努め、協定締結など



の連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

- (14) 町及び県は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておく。

### 3 適切かつ速やかな災害復旧・復興

#### <基本理念>

- (1) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

#### <施策の概要>

- (1) 被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。
- (2) 物資、資材の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
- (3) 災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に廃棄物を処理する。
- (4) 再度災害の防止と、より快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する
- (5) 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。
- (6) 被災中小企業の復興等、地域の自立的发展に向けて経済復興を支援する。

### 4 個別法に基づき地域防災計画に記載する事項

#### (1) 地域防災計画に記載すべき事項（法定事項）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第1項に規定する土砂災害に関する警戒避難体制等に関する事項

#### (2) 地域防災計画の作成に当たって留意すべき事項

地震災害対策については、地域防災計画等において、想定される地震災害を明らかにして、当該地震災害の軽減を図るための地震災害対策の実施に関する目標を定めるよう努めるものとする。

#### (3) 国土強靱化の基本目標を踏まえた防災計画の作成等

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「国土強靱化法」という。）第13条に定める「国土強靱化基本計画」及びその基となる「国土強靱化政策大綱」の基本目標を踏まえ、地域防災計画の策定及びこれに基づく防災対策の推進を図る。

#### (4) 山形県強靱化計画・最上町国土強靱化地域計画の目標を踏まえた防災計画の作成等

国土強靱化法第13条の規定により策定された山形県強靱化計画及び最上町国土強靱化地域計画は、国土強靱化の観点から県及び町における様々な分野の計画等の指針となる。

このため、本計画の国土強靱化に関する部分は、山形県強靱化計画及び最上町国土強靱化地域計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえる。

#### <基本目標>

- (1) 命の保護が最大限図られる
- (2) 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- (3) 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧・復興

## 5 地域防災計画において重点を置くべき事項

平成23年3月に発生した東日本大震災を始め、近年の大規模災害では多くの課題と教訓を遺した。これらの教訓を踏まえ、近い将来発生が懸念される大規模災害の発生に備え、以下のとおり、更なる防災対策の充実を図ることが必要である。この際、可能な範囲で災害対応業務のプログラム化、標準化を進めることや、防災の各分野における訓練・研修等による人材育成を図ることも必要である。

### (1) 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、県と町及び市町村間の相互支援体制を構築すること。また、町と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意すること。

### (2) 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

### (3) 住民等の円滑かつ安全な避難等に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難情報発令の判断基準等の明確化、緊急時の指定緊急避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加え必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

### (4) 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する指定避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

### (5) 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、町地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる町と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

### (6) 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害からの円滑かつ迅速な復興のため、町は復興計画の策定等により、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興を図ること。

### (7) 原子力災害対策の充実に関する事項（災害応急対策計画編に記載）

原子力災害対策の充実を図るため、原子力災害対策指針を参考に、緊急事態に住民に対する放射線の重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確定的影響のリスクを低減するための防護措置を確実に行うこと。

## 第5節 用語の意義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 本計画 最上町地域防災計画をいう。
- 2 本部 最上町災害対策本部をいう。
- 3 本部長 最上町災害対策本部長（最上町長）をいう。
- 4 連絡本部 最上町災害対策連絡本部をいう。
- 5 連絡会議本部長 最上町災害対策連絡会議本部長（最上町副町長）をいう。
- 6 防災関係機関 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体  
その他防災上重要な施設を管理する機関をいう。
- 7 県 山形県をいう。
- 8 総合支庁 最上総合支庁をいう。
- 9 県地域防災計画 山形県地域防災計画をいう。
- 10 県本部 山形県災害対策本部をいう。
- 11 県本部長 山形県災害対策本部長をいう。
- 12 県水防計画 水防法（昭和24年法律第193号）第7条の規定により、知事が定める山  
形県水防計画をいう。
- 13 県水防本部 県水防計画に定める山形県水防本部をいう。
- 14 県水防本部長 県水防計画に定める山形県水防本部長をいう。
- 15 県警察 山形県警察本部新庄警察署をいう。
- 16 法 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
- 17 町水防計画 最上町水防計画をいう。



## 第2章 最上町の特質と災害要因



## 第1節 自然条件

- 1 最上町は、最上郡の東部に位置し、東側は中山平や花立峠と田代峠を経て宮城県に接し、北側は秋田県の一部と接し、南側は山刀伐峠を経て尾花沢市、西側は新庄市、舟形町と接している。

町の総面積は330.37km<sup>2</sup>、東西に24km、南北28kmの広大な町であり、奥羽山系に囲まれた盆地である。

- 2 最上町の地形、地質の特性

本町の地形は、中心地である平野部を除いて急峻で、特に宮城県側と接する東側は、北から軍沢岳（1,193.7m）、小鎚山（1,261.7m）、翁山（1,075.0m）、一方新庄市と接する西側には小又山（1,366.7m）、神室山（1,365.2m）等の高山が連立しており、これを源とする明神川、絹出川、最上白川、満沢川、杉の入沢川、大横川が合流して最上小国川となり最上川に注いでいる。

地勢はほとんどが急峻で、町の面積（330.27km<sup>2</sup>）の8割が森林で占められており、東西に流れる最上小国川を中心に農耕地が展開している。

本町の地質は下位から先第三紀の基盤岩類の上に新第三紀中新世の瀬見層、笈の沢層、檜原沢層、奥羽山層、菅の平層、第四紀更新世の向町層と段丘堆積層から成り立っている。

- 3 地質及び土壌構成

- (1) 山岳地帯

山岳地帯は、本町の西側に位置する神室山地帯、宮城県の鬼首に接する小鎚山（禿岳）地帯、尾花沢市と接する翁山地帯に分けられる。

- ① 神室山地帯

神室山地帯は、神室山（1,365.2m）、小又山（1,366.7m）と1,000m級の山々が連立している地帯で、所々に岩石が露出し険しく、地質は花崗岩からなる急峻な地形のため植物が育つ環境には土壌に乏しくブナを主とした林相を呈している。水田はこの地帯より流れる沢沿いに開けており、畑はその緩傾斜地を利用し、他は植林、採草地となっている。

- ② 小鎚山地帯

小鎚山（禿岳）地帯は、前森の清水沢から松根の鍋倉沢に至る地帯で、地質は深成岩からなる小断層の発達している地帯である。この地帯の裾地には標高400m位の山々があり杉の植林地に適しているため植林が盛んに行われている。この地帯を源とする鍋倉沢、仏沢、黒沢川、絹出川沿いに耕地が開けている。

- ③ 翁山地帯

翁山地帯は、大焼黒山（715.0m）、熊の返し山（828.2m）の比較的小さい山から成り立っている。地質は緑色凝灰岩を主とした凝灰砂質でこの山麓の丘陵地帯（標高200～300m）は畑、草地、桑園等に適している。

- (2) 最上小国川沿岸の平地

最上小国川沿いの地質は、最上小国川及びその上流の小河川によって運搬された沖積層土壌で、その上に腐食質の黒色土壌、又は砂礫を有している。

- (3) 山間部の台地

山沿いの台地は、洪積層の黒色土壌からなり、下層には第三紀層の礫を含んでいて、地下水位は一般的に高いために生産力は低い。

#### 4 最上町の気象の特性

本町は山形県の北東部に位置し、秋田県湯沢市、宮城県大崎市などに隣接している。南北28km・東西24kmの町域であり、中央部には小国盆地が開けているが、大部分が奥羽山脈に属する山岳・丘陵地帯で、地形的には山間部が8割、平坦部が2割の割合である。気象は内陸性気候を示し、春から夏は西北西の風が吹き、秋冬は西高東低の気圧配置により北西の強い季節風が吹き荒れる。

積雪は、平坦部で例年1m～1.3m位、山間部では1.5m～2.0m位にもなり、豪雪の場合、平野部で2.0mを越す積雪深を記録する年もある。

#### 5 気象の概要

##### 「春季」

##### (1) 急速な季節の進み

風雪や厳寒をもたらした冬の季節風も、3月に入ると急に衰える。また時折なごりの寒波が入るものの、3月から4月にかけての季節の変化は急である。

##### (2) 消雪の状況

概ね2月の中旬には雪が消え始めるが、平均的には平野部では3月の下旬、山間部では4月上旬に消雪する。

しかし、ここ数年は豪雪となり、平野部でも4月中旬、山間部では5月上旬にようやく消雪する年もある。

##### (3) 天気の周期的な変化

4月から5月にかけては、大陸からの移動性高気圧と日本の西側で発生する低気圧とが交互に日本付近を通過する。このため、天気は3から4日程度の周期で変化する。また、低気圧や前線通過の影響により突風や春雷が発生し、急に気温も上昇する。

##### (4) 融雪洪水

本町を流れる最上小国川水系の融雪期は、3月中旬から5月上旬まで続く。この時期、日本海を発達しながら進む低気圧の影響で、暖気を伴う強い南風や降雨のため融雪が進み低地での浸水や洪水が発生することもある。

##### (5) 空気の乾燥

4月から5月は、空気が非常に乾燥し、また風も強いので火災が発生しやすい時期である。

##### (6) 晩霜

春は晩霜の季節であり、晩霜の終わりは5月上旬から中旬頃であるが、時には6月初めに発生することがある。

##### 「夏季」

##### (1) 気温の上昇

平均気温が20℃を超える時期は7月上旬から9月中旬にかけてである。

##### (2) 梅雨入り

梅雨に入るのは6月下旬からであるが、梅雨前線の活発化により局地的に大雨が降り農作物等に影響を与えるときもある。

##### (3) 梅雨末期の大雨と梅雨明け

梅雨末期の7月中旬になると、前線の北上に伴い庄内地方や最上地方を中心に大雨となり、7月下旬になると梅雨明けとなる。また、近年は梅雨前線の停滞や台風の影響で集中豪雨が発生している。



#### (4) 最高気温の時期

梅雨が明け、天候の回復する7月下旬から9月中旬までは太平洋高気圧に覆われるため、連日晴天が続き1年中で最も気温の高くなる時期である。しかし、本州の南岸に前線が停滞し、異常低温に見舞われるのもこの時期である。

### 「秋季」

#### (1) 台風

8月下旬から10月中旬にかけては台風のシーズンであり、台風の通過する進路により本町の気象状況も大きく変化する。たとえば、台風が太平洋側を通過するときは奥羽山脈や出羽丘陵などに大雨を降らせることが多く、日本海を通るときは雨は少なく暴風雨に見舞われる。

#### (2) 秋の長雨

秋の始めには、日本海の海岸沿いに秋雨前線が停滞して梅雨時のように毎日雨の降り続くことがある。

#### (3) 移動性高気圧の通過と周期的な天気の変化

春と同じように大陸からの移動性高気圧と低気圧が交互に通過するようになり、周期的に天気に変化する。

#### (4) 強風日数の増加

8月下旬の台風シーズンを皮切りに10月下旬から北西の季節風が吹き荒れる。

#### (5) 初霜

本町で初霜を見るのは、山間部では10月の下旬頃、平野部では11月中旬頃である。

#### (6) 初雪

本町で初雪を見るのは、山間部では11月中旬頃、平野部では11月下旬頃であるが、近年の異常気象により初雪の降る時期は年によって前後にずれが生じている。

### 「冬季」

#### (1) 北西の季節風

最上地方では、12月に入ると北西の季節風の吹く日が多くなる。この季節風は概ね2日から3日程度で終息するが、強い冬の気圧配置に伴って強い寒気が入り込むと連日吹雪となり、交通機関及び日常生活に大きな影響を与える。

#### (2) 根雪になる時期

根雪になる時期は、山間部では早いときで11月下旬からになる場合もあるが、平均して12月上旬頃からで、平野部では12月中旬頃からである。

## 6 災害誘因の概要

### (1) 自然現象による災害誘因

風	主として秋冬の季節風、前線通過による突風、台風があげられる。最上町特有の風として東風（ダシ風）があり農作物に影響を与える。また、冬期間に発生する北西の季節風が強く、時には暴風雪となる場合がある。
雨	主として低気圧、梅雨前線、秋雨前線、台風などによる雨があげられる。特に、近年は局地的な大雨による災害の発生が多い。
雪	西高東低の気圧配置に伴う降雪や強い季節風による暴風雪が発生する。また、2月から3月にかけては雪崩や融雪災害が発生する。

ひょう	積乱雲の発達に伴う雷雨時に発生する現象で、比較的狭い地域での発生が危惧され、短時間に大きな被害を与えることが多い。4月から6月と10月から11月にかけて発生することが多く、農作物に被害を与えることがある。	
その他の異常気象	凍霜害	晩霜（4月から6月）と早霜（10月）
	干害	暖候期に長期間にわたり降水量が極端に少なく、日照時間が長く続くいわゆる干ばつのために発生することが多い。
	冷害	暖候期に気温が低く雨が多い場合に発生し、冷害の程度は低温の現れる時期、気温の低さ、低温の継続時間等により違いがあり、また地域差も大きく、その誘因は複雑である。最上地方の冷涼な北東風（やませ）及び北西風に伴う寒気の移流による冷夏がある。
崩壊災害	豪雨、風雪、融雪、雪崩、地震に伴う災害	

## 7 本町の災害に係る事象別誘因

### (1) 風水害

#### ① 豪雨

台風、温帯低気圧、梅雨前線、寒冷前線及び局地的な豪雨により、洪水・浸水や土砂災害が発生するが、町内で大きな災害となるのは梅雨末期に大量に降る集中豪雨が最も多い。また、近年では、短時間の局地的豪雨による災害も発生している。月別豪雨の特徴は下のとおりである。

6月	梅雨前線の活動による豪雨が多い。
7月	6月のように梅雨前線の活動による大雨が主で、特に梅雨末期には前線が北上して豪雨となり風水害の危険性が高くなる。
8月	太平洋高気圧が張り出し、湿った南西風が吹きつけるため、山沿いを中心に大雨が降る。この頃、夏の台風が北上接近し風水害をもたらすことがある。
9月	台風による豪雨が最も多い。
10月	6月から10月を通じて豪雨の回数は最も少なくなる。

#### ア 洪水・浸水

洪水・浸水による被害の発生はその殆どが7月～9月に集中する。原因としては前線に伴う豪雨が最も多く、次いで雷雨や台風となっている。また、本町の特徴として融雪期の災害があり、日本海に低気圧又は前線があつて、気温が著しく上昇した時に降雨が重なって被害が発生する。

#### イ 土砂災害

山地及び急傾斜地の多い本町では、融雪及び豪雨に伴う土砂災害が多く発生するが、これを気象現象の点から概観すると次のようになる。

##### (ア) 土石流

前線活動による大雨に伴って発生したものが殆どで、7月から9月にかけて多い。

##### (イ) がけ崩れ

前線活動による大雨に伴って発生し、7月から8月に集中する。次いで融雪期の3月から4月にも多く発生する。

##### (ウ) 地すべり

融雪期に発生するものが多く、3月から4月に集中して発生する。

## ② 台風

山形県に災害をもたらした台風の発生するコースは、概ね次の2とおりのタイプに分けられる。

### ア 暴風による強風害の発生するコース

県の北西部又は日本海沖を通過して北北東に進んだ場合、強風に伴う建物・施設等の倒壊、農作物の被害が発生するが多い。

### イ 豪雨に伴う災害が発生するコース

県の南東部、又は太平洋沿岸を通過し北北東に進んだ場合、大雨に伴う浸水、土砂崩壊等の被害が発生することが多い。

風による災害が発生する誘因は、冬の季節風、温帯低気圧、雷雨性突風、寒冷前線通過の際の突風等があり、強風害及び竜巻をもたらす。特に本町を含む最上地方では寒候期には北西の強い風が吹く。また、10月から4月にかけては強風日数が著しく増加し、強風の記録の多くはこの時期に集中している。

## (2) 雪害等

雪による被害には、西高東低の気圧配置に伴う季節風による大雪によって発生するもの及び本州南を低気圧が通過する際に大雪となり発生するものがある。

降雪期間は11月から4月上旬までで、特に1月から2月にかけて豪雪となりやすい。

### ① 積雪害

県内に11月から12月にかけて降る雪は湿潤で粘着性が大きいいため、林業、農業、通信及び交通機関に被害を与えることが多い。

1月から2月にかけて降る雪は密度と粘着性が小さいため農林業、通信への被害は比較的少ないが、大雪が繰り返されることにより、雪圧による建造物の倒壊、除雪作業中に伴う事故が発生する。

### ② 融雪害

本町の融雪期は3月中旬からである。この時期に日本海を低気圧が通過し降雨が重なると、融雪洪水、がけ崩れ、地すべり等の災害を起こすことが多く、特に山地及び傾斜地の多いところでは注意しなければならない。

### ③ 雪崩

山間部が多く占める本町では、雪崩による災害にも注意しなければならない。雪崩による災害を大別すると次の二つに分けられる。

#### ア 新雪（表層）雪崩

積雪の表層が滑り落ちる新雪（表層）雪崩で、気温が低く既に積もった雪の上に数10cm以上の新雪が積もった場合に発生しやすく、1月から3月初旬にかけて発生することが多い。

#### イ 全層雪崩

積雪の全層が滑る雪崩で、低気圧、又は気圧の谷が日本海を通過し、南風が吹いて気温が上昇したとき、又は雨が降って雪解けが進むと発生しやすい。3月下旬から4月にかけて発生することが多い。

## (3) その他の気象災害

### ① 霜

霜による被害が発生する時期は、晩霜害の起こる4月～5月と早霜の起こる10月頃で、特に本町で被害が多いのは5月である。これは夜間の放射冷却によるものと、季

節はずれの強い寒気の流入によるものである。

② ひょう

ひょう害は、寒冷前線の通過時や上空に寒気が入って大気の状態が不安定となった時に発生するもので、5月から7月と10月に多いが、特に6月が最も多く発生する。

ひょう害は局地性が強く、被害地は距離10 km、幅数km以下の細長い長円形又は帯状になることが多い。

③ 落雷

落雷時の気象は寒冷前線及び上空の寒気により大気不安定となった時に多く発生する。

雷は、寒冷前線の通過時や上空に寒気が入って大気の状態が不安定となった時に多く発生する。4月から10月にかけて多く発生し、8月が最も多い。冬期には季節風に伴って日本に発生した雷雲が陸地に流入して発雷することがある。

④ 冷害

冷害は、日本上空の偏西風が強まると、大陸の寒冷な空気が東北地方上空に流れ込み、冬の季節風のような影響を与える場合がある。

夏期に持続的な低温となるために起こる農作物害であり、次の2つのタイプがある。本町においても、過去に農林産物に大きな被害を及ぼしている。

ア オホーツク海高気圧が優勢で、北日本の太平洋側で海霧を伴った冷涼な北東風（やませ）が吹き、特に宮城県との峠筋にある最上、北村山地方に影響を与えることが多い。本町での冷害はこのタイプが多い。

イ 日本上空の偏西風が南下し、大陸の寒冷な空気がしばしば北海道や東北地方の北部に流入して、県内全般で日照時間が少なく、低温が続く。

⑤ 干害

県内では主に農業生産に被害を及ぼしている。梅雨前線の活動が弱く空梅雨となり、夏期の降水量が著しく少ない場合と日本付近で高気圧が東西に帯状に連なって停滞する場合に発生する。

## 第2節 社会的条件

### 1 人口

#### (1) 人口の推移

本町の人口は国勢調査（令和2年10月1日現在）によると8,080人となっており、平成27年から令和3年までの人口推移をみると、約9.3%の減となっている。

#### (2) 年齢階層別人口

年齢階層別人口については、令和2年10月1日現在、年少人口（15歳未満）は838人、生産年齢人口（15～65歳未満）は3,982人、高齢者人口（65歳以上）は3,260人となっており、平成27年から令和2年までの推移では、年少人口及び生産年齢人口は人数、構成比率ともに減少傾向で推移しているが、高齢者人口は増加傾向で推移している。

#### (3) 世帯数

世帯数については、少子高齢化の進行により減少する傾向にあり、令和2年の国勢調査では2,596世帯と平成27年国勢調査での2,665世帯から、69世帯、約2.6%の減となっている。

### 2 産業

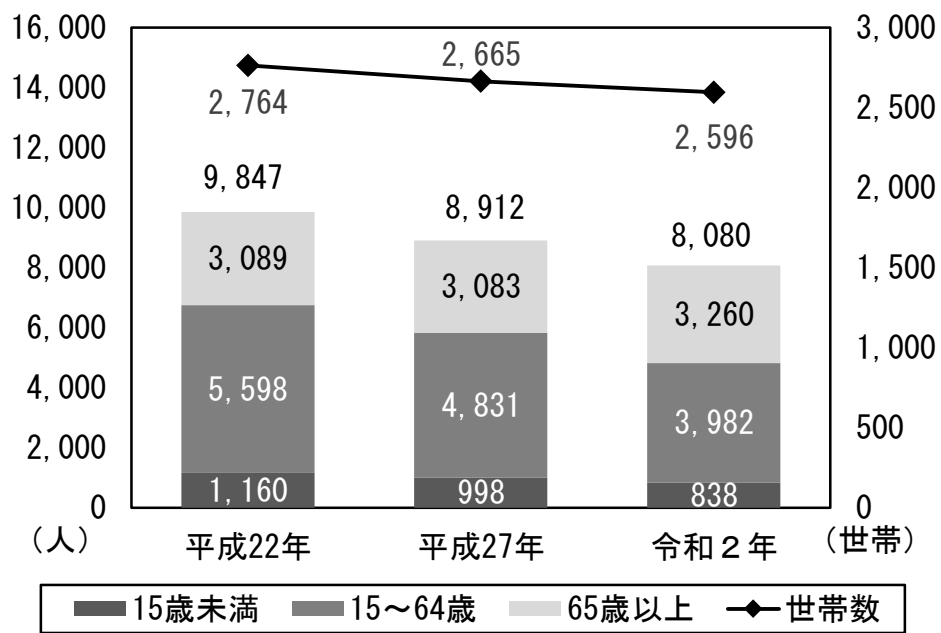
本町の産業別就業人口の割合は国勢調査（平成27年10月1日現在）によると、第一次産業が15.8%、第二次産業が24.3%、第三次産業が59.8%となっている。平成17年から平成27年までの推移をみると、第一次産業の割合は横ばい、第二次産業の割合が減少し、第三次産業の割合が増加している。

本町の基幹産業は農業で稲作を中心としており、畜産や園芸を組み合わせた複合経営が進められている。また、温泉や高原を利用した観光に力を入れており、県内外から多くの観光客が訪れている。

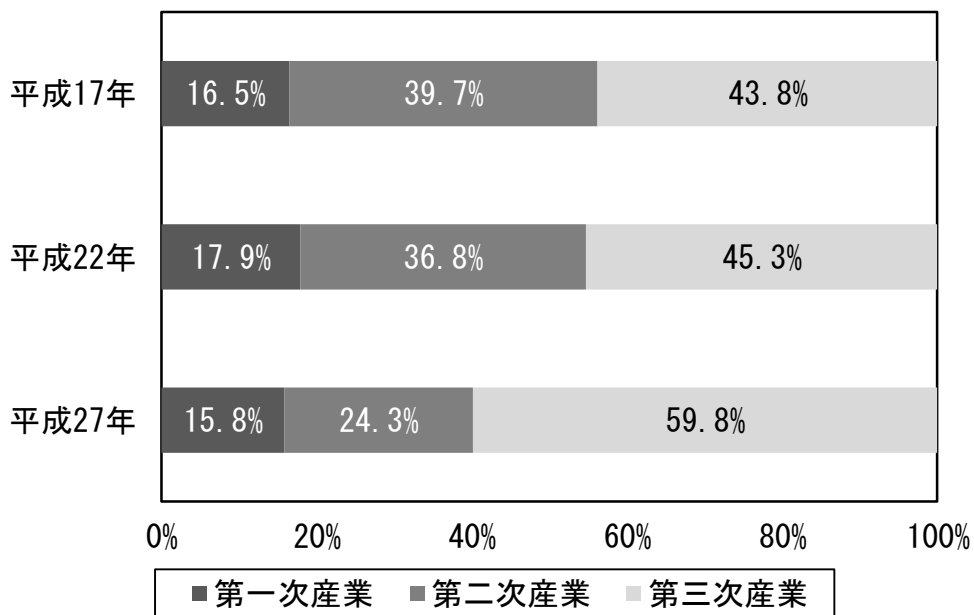
### 3 社会現象による誘因

大規模な火災	実効湿度が65%以下、最小湿度30%以下、最大風速が10m/s以上の場合は火災・延焼等が発生する危険が大きい。
危険物の爆発	高圧ガス、火薬類、危険物類の爆発及び有毒ガスの拡散による災害等。
航空機事故	航空機の墜落、炎上等による被害
特殊災害	放射性物質の漏洩、高速交通網の発展に伴う集団事故災害等
その他の大規模災害	その他、社会的混乱を巻き起こす大規模な人為的災害

<人口・世帯数の推移（各年10月1日）>（出典：国勢調査）



<産業別就業人口の推移（各年10月1日）>（出典：国勢調査）



### 第3節 災害履歴

#### 1 災害履歴

本町の災害履歴は、以下のとおり。

<最上町災害年表>

年 号	西暦	月 日	種 別	記 録
寛保 3	1743	4月20日	大 火	・向町で大火発生
宝暦 5	1755		凶 作	・冷害による大凶作。この年から翌年にかけて、新庄領内も飢饉に陥る。
宝暦 9	1759	9月27日	火 災	・十日町で13軒焼失の火災発生
明和 8	1771	6月10日	火 災	・向町で作道より上残らず焼失する火災発生
天明 2	1782	9月3日	火 災	・向町で7軒焼失の火災発生
天明 3	1784		大 凶 作	・冷害による大凶作、この年から翌年にかけて飢饉の惨状を呈する。天明元年から6年まで凶作、不作の年続く。
文政 2	1819	2月2日	火 災	・東法田村の昌泉寺焼失
天保 3	1832	3月25日	大 火	・向町で44軒焼失の大火発生
天保 4	1833		大 凶 作	・冷害による大凶作。この年から翌年にかけて、「餓死者其数をしらず」といわれるほどの飢饉となる。
天保 5	1834	4月7日	火 災	・十日町で家屋・小屋13棟焼失
〃	〃	6月24日	火 災	・若宮で家屋4棟焼失の火災発生
天保 7	1836		大 凶 作	・冷害による大凶作、郷内の者、根掘りなどで命をつなぐ
慶応 2	1866		凶 作	・この年凶作になる、「藁餅の仕法」を通達する
明治 19	1886	4月4日	大 火	・向町で家屋62棟焼失の大火発生
明治 30	1897		大 凶 作	・この年、うんかの発生で大凶作
明治 37	1904	3月4日	大 火	・豊田で家屋37棟焼失の大火発生
明治 38	1905		大 火	・若宮で35棟焼失の大火発生
明治 42	1909	5月25日	火 災	・向町で家屋13棟焼失の火災発生
大正 2	1913		大 凶 作	・水冷害による大凶作 水稲反収対例年比東小国72%、西小国76%減
大正 12	1923	11月12日	地 震	・関東大震災被災者への救援活動が展開される
〃	〃	〃	火 災	・本城で家屋8棟焼失の火災発生
昭和 6	1931		凶 作	・この年凶作
昭和 11	1936	4月25日	大 火	・下小路で住家21棟、非住家17棟焼失の大火発生
昭和 17	1942	4月17日	大 火	・向町大火、焼死者5名、重軽傷者85名、一般住宅325戸、その他160棟焼失、被害額380万円
昭和 27	1952	8月5日	台 風	・台風の影響により降雨量多い
昭和 28	1953	9月25日	台 風	・台風13号により未明より暴風
昭和 31	1956	8月5日	豪 雨	・日雨量200mmを越す集中豪雨で交通が途絶する
昭和 36	1961	9月16日	台 風	・第二室戸台風の影響で、瞬間最大風速35メートルを記録し、町内で全壊家屋2戸、半壊9戸、一部破損200戸の被害がでた。

年 号	西曆	月 日	種 別	記 録
昭和 38	1963		大 雪	・この年は近年にない大雪となる
昭和 39	1964	6月16日	地 震	・13時頃、マグニチュード7.7の新潟地震発生、当町では死傷者及び建物被害がほとんどなかった。
昭和 42	1967	7月28日 ～29日	豪 雨	・60年ぶりの集中豪雨で約3億円の被害
昭和 43	1968		大 雪	・この冬、大雪で国道47号交通マヒ状態
昭和 44	1969	7月26日 ～8月2日	豪 雨	・一週間の豪雨続きで267mmの雨量記録、被害甚大
”	”	8月6日 ～8月9日	豪 雨	・集中豪雨で4日間の雨量325mm、被害総額2億円。
昭和 45	1970	5月3日	火 災	・立小路で7世帯、2棟焼失の火災発生、被害額約2,700万円
昭和 49	1974		豪 雨	・日雨量377mmの集中豪雨となり、全壊1戸、半壊2戸、床上浸水61戸、床下浸水278戸、道路欠損27ヶ所、堤防欠損130m、橋梁18ヶ所、農地流水冠水700ha被害額約23億円。
”	”		豪 雪	・この年大雪、3月7日までの降雪量11m、同日の積雪量が3.18m
昭和 51	1976		冷害凶作	・水稲反収対平年比45%の冷害凶作になる
昭和 53	1978		大 雨	・大雨により、河川決壊4ヶ所、耕地決壊6ヶ所、橋梁1ヶ所、床下浸水2ヶ所の被害
”	”	6月12日	地 震	・12時17分宮城県沖地震が発生、当町では震度4を記録、被害なし。
昭和 55	1980		豪 雪	・1月30日から2月3日の4日間に188cmの降雪あり、町に豪雪対策本部を設置する。
”	”	7月15日	大 雨	・道路欠損5ヶ所、河川決壊5ヶ所の被害
”	”		大 凶 作	・この年、冷害のため昭和9年以来の大凶作となり作況指数21（9月20日現在）収穫皆無水田800ha。
昭和 56	1981	8月23日	台 風	・住宅一部破損32戸、床上浸水1戸、床下浸水10戸、文教施設4ヶ所、橋梁1ヶ所、河川一部決壊31ヶ所の被害
”	”		凶 作	・この年、作況指数81の2年連続の冷害凶作
昭和 57	1982	8月2日	台 風	・台風10号により、住宅一部破損20戸、非住家破損12戸、床下浸水2戸、文教施設5ヶ所の被害
”	”	9月12日	台 風	・9月12日におそった台風18号により床上浸水17戸、床下浸水21戸、耕地冠水4ha、耕地埋没1ha、水田倒伏3ha、水田流失0.2haの被害
昭和 58	1983	7月26日	大 雨	・大雨により、床下浸水8戸、その他農林被害
昭和 61	1986	12月1日	強 風	・強風により家屋一部破損1棟
昭和 62	1987	8月28日	大 雨	・集中的な大雨により赤倉地区最上荘付近一般住宅3棟が床下浸水被害



年 号	西曆	月 日	種 別	記 録
平成 元	1989	8月6日	大 雨	・大雨により、赤倉地区最上荘付近急傾斜地指定箇所的一般住宅4棟に対し避難命令を発令
平成 2	1990	6月26日	大 雨	・大雨により、道路法面欠損1ヶ所、河川決壊1ヶ所、河川堤防洗掘1ヶ所、農林水産関係約570万円の被害
平成 3	1991	7月22日	大 雨	・大雨により、床下浸水2棟、がけ崩れ1箇所、農地地すべり1箇所、河川決壊1箇所、被害額約1,500万円
〃	〃	9月28日	台 風	・午前6時35分頃台風19号の通過により、畜舎屋根5間×8.5間全壊、住宅屋根一部破損2棟、作業小屋屋根一部破損2棟の被害
平成 5	1993		大凶作	・近年にない大凶作となる。収穫皆無田1,731ha、被害額は約19億5千万円、飯米などの貸付けも行われた。
平成 6	1994	9月30日	台 風	・台風26号の通過により、床下浸水6棟、電力線断線1箇所、作業小屋1棟倒壊、住宅屋根一部破損1棟、田圃土手一部欠損1カ所、文教施設2カ所、河川堤防決壊5カ所、法面崩壊1カ所の被害額約50,000千円
平成 8	1996		豪 雪	・15年ぶりの豪雪に見舞われ、2月2日最上町豪雪対策本部を設置。年間降雪量1,022cm、最大積雪深158cm除排雪作業による人的被害3名（重症2、軽症1）農業用ハウス被害5件
〃	〃	8月11日	地 震	・午前3時12分秋田県南部を震源とする地震が発生、午前8時10分には宮城県北部を震源とする震度5の地震が相次いで発生
〃	〃	8月13日	地 震	・午前11時13分にも宮城県との県境花立峠付近の町を震源とする震度4の地震が発生。 被害総額約1億6千万円。負傷者13人（軽傷）、家屋一部破損7棟、文教施設8棟、道路15箇所、河川2箇所、田・畑5ha(亀裂)、がけ崩れ1箇所
平成10	1998	9月16日	台 風	・台風5号による集中豪雨で最上小国川及び支流が氾濫、数箇所です堤防が決壊。赤倉温泉街では旅館など床上浸水11戸、床下浸水7戸の被害。地区住民や旅館宿泊客が避難する事態となった。被害総額7,900万円
平成11 平成13	1999 2001	3月24日	風 雪 豪 雪	・風雪害。農林被害・商工建物被害総額約50万円。 ・1月4日最上町豪雪対策本部を設置。 年間降雪量1,075cm、最大積雪深185cm。雪下ろし・除排雪作業による人的被害4名（重症1、軽症3）、建物被害2件、ハウス倒壊2件
平成14	2002	7月11日	台 風	・梅雨前線を伴った台風6号により最上小国川で5カ所、支流河川で22カ所の護岸決壊や護岸洗掘又、土砂流失や法面崩落等の被害が発生した。 赤倉地区では内水処理が出来ず床下浸水1棟。
〃	〃	10月2日	台 風	・台風21号により住家1棟、非住家1棟一部破損、農業用施

年 号	西 曆	月 日	種 別	記 録
平成15	2003	10月2日	地 震	設等の被害13棟 ・ 5月26日18時24分頃宮城県沖を震源とするマグニチュード7.0の地震が発生し、町では震度5弱の揺れを記録した。住家一部損壊1棟、非住家一部破損棟、被害額1,400千円。
平成16	2004	7月17日	大 雨	・ 梅雨前線による豪雨により道路4カ所、河川25カ所、農林業施設39カ所で法面崩壊・損壊等が発生 瀬見地区で1時間の降水量28.5mmを記録、被害総額22,000千円
〃	〃	8月20日	台 風	・ 台風15号により人的被害2名（重症1名、軽症2名）、住家一部破損1棟、公共施設被害1棟
平成17	2005		豪 雪	・ 2月2日豪雪対策本部警戒班設置 人的被害6名、住家一部破損3棟、農林施設被害3棟
平成18	2006		豪 雪	・ 前年12月から1月にかけて記録的な大雪となり、1月6日最上町豪雪対策本部を設置。年間降雪量1,007cm、最大積雪深205cm（最大記録）。人的被害2名（重症）、住宅被害1棟、農林被害2棟、公的施設被害1棟
〃	〃	7月28日 ～29日	大 雨	・ 梅雨前線による豪雨で最上小国川及び、支流河川で護岸の決壊や洗掘の災害が発生。 赤倉地区では内水氾濫による床下浸水1戸
〃	〃	12月27日	大 雨	・ 最上小国川及び支流で護岸決壊等の災害発生 赤倉地内では床上浸水が2戸、床下浸水が6戸発生
平成19	2007	9月7日	台 風	・ 台風9号による住家一部破損5棟、非住家一部破損8棟、文教施設倉庫1棟破損
平成20	2008	6月14日	地 震	・ 8時43分頃岩手県内陸南部を震源とするマグニチュード7.2の地震（「岩手・宮城内陸地震」）が発生し、町では震度5弱の揺れを記録した。大きな被害無し。
〃	〃	7月24日	地 震	・ 0時26分頃岩手県沿岸北部を震源とするマグニチュード6.8の地震が発生し、震度4の揺れを記録した。
平成21	2009	10月8日	台 風	・ 台風18号による洪水で、床下浸水3戸、非住家一部損壊1棟の被害
平成23	2011		豪 雪	・ 1月6日から降り続いた雪は、2月1日に212cmの積雪深を記録し、最終的な降雪量は1,066cmを記録した。 1月18日豪雪対策本部を設置。人的被害3名（重症2名、軽症1名）、住宅被害4棟、農業施設被害72棟（全壊57棟・一部損壊11棟、農作業小屋等4棟） 被害総額61,000千円。
〃	〃	3月11日	地 震	・ 午後2時46分頃、三陸沖を震源地とするマグニチュード9.0の巨大地震が発生し、東北から関東にかけて広い範囲で津波や火災が発生し大勢の尊い命が奪われた（東日本大震災）町も3月11日と4月7日に震度5弱の揺れを記

年 号	西 曆	月 日	種 別	記 録
平成24	2012		豪 雪	録し、停電・燃料不足・陸羽東線の約1か月間にわたる不通、食料品等の物流の停滞により、住民生活にかつてない影響が出た。人的建物被害無し。
〃	〃	4月4日	暴 風	・1月に入り断続的に降り続いた雪は、2月4日に162cmの積雪深を記録し、最終的な降雪量は1,040cm 1月30日豪雪対策本部を設置。人的被害4名（重症2名、軽症2名）、住宅被害1棟、農業施設被害3棟（ビニールハウス倒壊） 被害総額19,000千円
〃	〃	6月19日 ～20日	台 風	・急速に発達した低気圧の影響により、向町では4日5時45分に最大瞬間風速31.3mを記録した。人的被害軽症1名、住家一部損壊24棟、非住家一部損壊68棟、農業用施設被害27棟と町内広範囲にわたり強風による被害が多数発生した。被害総額27,000千円（公共施設10,000千円、農業施設17,000千円）
平成25	2013		豪 雪	・台風4号の影響で、向町では0時7分に最大瞬間風速19.5mを記録した。住宅4棟（一部破損含む。）、農業用施設7棟の一部破損、公共用施設2棟の被害発生
平成27	2015	9月10日 ～11日	豪 雨	・12月下旬に大雪警報が発令され、その後断続的に降り続いた雪は、2月21日に204cmの積雪深を記録し、最終的な降雪量は1,143cmとなった。町は1月10日豪雪対策本部を設置。人的被害6名（重症3名、軽症3名）、農業施設被害9棟（被害総額約12,500千円）
平成27	2015	9月10日 ～11日	豪 雨	・台風18号から変わった低気圧の影響により、断続的に激しい雨が降り、最上小国川の氾濫により赤倉地区を中心に床上浸水などの多数の被害が発生した。（関東東北豪雨） 被害総額約39,900千円 人的被害なし、浸水家屋40棟、道路・河川等45カ所、農産物被害36件、農業施設47カ所
平成30	2018	8月5日 ～6日	豪 雨	・前線が停滞したことにより、庄内・最上を中心に非常に激しい雨となった。町内全域で土砂災害の危険が高まったことから、全町に避難勧告を発令し、町内5箇所に避難所を開設した。国道47号瀬見地内及び柳原地内において土砂崩れが発生し、全面通行不可となった。瀬見地区に避難指示（緊急）を発令。人的被害なし、床上浸水2棟、床下浸水1棟、道路等及び農業施設被害多数。瀬見観測所で24時間雨量309.5mmと観測史上最大を記録、また、瀬見水位観測所において、最大5.66m（氾濫危険水位5.40m）を観測

年 号	西 曆	月 日	種 別	記 録
〃	〃	8月30日 ～31日	豪 雨	・前線が停滞し、断続的に雨が降り続き、町内全域で土砂災害の危険が高まったことから、全町に避難勧告を発令し、町内5箇所に避難所を開設した。その後、河川氾濫の危険性が高まったとして瀬見地区に避難指示（緊急）を発令。その後、月楯避難所を追加開設。国道47号瀬見・鶴杉間において最上小国川が氾濫し、全面通行止めとなる。人的被害なし、床上浸水5棟、床下浸水15棟、道路等及び農業施設被害多数。同じ月に記録的な大雨に二度見舞われる。瀬見観測所で24時間雨量223.0mmを観測。
令和元	2019	6月18日	地 震	・22時22分頃、山形県沖を震源とするマグニチュード6.7の地震により、町では震度4の揺れを記録した。
	〃	10月12日 ～13日	台 風	・台風19号の影響により、暴風・大雨が降り続いたため、町内6カ所に避難所開設、赤倉地区に避難勧告を発令した。町内で大きな被害はなかったが、最上川中流で河川氾濫が発生し、流域の市町村では大きな被害が発生した。
令和3	2021	2月13日	地 震	・23時07分頃、福島県沖を震源とするマグニチュード7.3の地震が発生し、町では震度4の揺れを記録した。

## 第4節 地震被害想定

### 1 被害想定調査の実施

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、これまでの想定を超える大きな被害がもたらされ、このような災害が日本各地で発生する可能性のあることを示した。

地域防災計画を大規模災害に有効に機能するようにすることは重要な課題であり、そのためには、このような大規模地震が県内に発生した場合の被害を想定することが必要であるとのことから、これまで県では、平成8年度及び平成9年度の2年度にわたって、山形県地震対策基礎調査（被害想定調査）を実施した。平成14年には国の地震調査研究推進本部地震調査委員会（以下「地震調査委員会」という。）より「山形盆地断層帯の評価」が公表され、村山地方においてマグニチュード7.8の地震発生の可能性があることが指摘されたことを受け、山形盆地断層帯の被害想定調査を実施した。

さらに、平成17年に「長井盆地西縁断層帯の長期評価」及び「庄内平野東縁断層帯の長期評価」が公表され、庄内地方においてマグニチュード7.5、置賜地方においてマグニチュード7.7の地震発生の可能性があることの指摘がされたことから、両断層帯の被害想定調査を実施した。

### 2 被害想定のおえ方

#### (1) 地震規模の設定

##### ① 山形県地震対策基礎調査（平成8～9年度実施）

地域防災計画を阪神・淡路大震災を引き起こした兵庫県南部地震クラスの内陸地震にも有効に機能するための基礎資料を得るという趣旨から、マグニチュード7クラスの内陸地震を想定した。

##### ② 山形盆地断層帯被害想定調査（平成14年度実施）

地震調査委員会が公表した「山形盆地断層帯の長期評価」と同様のマグニチュード7.8の地震を想定した。

##### ③ 長井盆地西縁断層帯被害想定調査（平成17年度実施）

地震調査委員会が公表した「長井盆地西縁断層帯の長期評価」と同様のマグニチュード7.7の地震を想定した。

##### ④ 庄内平野東縁断層帯被害想定調査（平成17年度実施）

地震調査委員会が公表した「庄内平野東縁断層帯の長期評価」と同様のマグニチュード7.5の地震を想定した。

#### (2) 震源域の設定

村山、置賜、庄内の3地域については、国の地震調査委員会が公表した長期評価の断層帯を震源域とし、最上地域については「新編日本の活断層（東京大学出版会）」における活断層の分布状況等を考慮し震源域を設定した。

区分	震源域		地震規模 (マグニチュード)	起震断層の長さ
内陸地震	庄内平野東縁断層帯	北部	7.1程度	約24km
		南部	6.9程度	約17km
		全体	7.5程度	約38km
	新庄盆地断層帯	東部	7.1程度	約22km
		西部	6.9程度	約17km

区分	震源域		地震規模 (マグニチュード)	起震断層の長さ
	山形盆地断層帯	北部	7.3 程度	約 29 km
		南部	7.3 程度	約 31 km
		全体	7.8 程度	約 60 km
	長井盆地西縁断層帯		7.7 程度	約 51 km

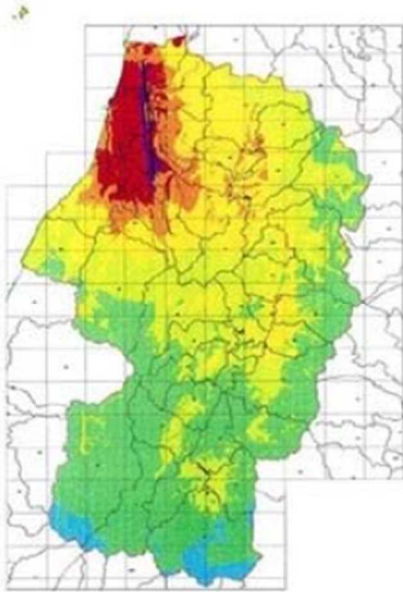
※ 新庄盆地断層帯については、平成 9 年度実施地震対策基礎調査、山形盆地断層帯については、平成 14 年度実施の被害想定調査、長井盆地西縁断層帯及び庄内平野東縁断層帯については平成 17 年度実施の被害想定調査による。

### (3) 発生ケースの設定

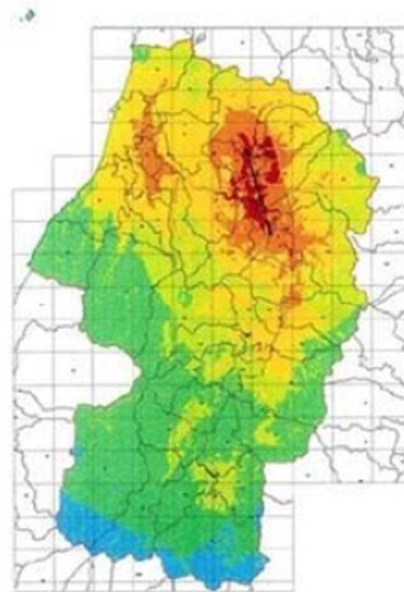
過去の地震の例などによれば、地震発生の季節や時刻によって被害状況が異なってくることが考えられることから、それぞれの想定地震について、在宅の状況、積雪の有無及び火気の使用状況を考慮し、条件の異なる 3 つのケース（夏季昼間・冬季早朝・冬季夕方）を設定している。

### (4) 被害想定項目と想定手法

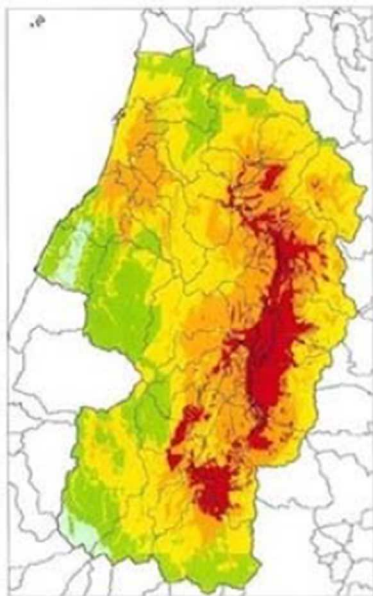
想定項目	想定対象	想定内容	考慮した要因
地震動	全県域	震度、最大地表加速度、最大地表速度	起震断層からの距離、地盤
液状化危険度	平野部、盆地部	液状化危険度	地盤、地震動
土砂災害	急傾斜地、地すべり、土石流、雪崩危険箇所	地震時危険性	平常時の危険度、地震動
建物被害	家屋、事務所、店舗、公共施設など (物置・土蔵等は除く)	全壊棟数、半壊棟数	地震動、液状化危険度、構造（木造、RC造等）、建築年次、屋根の種類・柱の太さ・積雪の有無（地域ブロックごと）
死者、負傷者	建物被害による死傷、地震火災による死傷	死者数、重軽傷者数 (病院で手当を受ける程度の負傷)	建物被害、地震火災、発生季節と時刻
避難所生活者	自宅居住困難による避難	避難所に滞在する人数	罹災者数 県民防災意識アンケート調査結果
交通機関 (道路・鉄道)	緊急輸送道路、鉄道	通行障害発生の可能性(長期間(1カ月)と短期間(数日))	地震動、液状化危険度、橋梁、土砂災害危険箇所
河川構造物	河川堤防、ため池	地震水害発生の危険性	地震動、液状化危険度、耐震対策の実態
ライフライン	上水道、下水道、LPガス、電気、電話	供給停止世帯数	地震動、液状化危険度、架線・埋設管の種類と延長
危険物施設等	石油タンク、高圧ガスタンクなど	地震時の危険性	地震動、液状化危険度、種類ごと施設数



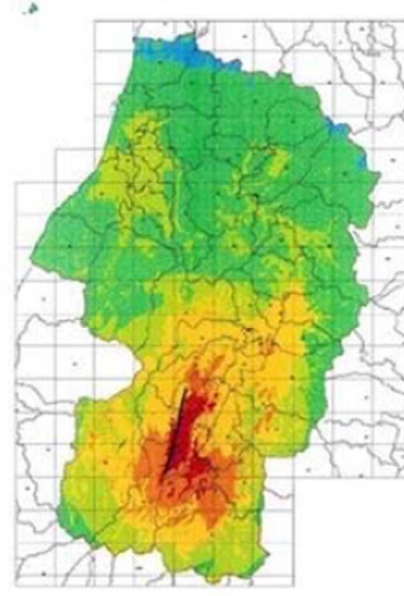
庄内平野東縁地震



新庄盆地周辺地震



山形盆地断層帯地震



長井盆地西縁地震

凡 例	
	震度3以下
	震度4
	震度5弱
	震度5強
	震度6弱
	震度6強
	震度7

震度分布

資料：山形県文化環境部(1998)「山形県地震対策基礎調査」  
 : 山形県文化環境部(2002)「山形盆地断層帯被害想定調査」

### 3 想定被害の概要

#### (1) 被害の規模

4つの想定地震の中では、設定した地震規模が最も大きく、人口が集積している村山地域で地震が発生することになる山形盆地断層帯地震の場合が、もっとも被害が大きくなる。

3つの発生ケースの中では、冬季夕方の場合には、屋根に積雪があるため建物被害が大きくなるとともに、火気器具の使用が多いので出火が多くなる傾向がある。冬季早朝の場合は、夕方の場合に比較し、火災は減少するが、家屋にいる人の割合が多いので死傷者が増加する傾向にある。一方、夏季昼間の場合は、他の場合に比較し、建物被害、地震火災、死傷者ともに減少する傾向にある。

#### < 冬季早朝における想定被害の状況（県全体） >

想定地震想定項目	庄内平野東縁断層帯地震	新庄盆地断層帯地震	山形盆地断層帯地震	長井盆地西縁断層帯地震
震度	3～7	3～6強	4～7	3～7
建物全壊	10,781棟	1,295棟	34,792棟	22,475棟
建物半壊	23,618棟	5,342棟	54,397棟	50,926棟
建物焼失	63棟	16棟	297棟	82棟
死者	915人	110人	2,114人	1,706人
負傷者	9,694人	2,585人	21,887人	16,405人
避難所生活者(ピーク時)	41,044人	7,776人	94,688人	78,849人
上水道断水世帯	169,434	23,574	202,444	327,131
都市ガス停止世帯	46,378	3,510	50,082	29,005
停電世帯	20,816	30,127	114,823	43,750
電話不通世帯	13,156	17,391	98,042	25,709

#### (2) 被害の範囲

庄内平野東縁断層帯地震	庄内地域の広い範囲及び最上地域の一部において被害が発生する。
新庄盆地断層帯地震	最上地域とともに、庄内地域の広い範囲及び村山地域の北部にも被害が発生する。
山形盆地断層帯地震	村山地域の広い範囲と置賜地域の都市部に被害が多く発生し、最上地域、庄内地域を含め、全県的に被害が発生する。
長井盆地西縁断層帯地震	置賜地域及び村山地域の全域と庄内地域の一部において被害が発生する。



## (3) 本町における被害の規模

&lt; 想定被害の状況 (最上町) &gt;

庄内平野東縁断層帯地震		被害想定		
		冬の夕方	冬の早朝	夏の昼間
震度		最大で震度6弱		
建物被害	全壊計 棟 (%)	0 (0.0)		0 (0.0)
	半壊計 棟 (%)	5 (0.1)		5 (0.1)
ライフライン被害	上水道の断水世帯：地震直後 (世帯, %)	2,057 (74.7)		
	上水道の断水世帯：一日後 (世帯, %)	1,206 (43.8)		
	LPガス全半壊率：冬期 (%)	0.1		
	LPガス要点検供給世帯 (世帯)	3		
	下水道被害率 (%)	0.68		
	下水道排水困難人口 (人)	22		
	停電世帯 (世帯, %)	0 (0.0)		
	電話不通世帯 (世帯, %)	0 (0.0)		
人的被害	死者 (人)	0	0	0
	負傷者 (人)	0	0	0
	避難者：昼間 (人, %)	36 (0.3)		
	避難者：夜間 (人, %)	54 (0.5)		

長井盆地西縁断層帯地震		被害想定		
		冬の夕方	冬の早朝	夏の昼間
震度		最大で震度5強		
建物被害	全壊計 棟 (%)	0 (0.0)		0 (0.0)
	半壊計 棟 (%)	5 (0.1)		5 (0.1)
ライフライン被害	上水道の断水世帯：地震直後 (世帯, %)	0 (0.0)		
	上水道の断水世帯：一日後 (世帯, %)	0 (0.0)		
	LPガス全半壊率：冬期 (%)	0.1		
	LPガス要点検供給世帯 (世帯)	3		
	下水道被害率 (%)	0.64		
	下水道排水困難人口 (人)	21		
	停電世帯 (世帯, %)	0 (0.0)		
	電話不通世帯 (世帯, %)	0 (0.0)		
人的被害	死者 (人)	0	0	0
	負傷者 (人)	0	0	0
	避難者：昼間 (人, %)	35 (0.3)		
	避難者：夜間 (人, %)	50 (0.4)		

新庄盆地断層帯地震		被害想定		
		冬の夕方	冬の早朝	夏の昼間
震度		最大で震度6弱		
建物被害	全壊計 棟 (%)	4 (0.0)	4 (0.0)	2 (0.0)
	半壊計 棟 (%)	71 (0.8)	71 (0.8)	48 (0.5)
地震火災	出火件数 (件)	0	0	0
	焼失棟数 (棟)	0	0	0
	焼失率 (%)	0.00	0.00	0.00
ライフライン被害	上水道の断水世帯 (世帯, %)	761 (27.6)		759 (27.5)
	下水道排水困難世帯 (世帯, %)	-		
	停電世帯 (世帯, %)	304 (10.4)		302 (10.4)
	電話被害加入者 (件, %)	169 (4.6)		166 (4.5)
建物倒壊及び火災等による人的被害	死亡者数 (人)	0 (0.00)	1 (0.01)	0 (0.00)
	負傷者計 (人, %)	0 (0.0)	46 (0.4)	0 (0.0)
	罹災者 (人, %)	104 (0.8)	104 (0.8)	69 (0.6)
	避難所生活者 (人, %)	36 (0.3)	36 (0.3)	24 (0.2)

山形盆地断層帯地震		被害想定		
		冬の夕方	冬の早朝	夏の昼間
震度		最大で震度6強		
建物被害	全壊計 棟 (%)	247 (2.8)		167 (1.9)
	半壊計 棟 (%)	731 (8.2)		575 (6.4)
地震火災	出火件数 (件)	2	1	0
	焼失棟数 (棟)	2	1	0
	焼失率 (%)	0.03	0.01	0.00
ライフライン被害	上水道の断水世帯率 (%)	11.9		10.2
	下水道排水困難世帯 (世帯, %)	-		
	停電世帯 (世帯, %)	769 (26.4)		728 (25.0)
	電話施設被害加入者 (人, %)	592 (16.0)		532 (14.4)
人的被害	死者 (人, %)	15 (0.12)	19 (0.15)	10 (0.08)
	負傷者 (人, %)	285 (2.34)	329 (2.63)	218 (1.79)
	罹災者 (人, %)	1,339 (11.01)	1,337 (10.66)	1,015 (8.34)
	避難所生活者 (人, %)	554 (4.56)	553 (4.41)	410 (3.37)

## 第3章 防災に関する基本方針 (防災ビジョン)



## 第1節 防災に関する基本方針（防災ビジョン）

災害に強いまちづくりを推進していくためには、町民自らが災害から身を守る「自助」、地域の自主防災組織、ボランティア等が協力しお互いを災害から守る「共助」、そして行政をはじめとする防災関係機関が連携し、各種防災施策を推進する「公助」の3つがそれぞれの役割を担いながら、防災体制の整備、防災意識の向上に努めていく必要がある。

この基本的な認識のもと、過去の災害から得られた教訓、本町の地理的条件や防災体制の現状を踏まえ、今後の災害への備えを一層強化し、災害に強いまちづくりの実現にむけて、以下の防災対策に取り組んでいく。

### 1 防災対策の充実

#### (1) 地域防災計画、町防災体制の充実

いわゆるハード面の生活環境は年々改善されてはいるものの、少子高齢化、過疎化の進行は本町にとって大きな課題である。また、社会経済の発展に伴い地域社会の変化も早まり土地利用の変化から災害も多様化してきている。

このようなことから、ソフト対策の中心となる本計画も実際の運用活動状況、町が主体となった防災訓練や、集落・団体等が主体となった防災訓練をベースに、常に検討を加え合理的で実践的な計画を策定していくものとする。

また、町における迅速な初動体制を確保するため、「職員初動マニュアル」「危機管理マニュアル」の整備・活用を図るとともに、防災カルテ、ハザードマップ、防災ガイドブック等の周知・活用による、危険区域の認知等の手法を取り入れながら、地域住民による防災行動を支援していく。さらに、ライフラインや医療体制の確保などの防災基盤の充実、最上管内の広域的な合同防災訓練の実施、県・他市町村間の相互応援協力体制の整備を図るものとする。

#### (2) 防災カルテ、ハザードマップの整備

風水害、土砂災害等にかかわる危険区域を常に点検し、必要な場合は見直し、町民に対して周知徹底を図るとともに、地区毎の防災カルテ、ハザードマップの整備を促進し、有事における警戒避難活動の手順化の指針とするものとする。

#### (3) 「自助」・「共助」・「公助」による「減災」へ向けた取組みの強化

町行政において実効性のある防災対策を推進するとともに、行政、防災関係機関のみならず、地域住民、自主防災組織、事業所、地域団体等が、お互いに連携し災害に強いコミュニティづくりが求められている。

「公助」による応急活動だけでは、大規模災害発生時に町民の「いのち」を確実に守ることは困難であることから、「公助」のみならず、町民、事業所、団体などの様々な主体による「自助」・「共助」の取組みを推進し、「共助」活動の充実により、「自助」活動の底上げを図り、町民自ら「自分のいのちは自分で守る。」といった強い意識をつくり上げていく必要がある。

また、住民自身の判断による「自主避難」や「食料・応急物資の個人備蓄」、「家族間の災害時の連絡手段の確認」など、「減災」の考え方（大規模災害は必ず起きるとの想定のもと、誰もが日頃から危機管理意識を持ち、災害等による被害をできる限り少なくしようという考え方・取組み）に立った防災対策を推進するものとする。

#### (4) 自主防災組織の整備

大規模な災害から自分や家族の命を守るためには、さまざまな災害発生に備え、平常

時から十分な対策を講じておく必要があるが、ひとたび大規模災害が発生すると、被害の拡大を防ぐには、個人や家族の力だけでは限界があり、危険や困難を伴う場合もある。特に災害発生初期には、公的な支援が届くのにも時間がかかるため、このような場合には、毎日顔を合わせている隣近所の人たちが互いに協力し合いながら、防災活動を組織的に取り組むことが大切である。

特に、住民の地域連帯感に支えられた自主防災組織は重要であり「自分達の町は自分達で守る」という防災意識を高め有事の際の体制を確立し、消防団と連携のもと地域の防災体制強化を図っていくものとする。

災害発生時はもちろん、平常時も、地域住民が一緒になって防災活動に取り組むため、地域の自主防災活動の育成支援を図るとともに、町民向けの広報や出前講座などにより、平常時からの防災対策（行動）の大切さを広く啓発していくものとする。

これにより、地域コミュニティにより培われた地域力を発揮し、災害に強い地域・町づくりを進め、併せて、地域が主体となった要配慮者対策を推進するものとする。

#### (5) 避難体制の整備

防災対策におけるハード面は、年々整備が進められ、災害による安全性は高められてはいるが、不測の事態に備え避難体制の確立も併せて必要となる。

町全戸に最新のハザードマップの配布を行い、ハザード情報を町のホームページで閲覧できるようにし、危険箇所及び指定緊急避難場所・指定避難所の周知を図るものとする。さらに、自主防災組織による防災訓練を行い情報伝達、避難時期、避難経路、指定緊急避難場所・指定避難所の確認といった活動を組織的、具体的に実践し、地区ごとの検討を行い、実効性の確保に努めるものとする。

特に、近年のゲリラ豪雨などの突発的な気象災害に即応できる体制づくりと避難訓練は重要となってくる。

#### (6) 要配慮者の優先

本町においては、65歳以上の人口比率は年々増加の一途をたどり、高齢化が進んでいる。災害が発生した折には、ひとり暮らし高齢者、身体障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人等は、要配慮者となることから、負傷者に準じて優先的に保護するものとする。

また、要配慮者の避難支援を円滑に行うため、要配慮者の状況等を登載した避難行動要支援者名簿を整備・活用するとともに、地域での支援体制の強化を推進するものとする。

#### 〈要配慮者に対する施策〉

施 策	担 当 課
・平時において要配慮者の住居状況を台帳等に作成して把握する。	健康福祉課
・平時において基礎的な防災対策に関する講習会を催す。	総務企画課 教育委員会
・避難時においては、自主防災組織により、戸別訪問を行い避難所へ誘導する。	総務企画課 健康福祉課
・避難所への受入れを行う。	総務企画課 健康福祉課
・食料等の配給を行う。	商工観光課 農林振興課
・医療、診察を行う。	最上病院

・ボランティアの受入れを円滑に行う。	総務企画課 健康福祉課
・応急仮設住宅建設の際は、要配慮者（特に身体障がい者）へ配慮した設計とする。	建設水道課 健康福祉課
・公営住宅、応急仮設住宅への入居を行う。	建設水道課

#### (7) 要配慮者や女性、性的マイノリティ（LGBT）等への配慮

避難所等においては、高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性、性的マイノリティ（LGBT）等に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、多機能トイレ、授乳場所、クールダウンスペース等を避難所開設当初から設置するように努める必要がある。また、女性や子どもに対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレ、入浴施設等の設置場所に配慮し、注意喚起に努めていくものとする。

さらに、女性の相談員、福祉相談員の配置についても検討し、女性や性的マイノリティ（LGBT）、要配慮者のニーズの変化に対応できるようにするとともに、女性や性的マイノリティ（LGBT）に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては民間団体の活用を図っていくものとする。

#### (8) 情報施設の整備

災害時において、地域への情報伝達を迅速かつ的確に行うためには、町独自の防災行政無線（同報系）を運用し、全国瞬時警報システム（J-ALERT）も含めた広報に努め、戸別受信機の増設を推進し、効果的な情報体制を確立するものとする。

また、通信各社による緊急速報メール等の「災害・避難情報」の提供体制を充実していくとともに、国・県をはじめとする関係機関との連携においても災害に関する情報の迅速な収集及び伝達に向けて、情報伝達体制の高度化を進めていく。

さらに、町内の山間地やひとり暮らし高齢者等への緊急通報システムの整備促進等、情報連絡体制を充実していくとともに、土砂災害のおそれのある地域においては、住民との降雨状況の連絡確認等、地域住民によるモニタリング体制についても検討していくものとする。

#### (9) 事業所、団体等の防災力強化の取組み

指定地方公共機関や事業所との防災協定の締結促進により、自動実行的な防災活動が展開されるよう誘導し、それらが地域の防災力の強化につながるように努める必要がある。

事業所や産業団体については業務継続計画（BCP）の樹立により、早期事業再開を進める備えを普及していくとともに、復旧時における雇用の安定等広く地域に役立つ取組みを促進する必要がある。

また、町の応急初動対応、ライフライン復旧、がれき処理等の協力体制の強化を進めるとともに、平常時からの協議により災害時の応急対策等の手順を明確化していくものとする。

## 2 町土の保全

近年、異常気象と相俟って、全国各地で、集中豪雨や台風等による風水害や土砂災害等が多発しており、ハード、ソフト一体となった総合的な取組みにより、災害危険箇所の安全を確保する必要がある。

#### (1) 土砂崩壊地対策

本町は総面積の80%が森林である。このため、地すべり、がけ崩れ、土石流等の危険地域も多く、全世帯数の10%がこれらの地域に散在する。特に、本町の丘陵・山間部は急傾斜地崩壊及び土石流の危険性が高く、土砂災害警戒区域等の指定がされている。このため、施設・設備等ハード面での土砂災害対策の推進を図るとともに、土砂災害警戒情報等の伝達や、避難情報発令の判断基準を的確に運用し、避難体制の整備等ソフト面での対策を推進する。

#### (2) 治水対策

翁山を源とする最上小国川をはじめ、明神川、絹出川、最上白川、大横川、満沢川など一級河川が25河川あり、流路延長は118kmになる。また橋梁も多く106橋を数える。

このように多くの川を抱える本町にとって、治水対策は生活基盤整備の重要な課題の一つであり、集中豪雨・台風等による河川の氾濫や土砂災害等の被害を軽減するため、今後ともダム建設や河川改修事業等を積極的に実施するものとする。

また、河川改修工事の推進により水害は減ってきているのと相俟って、町民の水害に対する意識が低下している傾向にあることから、今後意識の向上を図るとともに重要水防箇所等の早期改良を積極的に推進する必要がある。

さらに、避難情報発令の判断基準を的確に運用し、河川氾濫に対する避難体制の整備等ソフト面での対策を推進する。

#### (3) 水防体制の充実

全国各地で豪雨災害が多発する一方、消防団（水防団）員の減少等による地域の水防力の低下が見込まれる中、消防団（水防団）等の水防活動に協力する体制を強化する必要がある。消防団（水防団）等の水防活動に協力する「水防協力団体」の指定対象については、平成25年6月の水防法の改正により、営利法人を含む民間法人や、法人格を有しない自治会等も対象となることから、水防協力団体となった企業からの重機の提供や、自治会、町内会、女性団体、自主防災組織等が水防演習や水防の普及啓発活動に取り組む等の支援協力が期待されるため、「水防協力団体」の指定を促進するものとする。

### 3 定住圏の整備

近年、交通通信網の発達や町外への就労人口の増加によって、人々の生活圏域は急速に拡大し、職住分離が進み、若者の昼間人口の激減、またこれらに伴い消防団・自主防災組織の高齢化により災害時の迅速性、初期消火体制の確保も困難になりつつある。このため若者の働きやすい企業の誘致振興と雇用の場の拡大を図り、若者の定住化のための環境整備や消防団活性化事業を含めた総合的な対策を講じる必要がある。

今後、中核都市の新庄市、県都山形市、宮城県を結ぶ交通網の道路ネットワークの整備、居住環境と防災機能の高いまちづくりを進めるため避難、又は防災空間のための緑地公園等の整備、雨水排水被害の防止対策のための下水道整備等の生活環境の整備を推進するものとする。

### 4 保健、医療、福祉体制の整備

高齢化、過疎化、核家族化の進行等本町を取り巻く社会環境も変化してきており、寝たきり高齢者、認知症高齢者等の要介護者や在宅障がい者、難病患者、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯等のいわゆる要配慮者に対する保健、医療、福祉体制の整備は重要な課題である。



これらを受け、体の弱いひとり暮らし高齢者に対しては緊急通報システムの整備促進を図るとともに、冬期間においては、非常口の確保等、主体的に避難救護等の支援活動が出来るように地域の自主防災体制整備の強化を推進するものとする。

## 5 除雪体制の整備

冬期間における町民の生活環境を確保するため、雪をどう克服するかが雪国の大きな課題である。冬期間の積雪やなだれ等の危険性に対し、町及び関係機関は、高齢者世帯等への支援を含めた除雪体制の強化やなだれ防止対策に努める。特に、要配慮者に対する地域や自主防災組織を主体とした共助による雪対策会議等の開催、地域除雪体制の整備は重要な課題である。

更に、雪下ろしや除雪作業中における事故防止のため、適宜町民に対し注意喚起を実施し、安全な作業のポイントを周知するなど、除雪機による事故や落雪事故、雪下ろし作業中の事故の未然防止に努めるものとする。

また、本町においても生活路線は勿論、通学、通園バス路線及び集落間の主要幹線等指定路線の確保を行っているため、町民の生活環境は大きく向上している。しかしながら今後の課題として、除雪路線の延長や除雪資機材の増強、防雪柵の設置等の整備を促進する必要がある。

## 6 その他の災害対策の推進

本町におけるその他の災害は、気候的、地形的、社会的条件等から、雪害、竜巻・突風、航空機事故、鉄道事故、道路災害、林野火災、原子力災害対策等が挙げられる。

これらの災害については、他の風水害や震災対策と併せ、各施設管理者による安全管理体制の強化、応急資機材の整備、避難体制の整備、風評被害対策等の取組みを進めるものとする。



## 第4章 防災関係機関の事務又は業務の大綱



## 第1節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

### 1 実施機関の責務

町をはじめ県、指定地方行政機関、指定地方公共機関及びその他の防災関係機関の責務を明確にするとともに、それぞれが分担して処理すべき業務の大綱を明らかにするものである。

#### (1) 町、町消防団

町並びに町消防団は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町内の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、消防機関、県、指定地方行政機関、警察、自衛隊、指定公共機関及びその他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

#### (2) 消防機関

最上広域市町村圏事務組合消防本部（以下「最上広域消防本部」という。）は、町内の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、町が行う防災活動を援助し協力するものとする。

#### (3) 県

県は、市町村を包含する広域的な地方公共団体として、県内の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が町の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく町で処理することが不相当と認められるとき、又は防災活動内容において、統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。また、町が行う防災活動を援助し関係機関との調整を行うものとする。

#### (4) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町内の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、その所掌事務について、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう、勧告、指導及び助言等の措置をとるものとする。

#### (5) 自衛隊

陸上自衛隊は、自衛隊法第83条に基づき、県知事の要請を受け、災害派遣を実施するものとする。ただし、災害に際し、特に緊急を要し、県知事の要請を待ついとまがない場合は、要請を待つことなく災害派遣を行うものとする。

#### (6) 指定公共機関、指定地方公共機関

町の地域に係る指定公共機関、指定地方公共機関は、その公共性又は公益性にかんがみ、その業務について自ら防災活動を実施するとともに、町の行う防災活動に対し、それぞれの業務に応じて援助・協力するものとする。

#### (7) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を実施する。また、町その他防災関係機関の防災活動に協力する。

### 2 町民及び事業所の役割

「自分のことは自分で守る（自助）。自分たちの地域は自分たちで守る（共助）。」こ

とが防災の基本であり、町民及び事業所は、その自覚をもち、平素から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。特に大規模地震発生時には、防災関係機関の初期活動が制限されることが予想されるので、町民及び事業所は、自分の安全が図られるよう行動するとともに、近隣の住民と連携し、消火や救助、救急活動に積極的に取り組んでいくことが求められる。

### 3 処理すべき事務又は業務の大綱

災害対策基本法第42条第2項第1号の規定により、町及び町内の公共団体、その他防災上重要な管理者はそれぞれの所掌事務を通じ、町の地域に係る防災に寄与するものとし、それぞれの防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

#### (1) 最上町

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	復 旧 対 策
最上町	1 最上町防災会議に関すること。 2 管内における公共的団体及び住民の自主防災組織の育成指導に関すること。 3 災害及び防災に関する科学的研究とその成果の実現に関すること。 4 防災に係る気象、地象及び水象の観測、予報、その他の業務に関する施設、設備及び組織の整備、並びに災害の予報及び警報伝達の改善に関すること。 5 防災意識の高揚及び災害安全運動に関すること。 6 防災に係る教育及び訓練に関すること。 7 通信施設及び組織の整備に関すること。 8 水防、消防、救助その他の災害応急に関する施設及び組織の整備並びに物資及び資機材の備蓄に関すること。	1 最上町災害対策本部の設置及び運営に関すること。 2 指定地方行政機関の長等及び県知事に対する職員の派遣要請、並びに他の市町村長に対する応援の要請に関すること。 3 県知事の委任を受けて行う、災害救助法に基づく被災者の救助に関すること。 4 損失及び損害補償並びに公的徴収金の減免等に関すること。 5 災害情報の収集に関すること。 6 災害広報に関すること。 7 災害予警報の伝達、並びに避難の指示及び警戒区域設定に関すること。 8 被災者の救助に関すること。 9 消防活動及び浸水対策活動に関すること。 10 緊急輸送の確保に関すること。 11 ライフラインの確保に関すること。 12 公共土木施設、農地・農業用施設及び	1 被災者のための相談に関すること。 2 見舞金等の支給等に関すること。 3 雇用の安定に関すること。 4 住宅対策に関すること。 5 租税の特例措置に関すること。 6 農林漁業者及び中小企業等に対する金融対策に関すること。 7 公共施設等の災害復旧に関すること。

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	復 旧 対 策
	<p>9 治山治水その他最上町の地域の保全に関する事。</p> <p>10 建物の不燃堅ろう化その他都市の防災構造上の改善、災害危険区域の指定及び対策に関する事。</p> <p>11 災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関する事。</p> <p>12 在宅の要配慮者対策に関する事。</p>	<p>林地・林業用施設等に対する応急措置に関する事。</p> <p>13 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関する事。</p> <p>14 食料品その他の生活必需品の需給計画に関する事。</p> <p>15 災害時の清掃、し尿処理、ごみ処理、防疫その他保健衛生の応急措置に関する事。</p> <p>16 被災児童及び生徒に対する応急の教育に関する事。</p> <p>17 被災要配慮者に対する相談及び援護に関する事。</p>	
最上町消防団	<p>1 水防、消防、救助その他災害応急措置に関する施設及び組織の整備、並びに物資及び資機材の備蓄に関する事。</p> <p>2 防災に係る教育及び訓練に関する事。</p>	<p>1 消防、水防その他応急措置に関する事。</p> <p>2 被災者の救難、救助その他保護に関する事。</p>	

(2) 消防機関

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	復 旧 対 策
最上広域消防本部	<p>1 防災に係る教育及び訓練に関する事。</p> <p>2 防災意識の高揚及び災害安全運動に関する事。</p> <p>3 気象の予報及び警報に関する事。</p>	<p>1 水防、消防、救助、救急、負傷者搬送その他の応急措置に関する事。</p> <p>2 災害の情報収集、伝達及び広報宣伝に関する事。</p> <p>3 緊急消防援助隊の受援対応に関する事。</p> <p>4 その他災害時における所定業務及び活動に関する事。</p>	

## (3) 県

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	復 旧 対 策
山形県	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 山形県防災会議に関すること。</li> <li>2 防災関係機関相互の総合調整に関すること。</li> <li>3 災害及び防災に関する科学的研究所とその成果の実現に関すること。</li> <li>4 防災に係る気象、地象及び水象の観測、予報、情報その他の業務に関する施設、設備及び組織の整備、並びに災害の予報及び警報の伝達の改善に関すること。</li> <li>5 防災思想の普及及び災害安全運動に関すること。</li> <li>6 防災に係る教育及び訓練に関すること。</li> <li>7 通信施設及び組織の整備に関すること。</li> <li>8 水防、消防、救助、その他の災害応急に関する施設及び組織の整備並びに物資及び資機材の備蓄に関すること。</li> <li>9 治山治水その他県土の保全に関すること。</li> <li>10 建物の不燃堅ろう化その他都市の防災構造上の改善、災害危険区域の指定及び対策に関すること。</li> <li>11 災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関すること。</li> <li>12 在宅の要配慮者対策に関するこ</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県災害対策本部の設置及び運営に関すること。</li> <li>2 防災関係機関相互の総合調整に関すること。</li> <li>3 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること。</li> <li>4 自衛隊の災害派遣要請に関すること。</li> <li>5 指定行政機関に対する職員の派遣要請に関すること。</li> <li>6 建設機械及び技術者の現況把握、並びにその緊急使用又は従事命令に関すること。</li> <li>7 損失及び損害補償並びに公的徴収金の減免等に関すること。</li> <li>8 応急措置のための財産又は物品の貸付けに関すること。</li> <li>9 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示、援助に関すること。</li> <li>10 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること。</li> <li>11 災害予警報等の情報伝達並びに災害情報の収集伝達に関すること。</li> <li>12 災害広報に関すること。</li> <li>13 緊急輸送の確保に関すること。</li> <li>14 ライフラインの確保に関すること。</li> <li>15 公共土木施設、農地・農業用施設及び林地・林業用施設等に対する応急措置に関すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者のための相談に関すること。</li> <li>2 見舞金等の支給等に関すること。</li> <li>3 雇用の安定に関すること。</li> <li>4 生活関連物資の需給・価格状況の調査等に関すること。</li> <li>5 住宅対策に関すること。</li> <li>6 租税の特例措置に関すること。</li> <li>7 農林漁業者及び中小企業等に対する金融対策に関すること。</li> <li>8 公共施設等の災害復旧に関すること。</li> </ol>



機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	復 旧 対 策
	と。	16 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること 17 食料品その他の生活必需品の需給計画に関すること。 18 災害時の防疫その他の保健衛生の応急措置に関すること。 19 被災児童及び生徒に対する応急の教育に関すること。 20 被災要配慮者に対する相談及び援護に関すること。 21 その他市町村の応急措置の実施又は応援の指示及び代行に関すること。	

(4) 警察

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	復 旧 対 策
山形県警察本部新庄警察署	1 災害警備用の装備資機材及び地震対策用の交通安全施設の整備充実に関すること。 2 災害警備の教養訓練に関すること。 3 防災広報に関すること。	1 災害情報及び交通情報の収集に関すること。 2 被災者の救助及び避難誘導に関すること。 3 交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急輸送路の確保に関すること。 4 行方不明者の調査及び遺体の検視に関すること。 5 犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に関すること。	

(5) 指定地方行政機関

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	復 旧 対 策
東北財務局 山形財務事務所			1 金融機関の業務運営の確保に関すること。 2 町及び県の災害対策に係る地方債に関

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	復 旧 対 策
			<p>すること。</p> <p>3 町及び県に対する災害つなぎ資金の融通に関すること。</p> <p>4 公共団体が応急措置の用に供する普通財産の貸付けに関すること。</p>
東北農政局 山形地域センター	<p>1 農地防災事業及び地すべり対策事業の実施に関すること。</p> <p>2 防災教育、総合訓練及び農家に対する防災思想の普及並びに防災営農体制の確立指導に関すること。</p>	<p>1 災害情報の収集、種もみの備蓄及び供給、病虫害の防除、家畜の伝染病予防及び飼料の確保、土地改良機械の現況把握及び緊急使用措置、技術者の動員措置に関すること。</p> <p>2 災害時における応急食料の供給に関すること。</p>	<p>1 農地及び農業用施設並びにこれらの関連施設の災害復旧、直轄代行災害復旧事業、鉱害復旧事業、災害金融に関すること。</p>
東北森林管理局 山形森林管理署 最上支署	<p>1 治山事業、保安林整備管理事業及び地すべり対策事業の実施に関すること。</p> <p>2 防災教育及び防災訓練の実施並びに林野火災の防止に関すること。</p>	<p>1 災害情報の収集、災害復旧用材の供給に関すること。</p>	<p>1 林地、林道及び林業施設の災害復旧に関すること。</p>
東北運輸局 山形運輸支局	<p>1 運輸関係事業の防災体制を確立するための指導及び防災訓練の実施並びに安全確保に関すること。</p>	<p>1 災害情報の収集連絡及び伝達に関すること。</p> <p>2 緊急輸送、代替輸送に対する指導・調整及び支援に関すること。</p>	<p>1 復旧用資機材の輸送に係る指導及び援助に関すること。</p>
仙台管区气象台 (山形地方气象台)	<p>1 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。</p> <p>2 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。</p> <p>3 気象業務に必要な観測、予報及び</p>	<p>1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。</p> <p>2 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に</p>	<p>1 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に</p>

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	復 旧 対 策
	通信施設の整備に関すること。	関すること。	ること。
山形労働局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大規模な爆発、火災等の災害防止に関すること。</li> <li>2 企業における防災の促進に関すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 二次災害発生の防止に関すること。</li> <li>2 災害応急工事等に関する安全衛生の確保に関すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業場の操業再開時における労働災害の防止に関すること。</li> <li>2 災害復旧工事等に関する安全衛生の確保に関すること。</li> <li>3 雇用安定等の支援に関すること。</li> </ol>
東北地方整備局 新庄河川事務所  東北地方整備局 山形河川国道事務所 尾花沢国道維持出張所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災上必要な教育及び訓練の実施並びに一般住民の防災意識の高揚、防災知識の普及に関すること。</li> <li>2 通信施設、観測施設、防災用機械、資機材の整備に関すること。</li> <li>3 災害危険箇所における道路施設等の防災事業推進に関すること。</li> <li>4 道路通行規制区間における必要な措置の指導に関すること。</li> <li>5 官庁施設の災害予防措置に関すること。</li> <li>6 雪害予防施設及び除雪体制の整備に関すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関すること。</li> <li>2 建設機械及び技術者の現況把握に関すること。</li> <li>3 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）リエゾンなどによる災害時における復旧資材の確保に関すること。</li> <li>4 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急対策工事等の実施に関すること。</li> <li>5 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 二次災害の防止及び迅速な旧に関すること。</li> </ol>
東北地方測量部		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 復旧測量等の実施に関すること。</li> </ol>
東北地方環境事務所		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設等の避難場所等としての利用に関すること。</li> <li>2 緊急環境モニタリングの実施・支援に関すること。</li> <li>3 大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に</li> </ol>	

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	復 旧 対 策
		基づく検査・指示に関すること。 4 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整に関すること。 5 愛玩動物の救護活動状況の把握・関係機関との連絡調整や支援要請等及び救護支援の実施に関すること。	

(6) 自衛隊

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	復 旧 対 策
陸上自衛隊 第6師団	1 防災関係資料の基礎調査、関係機関との連絡調整、災害派遣計画の作成、防災訓練、防災関係資器材等の整備点検に関すること。	1 災害派遣初動の準備体制強化及び関係機関の連絡員の派遣、情報収集等並びに災害関係予報及び警報の伝達に対する協力、関係機関からの要請若しくは緊急事態に伴う部隊等の派遣に関すること。 2 被害状況の把握、避難の援助、遭難者等の捜索救助、水防活動、消防活動、道路又は水路啓開に関すること。 3 診察、防疫の支援に関すること。 4 人員及び物質の緊急輸送、炊飯及び給水の支援、救助物資の無償貸付又は譲与、交通規制の支援に関すること。 5 危険物の保安及び除去、その他臨機の必要に対し自衛隊の能力で対処可能な措置に関すること。	1 自衛隊法第100条に基づく土木工事等の受託に関すること。

## (7) 指定公共機関

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	復 旧 対 策
東日本電信電話株式会社 (山形支店)	1 高度情報網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること。	1 気象警報の伝達に関すること。 2 災害時における通信の確保、利用調整及び料金の減免に関すること。	1 避難情報の発令により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の減免等料金の特例に関すること。 2 電気通信施設の災害復旧に関すること。
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北 (山形支店)	1 移動通信網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること。	1 災害時における移動通信の確保に関すること	1 移動通信設備の災害復旧に関すること
KDD I 株式会社	1 移動通信網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること。	1 災害時における移動通信の確保に関すること	1 移動通信設備の災害復旧に関すること
ソフトバンク株式会社	1 移動通信網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること。	1 災害時における移動通信の確保に関すること	1 移動通信設備の災害復旧に関すること
東北電力ネットワーク株式会社 (新庄電力センター)	1 発電、変電、送電及び配電施設並びに設備の新設、改良及び維持に関すること。	1 災害時の電力供給の確保及び調整に関すること。	1 電気料金の支払い期限の延伸等料金の特例に関すること 2 電力供給施設の災害復旧に関すること。
日本郵便株式会社	1 災害時における郵政事務の運営確保の体制整備に関すること。		1 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱いに関すること。 2 被災者に対する郵便葉書及び郵便書簡の無償交付等非常取扱いに関すること。 3 被災地域の

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	復 旧 対 策
			<p>地方公共団体に対する簡保積立の短期融資に関すること。</p> <p>4 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関すること。</p>
日本放送協会 (山形放送局)	1 災害予防の放送に関すること。	<p>1 気象予報、注意報、警報、特別警報及び災害情報等の放送に関すること。</p> <p>2 救援奉仕活動及び奉仕団体等の活動に対する協力に関すること。</p>	1 放送施設の災害復旧に関すること。
日本通運株式会社 (山形支店)		<p>1 物資等の各種輸送計画の策定及び実施に関すること。</p> <p>2 緊急及び代行運送体制の確立及び貨物の損害防止に関すること。</p>	
日本赤十字社 (山形県支部)		<p>1 災害時における傷病者の医療救護に関すること。</p> <p>2 被災者に対する救援物資の配分に関すること。</p> <p>3 こころのケアに関すること。</p> <p>4 赤十字ボランティアの活動の指導に関すること。</p> <p>5 義援金の募集受付に関すること。</p>	
東日本旅客鉄道株式会社 (新庄駅) 日本貨物鉄道株式会社 (山形営業センター)	<p>1 線路及び建設物の警備、保存及び管理に関すること。</p> <p>2 鉄道林の新設、改良、保存及び管理に関すること。</p>	<p>1 送電設備、電車線及び変電設備の防護等、列車運転用電力の確保に関すること。</p> <p>2 列車運転用信号通信施設及び信号保安機器の防護に関すること。</p> <p>3 気象情報の伝達及び災害対策本部の設</p>	1 線路等鉄道施設の災害復旧に関すること。

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	復 旧 対 策
		置等応急体制の確立に関すること。 4 災害時における救助物資及び人員の輸送確保に関すること。	
日本銀行 (山形事務所)		1 通貨の供給の確保に関すること 2 金融機関による非常金融措置の実施に関すること。 3 各種金融措置の広報に関すること。	1 通貨の供給の確保に関すること 2 金融機関による非常金融措置の実施に関すること。 3 各種金融措置の広報に関すること。

(8) 指定地方公共機関

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	復 旧 対 策
山形放送株式会社 株式会社山形テレビ 株式会社テレビユー山形 株式会社さくらんぼテレビジョン 株式会社エフエム山形	1 災害予防の放送に関すること。	1 気象予報、注意報、警報、特別警報及び災害情報等の放送に関すること。 2 救援奉仕活動及び奉仕団体等の活動に対する協力に関すること。	
山交バス株式会社 (新庄営業所) 第一貨物株式会社 (新庄支社) 公益社団法人山形県トラック協会		1 災害時における自動車輸送の確保及び緊急輸送の実施に関すること。	
最上町土地改良区	1 水門、水路、ため池及び農道、その他農業用施設の整備及び維持管理に関すること。	1 農地及び農業用施設の被災状況調査に関すること。	1 農地及び農業用施設の災害復旧事業に関すること。
新庄市最上郡医師会		1 災害時における医療救護に関すること。	

(9) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	復 旧 対 策
もがみ中央農業協同組合 山形中央農業共済		1 共同利用施設の応急対策に関すること。	1 共同利用施設の復旧に関すること。

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	復 旧 対 策
組合 最上広域森林組合			2 被災組合員 に対する融資 又はあっせん に関するこ と。
もがみ南部商工会		1 災害時における物 価安定についての協 力及び徹底に関す ること。 2 救助用物資の確保 についての協力に関 すること。	1 復旧資材の 確保について の協力及びあ っせんに関す ること。
町立最上病院 永井医院 小川歯科医院 なりはら歯科医院		1 災害時における収 容患者に対する医療 の確保に関するこ と。 2 災害時における負 傷者等の医療救護に 関すること。	
高圧ガス取扱業者	1 自主防災活動組 織による保安対策 の強化に関するこ と。	1 高圧ガスの供給及 び保安措置に関す ること。 2 被災施設の調査に 関すること。	1 被災施設の 災害復旧に関 すること。 2 高圧ガスの 供給及び保安 措置に関する こと。
一般運輸事業者		1 災害時における緊 急輸送の確保に関 すること。	
危険物関係施設の 管理者	1 自衛消防組織等 による保安対策の 強化に関するこ と。	1 災害時における危 険物の保安措置に 関すること。	
災害応急対策又は 災害復旧に必要な 物資若しくは資材 又は役務の供給又 は提供を業とする 者（スーパーマー ケット、コンビニ エンスストア等）		1 災害時事業活動の継続的実施及び町が 実施する防災に関する施策への協力に関 すること。	
町民	1 食品、飲料水そ の他の生活必需物 資の備蓄や防災訓 練への参加に関す ること。		



## 第2編 風水害等対策編



## 第2編 風水害等対策編 目次

第1部 災害予防対策計画.....	55
第1章 地域の保全事業.....	57
第1節 水害対策.....	59
第2節 土砂災害対策.....	63
第2章 予防対策事業.....	67
第1節 防災知識の普及計画.....	69
第2節 自主防災組織の育成計画.....	75
第3節 消防団活性化計画.....	79
第4節 災害ボランティア受入体制整備計画.....	81
第5節 防災訓練計画.....	83
第6節 避難体制整備計画.....	86
第7節 救助・救急体制整備計画.....	94
第8節 火災予防計画.....	96
第9節 医療救護体制整備計画.....	99
第10節 防災業務施設等整備計画.....	100
第11節 都市防災計画.....	105
第12節 孤立集落対策計画.....	107
第13節 建築物防災予防計画.....	109
第14節 輸送体制整備計画.....	111
第15節 公共施設災害予防計画.....	115
第16節 食料、飲料水及び生活必需品等物資の確保計画.....	126
第17節 文教施設における災害予防計画.....	129
第18節 要配慮者の安全確保対策計画.....	132
第19節 相互応援・受入計画.....	137
第20節 危険物等関連施設災害予防計画.....	139
第21節 雪害対策計画.....	142
第22節 労働災害予防計画.....	145
第2部 災害応急対策計画.....	147
第1章 緊急対策.....	149
第1節 活動体制.....	151
第2節 広域応援計画.....	171
第3節 自衛隊災害派遣計画.....	180
第4節 情報の収集・伝達.....	184
第5節 災害広報・報道計画.....	198
第6節 避難計画.....	202
第7節 避難所運営計画.....	216
第8節 救助・救急計画.....	221
第9節 医療救護計画.....	224
第2章 応急対策.....	229
第1節 水防活動計画.....	231

第2節	消火活動計画	233
第3節	林野火災消火活動計画	239
第4節	技術者等動員計画	243
第5節	災害ボランティア活動支援計画	246
第6節	災害警備計画	248
第7節	警戒区域設定計画	251
第8節	遺体対策計画	253
第9節	輸送計画	257
第10節	道路交通計画	261
第11節	道路災害対策計画	264
第12節	鉄道路災害応急計画	266
第13節	航空機事故応急対策計画	269
第14節	大規模土砂災害対策計画	271
第15節	ライフライン供給計画	273
第16節	危険物等施設災害応急計画	276
第17節	通信計画	278
第18節	農林業災害応急計画	280
第19節	食料供給計画	282
第20節	給水施設応急対策計画	286
第21節	生活必需品等物資供給計画	290
第22節	保健・防疫計画	294
第23節	環境衛生計画	297
第24節	廃棄物処理計画	299
第25節	義援金品受入・配分計画	302
第26節	文教施設における災害応急計画	304
第27節	要配慮者の応急対策計画	309
第28節	応急住宅対策計画	312
第29節	雪害応急対策計画	318
第30節	原子力事故災害対策計画	321
第31節	県消防防災ヘリコプター・ドクターヘリコプターの活用計画	333
第32節	金融計画	334
第33節	物的公用負担等の実施に関する計画	335
第34節	災害救助法による救助計画	337
第35節	竜巻・台風・突風対策計画	340
第3部	災害復旧計画	343
第1章	災害復旧対策	345
第1節	公共施設の災害復旧計画	347
第2節	防災関連施設の災害復旧計画	349
第3節	民間施設の災害復旧計画	350
第4節	被災者の保護計画	352
第5節	災害復興計画	355

## 第 1 部 災害予防対策計画



## 第1章 地域の保全事業





## 第1節 水害対策

### 1 方針

水害を防止するため、必要な事業の施行、施設の整備その他の予防対策に関する計画について定めるものとする。

### 2 主な実施機関

最上町総務企画課、建設水道課、農林振興課

最上町消防団（水防団）

最上広域消防本部

最上総合支庁

新庄警察署

東北地方整備局新庄河川事務所、東北農政局、東北森林管理局山形森林管理署最上支署

最上町土地改良区

### 3 現況

#### (1) 本町の概要

本町の河川は、最上小国川をはじめその水系である明神川、鳥出川、絹出川、満沢川、杉の入沢川、最上白川、大横川等一級河川が25河川である。水害に対しては、河川改修等が行われ発生件数は減ってきているものの、最上小国川では梅雨時期に越水等の危険を有している箇所があり、これら水害予防対策は重要な課題である。

#### (2) 危険区域の状況

本町の重要水防箇所は、「5資料」のとおりである。

### 4 対策の内容

#### (1) 水害予防対策の強化

##### ① 気象情報の把握

町は、県及び山形地方気象台と連絡を密にし、河川上流域の降雨等気象状況の把握に努めるほか、本町においても県及び山形地方気象台等関係機関と協力し、気象観測施設等の整備促進を図るとともに、観測情報を相互に共有できる体制の構築に努める。

##### ② 気象情報の伝達

町は、防災行政無線、緊急速報メール及び広報車等により、住民に対し周知を図り、予め注意を喚起するものとする。

##### ③ 河川管理体制の強化

町は、県と連絡を密にし、町内を貫流する河川の水源から瀬見地区までの全流域について、気象予警報と連動した水防団による河川巡視パトロール等を実施し、河川防災体制の強化を図る。

なお、本管内において降雨の多い時期である6月、7月、8月、9月、12月、3月は、重点的に河川巡視パトロールを実施するものとする。

##### ④ 危険区域の巡視

町は、水害による危険性を事前に察知し災害の拡大を防止するため、予想される危険区域を水防団、関係機関及び自主防災組織等地域住民の協力のもとに巡視し、警

戒に当たるものとする。

なお、本管内において降雨の多い時期である6月、7月、8月、9月、12月、3月は、重点的に河川巡視パトロールを実施するものとする。

⑤ 浸水想定区域の周知等

町は、洪水予報等の伝達方法及び円滑な避難を確保するうえで必要な事項を地域防災計画に定めるほか、洪水ハザードマップの作成・周知に努める。

⑥ 水防施設・資機材の整備

町は、災害時の水防活動に万全を期するため適宜水防倉庫の整備を図り、町水防計画に定める基準に基づき水防資機材の備蓄に努め、常に使用できるよう整備点検を行うものとする。また、河川管理者による町の水防活動への協力として、町は緊急時において、県が保有する水防倉庫資機材の町への貸し出しについて要請する。

⑦ 洪水予報等河川に指定されていない中小河川における対策

町長は、洪水予報又は特別警戒水位に到達した旨の周知（以下「洪水予報等」という。）を行う河川として指定した河川（以下「洪水予報等河川」という。）に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、水位情報や浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

⑧ その他の水害予防

その他の水害予防については、最上町水防計画の定めるところによる。

(2) 水害予防対策事業の推進

① 治山対策事業

森林は、梅雨時の降雨、融雪期の増水等に対して水源涵養による洪水調整など、災害を防止する役割を持っている。したがって町は、関係機関と一体となり森林の維持造林を通して、山地の保全を拡充強化し、農耕地、民家、公共施設等を保護するため治山対策事業を推進するものとする。

② 治水対策事業

ア 河川事業

町は、県と連絡を密にし、最上小国川を中心とした町内河川の洪水被害を防止するため、河川事業を推進するものとする。

河川管理施設の点検を実施し、安全性の確保を図るとともに、重要水防箇所や治水上改修が必要な箇所の整備を推進する。また、内水排除用ポンプ等の確保についても検討する。

イ 砂防事業

町は、県と連絡を密にし、洪水時における土砂流出の防止と調節を図り、河床を安定させ、土砂による災害を防止するため、砂防ダム、流路工等の建設を推進するものとする。

ウ 農地防災事業

町及び関係機関は、農用地及び農業用施設の災害を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて地域の保全を図るため、農地防災事業を推進するものとする。

(3) 水防管理団体の義務

① 水防管理団体の責務

水防管理団体である町は、その区域における水防を十分に果たすべき責務を有する。

② 水防管理者の責務

水防管理団体である町の町長は、平常時から水防団による地域水防組織の整備を図る。

③ 水防計画の策定・公表

町長は、町水防計画に応じて毎年出水期までに水防計画を定め、関係機関に周知する。なお、河川管理者による町の水防活動への協力については、あらかじめ河川管理者と協議し、水防計画に定める。また、平成25年6月の水防法の改正に伴い、以下の項目を記載する。また、水防活動に従事する者の安全の確保にも配慮する。

ア 河川管理者が行う河川に関する情報提供や水防訓練への参加、重要水防箇所の合同点検、水防資器材の貸与、現地情報連絡員（リエゾン）の派遣等、河川管理者による町の水防活動への協力

イ 浸水想定区域内の高齢者等利用施設、大規模工場等における自主避難確保・浸水防止の取組みの推進

ウ 水防協力団体の指定対象拡大による、建設会社等の民間企業や自治会、ボランティア団体等との連携

(4) 水防団の育成強化

ア 水防管理者は、平常時から水防団、水防協力団体の研修及び訓練を実施するとともに、広報活動を行い、水防団組織等の充実と習熟に努める。

イ 水防管理者は、自主防災組織が常に有効に機能するよう、リーダーに対する研修を定期的に開催するとともに、防災訓練を実施する。

ウ 青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

(5) 水防協力団体の指定促進

水防団等の水防活動に協力する「水防協力団体」の指定対象については、平成25年6月の水防法の改正により、営利法人を含む民間法人や、法人格を有しない自治会等も対象となり、水防協力団体となった企業からの重機の提供や、自治会、町内会、女性団体、自主防災組織等が水防演習や水防の普及啓発活動に取り組む等の支援協力が期待されるため、「水防協力団体」の指定を促進する。

(6) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等における取組み

浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の事業所においては、避難確保計画・浸水防止計画の作成や自衛水防組織の設置に取り組むとともに、町からの洪水予報等の直接伝達により、自主的な判断による速やかな避難行動の促進を図る。

なお、東北地方整備局新庄河川事務所は、要配慮者利用施設や大規模工場等の事業所等に対し、避難確保計画・浸水防止計画作成、訓練実施等の技術的助言を行うものとする。

(7) 洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の情報提供等

町は、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設であって、洪水時等にその利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、町地域防災計画にその名称及び所在地を定め、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。

県（要配慮者利用施設所管部）及び町は、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援し、町長は、必要な指示をすることができる。

なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、町長はその旨を公表することができる。

## 5 資 料

### (1) 最上町重要水防箇所

【資料編 1 - (4) - ②】

## 第2節 土砂災害対策

### 1 方針

地すべり、がけ崩れ、土石流等の土砂災害を未然に防止し被害の軽減を図るため、必要な事業の実施その他の予防対策に関する計画について定めるものとする。

### 2 主な実施機関

最上町総務企画課、建設水道課、農林振興課  
最上町消防団  
最上広域消防本部  
新庄警察署  
最上総合支庁  
東北農政局、東北森林管理局山形森林管理署最上支署

### 3 現況

#### (1) 本町の概要

本町は、全世帯数の約10%が地すべり、がけ崩れ、土石流の土砂災害危険区域に居住している。これら土砂災害の未然防止と被害の軽減を中心とした防災対策は重要な課題である。

#### (2) 危険区域の状況

本町の土砂災害危険区域は、「5資料」のとおりである。

### 4 対策の内容

#### (1) 土砂災害予防体制の強化

##### ① 危険区域の実態調査及びパトロールの強化

町は、斜面崩壊等に伴う災害を未然に防止するため、危険が予想される地域の実態を常に把握するものとし、特に、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」その他の法令により指定された危険区域については重点的に実態を調査し、長雨、豪雨等が予想される場合は危険箇所を消防団、関係機関及び自主防災組織等地域住民の協力のもとに、随時パトロールに当たるものとする。

また、崩壊等の危険がある場合は、土砂災害危険箇所等における被害の拡大を防止するため、県及び防災関係機関と連携し、シート張りや土のう積等の応急措置を実施するとともに、必要に応じ、警戒・監視活動のために、斜面災害危険判定の専門家の派遣等を県に要請する。

##### ② 所有者等に対する防災措置の指導

町は、被害発生が予想される箇所については、必要に応じ土地所有者、管理者、借地権者等に対し、住宅移転の助成制度の周知、既存構造物の点検等を実施し、防災措置の指導を行うものとする。また、当該地区の居住者に対しても平常時から災害の危険性について自主防災組織の会合、広報紙を通して周知を図り、予め注意を喚起するものとする。

##### ③ 警戒避難体制の整備

土砂災害は、一般に誘因となる降雨量との因果関係が指摘されることから、6月～

9月の降雨量の多い時期は、法指定されている箇所について定期的なパトロールを行う等、体制の強化に努めるものとする。

町は、地域防災計画に土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に指定された区域ごとに次に掲げる事項について定める。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 土砂災害警戒区域内に、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる配慮者利用施設がある場合、これらの施設の名称及び所在地

オ 救助に関する事項

カ その他必要な警戒避難体制に関する事項

町地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定める場合、施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。

更に、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保す上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（土砂災害ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講じる。

なお、避難場所及び避難経路を選定する際は、土砂災害の危険性及び二次災害の防止に配慮する。

## (2) 土砂災害対策保全事業の推進

### ① 地すべり災害予防事業

町は、地すべり危険区域において、地すべりによる災害を防止するため、災害の発生を助長するような行為を制限するとともに、県と連絡を密にし、地すべり防止工事を推進するものとする。

### ② 急傾斜地崩壊災害予防対策事業

町は、急傾斜地崩壊危険区域において、融雪及び地震によるがけ崩れ等の災害を防止するため、災害発生を助長するような行為を制限するとともに、県と連絡を密にし、急傾斜崩壊防止工事を推進するものとする。

### ③ 土石流災害予防事業

町は、土石流危険区域において、土石流による災害を防止するため、災害発生を助長するような行為を制限するとともに、県と連絡を密にし、砂防ダム、流路工事、床固工等の砂防事業を推進するものとする。また、土砂及び流木による被害の危険性が高い箇所における透過型砂防堰堤や流木捕捉式治山ダムについて、国や県による整備に協力するものとする。

### ④ 山地災害予防事業

町は、山腹崩壊、土砂流失等による山地災害の防止を図るため、国、県と連絡を密にし、山地治山、総合治山、保安林整備等の治山対策事業を推進するものとする。

### ⑤ 工事実施機関相互調整

砂防、治山、河川改修、農地防災等の各種事業で実施されている各々の防災工事については、相互間の調整を行い事業執行の効率化、適正化を図るよう考慮するものとする。

(3) 災害防止に配慮した土地利用の誘導

町及び県は、安全対策を検討のうえ、危険区域の居住者に宅地の改良や住宅移転の必要性を周知し、安全地域への移転を促進する。土砂災害危険区域内にある住宅については、がけ崩れ等の災害から町民を守るため、山形県土砂災害危険区域住宅移転補助事業制度及びがけ地近接危険住宅移転事業制度等により、安全な地域への移転を促進するものとする。

また、県は、災害防止に配慮した安全な土地利用を誘導するための審査指導体制を整備するとともに、開発事業者への各種法規制の徹底及び啓発・指導を行い、町はこれに協力する。

5 資 料

(1) 最上町土砂災害危険区域

【資料編 2 - (1)】





## 第2章 予防対策事業



## 第1節 防災知識の普及計画

### 1 方針

防災業務に従事する者及び地域住民が、迅速かつ的確に防災活動を行うため、町及び防災関係機関は、所属職員に対しマニュアル等の作成・配布、防災訓練等を通じて防災に関する制度や役割等について習熟する機会を設け、防災知識の普及に努める。

また、住民に対しても「自らの身は自らで守る」という防災の基本を中心に、防災教育、出前講座等を積極的に実施し、普及・啓発に努める。

### 2 主な実施機関

最上町総務企画課、教育委員会

最上町消防団（水防団）

山形県最上総合支庁

最上広域消防本部

自主防災組織

### 3 対策の内容

#### (1) 職員に対する教育

町は、毎年度当初職員に対し、防災関係法令、関係条例、町地域防災計画及び災害時の所管防災業務における個人の具体的役割や行動等について周知徹底するとともに、行動マニュアル等を作成し、災害発生時に備える。また、職員としての確かつ円滑な防災対策を推進するために、国・県等が実施する研修会等や、地域における防災活動に率先して参加させるとともに、次の事項について、研修会等を通じ教育を行う。

- ① 気象災害に関する基礎知識
- ② 災害の種別と特性
- ③ 町地域防災計画と町の防災対策に関する知識
- ④ 災害が発生した場合に、具体的に取るべき行動に関する知識
- ⑤ 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- ⑥ 家庭及び地域における防災対策
- ⑦ 防災対策の課題

なお、上記④及び⑤については、毎年度職員に対し、十分に周知する。

また、各課等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれ定められた事項について職員の教育を行う。

#### (2) 一般住民に対する防災知識の普及

大規模な災害が発生した場合には、すべての応急対策について町が対応することが困難であり、住民自らの自主防災意識と行動が重要となることから、町は、住民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災訓練や啓発活動を通して防災に関する知識の普及・啓発を図る。

なお、町は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組みを行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。

##### ① 啓発内容

災害に備えた普段の心得や災害発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

##### ア 町地域防災計画の概要

## イ 気象災害に関する一般知識

### ウ 災害への備えについての啓発事項

(ア) 住宅の耐震診断や家具・ブロック塀等の転倒防止対策

(イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

(ウ) 最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレ  
ットペーパー等の備蓄（ローリングストック法※の活用）

※ローリングストック法：普段の生活で消費する食品や生活必需品を少し多めに買  
って置き、古くなったものから順に使用し、使用した分を新たに買い足すことで  
常に一定量を確保しておく備蓄方法。

(エ) 自動車へのこまめな満タン給油

(オ) 高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備  
蓄

(カ) 家族が服用している医薬品の情報等の把握

(キ) ペットとの同行避難や指定避難所での飼養についての準備（しつけと健康管理、  
迷子にならないための対策、飼い主明示、避難用品や備蓄品の確保等）

(ク) 地震・水害保険及び共済等の生活再建に向けた事前の備え

(ケ) 町の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握

(コ) マイ・タイムライン（個人の防災行動計画）の作成

### エ 災害予想区域図の周知

町は、想定される被害の危険区域及び指定緊急避難場所、避難経路等を示した  
災害予想区域図（ハザードマップ）、防災マップ、災害時の行動マニュアル等を作  
成し、住民等に周知する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については  
「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する  
道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リス  
クや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよ  
う周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこ  
と、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4  
で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促  
進に努める。加えて、浸水想定区域外でも浸水する可能性があることについても  
周知する。

### オ 災害発生後の行動等についての啓発事項

(ア) 特別警報・警報・注意報発表時、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発  
令時にとるべき行動

(イ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認  
識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸すること  
ない適切な行動

(ウ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の風水害のおそれの  
ない適切な避難場所、避難経路

(エ) 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考  
え方

(オ) 応急救護の方法

(カ) 通信系統の適切な利用方法（災害伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）

- (キ) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
- (ク) ライフライン途絶時の対策
- (ケ) 男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮
- (コ) 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
- (ク) 生活の再建に資する行動（家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等）

## ② 啓発方法

町は県と協力し、広報紙、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や、防災ビデオの貸出し、防災学習館の利用、ホームページの活用などを促進するとともに、住民を対象とした防災出前講座及び防災セミナー等の開催に努め、防災知識と自助、共助を基本とした防災意識の啓発を推進する。

併せて、地域における自主防災組織、町内会、各種団体、ボランティア等の活動並びに最上広域消防本部で実施する応急手当講習会等地域コミュニティにおける多様な主体の関わりを通じて、防災知識と自助、共助を基本とした防災意識の普及啓発を図るとともに、防災（防災・減災への取組み実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

また、適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

## ③ 住民の責務

住民は、地域の防災訓練等自発的な防災活動に参加するよう努める。

## (3) 事業所等に対する防災知識の普及

大規模な災害が発生した場合は、地域において事業所等との連携活動が重要となることから、町は、気候変動の影響も踏まえつつ、自衛防災体制の整備・強化指導を通して事業所等に防災知識の普及を図るとともに、地域との連携・協力体制の強化を促進する。なお、町は、事業所等が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組みを行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。

### ① 啓発内容

ア 町地域防災計画の概要

イ 気象災害に関する一般知識

ウ 災害発生前の準備等についての啓発事項

- (ア) 施設の耐震診断や備品・機器・ブロック塀等の転倒防止対策
- (イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (ウ) 最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレ用紙等（ローリングストック法の活用）
- (エ) 自動車へのこまめな満タン給油
- (オ) 地震・水害保険及び共済等の事業所等の再建に向けた事前の備え
- (カ) 町の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握
- (キ) 地域住民との協力体制の構築

エ 災害予想区域図の周知

町は、想定される被害の危険区域及び指定緊急避難場所、避難経路等を示した

災害予想区域図（ハザードマップ）、防災マップ、災害時の行動マニュアル等を作成し、事業所等に周知する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか確認を促すよう努める。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、事業所が所在する地域の災害リスクや建物の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努める。加えて、浸水想定区域外でも浸水する可能性があることについても周知する。

#### オ 災害発生後の行動等についての啓発事項

- (ア) 特別警報・警報・注意報発表時、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
- (イ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することのない適切な行動
- (ウ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の風水害のおそれのない適切な避難場所、避難経路
- (エ) 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (オ) 応急救護の方法
- (カ) 通信システムの適切な利用方法（災害伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
- (キ) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
- (ク) ライフライン途絶時の対策
- (ケ) 男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮
- (コ) 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識

#### ② 啓発方法

町は県と協力し、広報紙、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や、防災ビデオの貸出し、防災学習館の利用、ホームページの活用などを促進するとともに、事業所等を対象とした防災出前講座及び防災セミナー等の開催に努め、防災知識と自助、共助を基本とした防災意識の啓発を推進する。

また、緊急時に対処できる自衛防災体制及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

また、適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織と担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティと連携した避難活動を促進する。

#### (4) 学校教育における防災教育

町は、地域の防災力を高めていくため、気候変動の影響も踏まえつつ、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。また、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

① 児童生徒等に対する防災教育

町は、防災教育を学校教育の中に位置付け、児童生徒等の発達段階に応じ、災害発生時に起こる危険や災害時の対応、県及び町の災害史、災害教訓・伝承等について理解させ、安全な行動をとれるよう次の事項に留意して教育する。

ア 児童生徒の発達段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施すること（指定避難所等、避難経路の確認、防災知識の普及・啓発等）。土砂災害については、学校の立地条件に関わらず、防災教育を行うように努めること。

イ 児童生徒の発達段階に応じて、防災教育資材、学校安全資料を活用し指導すること。

ウ 自然体験学習、福祉体験学習及びボランティア体験学習等の機会を捉えて、児童生徒が自身の安全を守るための力を育成すること。

② 教職員に対する防災教育

ア 教育委員会は、初任者研修、経験者研修等において、災害の基礎知識、児童生徒等の発達段階や地域の特性に応じた避難行動等に関する研修を行う。

イ 校長は、教職員が災害発生時に、適切かつ主体的に動けるよう各人の役割を明確にし、マニュアル等を用いて定期的に校内研修を実施する。

(5) 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

① 監督機関の責務

防災対策上特に注意を要する危険物等施設、医療機関・福祉施設並びに宿泊施設等、不特定多数の者が利用する施設の監督機関は、防火管理者及び危険物保安統括管理者等、当該施設の管理者に対し、技能講習を含む講習会の開催、災害時における行動基準等必要事項を盛り込んだ防災指導書やパンフレットの配布及び現地指導等により防災教育を実施し、その資質向上を図るとともに、特に災害発生時における行動力、指導力を養う。また、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

② 危険物等施設における防災教育

災害発生時に、周辺住民等に広く危険を及ぼす可能性のある施設（危険物、LPガス等の保安管理施設）の施設管理者は、災害時の応急対策について職員に周知、徹底するとともに、施設の特徴をチラシ等により周辺住民に周知する。

③ 医療機関、福祉施設等における防災教育

医療機関や福祉施設は、災害時に自力で避難することが困難な病人、けが人、高齢者及び障がい者等の要配慮者が多数利用しているため、施設の管理者は、平常時から通院・入院者及び入所者の状況を把握しておくとともに、職員及び施設利用者を対象とした避難誘導訓練を実施する等十分な防災教育を行う。また、防災関係機関や周辺住民から避難時の協力が得られるよう連携の強化に努める。

④ 宿泊施設等における防災教育

宿泊施設においては、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消防設備の適切な使用、避難誘導及び救出・救護等に重点をおいた教育を実施する。また、宿泊客に対しても避難経路を明示する等災害時の対応方法を周知徹底する。

⑤ 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

レクリエーション施設等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の情報伝達や避難誘導のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ的確に実施できるよ

う職員に対する防災教育を行うとともに、利用者が迅速な避難行動がとれるよう避難経路等の表示を行う。



## 第2節 自主防災組織の育成計画

### 1 方針

災害による被害の防止、又は軽減を図るため、地域住民による自主的な防災組織の整備推進に必要な対策に関する計画について定めるものとする。

### 2 主な実施機関

最上町総務企画課

最上町消防団（水防団）

最上広域消防本部

自主防災組織

### 3 対策の内容

#### (1) 自主防災組織の整備育成

町は、「山形県自主防災組織整備推進要綱」（昭和54年3月23日山形県防災会議決定）に基づき、各地区の自治組織を単位として積極的に育成強化を図るとともに、災害時における自主活動を実践するため、次の事項を実施するものとする。

また、町自主防災組織連絡協議会のもとに、自主防災組織間の協調・交流を図り、大規模災害発生時に自組織では対応が困難な場合の広域的な連携体制の構築を図るものとする。

① 自主防災組織の育成計画の作成

② 自主防災組織の規約策定の指導

自主防災組織の運営に必要な基本的事項について規約を定め、明確にしておく。

③ 自主防災組織の防災活動計画作成の指導

④ 自主防災組織の編成上の留意事項

ア 女性の参画と昼夜間の活動に支障がないような組織編成の検討

イ 水防活動やがけ崩れの巡視等、地域の実情に応じた対応

ウ 事業所等における自衛消防組織等や従業員の参加

エ 地域的偏りの防止と専門家や経験者（消防団OB等）の活用

⑤ 自主防災リーダーの育成

町は、次の事項に留意し、研修の実施などにより自主防災リーダーの育成に努める。

ア 消防団の幹部等、他の防災組織の指導者と自主防災リーダーとの兼務は極力避けること

イ 自主防災リーダー自身が被災する、あるいは不在であること等を考慮し、組織の長だけでなく、長を補佐する複数のサブリーダー（その職務を代行しうる者）も同時に育成すること

ウ 男女共同参画の視点から、女性リーダーについても育成に努めること

⑥ 防災訓練の充実

災害時における迅速かつ的確な防災行動力を身につけるには、知識・技術の習得とともに、災害発生を想定した防災訓練を繰り返し行うことが必要である。このため、自主防災組織にあっては、平常時から発災時の防災活動に必要な知識及び技術を習得するための研修や、初期消火訓練、応急救護訓練、避難誘導訓練及び避難所運営訓練等の各種訓練を行い、災害への実践的な対応力を強化するよう努める。

また、町は、自主防災組織が行う各種訓練を充実させるため、多様な世代が参加できるような環境の整備などを行い、町の防災訓練に自主防災組織を参加させるとともに、平常時から自主防災組織に対して積極的に訓練の技術指導を行う。

⑦ 自主防災組織への資機材整備の補助

町は、県が実施する自主防災組織への支援事業や、財団法人自治総合センターが実施する「地域防災組織育成助成事業」等を積極的に活用し、自主防災組織に対し防災資機材の整備を促すとともに、地域防災活動の拠点(防災センター等)、消防水利(防火水槽等)及び広場(避難路、避難地等)等の整備を積極的に行うことにより、自主防災組織が災害時に効果的に活動できるよう努める。なお、整備に当たっては、既存の公共施設の防災拠点化も検討する。

⑧ 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

ア 自発的な防災活動の推進

町内の自主防災組織など一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

イ 地区防災計画の設定

町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

(2) 自主防災組織の活動

自主防災組織の平常時及び災害時における活動は次のとおりとする。

① 平常時の活動

ア 自主防災組織の編成と任務分担

イ 防災に関する知識の普及

ウ 地域内における危険箇所(山腹崩壊、がけ崩れ、危険物施設及び延焼拡大危険地域等)の点検

エ 地域内における消防水利(消火栓、小川、井戸等)の確認

オ 家庭内における防火、防災等についての啓発活動

カ 地域内における情報の収集・伝達体制の確立

キ 避難地及び医療救護施設の確認

ク 火気使用設備器具等の点検

ケ 防災資機材等の備蓄及び管理

コ 各種防災訓練(情報収集・伝達訓練、初期消火訓練、避難訓練、救出・救護訓練等)の実施等

サ 在宅の要配慮者に関する情報の把握等

② 災害発生時の活動

ア 出火防止及び初期消火活動の実施

イ 地域住民の安否確認

ウ 負傷者の救出・救護活動の実施及びその協力

エ 被害状況等の情報の収集・伝達

- オ 地域住民に対する避難情報の伝達
- カ 避難誘導活動の実施
- キ 要配慮者避難活動への支援
- ク 避難生活の指導、指定避難所運営への協力
- ケ 給食・給水活動及びその協力
- コ 救援物資等の配布及びその協力
- サ 他地域への応援等

(3) 関係団体との連携

自主防災組織は、次により、少年消防クラブ及び幼年消防クラブ等、他の民間防火組織及び民生児童委員や社会福祉協議会等の関係団体と連携を図る。

- ア 少年消防クラブ等の育成強化への協力
- イ 民生児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア等の多様な主体と連携した要配慮者支援の実施

(4) 訓練時の災害補償

町は、自主防災組織の防火、防災訓練等における負傷者に対して災害補償を行うものとする。

(5) 企業（事業所）等における防災の促進

町は、企業（事業所）等における自衛消防組織の整備促進及び事業継続計画（BCP）の策定促進を図る。また、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。また、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

① 育成の方針

次の施設を管理等する企業（事業所）等は、自衛消防組織の整備を推進する。

- ア 旅館、学校等、多数の者が出入し又は居住する施設
- イ 石油類、高圧ガス、火薬類及び毒劇物等を貯蔵し、又は取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
- ウ 多数の従業員が勤務する事業所で、組織的に防火活動を行う必要がある施設

② 育成強化対策

ア 消防法に基づく指導

町は、多数の者が出入し、勤務し、又は居住する建築物並びに一定規模以上の危険物製造所等、消防法に基づき自衛消防組織の設置及び消防計画の作成が義務づけられている施設について、法令に基づき適正な措置が講じられるよう指導する。

特に、小規模なビルや商業施設においては、地震災害特有の対応事項を含めた防災管理が適正に実施されるよう指導を徹底する。

また、消防計画に基づいて定期的に行われる初期消火、通報及び避難等の訓練が適切に実施されるよう、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

イ 自衛消防組織の整備推進に向けた理解の確保

町は、消防法の規定により自衛消防組織の設置が義務づけられていない施設についても、自衛消防組織の設置が推進されるよう、関係者の理解確保に努める。

また、これらの施設について自衛消防組織が設置された場合には、被害の発生と

拡大を防止するための防災計画の策定並びに定期的な防災訓練の実施により自主防災体制の確立が図られるよう、関係者の理解確保に努める。さらに、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

③ 企業等における事業継続計画の策定促進

事業所等は、災害時における事業所等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に中核事業を継続又は早期に復旧させるための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び町が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

④ 事業所等における帰宅困難者対策の促進

企業等は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

町は、災害時において公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な従業員等に対し、一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

## 第3節 消防団活性化計画

### 1 方針

消防団において団員の減少傾向に加えて、高齢化、サラリーマン化等の問題が生じているため、消防団の活性化を図るために必要な対策に関する計画について定めるものとする。

### 2 主な実施機関

最上町総務企画課  
最上町消防団  
最上広域消防本部

### 3 対策の内容

町及び最上町消防団は、消防団の活性化を図るために次の対策を講ずるものとする。

#### (1) 消防団員の資質向上対策

- ① 団員の募集方法を多様化し、若手人材を確保する。
- ② 若手リーダー育成のため各種研修会に参加する。
- ③ 体力練成の競技を催す。
- ④ 健康管理の講習会を催す。
- ⑤ 女性消防団員の入団促進を図る。
- ⑥ 応急手当普及員養成事業を催す。

#### (2) 消防団の施設、整備の強化対策

山形県地震防災緊急事業五箇年計画（消防用施設）により、各種補助制度を活用し、その強化と近代化を図るものとする。

#### (3) 消防団の社会的地位向上と地域住民の理解と協力を得るための対策

- ① 消防団活動協力員制度による、消防団員減少に伴う地区消防活動のサポート体制づくり
- ② 消防団員の勤務する事業所に対する協力要請事業（消防団協力事業所表示制度）
- ③ 広報紙等へ消防団員の募集と活動内容を掲載
- ④ 消防団に関するポスター、作文、標語等の募集と掲示事業
- ⑤ 防火大会、防火キャラバン等の開催事業
- ⑥ 地元イベントに参加し、デモンストレーションを行う事業
- ⑦ 消防団行事への参加要請事業
- ⑧ 地元及び団員の勤務する周辺市町村の企業に、火災等災害時の出動に対する理解と、協力体制を得る。

#### (4) 高齢化社会に対応した消防団活動の推進対策

- ① 青年層、女性層の消防団活動への参加促進
- ② 高齢者の防火意識の高揚
- ③ 自主防災組織等への防火指導
- ④ 地元企業に、火災時、水害時の協力と動員の依頼

#### (5) 消防団員の処遇改善対策

- ① 報酬、出動手当の改善
- ② 公務災害補償等の充実
- ③ 退職報償金制度の充実

④ 安全装備品の充実

## 第4節 災害ボランティア受入体制整備計画

### 1 方針

大規模な災害が発生し、被災者に対する救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合等に、重要な役割を担うことが期待される災害ボランティアについて、町及び町社会福祉協議会が実施する受入体制及び活動環境の整備について定めるものとする。

### 2 主な実施機関

最上町総務企画課、健康福祉課  
最上町社会福祉協議会

### 3 対策の内容

#### (1) 一般ボランティア

一般ボランティアとは、被災者の生活支援を目的に、専門知識、技術等を必要としない自主的な活動をいう。

##### ① 活動分野

一般ボランティアの関与が効果的と考えられる主な活動分野は次のとおりである。

- ア 指定避難所等における炊出し、清掃等の被災者支援活動
- イ 救援物資、資機材等の配分・輸送
- ウ 家財の搬出、家屋の片づけ、瓦れきの撤去
- エ 災害情報、生活情報等の収集・伝達
- オ 被災者の話を聞く傾聴活動

##### ② 受入体制の整備

町及び町社会福祉協議会は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、県、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時におけるボランティアの受入体制を整備する。

- ア 町災害ボランティア支援本部の設営に係る指針及びマニュアル等の点検、整備
- イ 町災害ボランティア支援本部の設営シミュレーションの実施
- ウ 町災害ボランティア支援本部の運営者等の養成及び登録
- エ 町災害ボランティア支援本部の設置場所、運営資機材等の確保
- オ 地域における防災意識の普及啓発
- カ ボランティア保険の普及啓発及び加入促進

#### (2) 専門ボランティア

専門ボランティアとは、通常は関係機関の要請に基づき、行政・企業・民間団体から派遣される専門知識、技術等を必要とする自主的な活動をいう。

##### ① 活動分野

専門ボランティアの主な活動分野、内容等は次のとおりである。

区分	活動内容	必要な資格等
医療ボランティア	発災直後の医療活動や病院等における医療支援活動等	医師、歯科医師、薬剤師、看護師等

区分	活動内容	必要な資格等
介護ボランティア	指定避難所等における要介護者への支援、一般ボランティアへの介護指導等	介護福祉士、寮母、ホームヘルパー等介護業務の経験者
手話通訳、要約筆記ボランティア	手話通訳、要約筆記による情報提供活動や要配慮者の生活支援等	手話、要約筆記に堪能な者
外国語通訳ボランティア	外国語通訳による情報提供活動等	外国語に堪能な者
砂防ボランティア	土砂災害箇所等の危険度の点検、判定等	土砂災害等の知識を有する者
水防協力団体（ボランティア）	水防活動に協力し、情報収集や普及啓発活動を行う	水防管理者が指定した団体
消防ボランティア	初期消火活動や救助救急活動その他避難誘導等の支援	消防業務の経験者
被災建物物応急危険度判定ボランティア	建物の倒壊、外壁等落下の危険度を調査し、建物使用の可否を判断する	建築物応急危険度判定士
被災宅地危険度判定ボランティア	住宅宅地の危険度を判定する	被災宅地危険度判定士
通信ボランティア	アマチュア無線等による被災地の情報収集、提供活動等	アマチュア無線の資格者
緊急点検、被害調査ボランティア	公共土木施設等の緊急点検や被害状況の調査	県との協定締結団体の登録会員
動物救護ボランティア	負傷動物及び飼い主不明動物等の救護	獣医師及び動物愛護等の知識を有するもの

## ② 受入体制の整備

町及び町社会福祉協議会、県、町、日本赤十字社山形県支部、NPO、ボランティア関係団体は、相互に連携を図り、専門ボランティアの活動環境等を整備するため、次の取組みを行う。

ア ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、社会全体としてボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるため、広報・普及啓発を行う。

イ ボランティアの募集を積極的に行うとともに、ボランティアを希望する者の氏名、連絡先、希望活動内容等の事前登録や協定締結等を推進する。

ウ ボランティア登録者等が、災害時に適切に行動できる知識、技術等を身につけてもらうため、ボランティア活動分野ごとの訓練や研修等を実施する。

エ ボランティア活動の安全性を確保するため、ボランティア保険の普及・啓発、加入推進を図る。

オ ボランティア活動が迅速かつ的確になされるよう、受入れや調整を行う体制の整備を図る。



## 第5節 防災訓練計画

### 1 方針

災害発生時において、迅速かつ的確に災害応急対策活動を行うため、計画的な防災訓練の実施に関する計画について定めるものとする。

### 2 主な実施機関

最上町総務企画課、教育委員会、こども支援課、町立最上病院

最上町消防団（水防団）

最上広域消防本部

防災関係機関

自主防災組織

町内事業所

### 3 対策の内容

#### (1) 基礎防災訓練の実施

##### ① 水防訓練

町及び消防団は、大雨等による出水や洪水を未然に防止するため、出水時における関係機関相互の協力体制の強化並びに地区住民の水防意識の高揚を図り、水防技術を錬磨し水防工法を習得に努め、併せて水防資機材の点検充実を図ることを目的に、水防法28条の規定に基づき概ね年1回、水防訓練を行うものとする。

実施時期等は、最上町水防計画による。

##### ② 火災防ぎょ訓練

最上町消防団は、強風下、又は水利難など、あらゆる状況下での火災に対処するため、建物火災、林野火災を想定し、概ね年2回以上火災防ぎょ訓練を行うものとする。

##### ③ 消防吏員及び消防団員の教育訓練

町及び最上広域消防本部は、県の消防学校、又は国の消防大学校で行う教育訓練に積極的参加をするよう努めるものとする。

##### ④ 避難訓練

ア 保育所・幼稚園・小中学校の管理者は、学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を策定し、冷静かつ迅速な行動が取れるよう、的確な対応を確保する。なお、以下の点に留意して年1回以上避難訓練を実施する。

(ア) 授業中、昼休み等学校生活の様々な場面を想定すること。

(イ) 児童・生徒の避難誘導を実施すること。

(ウ) 特に、浸水想定区域付近にある学校にあつては浸水を考慮した避難訓練を実施すること。

(エ) 季節を考慮した避難訓練を実施すること。

(オ) できる限り地域との連携に努めること。

イ 町内の関係事業所、施設の管理者等は、各々の計画により避難訓練を行うものとする。

なお、危険物等施設及び病院・福祉施設等不特定多数の者が利用する施設等、防災対策上特に注意を要する施設の管理者等は、災害が発生した場合の職員の対応等

について定めた防災計画に基づき、施設利用者の避難誘導や初期消火等の訓練を実施する。特に、病院・福祉施設には、病人、けが人、高齢者及び障がい者等の要配慮者が多数在所していることから、施設の管理者等は、町及び消防等の防災関係機関との緊密な連携のもとに、情報伝達訓練を取入れた避難訓練を実施する。

町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水及び土砂災害発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他措置に関する計画を作成しなければならない。

町は要配慮者利用施設の避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するとともに、必要な支援、働きかけを行う。

ウ 最上広域消防本部は、町内の関係事業所、施設の管理者等に対し、避難計画の策定及び避難訓練の実施について指導協力を行うものとする。

#### ⑤ 通信訓練

町は、災害が発生した場合に防災行政無線が十分な効果を発揮できるよう、平常時から通信訓練を行っておくものとする。

#### ⑥ 職員動員訓練

町は、災害時における応急対策の万全を期するため、職員の動員体制を整えておくことはもとより、平日と勤務時間外に区分し、職員動員訓練を実施する。動員体制における詳細行動計画は、第3編第1章第1節「活動体制1—2動員体制」による。

### (2) ライフライン応急復旧訓練

交通、電力、電話、ガス及び上下水道等、町民の社会活動において重要な施設の管理者等は、災害時における施設の保全と応急復旧を迅速かつ円滑に行われるように、それぞれ応急復旧訓練を実施するものとする。

### (3) 総合防災訓練の実施

町は、災害時において防災活動の円滑化と関係機関相互の協力体制の強化及び地域住民の防災意識の高揚を図るため、法第48条の規定及び市町村総合防災訓練実施要綱に基づき、総合防災訓練を実施するものとする。

なお、訓練に当たっては、町民、自主防災組織、事業所、学校等に参加を求め、災害時における初期消火、避難、応急手当など身をもって体験できるよう努め、以下の点に留意して実施する。

- ① 学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等多様な主体と連携した訓練を実施すること。
- ② 自主防災組織等をはじめ地域住民及び要配慮者の参加に重点を置くこと。
- ③ 県及び防災関係機関との被害情報等の伝達、応援要請訓練を実施すること。
- ④ 無線通信訓練、自衛隊派遣要請訓練等には県の参加を求めること。
- ⑤ 総合的な防災訓練を年一回以上開催するように努めること。
- ⑥ 図上訓練等を実施するように努めること。
- ⑦ 被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（LGBT）等の視点に十分配慮した訓練実施に努めること。
- ⑧ ペット同行避難者の受入れを想定した訓練実施に努めること。
- ⑨ 緊急地震速報、防災行政無線、緊急速報メール（避難情報）を訓練シナリオに取り入れるなど、災害発生時の対応行動の習熟を図るよう努めること。
- ⑩ 季節による防災上の課題を明らかにするため、実施時期にも配慮した訓練計画・実施を検討すること。

- ⑪ 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めること。
- ⑫ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した指定避難所等開設・運営訓練を積極的に実施すること。市町村総合防災訓練実施要綱は「4資料」のとおりである。

#### 4 資 料

(1) 市町村総合防災訓練実施要綱

【資料編1－(6)－①】

## 第6節 避難体制整備計画

### 1 方針

災害発生時において、地域住民等を適切な時期に安全な場所に計画的に避難させるために、必要な対策に関する計画について定めるものとする。

### 2 主な実施機関

最上町総務企画課、町民税務課、健康福祉課、教育委員会

最上町消防団

最上広域消防本部

自主防災組織

### 3 対策の内容

#### (1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定と事前周知

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、震災による住家の倒壊等により地域住民が生活の本拠を失った場合又は避難が長期にわたる場合を考慮し、避難場所（公園、緑地、グラウンド）及び避難所（体育館、公民館及び学校等の公共施設等）を対象に、その管理者（設置者）の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所（以下この章において「指定避難所等」という。）をあらかじめ指定し、町地域防災計画に定めるとともに、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

#### (2) 指定避難所等の定義

##### ① 指定緊急避難場所

災害による危険から避難してきた住民等が、危険が去るまで又は避難所へ移動するまでの間、一時的に滞在するために利用する公園、緑地又は学校のグラウンド等であり、法の基準を満たし、かつ町地域防災計画で指定した場所をいう。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

##### ② 指定避難所

家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を体育館、公民館及び学校等の公共施設等に避難させ、一定期間保護するための施設であり、法の基準を満たし、かつ町地域防災計画で指定した施設をいう。

#### (3) 指定避難所等の指定

町は、指定避難所等を選定するに当たり、次の事項に留意し、指定を行うものとする。

##### ① 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所については、地震に伴う火災に対応するため、災害種別に応じて、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

また、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めること。

## ② 指定避難所

指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの等を指定する。

### (4) 指定避難所等の指定基準

#### ① 指定緊急避難場所の指定基準

指定緊急避難場所の指定を行うこととなる異常な現象は、洪水、がけ崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫とする。指定緊急避難場所の指定基準は、以下のとおりとする。

##### ア 地震以外の異常な現象を対象とする指定緊急避難場所の指定基準

(ア) 管理条件：災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。

(イ) 立地条件：異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。

(ウ) 構造条件：指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、このうち、洪水については、その水位よりも上に避難上有効なスペースがあること。

##### イ 地震を対象とする指定緊急避難場所の指定基準

上記管理条件に加えて、

(ア) 当該施設が地震に対して安全な構造であること。

(イ) 場所・その周辺に、地震発生時の人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等がないこと。

#### ② 指定避難所の指定基準

指定避難所の指定基準は、以下のとおりとする。

ア 規模条件：被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。（⇒ 避難者の生活の場となることを考慮し、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、当該避難所での受入れが見込まれる被災者の数に対し、十分な面積を有すること。民家等は望ましくない。）

イ 構造条件：速やかに、被災者等を受入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。（⇒ 事務所等のスペースは、被災者等の受入れに当たって、備品等を整理する必要があることから、迅速な受入れの観点から望ましくない。）

ウ 立地条件：想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。

エ 交通条件：車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。（⇒ 避難所入所者だけでなく、在宅で避難生活を送る者に対しても、物資の供給等の必要な支援を講じる際の拠点となりうること。）

オ 福祉避難所関係：要介護高齢者、障がい者等の要配慮者のための指定避難所につい

ては、バリアフリー化され、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの等を指定すること。(⇒ 社会福祉施設等を想定)

### ③ 避難所等指定の留意点

ア 学校を指定避難所等として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮すること。学校施設の指定避難所等としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所等となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や施設の管理者、地域住民等の関係者と調整を図ること。

イ 指定避難所等となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備等を進めること。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めること。

ウ 町及び指定避難所等の運営者は、指定避難所等の良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所運営のノウハウを有するNPO等や医療・保健・福祉の専門家等との定期的な情報交換に努めること。

### ④ 避難路の設定及び安全確保

町は、指定避難所等に至る避難路を設定するとともに、その安全を確保するため、次の事項に留意する。

ア 指定避難所等へ至る避難路について、十分な幅員の確保と延焼防止、がけ崩れ防止等のための施設整備に努めるとともに土砂災害発生（予想を含む）の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民等に周知すること。

イ その他の道路についても、道路に面する家屋や建造物等が被災した場合に避難の支障となる箇所の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民等に周知すること。

### (5) 指定避難所等及び避難方法の事前周知

町は、指定避難所等を指定したときは、次の方法等により住民にその位置及び避難に当たっての注意事項等の周知徹底を図る。

#### ① 避難誘導標識、避難地案内板等の設置

町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。

町は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

#### ② 広報紙、防災マップ、チラシ配布

防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るように努める。

#### ③ ホームページへの掲載

#### ④ 防災訓練等の実施

なお、以下の内容については、特に周知徹底に努める。

ア 指定緊急避難場所と指定避難所の役割に違いがあること。

イ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定されていること。

ウ 避難の際には、発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること。

エ 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当な場合があること。

また、町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、あらかじめ、指定避難所等の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、地域住民が主体的に指定避難所等を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

#### (6) 公共用地の活用

町は、避難場所、避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地・国有財産の有効活用を図る。

### 4 避難情報発令体制の整備

#### (1) 判断基準の明確化

町は、災害時に適切な避難情報を発令できるよう、あらかじめ明確な判断基準の設定に努める。また、避難情報の発令の判断、伝達を適切に行うため、判断基準や伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するとともに、避難情報の発令基準等について町地域防災計画に記載する。

#### (2) 全庁をあげた体制の構築

町は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

#### (3) 国や県との連携

町は、避難情報の発令及び土砂災害についてはそれらの発令又は解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

### 5 指定避難所等の整備

町は、指定避難所等及び避難路について、管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設、設備及び資機材の整備に努める。

#### (1) 指定避難所等及び避難路の耐震化

(2) 断水時でも使用可能なトイレ、非常用電源設備を備えた校内放送・照明設備、電話不通時や輻輳時にも使用可能な通信機器、放送設備等避難者への情報伝達に必要な設備等の整備

(3) 給水用資機材、炊出し用具（食料及び燃料）及びマスク、消毒液、毛布等の生活必需品のほか積雪期・寒冷期を考慮した暖房器具の配備

(4) 要配慮者に配慮した指定避難所等への誘導標識の整備や避難施設の空調、洋式トイレ、障がい者用トイレ、スロープ等バリアフリー化などの環境整備

(5) 避難生活が長期化することに備え、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションや冷暖房機器の増設・配備をはじめとする環境の整備。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

(6) 更衣室等のスペース確保等の男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮した施設の環境整備。

(7) 段ボールベッド、パーテーション、サージカルマスク、フェイスシールド等新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資の確保

(8) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所等

のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

## 6 福祉避難所の指定

町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、次の事項に留意し、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するように努める。

指定に当たっては、バリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、生活相談員等の確保が比較的容易である社会福祉施設等、受入れる避難者にふさわしい施設を選定し、福祉避難所として必要な設備及びケアに当たる人材の確保について配慮する。

なお、福祉避難所について、受入れ想定をしていない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。前述の公示を利用しつつ、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要になった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

また、適当な施設を指定することが困難な場合は、既に一般避難所に指定している施設において、要配慮者に対して特別な配慮をする場所や部屋を区分けする等、一般の避難所を福祉避難所として指定するように努める。

## 7 避難誘導體制の整備

町は、避難情報を発令した場合に住民が迅速かつ安全に避難できるような避難誘導體制を整備する。特に、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、住民、自主防災組織、民生児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等の多様な主体の連携や協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努め、情報伝達体制や避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

町は、自主防災組織や消防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

## 8 避難対策

各施設の管理者は、予め避難計画を策定し、それに基づいた避難方法を職員等に周知徹底させるほか、次の事項を重点に定めるものとする。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難を命ずる理由
- (3) 避難の時期（事前逃避の実施等）
- (4) 避難の予定場所、名称、収容可能人員
- (5) 避難情報の発令基準及び伝達方法
- (6) 避難道路の明示及び誘導方法



- (7) 避難の順位及び編成
- (8) 避難誘導責任者及び補助員
- (9) 避難誘導の要領、措置
- (10) 避難者の確認方法
  - ① 保育所、幼稚園及び小中学校の避難対策
    - 保育所、幼稚園及び小中学校における避難計画の策定は、施設ごとに行うものとする。
    - (ア) 避難所等の選定
      - 土砂災害等による被害を想定し、学校等の立地条件を十分考慮したうえ、町と協議して避難所等を選定するものとする。
    - (イ) 避難資機材の整備と体制
      - 負傷した園児、児童及び生徒を避難させるための資機材の整備と、応急措置ができる医薬品を整備するとともに、職員の担当責務を定め、他の防災関係機関等との連絡体制の確立を図るものとする。
    - (ウ) 保護者への連絡等
      - 災害時には電話が不通となる場合があるので、避難所等・避難方法を予め保護者に連絡しておくとともに、園児、児童及び生徒の引渡しについて周知するものとする。
  - ② 社会福祉施設の避難対策
    - 社会福祉施設における避難計画の策定は、施設管理者が行うものとし、総務企画課及び健康福祉課が助言、指導を行うものとする。
    - (ア) 避難所等の選定
      - 土砂災害等による被害を想定し、施設等の立地条件を十分考慮したうえ、町と協議して避難所等を選定するものとする。
    - (イ) 避難資機材の整備と体制
      - 負傷した入所者を避難させるための資機材の整備と、応急措置ができる医薬品を整備するとともに、職員の担当責務を定め、他の防災関係機関等との連絡体制の確立を図るものとする。
      - また、次の事項に留意するとともに、地域の自主防災組織及び町の協力が得られるよう努めるものとする。
        - a 平日と休日及び昼間と夜間における避難誘導方法
        - b 入所者の症状に応じた避難誘導方法
        - c 避難に関する周知方法
        - d カルテ等の入所者に必要なものの搬出方法
    - (ウ) 家族、親戚への連絡等
      - 災害時には電話が不通となる場合があるので、避難所及び避難方法等を予め家族、親戚に連絡しておくとともに、入所者の一時引渡しについて周知させるものとする。
  - ③ 病院における避難対策
    - 病院における避難計画の策定は、病院独自で行うものとする。
    - (ア) 避難所等の選定
      - 災害時に一次的に安全を確保する場所として設置する避難所等は、施設周辺の諸条件を総合的に検討のうえ選定するものとする。

(イ) 避難資機材の整備と体制

負傷した患者を避難させるための資機材の整備と、応急措置ができる医薬品を整備するとともに、職員の担当責務を定め、他の防災関係機関等との連絡体制の確立を図るものとする。

また、次の事項に留意するとともに、地域の自主防災組織及び町の協力が得られるよう努めるものとする。

- a 平日と休日及び昼間と夜間における避難誘導方法
- b 患者の症状に応じた避難誘導方法
- c 避難に関する周知方法
- d カルテ等の患者に必要なものの搬出方法

(ウ) 家族、親戚への連絡等

災害時には電話が不通となる場合があるので、避難所及び避難方法等を予め家族、親戚に連絡しておくとともに、患者の一時引渡しについて周知させるものとする。

④ 公共施設等の避難対策

(ア) 避難所等の選定

土砂災害等による被害を想定し、施設等の立地条件を十分考慮したうえ、町と協議して避難所等を選定する。

ただし、不特定多数の人が出入りするため、災害時には大きな混乱が生じることを考慮して、利用者の生命及び身体の安全確保のため、職員が避難誘導を行う等、万全な対策を講ずるものとする。

(イ) 避難資機材の整備と体制

負傷した者を避難させるための資機材の整備と、応急措置ができる医薬品を整備するとともに、職員の担当責務を定め、他の防災関係機関等との連絡体制の確立を図るものとする。

⑤ 避難行動要支援者の避難支援体制の整備

町は、迅速な避難行動が困難で何らかの支援が必要な要配慮者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援体制を整備するため、避難行動要支援者名簿及び個別計画を作成し、戸別訪問等により周知を図るとともに、災害時は自主防災組織を活用し、避難誘導を行うものとする。

9 避難資機材の整備

災害時において、救助救出、救護及び避難対策等に迅速に対応できる体制を取るため、避難資機材を整備するものとする。

(1) 救助救出に要する資機材の整備

災害等において救助活動を実施する場合、救助器具が必要不可欠になってくるため、次の資機材について整備するものとする。

- ① かなでこ
- ② のこぎり
- ③ かけや
- ④ パール
- ⑤ ハンドマイク
- ⑥ その他必要なもの

## (2) 救護所に要する資機材の整備

救護所の開設場所については、第3編第1章第9節「医療救護計画」のとおりであるが、災害の発生場所近辺に救護所を設置する必要がある場合を考慮して、次の資機材を整備するものとする。

- ① 救護用テント
- ② 救護用担架
- ③ 照明用発電機
- ④ 簡易ベッド
- ⑤ その他必要なもの

## (3) 避難所等に要する資機材の整備

指定避難所等については、次の資機材を整備するものとする。

- ① 照明用発電機
- ② ハンドマイク
- ③ 簡易ストーブ
- ④ 間仕切り用パネル
- ⑤ その他必要なもの

## (4) 仮設トイレの設置

指定避難所等を開設するに当たり、予め設置業者と連絡を密にし、指定避難所等の収容人員に応じた仮設トイレを設置するものとする。

## 10 広域避難に係る事前の備え

町は、大規模災害に伴う広域避難及び広域一時滞在に関する手順、移動方法とともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など具体的な対応内容をあらかじめ定めておく。また、あらかじめ策定した計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

県は、防災関係機関と連携しながら、市町村が行う広域避難の事前の対策について助言を行う。

## 11 資料

### (1) 避難所等

【資料編3－(9)】

## 第7節 救助・救急体制整備計画

### 1 計画の方針

大規模な災害時において、家屋等の倒壊や火災等が同時多発する現場で、多数の要救助者を迅速かつ適切に救出・救助するため、その救助活動体制の整備に必要な対策に関する計画について定めるものとする。

### 2 主な実施機関

最上町総務企画課

最上広域消防本部

新庄警察署

最上町消防団

自主防災組織

### 3 対策の内容

#### (1) 自主防災組織の対策

##### ① 情報の収集・伝達体制の確立

地域における要救助者の発生状況等を、速やかに町又は最上広域消防本部、新庄警察署に通報するとともに、これら防災関係機関の避難指示等を、速やかに地域住民に伝達する体制を確立する。

##### ② 防災訓練の実施

防災関係機関が要救助現場に到着するまでの間、自主防災組織が迅速かつ的確に救助活動を展開することが極めて重要であることから、平常時において、消火活動や損壊した建物による生き埋め者の救助活動等について十分な訓練を行う。

##### ③ 防災用資機材の整備

救助活動に必要となるチェーンソー、エンジンカッター及び簡易ベッド等の資機材を、地域の防災拠点や指定避難所等に整備するよう努める。

#### (2) 町及び消防機関の対策

##### ① 住民に対する防災意識の啓発

救助訓練、応急手当の普及啓発活動等を実施し、住民の防災意識の高揚を図る。また、要配慮者の避難誘導等が円滑に行われるよう、その実施方法を検討し確立しておく。

##### ② 民間等による救助・救急支援体制の確保

同時多発する建物倒壊や火災等に備え、地元建設業者等から、救助活動に必要な重機や操作要員の派遣が受けられるよう協定を締結する等体制を整備する。

##### ③ 消防機関の救助・救急体制の整備

###### ア 最上広域消防本部

救助隊員、救急隊員の専任率の向上を図るとともに、救急隊員としてより高度な応急処置を行うことができる救急救命士の育成及び高規格救急自動車、救助工作車等の救助・救急用資機材の整備に努める。

###### イ 消防団

町は、消防団活動に参加しやすい環境整備（団員、女性団員の拡充等）による消防団員の入団促進や消防団協力事業所表示制度の活用などにより消防団活性化対策

を総合的かつ計画的に推進する。

さらに、消防団が一刻も早く災害現場に到着することができるよう、団員の連絡・参集体制の整備・充実を図るとともに、地域住民と協力して一人でも多くの人員で救助・救急活動を行えるよう、日頃から地域住民と連携した初動体制の確立に努める。

また、消防団の救助・救急活動に係る教育訓練を積極的に行うとともに、消防団におけるハンマー、ジャッキ、チェーンソー及び無線機器等の救助・救急用資機材の整備に努める。

#### ④ 情報収集体制の整備

##### ア 防災関係機関の連携

救助の対象となる被災者の発生情報は、災害応急対策において最も重要な情報項目であることから、町及び消防機関は自らの活動によりこれを迅速に把握するとともに、地域住民や自主防災組織、新庄警察署及び県等と適切に情報交換できる体制を整備する。

##### イ 民間組織の協力

公衆通信網等が途絶した場合に備え、アマチュア無線等を活用した情報収集伝達訓練等を通して、災害時における多様な通信手段の確保や情報収集伝達体制の充実強化を図る。

#### ⑤ 救助・救急活動における交通確保

被災者を的確に救助するためには、消防機関が一刻も早く災害現場に駆けつけ、救出した被災者を迅速に医療機関に救急搬送することが重要であることから、建物等の崩壊や道路の損壊等により通行障害が発生した場合の情報提供方法及び交通確保対策について、新庄警察署及び道路管理者と協議し定めておく。

#### ⑥ 医療機関との情報伝達体制の整備

多数の救出者を迅速かつ的確に医療機関に救急搬送するため、緊急患者受入の確認方法等、医療機関との情報伝達体制について協議し定めておく。

#### ⑦ 応援受入体制の確立

同時多発災害に自己の消防機関のみで対応できない場合、関係法令や協定等に基づく他市町村の消防機関、警察及び自衛隊への応援要請について、その順位や手続き等をあらかじめ定めて確認しておく。

また、これら応援に駆け付ける関係機関の受入体制のうち、特に被災者に関する情報の集約、活動区域の分担及び災害現場への応援部隊の誘導方法等について、協議し確立しておく。

## 第8節 火災予防計画

### 1 方針

火災の発生を未然に防止し、被害の軽減を図るため、必要な事業の実施その他の予防対策に関する計画について定めるものとする。

### 2 主な実施機関

最上町総務企画課、建設水道課、農林振興課  
最上町消防団  
最上広域消防本部  
最上総合支庁  
東北森林管理局山形森林管理署最上支署  
最上広域森林組合  
東北電力ネットワーク（株）新庄電力センター  
自主防災組織

### 3 対策の内容

#### (1) 消防機関の拡充強化

##### ① 消防団の組織強化

町及び消防団は、火災予防、消火活動に果たす消防団の組織の強化と活性化を推進するものとする。

##### ② 広域応援体制の整備

大規模災害等の非常時において、「山形県広域消防相互応援協定書」に基づく消防隊、救急隊等の応援を効果的かつ迅速に行うため、県下の消防本部は、「山形県消防広域応援隊に関する覚書」に基づき、広域応援隊を編制し、情報連絡体制の確保、訓練の実施、調整会議の開催等、その体制づくりに向けて必要な対策を行う。

##### ③ 自主防災組織等の育成強化

ア 火災による被害を最小限に食い止めるには、初期消火が最も重要であり、地域ぐるみの協力体制を必要とすることから、町及び最上広域消防本部は、自主防災体制として自主防災組織、幼年少年消防クラブの結成と育成を促進し、組織単位の訓練を積み重ね防災への対応策を体得させ、家庭と地域で活用できるよう指導するものとする。

自主防災組織は、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等を使用した消火活動計画を定めるとともに、消火訓練等を通じてこれらの消防施設等の使用方法を習得しておく。

イ 町及び最上広域消防本部は、事業所における火災予防、初期消火、避難誘導の徹底を期するため自衛消防組織の育成強化を図るものとする。

ウ 町及び消防機関は、地域の自主防災組織等を通じて一般家庭に対し、火災発生防止対策、消火器の設置と取扱いの指導及び初期消火活動の重要性を周知徹底する。

#### (ア) 災害発生時の対策

- a 使用中の調理器具、暖房器具等の火を消す、又は電源を切る。
- b ガスにあっては、元栓を締める。
- c 停電から電気が復旧することによって発生する通電火災を防ぐため、電気の

ブレーカーを切る。

(イ) 平常時の対策

- a 消火器、消火バケツ等の消火用器材の設置
- b 住宅用火災警報器、ガス漏れ警報器等の設置及び維持管理
- c 危険物及び可燃物等（灯油、食用油、ヘアスプレー等）の保管場所の点検

④ 立入検査の実施と指導強化

最上広域消防本部は、火災の発生を防止するために、「消防法」で定める防火対象物に対し防火管理者の選任について徹底するとともに、防火管理者に対して震災対策事項を加えた消防計画を作成し、同計画に基づく、消火・通報・避難訓練の実施、消防用設備等の設置及び点検を指導し、自主的な防災体制を確立させるものとする。

(2) 消防力の強化

町は、消防力の強化を図るため、山形県地震防災緊急事業五箇年計画（消防用施設）に基づき計画的に整備を推進するものとする。

(3) 火災予防対策の推進

① 火災警報の発令

最上広域消防本部は、山形地方気象台及び県から通報された気象状況を検討し、火災予防上危険であると認めたときは火災警報を発令し、また、管内の気象状況を判断して解除するものとする。

火災警報が発令されたときには、防災行政無線及び広報車等による火災予防広報を行うものとする。

火災警報の発令基準は、「4資料」のとおりである。

② 火災多発警報の発令

町は、県から火災多発警報が発令されたときには、防災行政無線及び広報車等による火災予防広報を行うものとする。

火災多発警報発令実施要領は、「4資料」のとおりである。

③ 予防査察指導の強化

最上広域消防本部及び消防団は、火災を未然に防止するため、予防査察を計画的、継続的に実施するとともに、その結果を相互研究して査察指導の向上を図るものとする。特に、人命の危険度の高い防火対象物については、防火管理者に対し助言、指導を行うものとする。

④ 危険地域の火災予防対策

最上広域消防本部及び消防団は、人命の危険並びに延焼拡大のおそれのある地域については、予め出動隊の配置、水利、爆発物、引火物、その他危険物の所在、避難誘導等の人命救助の方法を消防計画等で定めておくものとする。

⑤ 特殊建物火災予防対策

最上広域消防本部は、公衆の出入りする場所、多人数が勤務する場所、木造大建築物等について建物内部進入順路、人命救助、注水等の方法を消防計画等で定めて万全の策を講ずるものとする。

特に、病院、社会福祉施設等要配慮者が利用する防火対象物に、スプリンクラー設備等の消防用設備等の適正な設置を指導する。それ以外の防火対象物についても、法令等の規定による消防設備等の設置を完全に履行させ、その適正な維持管理を指導する。

⑥ 林野火災予防計画

ア 林野火災を未然に防止するため、関係機関は、たき火及びタバコ等の不始末など火災予防のための啓蒙・宣伝の充実強化、春の火災多発期等における巡視の徹底、その他管理体制の強化、防火線・林道等の構築、保安及び消火用資機材の整備等を図るものとする。

イ 町及び最上広域消防本部は、林野火災特別地域対策事業を積極的に推進するものとする。

⑦ 車両火災予防対策

最上広域消防本部及び消防団は、車両火災に係る人命救助の方法、避難誘導、付近建物の延焼防止、危険物対策及び関係機関との連絡方法等について、消防計画等で定めるものとする。

⑧ 旅館等の火災予防対策

旅館等不特定多数の者が出入りする建物の防火管理体制の重要性に鑑み、防火対象物定期点検報告制度に基づく点検報告を指導し、防火基準適合表示制度による表示マーク（防火セーフティマーク）交付により、利用者の安全を確保する体制を確立する。

⑨ 漏電による火災予防対策等

東北電力ネットワーク（株）新庄電力センターは、配電設備について一定の基準により工事を行うとともに、請負工事の検査を適正にして施工の完全を期するものとする。保守に当たっては、巡視点検による不良箇所の早期発見と改修に努めるものとする。また、一般住家に対し、その配線設備について定期調査を実施するとともに、電気の正しい取扱いと適正配線の重要性についての啓発に努めるものとする。

⑩ 火災予防運動の充実

関係機関は、特に、春秋の火災予防運動期間中に火災予防のための諸行事を実施し、広く町民に対して火災予防思想の普及向上に努めるものとする。

4 資料

- |                      |                   |
|----------------------|-------------------|
| (1) 火災警報発令基準         | 【資料編 1 - (5) - ①】 |
| (2) 火災多発警報発令実施要領     | 【資料編 1 - (5) - ②】 |
| (3) 山形県広域消防相互応援協定書   | 【資料編 1 - (5) - ③】 |
| (4) 山形県消防広域応援隊に関する覚書 | 【資料編 1 - (5) - ⑤】 |



## 第9節 医療救護体制整備計画

### 1 方針

大規模災害時に発生する多数の傷病者等に対して、困難な条件の下で適切な医療を提供するため、必要な対策に関する計画について定めるものとする。

### 2 主な実施機関

最上町総務企画課、町立最上病院

### 3 対策の内容

#### (1) 町立最上病院の医療機能の強化

町は、次の事項によりその管理する病院の医療機能の強化を図るものとする。

- ① 施設設備の耐久性の向上
- ② 医療機器、医薬品等の確保
- ③ 防災体制の確立

町、町立最上病院は、入院患者の安全確保やライフラインの被災による停電、断水等の被害に対応するため、医療体制の確立について、病院防災マニュアルを作成・習熟し、応急措置、緊急復旧、地域医療搬送等について関係事業者と協議するなど、平素から体制を整備しておくものとする。また、「山形県医療機関情報ネットワーク」等を活用し、適切な災害時医療提供体制を構築する。

#### (2) 民間病院の医療機能の強化

民間病院についても、町立最上病院に準じ、医療機能の強化を図るものとする。

#### (3) 自主防災組織等による応急救護能力の強化

##### ① 一般家庭における救護能力の強化

町は、一般家庭における救急医薬品の備え付けを推進するとともに、応急手当の方法について訓練、講習会等を通じ指導を行うものとする。

##### ② 自主防災組織における救護能力の強化

自主防災組織は、応急手当に必要な救急箱、担架等を整備するよう努めるものとする。

#### (4) 医療関係施設等の整備

町及び医療施設、医療関係団体は、災害時における医療救護活動が円滑に行われるよう、医療関係施設の耐震化等の整備及び長時間停電対策等の設備整備を図る。

### 4 資料

#### (1) 最上地区医療機関

【資料編3－(1)】

## 第10節 防災業務施設等整備計画

### 1 方針

災害の未然防止と被害の軽減を図るため、防災業務施設等の整備推進に必要な対策に関する計画について定めるものとする。

### 2 主な実施機関

最上町総務企画課、建設水道課  
 最上広域消防本部  
 最上総合支庁  
 東北地方整備局新庄河川事務所  
 山形地方気象台  
 東日本電信電話（株）山形支店

### 3 現況

本町における防災業務施設設備は次のとおりである。

#### (1) 観測施設設備

##### ① 気象庁

観測所名	観測項目	所在地	観測開始年月日
向町 (ムカイマチ)	降水量 気温 風向・風速 積雪	最上町大字向町633	降水量：昭和49年12月18日 その他：昭和51年11月26日
瀬見 (セミ)	降水量	最上町大字大堀	昭和49年11月1日

##### ② 水位観測所

河川名	観測所名	種別	所在地	観測開始年月日	管理者
最上小国川	瀬見	指定高水	最上町大字大堀字瀬見	昭和24年4月1日	最上総合支庁
最上小国川	赤倉	指定高水	最上町大字富沢	平成17年8月8日	最上総合支庁

##### ③ 雨量観測所

所管	観測種類	観測所名	所在地	流域	観測開始年月日
新庄河川事務所	テレメータ	糠塚	最上町大字富沢 字土合3478	最上小国川	昭和51年6月23日
最上総合支庁	テレメータ	瀬見	最上町大字大堀 字上野々	最上小国川	平成13年4月1日
最上総合支庁	テレメータ	東法田	最上町大字向町 字前森2136-42	最上白川	平成13年4月1日
最上総合支庁	テレメータ	赤倉	最上町大字富沢 字湯ノ原2537-9	最上小国川	平成20年3月23日

(2) 消防施設設備

① 最上広域消防本部消防署東支署

消防ポンプ自動車	広 報 車	救 急 車
1 台	1 台	1 台

② 消防団の消防力

消 防 団	消防ポンプ自動車	積載車	軽積載車	小型動力ポンプ
最上町消防団第1分団	1 台	一 台	2 台	2 台
最上町消防団第2分団	一 台	2 台	一 台	3 台
最上町消防団第3分団	一 台	2 台	一 台	1 台
最上町消防団第4分団	一 台	2 台	一 台	2 台
最上町消防団第5分団	一 台	3 台	一 台	2 台
最上町消防団第6分団	一 台	1 台	一 台	2 台
最上町消防団第7分団	一 台	1 台	1 台	一 台
最上町消防団第8分団	一 台	2 台	1 台	1 台
最上町消防団第9分団	1 台	2 台	一 台	3 台
最上町消防団第10分団	一 台	3 台	一 台	3 台
最上町消防団第11分団	一 台	3 台	一 台	2 台
最上町消防団第12分団	一 台	3 台	一 台	一 台
合 計	2 台	24 台	4 台	21 台

③ 消防水利

水 利 区 分		現 有 数
消 火 栓		233 (基)
防 火 水 槽	40m <sup>3</sup> 以上60m <sup>3</sup> 未満	47 (基)
	60m <sup>3</sup> 以上	一 (基)
その他の水利		3 (箇所)
合 計		283
参 考 40m <sup>3</sup> 未満の防火水槽		28 (基)

(3) 通信施設設備

① 最上町防災行政無線 (同報系)

親 局 数	子局屋外
1	56

ア 平常時は、一般業務連絡に運用する。

イ 災害時は、災害情報の収集・伝達などに運用する。

② 孤立防止用無線電話

受付台	基地局 (サテライト)	端末局	端末番号	設 置 場 所	T E L	保守局連絡番号
山 形	長沢第2	瀬見	95-748	最上町大字大堀742	44- 2424	東日本電信電話 (株) 山形支店 ネットワークメンテナンス 担当 TEL 023(621)9557
山 形	板蔵山	最上	95-251	最上町大字向町644	43- 2011	
山 形	板蔵山	赤倉	95-251	最上町大字富沢981	45- 2810	

(4) 災害対策用臨時ヘリポート

災害対策用臨時ヘリポート指定場所及び臨時ヘリポート設置基準は、「5資料」のとおりである。

4 対策の内容

(1) 気象等観測体制の整備

自然災害を未然に防止するために、各関係機関は連絡を密にし、気象情報、地理情報の把握に努めるほか、町は、観測用施設を各関係機関に要望し、施設の整備充実に努めるものとする。

町は、関係機関の協力を得ながら気温、湿度、雨量、降雪量及び積雪深等のデータを随時観測収集し、災害が発生した場合の応急対策を実施する際のデータとして活用する。

また、山形地方气象台等の防災関係機関は、自動観測装置や遠隔監視システムの導入等、観測体制の充実・強化及び観測施設の信頼性の確保を図るとともに、観測情報を相互に提供できるシステム構築の推進に努める。

(2) 通信施設整備

① 災害時における電力の確保

災害時において、防災行政無線使用に係る消費電力を確保するため、防水対策を考慮した自家発電装置及び直流電源設備等の整備を図るものとする。

② 防災行政無線の整備拡充

町は、災害時において的確な情報を住民に提供するため難聴地域を中心に同報系の戸別受信機の整備を図るものとする。また、特別警報（緊急地震速報、避難情報を含む）の住民への情報伝達のため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と防災行政無線の自動放送連携を図る。通信設備は確実に使用できるよう、保守、維持管理を行うとともに、非常用発電設備については、災害発生時における商用電力の停止を想定し、保守点検及び操作訓練を定期的に行う。加えて、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的を実施する。

③ 防災関係機関通信施設の整備

防災関係機関は、電気通信事業用通信施設、専用通信施設及び無線通信施設について、設備の整備推進とその効果的運用を図るものとする。

#### ④ 電気通信設備等の活用

##### ア 移動系通信設備

町は、関係機関と協力し、災害時に有効な携帯電話や衛星携帯電話・衛星通信、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備する。

また、住民への伝達においても、携帯端末の緊急速報メールの周知をはじめ、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用し、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

##### イ 災害時優先電話

町は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう計画する。また、災害用として配備されている無線電話等の機器についての運用方法等について習熟するため、職員の教育訓練を実施する。

#### (3) 消防施設の整備

町及び最上広域消防本部及び消防署（支署）は、消防力の整備指針等に基づき、消防機械、消防水利、無線等施設の計画的な整備充実を図る。

なお、災害時に防災拠点となる最上広域消防本部及び消防署は、老朽化が進行していることに加え、浸水想定区域に位置しているため、高機能指令センター等の浸水被害が想定される。そのため、大規模災害時には消防機能が失われる可能性があることから、新消防庁舎建設時に移転を図る必要がある。

① 震災時には、消火栓の使用不能及び消防自動車の消火活動に支障を来たすことが予想されるので、耐震性防火水槽の設置など、消防施設の計画的な整備充実を図るものとする。

#### ② 消防水利の保全開発

##### ア 自然水利の保全開発

大規模火災における自然水利の有利性に鑑み、既存自然水利の減少を来たさないように水利関係機関との調整整備を図るものとする。

##### イ 消防水利の開発

消防水利が不足する地域においては、河川、沼、池、井戸等も消防水利として使用できるよう事前に検討し、利用計画を策定するものとする。

#### ③ 救出、救助資機材の整備

重量物等の下敷きになった人等を迅速に救出、救助するために必要な資機材の整備充実を図るものとする。

#### (4) 水防施設設備

町は、各地区に対し、水防倉庫を計画的に設置するとともに、水防倉庫に格納備蓄する水防用資機材を点検及び補充し、施設の整備充実を図るものとする。

#### (5) 災害対策用臨時ヘリポート

災害救助を実施するための情報の収集、援助物資の輸送等迅速な対応をするための災害対策用ヘリポートの整備充実を図るものとする。

災害対策用臨時ヘリポート指定場所は、「5資料」のとおりである。

臨時ヘリポート設置基準は、「5資料」のとおりである。

#### (6) 食料、水、生活必需品等の備蓄

町は、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄を行うものとする。

なお、賞味期限のあるものに関しては適宜交換を行うものとする。

#### (7) ボランティア受入れ体制の確立

本町の受入れ担当は、総務企画課とする。

詳細は、第2編第2章第4節「災害ボランティア受入体制整備計画」による。

(8) 防災施設の整備

町は、特に、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて、事業の推進を図るものとする。

5 資 料

- (1) 防災行政無線遠隔制御装置等の運用に関する協定書【資料編1-(3)-③】
- (2) 臨時ヘリポート設置基準【資料編1-(8)-①】
- (3) 臨時ヘリポート設置基準【資料編1-(8)-②】
- (4) 災害対策用臨時ヘリポート指定場所【資料編3-(10)】

## 第11節 都市防災計画

### 1 方針

向町地区を中心とした地域や住宅の密集した地域における火災、風水害、震災等の防災対策に重点をおいた都市計画の推進及び災害による建造物の被害の未然防止とその軽減を図るために必要な計画について定めるものとする。

### 2 主な実施機関

最上町総務企画課、建設水道課  
最上総合支庁  
東北地方整備局山形河川国道事務所

### 3 現況

本町の都市計画区域は、3,017haで用途地域が91ha（向町、十日町、本城地区）となっている。

### 4 対策の内容

#### (1) 都市計画の地域地区等指定による災害に強いまちづくり

道路用地・公共用地の確保と都市計画法に基づく次の地域地区指定等の組み合わせによる合理的な土地利用の誘導等により、望ましいまちづくりを推進することにより、都市地域の防災効果を高める。

##### ① 防火地域・準防火地域の指定

既存の密集住宅地や高度な土地利用を図る地域について、防火地域や準防火地域を設けることにより、耐火性の高い建築物を誘導し、火災に強い市街地の整備を図る。

##### ② 用途地域の指定

工場、住宅等の混在する地域において、用途地域を指定することにより、建築物の用途純化を誘導し、地震発生時における火災の発生及び拡大要因を除去する。

##### ③ 地区計画の決定

地区計画の決定による道路用地・公園用地の確保、建築物の用途純化等により、災害に強い市街地整備を誘導する。

#### (2) 防災空間の整備による安全性の確保

都市における地震火災に対する安全を確保するため、建築物の耐震不燃化並びに公園、緑地、広場及び街路等の防災空間の整備に努める。

##### ① 公園緑地の整備

市街地の公園緑地の規模と配置の適正化に留意しつつ、火災の拡大防止及び非常災害時の避難地、被災者の受入れ場所として多目的広場等を整備し、災害の防止並びに復旧に対処するものとする。

##### ② 街路整備事業

都市計画道路の整備、既成市街地の狭隘道路の拡幅等により市街地に空間を与え、火災の延焼を防止し、非常災害時には緊急輸送路及び避難路としての機能を確保するものとする。

##### ③ 土地区画整理事業

土地区画整理事業による面的整備を推進し、防災機能の高い市街地形成を図るもの

とする。

④ 新規開発に伴う指導・誘導

町及び県は、新規開発等の事業に際しての災害の防止については、都市計画及び建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に関する指導監督を通じて行う。また、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域等の各区域内の土地については都市計画法等に基づき、原則として開発を抑制する。

⑤ 震災等に備えて公共施設共用建物、及び民間の建物を含めて耐震化（耐震診断・耐震改修（天井材等の非構造部材の落下防止対策及び昇降機の耐震化を含む。以下同じ））を計画的かつ効果的に推進する。特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

(7) 防災活動の拠点となる公共建築物の耐震化の推進

災害対策本部・支部を設置する施設、医療機関、指定避難所等となる施設、学校、社会福祉施設などの災害対策基本法第50条に定める災害応急対策を実施するに当たり拠点となる施設の耐震化について、計画的かつ効果的に推進していく。

(イ) 広く町民が利用する公共建築物等の耐震化の推進

文化施設、社会教育施設、体育施設などの広く町民が利用する施設、危険物等を貯蔵又は使用する施設の耐震化について、計画的かつ効果的に推進していく。

(ウ) その他の公共建築物の耐震化の推進

上記以外の公共建築物の耐震化についても、計画的かつ効果的に推進していく。

(3) その他

消火栓、防火水槽等の消防水利整備を推進するものとする。



## 第12節 孤立集落対策計画

### 1 方針

本町では、大雨等の際、がけ崩れや地すべり等土砂災害などによる交通途絶により、孤立するおそれのある集落もあることから、孤立予防対策を推進するとともに、孤立した際の救援が届くまでの自立を前提に、食料などの物資や通信機器類などの防災資機材の備蓄を進め、防災体制の整備を行う。

### 2 主な実施機関

最上町総務企画課、建設水道課  
防災関係機関

### 3 対策の内容

#### (1) 孤立するおそれのある集落の把握

町は、大雨等に伴う土砂災害等の要因により道路交通が途絶し、外部からのアクセスが困難となる集落について把握するとともに、集落人口や世帯数、通信設備及び防災資機材の整備状況など、集落の状況を把握する。

#### (2) 防災資機材等の整備

##### ① 連絡手段の確保

町は、集落が孤立し、また一般的な公衆回線も不通となった際、町、消防本部及び警察との連絡手段が確保できるよう、防災行政無線や衛星携帯電話などの通信設備並びに連絡手段となりうる資機材の整備に努める。

##### ② 食料等の備蓄

町は、集落が孤立した際の住民の食料や生活必需品の確保のため、食料、飲料水及び生活必需品の備蓄を行うとともに、住民に対して食料等の備蓄を呼びかける。

##### ③ 指定避難所等の確保

町は、土砂災害警戒区域等の危険箇所における住民の避難や冬期間の屋外避難の困難等から、孤立すると予想される地域内に指定避難所等となりえる場所を確保し、予め住民に対し周知する。

##### ④ 防災資機材の整備

町は、発電機、暖房器具及び燃料等、冬期間の暖房確保や調理する際に必要となる資機材などの確保に努める。

##### ⑤ ヘリ離着陸可能な場所の確保

町は、負傷者や食料等の搬送、住民の避難など緊急事態に備え、ヘリコプターが臨時に離着陸できる場所を確保するとともに、これら離着陸場所をデータベース化し、防災関係機関に周知していく。

#### (3) 孤立予防対策の推進

町、国及び県は、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊、雪崩、落橋等による交通途絶から集落が孤立することを防止するため、これら危険箇所や橋等に対する予防対策を推進するとともに、周辺住民に危険箇所を周知する。

#### (4) 防災体制の整備

##### ① 自主防災組織の育成等

町は、住民自ら、救助・救出、避難誘導、避難所生活の支援ができるよう自主防災

組織の結成、育成を進めるとともに、自主防災組織等と消防団や地域の企業・事業所などとの連携を促進する。

② 応援体制の整備

防災関係機関は、集落が孤立した際、早急な復旧が図られるよう関係機関との応援体制を整備する。

## 第13節 建築物防災予防計画

### 1 方針

災害による建築物の被害の未然防止と軽減が図られるよう、庁舎、病院及び学校等の防災上重要な公共施設、一般建築物等の不燃性・安全性を確保することにより、建築物災害の防止対策を推進する。

### 2 主な実施機関

最上町総務企画課、建設水道課、教育委員会、町立最上病院  
最上総合支庁  
最上広域消防本部

### 3 対策の内容

#### (1) 建築物の火災耐力の向上促進

建築物自体の耐火性・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。

そのため、県及び町は、新築及び増改築等建築物について、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物についても、次により改善指導を推進する。

##### ① 既存建築物に対する改善指導

県は、建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用して、旅館等不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の安全性確保と施設の改善を指導し、町はこれに協力する。

##### ② 防火建築物定期点検報告制度等の実施指導

町及び最上広域消防本部は、防火対象物で一定規模以上の収容人員のあるもの、又は特定の防火対象物(飲食店、宿泊施設、医療機関等の不特定多数の者が利用するもの)のうち一定の基準に適合するものには、防火対象物定期点検報告制度(セイフティマーク)等に基づく点検報告を実施させることにより、利用者の安全を確保する体制を確立する。

#### (2) 建築物の災害予防対策の推進

##### ① 防災活動の拠点となる公共建築物の災害予防対策

ア 防災活動の拠点として位置づけられる公共建築物は次のとおりである。

###### (ア) 災害対策本部等が設置される施設

町役場庁舎

###### (イ) 医療救護活動に従事する機関の施設

町立最上病院等医療機関

###### (ウ) 応急対策活動に従事する機関の施設

新庄警察署、最上広域消防本部東支署

###### (エ) 避難施設

小・中学校、体育館、公民館、文化施設等

###### (オ) 社会福祉施設等

高齢者福祉施設、障がい者福祉施設等

##### イ 防災対策の実施

アに掲げた建築物は、災害時の指定避難所等や応急活動・復旧活動における拠点施設として重要な機能を担う必要があることから、次の防災対策を推進する。

(7) 建築物の安全性の確保

施設管理者は、各種法令により規定されている技術基準を遵守し、災害に強い施設づくりに努める。

県及び町は、定めた計画に基づき、建築基準法による現行耐震基準施行（昭和56年）以前の建築物を中心に耐震診断を実施し、必要と認められたものから、順次、改修等努め、実施する場合は「住宅・建築物耐震改修事業等」の活用を図り耐震化を推進する。また、県及び町は、老朽化の兆候が認められる指定避難所等についても、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

(4) 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示す防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

- a 配管設備類の固定強化・冗長性の確保
- b 非常用電源の基本能力の確保
- c 飲料水の基本水量の確保
- d 消防防災用設備等の充実
- e 情報・通信システム等の安全性能の向上等

(ウ) 維持管理

施設管理者は、建設当時の設計図面等を整理保管するとともに、法令点検等の台帳や防災関係図及び維持管理の手引き等を整備し、日常点検の励行に努める。

特に、建築基準法第12条第2項、4項に基づく建築物・建築設備等の定期点検を徹底する。

② 不特定多数の者が利用する建築物の災害予防対策

宿泊施設等、不特定多数の者が利用する建築物は、災害発生時に一定の機能を果たし、かつ、人命を守る基礎となることから、施設管理者は、③に掲げる一般建築物の災害予防対策に努める一方、最上広域消防本部及び電気・ガス等保安団体は、次に示す防災対策等を指導する。

- ア 災害発生時における混乱防止のための、各種通信手段の活用等による迅速かつ正確な情報収集伝達体制の整備
- イ 不特定多数の者を避難誘導するための体制の整備
- ウ 避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練
- エ 災害発生時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底
- オ 当該施設の管理実態を把握するための、防災設備等の日常点検の励行

③ 一般建築物の災害予防対策

町は、建築物等の安全性を確保するために、次の留意事項により指導等を行う。

- ア 著しく劣化している建築物の安全性の確保  
防災パトロール等の機会を利用した防災点検の必要性の啓発
- イ 落下物等による災害の防止  
建築物から外れやすい窓・戸及び看板類等の落下物並びに断線等による災害を防止するための安全性の確保の指導・啓発
- ウ 水害のおそれのある地域の建築物における耐水化  
床上浸水等の災害を回避するため、予想される浸水位以上の盛土・基礎高の確保、又は床下浸水を防止する防止板等の設置の指導

## 第14節 輸送体制整備計画

### 1 方針

大規模な災害時における物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されてはじめて効率的な緊急輸送が可能となる。このため、町は関係機関と連携し、あらかじめ緊急輸送路、輸送体制について定めておく。

### 2 主な実施機関

最上町建設水道課、農林振興課

最上総合支庁

東北地方整備局新庄河川事務所

東北地方整備局山形河川国道事務所尾花沢国道維持出張所

東日本旅客鉄道（株）新庄駅

### 3 対策の内容

#### (1) 道路

##### ① 道路の危険箇所の指定と見直し

道路管理者は、融雪、豪雨等により、土砂崩れや落石等の被害が予想される危険箇所の指定を見直しするとともに、交通途絶防止工事の推進を図る等の対策を実施するものとする。

##### ② 危険区域の把握及びパトロールの強化

道路管理者は、斜面崩壊等に伴う災害を未然に防止するため、危険が予想される斜面の実態を常に把握するものとし、長雨、豪雨が予想される場合は、危険箇所の巡視警戒に当たるものとする。

##### ③ 道路施設災害防止対策事業の推進

道路管理者は、災害の発生により、地域住民に対する影響力が大きい国道、主要地方道における道路及びトンネル等の防災設備の整備を行うとともに、非常用設備の点検等を実施して事故の未然防止を図るものとする。

町のトンネル箇所は、「4資料」のとおりである。

#### (2) 鉄道

融雪、豪雨等による土砂崩れ、鉄道敷地の崩壊及び車両火災等によるトンネル内の災害に備え、次の事業を実施して事故の未然防止を図るものとする。

##### ① 施設の防災構造化の推進

##### ② 安全施設等の整備推進

#### (3) 緊急輸送道路ネットワークの確保

町は、県、国等の緊急輸送道路ネットワークとの整合性を図りながら、町域内の緊急輸送道路ネットワークの形成を図る。なお、町及び県は、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるとともに、被害想定や拠点施設、道路網の変更などを踏まえ、適時見直しを行う。

##### ① 緊急輸送道路の指定

緊急輸送のための道路を確保するため、あらかじめ確保すべき幹線道路を指定し、その確保に努める。選定の条件は、次のとおりとする。

- ア 高速道路を基幹とし、これにアクセスする主要な国道、県道及び町道
- イ 本町と隣接市町村を接続する幹線道路
- ウ 指定避難所等に接続し、応急対策を実施する上で重要な道路
- エ 上記の道路と病院等の主要公共施設又は防災関係機関等の施設を接続する道路

② 緊急輸送道路の確保

次により、緊急輸送道路の確保に努める。

ア 国・県と緊密な連絡をとり、幹線道路に架かる橋梁への防災対策を実施し、流失、落下等を防止する。

イ 建設団体の協力を得て、道路上の障害物の除去等、円滑な輸送道路確保のための体制を整備する。

町道橋梁一覧は、「4資料」のとおりである。

(4) 輸送施設及び輸送拠点の把握・点検

町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、体育館、道の駅等の輸送拠点について把握・点検する。

また、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

(5) 物資輸送拠点の環境整備等

町は、物資輸送拠点において、運送事業者等を主体とした業務の実施を図るとともに、円滑な物資輸送等のため、県等と連携して以下の環境整備を図る。なお、整備に当たっては、緊急輸送道路上にある公共施設を物資輸送拠点にすることも検討する。

- ① 物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化
- ② 物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置促進
- ③ 緊急通行車両等への優先的な燃料供給等
- ④ 物資輸送拠点の選定

町及び県は、地域の社会的・地理的状況、地震による被害想定、指定避難所等の配置状況等を考慮し、物資輸送拠点の候補地となる公的施設等を、当該施設の管理者と協議のうえ、複数選定しておく。

⑤ 民間事業者との災害対策に係る業務協定

民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、町及び県は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設との協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

(6) 臨時ヘリポート候補地の選定

町は、道路の損傷等により陸上輸送が不可能となる場合に備え、ヘリコプターによる空輸の確保を図るため、輸送施設等の管理者及び県と協議し、臨時ヘリポート候補地を選定する。なお、選定に当たっては、緊急輸送道路上にある公共施設を臨時ヘリポート候補地にすることも検討する。

(7) 緊急通行車両確保のための事前対策

① 緊急通行車両等の事前届出

町は、災害応急対策活動の円滑な実施に資するため、緊急通行車両及び民間事業者による社会経済活動に資するための規制除外車両の事前届出を進め、確認に係る事

務の迅速化を図る。

② 届出済証の受理と確認

警察署長を経由し県公安委員会による緊急通行車両及び民間事業者による社会経済活動に資するための規制除外車両に該当するかどうかの審査を受け、該当すると認められるものについては、届出済証の交付を受ける。届出済証の交付を受けた車両については、緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を受ける。

(8) 自動車運転者の取るべき措置

町、道路管理者、県警察は連携して、自動車運転者に対し、地震発生時のとるべき措置として、次の事項を周知徹底する。

① 走行中の場合

ア できるかぎり安全な方法により車両を左側に停車させること。

イ 停車後はカーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

ウ やむを得ず車両を道路上に置いて避難するときは、車両を道路の左端に寄せて停車させ、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこと。

② 避難する場合

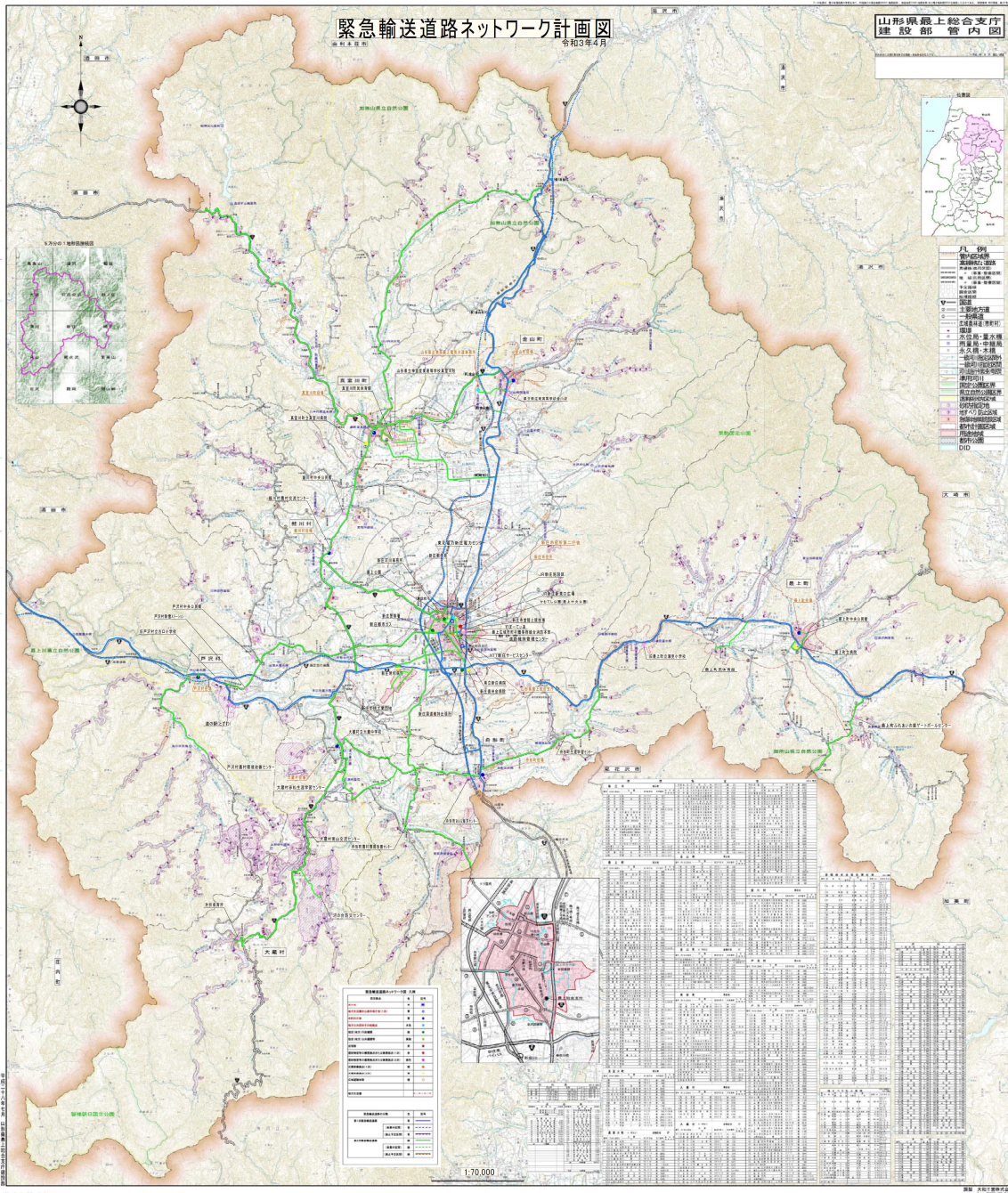
車両を使用しないこと。

③ 災害対策基本法による交通規制が行われる場合

ア 道路区間を指定した交通規制が行われた場合はその区間以外の場所へ、区域を指定した交通規制が行われた場合は区域外の場所へ、速やかに車両を移動させること。

イ 速やかに移動することが困難な場合は、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等、緊急車両の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 警察官の指示を受けた場合は、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。



#### 4 資料

(1) 町道橋梁一覧

【資料編5－(1)】

(2) 最上町トンネル箇所

【資料編5－(2)】



## 第15節 公共施設災害予防計画

### 1 方針

道路、電力、ガス、上下水道等のライフライン及び各種公共施設は、日常生活及び経済活動上欠くことのできないものであり、また、災害発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。

これらの公共施設の被害は、災害時における避難、救護、復旧対策に大きな障害となり、災害の拡大を招くことが十分想定される。

よって、施設等の管理者は、災害発生時における対策が円滑に実施されるよう、次の事項に十分に留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

#### (1) 防災体制の整備

災害発生時に迅速かつ的確な対策が実施できるよう、関係団体等と連携・協力体制を強化する。

#### (2) 情報入手方法の確立

発生時における施設の被害状況を把握するための、情報入手方法を確立する。

#### (3) 施設の点検・整備

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平常時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見とその修繕に努めるとともに、危険箇所の点検・整備に努める。

#### (4) 耐震性の強化

国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき、各管理施設（建築物、土木構造物及び防災関係施設等）の耐震性を確保する。この際、特に、緊急輸送道路ネットワークに指定された交通施設等の耐震性の確保に配慮する。

#### (5) 復旧資機材等の確保

災害発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、関係機関及び団体等から支援や協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておく等により、応急復旧用資機材や要員の確保に努める。

### 2 道路の災害予防対策

災害による、道路及び鉄道施設の被害を未然に防止し、又はその被害を最小限にとどめ、応急対策活動が円滑に実施できるようにするために、交通施設の管理者は災害予防対策に努める。

#### (1) 主な実施機関

最上町建設水道課、農林振興課

最上総合支庁

東北地方整備局山形河川国道事務所

東北地方整備局山形工事事務所尾花沢国道維持出張所

新庄警察署

最上広域消防本部

#### (2) 一般国道及び県道の災害予防

一般国道及び県道の施設管理者は、次により道路施設等の災害予防対策を講じる。

##### ① 道路の整備

災害発生時における道路機能確保のため、所管する道路について落石等危険箇所の点検・調査を実施し、必要な箇所については、防災対策工事を実施する。特に、災

害時を含めた安定的な輸送を確保するため、緊急輸送道路や重要物流道路、代替・補完路の機能強化を実施する。

② 橋梁の整備

点検・調査を実施し、補修等対策工事が必要な橋梁については、架替、補修、補強、橋座の拡幅及び落橋防止装置の整備等を実施する。

③ トンネル及びスノー（ロック）シェットの整備

災害発生時における交通機能確保のため、所管トンネル及びスノー（ロック）シェットの定期点検等に基づき、補修等対策工事の必要箇所の整備を推進する。

④ 道路の占用の禁止又は制限

避難路、緊急輸送道路など、防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。

(3) 町道の災害予防

町道のうち、地域の経済活動・日常生活を支える幹線道路については、一般国道及び県道に準じた点検調査を実施し、必要な対策を実施する。

(4) 防災体制の整備

道路管理者は、次により防災体制の整備を推進する。

① 道路の情報体制の整備

迅速かつ円滑な災害応急復旧への備えとして、災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器（地震計、雨量計、監視カメラ等）、通信施設及び情報提供装置等の整備を推進する。

② 応急復旧用資機材の備蓄体制の整備

緊急時の応急復旧用の資機材の確保について、関係機関と協力し、事前に人員の配置体制を整えておくとともに、資機材の備蓄に努める。

③ 道路通行規制

道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を路線又は区間ごとに定め、事前に関係機関へ周知し、通行規制の円滑な実施体制を整える。

④ 道路利用者への広報

災害発生時において、道路利用者の適切な判断及び行動に資するため、平時から防災知識の普及・啓発活動を推進する。

⑤ 再発防止対策の実施

万一事故が発生した場合には、道路管理者は原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

(5) 相互連携体制の整備

① 連絡窓口等の明確化

防災関係機関は、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜などを未然に防止するため、連絡窓口等をあらかじめ明確にしておく。

② 相互連携体制の強化

応急活動及び復旧活動に関し、各防災関係機関、関係事業者等において、相互応援協定を締結する等、平常時より関係機関等との相互の連携を強化しておく。

また、道路啓開（災害発生後、最低限の瓦礫処理を行い救援ルートを開けること）

等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携を図る。

③ 合同防災訓練の実施

道路管理者、消防、警察等防災関係機関は、合同で防災訓練を実施し、情報の伝達、交通規制、救助救急活動等における道路災害応急対策の特性、及び職務分担について周知徹底を図る。

(6) 資機材等の整備

① 防除活動用資機材の整備

道路管理者及び消防機関は、災害時の車両等からの危険物の流出、炎上及び爆発等の事態に備え、必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、吸着材、土のう及び処理剤等応急資機材の整備に努める。

② 施設構造図等資料の整備

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するように努める。

(7) 道路トンネル事故の予防対策

災害によりトンネル内での追突事故及びこれに伴う車両火災事故が発生した場合は、大きな人的、物的被害をもたらすおそれがあることから、道路管理者等は、次により事故防止・拡大防止のため体制及び設備の整備に努める。

① 道路管理者は、トンネルにおける消火、警報設備等の整備及び作動状況の点検並びに関係機関の連携協力体制の強化に努める。

② 県警察は大規模車両火災等を未然に防止するため、爆発性又は易燃性を有する物その他の危険物を運搬する車両に対する安全運送確保の指導及び取り締まりの強化に努める。

③ 道路管理者、新庄警察署は、道路利用者、運行管理者等に対する安全運転の励行、車両及び積荷の点検整備等の指導を行うとともに、広報等に努める。

④ 道路管理者、新庄警察署及び最上広域消防本部等は交通量、トンネルの形状等により災害対策の必要性の高いトンネルについて、合同防災訓練の定期的実施に努める。

(8) 道路付帯施設の災害予防

道路付帯施設の管理者は、次により施設の災害予防対策を講じる。

① 信号機等の整備

県警察は、信号機、交通情報提供装置等交通管制施設について、安全性に配慮しながら整備を推進する。

② 非常用電源付加装置等の整備

主要交差点に非常用電源付加装置の設置を促進する。

3 鉄道施設の災害予防対策

(1) 主な実施機関

東日本旅客鉄道（株）新庄駅

(2) 施設の災害予防

① 施設の保守管理

鉄道施設のすべての構造物について定期点検を行うとともに、必要に応じ随時点検を実施し、異常の早期発見と補修に努めるなど補強対策を推進し耐震性の向上を図る。

② 近接施設からの被害予防

線路に近接する施設等の倒壊等による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設関係者に災害予防対策の推進を要請する。

(3) 防災体制の整備

① 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制及び職務分担等をあらかじめ定める。

② 情報伝達方法の確立

関係防災機関等との緊急連絡並びに部内機関相互間における予警報の伝達及び情報収集を円滑に行うため、次の通信設備及び地震に関する警報装置（緊急地震速報受信装置等）を整備する。

ア JR電話及びNTT電話の緊急連絡用電話、指令専用電話、静止画像伝送装置及びFAX

イ 自動車無線及び列車無線とその中継基地、携帯無線機

ウ 風速計、雨量計水位計及び地震計

(4) 避難誘導體制の整備

災害発生時の避難誘導を適切に実施できるよう、誘導用資機材の整備を図るとともに、施設利用客の避難誘導の方法を定める。

(5) 防災訓練の実施

災害発生時に適切な処置がとれるよう、次の防災訓練を適宜実施する。

① 非常呼出訓練

② 避難誘導訓練

③ 消火訓練

④ 脱線復旧訓練

4 河川施設災害予防計画

災害による河川氾濫等の被害の発生を防止し、又は発生した被害の拡大を防ぐため、災害予防対策に努めるとともに、応急復旧対策の円滑な実施を行うための体制づくりを行う。

(1) 主な実施機関

最上町建設水道課

最上総合支庁

東北地方整備局新庄河川事務所

(2) 河川構造物の災害予防対策

河川管理者は、次により河川構造物の災害予防対策を講じる。

① 堤防等河川構造物の点検及び整備による安全性の確保

河川管理施設の点検を実施し、安全性の確保を図るとともに、重要水防箇所や治水上改修が必要な箇所の整備を推進する。また、内水排水用ポンプ等の確保についても検討する。

② 占用施設における管理体制整備

橋梁、排水機場及び頭首工等の占用施設について、災害発生時に一貫した管理が確保されるよう、操作マニュアルの作成、関係機関との連絡体制の確立等、管理体制の整備徹底を図る。

③ 防災体制等の整備

町は、洪水予報等の伝達方法及び円滑な避難を確保するうえで必要な事項をあらかじめ

じめ定めておくほか、洪水ハザードマップの周知に努める。

④ 洪水氾濫による被害の軽減に資する取組

国土交通大臣及び県知事が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫時の減災対策協議会」等を活用し、国、町、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。

5 農地・農業用施設災害予防計画

災害による農地・農業用施設の被害を防止し、又はその被害を最小限にとどめ、応急復旧対策が円滑に実施できるよう災害予防対策を進める。

(1) 主な実施機関

最上町農林振興課

最上町土地改良区

最上総合支庁

(2) 農道施設の災害予防対策

町管理の農道について、降雨等による被害が予想される法面崩壊、土砂崩壊及び落石等に対する防止工の設置と、老朽化した安全施設の計画的な更新・整備を進める。

(3) 揚排水施設の災害予防対策

主要な頭首工、樋門、樋管及び揚排水機場等は、洪水量等を考慮して設計・施工されているが、不十分な施設については、技術基準等に基づき適切な機能が確保されるよう整備を図る。

(4) ため池施設の災害予防対策

町及び県は、地震による破損等で決壊した場合に浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、データベースの整備やハザードマップの作成等により、地域住民に対して適切な情報提供を図る。

ため池の所有者等は、ため池の規模、構造等を内容とする届出を行うとともに、老朽化の著しいもの及び洪水吐機能の不足するものについて現地調査を行い、危険度の判定結果に基づき計画的な施設の改善を行う。

6 電気通信施設災害予防計画

電気通信事業の公共性に鑑み、電気通信事業による通信を災害発生時においても可能な限り維持し、重要通信を疎通させるよう、東日本電信電話(株)が実施する災害予防対策について定める。

(1) 主な実施機関

東日本電信電話(株)山形支店

(2) 防災体制の整備

① 通信施設監視等体制の確保

県内の主要な電気通信設備を常時監視し、被災状況を把握する体制の整備とともに、通信を可能な限り確保するため、遠隔切替制御及び音声案内等の措置を行う体制を確保する。

② 災害発生時組織体制の確立

災害対策本部等の構成・規模・業務内容・設置場所等について、被害状況に応じて予め定めておく。

③ 対策要員の確保

大規模な災害が発生した場合に備え、防災体制を確立するとともに、次により全国からの応援が受け入れられる体制を確保する。

ア 全社体制による応急復旧要員の非常招集

イ 関連会社による応援

ウ 工事請負会社の応援

④ 防災教育及び防災訓練の実施

災害発生時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、防災に関する教育及び訓練を行い、町が実施する防災訓練には積極的に参加する。

(3) 広報活動

平常時から利用者に対し、通信の仕組み、代替通信手段の提供等や、災害時における通信料の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

また、災害によって電気通信サービスに支障が起こった場合、通信の疎通、被害状況、応急復旧状況及び、災害用伝言ダイヤル提供状況を地域住民等に対して、広報活動が円滑に実施できる体制を確立する。

(4) 電気通信施設の災害予防対策

災害発生時においても、可能な限り重要通信を確保できるよう信頼性の高い通信設備の防火設計を実施し、設備自体を物理的に強固にする。また、次により信頼性の向上を図る。特に、医療機関等の人命に関わる施設や災害拠点となりうる施設等への電等の供給設備は、その重要性から重点的な耐震化を促進するとともに早期復旧が可能な体制強化を図る。

① 電気通信設備の耐火化等

ア 火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐火構造化を行う。

イ 耐火機能の改善

電気通信設備等については、必要に応じて耐火機能を改善する。

② 電気通信システムの高信頼化

ア 主要な伝送路を多ルート構成、もしくはループ構成とする。

イ 主要な中継交換機を分散設置する。

ウ 通信ケーブルの地中化を推進する。

エ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

③ 災害対策機器の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するためにあらかじめ次に掲げる機器及び車両等を配備する。

ア 非常用通信装置

イ 非常用電源装置

ウ 応急ケーブル

エ その他の応急復旧用諸装置

(5) 災害対策用資機材等の確保と整備

① 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧資機材を確保する。

② 災害対策用資機材等の輸送

災害発生時において、資機材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送計画を定めておく。

③ 災害対策用資機材等の整備点検

災害発生に備え、資機材等の整備点検を定期的を実施し、必要に応じて補修等を行う。

7 電力供給施設災害予防計画

災害による電力供給施設の被害を軽減し、又は速やかな復旧措置による電力供給ライン確保のために、電気事業者が実施する災害予防対策について定める。

(1) 主な実施機関

東北電力ネットワーク（株）新庄電力センター

(2) 防災体制の整備

① 防災訓練

ア 防災対策を円滑に推進するため、防災訓練を実施し、災害発生時にこの計画が有効に機能することを確認する。

イ 町が実施する防災訓練に積極的に参加する。

② 防災業務施設等の整備

ア 必要に応じ、気象観測や災害情報等の通信連絡に関する施設及び設備の整備を図る。

イ 関係法令に基づき、消防及び水防等に関する施設及び設備の整備を図る。

(3) 電力関係機関との連携

東北電力ネットワーク（株）以外の電力会社、請負会社、電気工事店及び隣接企業等と連携し、電力、要員、資材及び輸送力等を相互に融通する等、災害時における相互応援体制を整備する。

(4) 広報体制の確立

災害による断線や電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故の防止及び電気火災を未然に防止するため、平常時から地域住民に対して広報活動を行う。

また、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

(5) 電力設備の災害予防対策

① 電力設備の災害予防対策

電力設備については、計画設計時に、建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基づき、災害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所については、補強等により災害予防対策を講じる。

② 代替性の確保

電力設備の被災は、応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

③ 重要施設への供給体制の強化

特に、医療機関等の人命に関わる施設や、災害拠点となりうる施設等への供給設備については、早期復旧が可能となるよう体制の強化を図る。

④ 電気工作物の巡視点検

電気工作物を、関係法令に基づく技術基準に適合するよう、常に保持するとともに、定期的に巡視点検を実施し、事故の未然防止を図る。

また、倒木により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえ

つつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けて、町及び電気事業者と相互連携の拡大に努める。

⑤ 二次災害の防止

各施設の管理者は、豪雨等による二次災害を防止するための体制の整備に努める。

(6) 災害対策用資機材等の整備

① 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具及び消耗品等の確保に努め、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行う。

② 災害対策用資機材等の輸送

災害対策用資機材等の輸送計画を確立しておくとともに、車両及びヘリコプター等による輸送力の確保に努める。

③ 災害対策用資機材等の広域運営

災害対策用資機材等の効率的な保有に努めるとともに、災害発生時に不足する資機材の調達を迅速・容易にするため、電力会社相互の間で復旧用資機材の規格統一を進める。また、他電力会社及び電源開発株式会社と、災害対策用資機材等の相互融通体制を整えておく。

④ 災害対策用資機材等の仮置場の確保

災害発生時には、災害対策用資機材等の仮置場として使用する用地の借用交渉が難航することが予想されるため、防災関係機関の協力を得て、あらかじめ仮置場として適当な公共用地等の候補地の選定に努める。

8 上水道施設災害予防計画

災害が発生することを想定し、水道の減断水を最小限にとどめるために、町は、災害予防対策を進める。

(1) 主な実施機関

最上町建設水道課

(2) 防災体制の整備

町は、次により緊急時の応急対策マニュアルの策定、応急復旧用の水道施設図面等の整備を図るとともに、職員に対する教育・訓練の実施に努める。

① 組織体制の確立

災害発生時に上水道施設の復旧に直ちに着手できるよう、所要の組織体制ごとに体制の整備を図る。

② 応急対策マニュアルの策定

町は、迅速かつ適切な応急対策を実施できるよう、応急給水・応急復旧マニュアル及び手順書を策定する。

③ 管理図面及び災害予防情報の整備

町は、他部局及び他事業体の応援者等が迅速に応急活動を実施できるよう、基本的な水道システム図、施設図及び管路図並びに拠点給水池、指定避難地及び想定避難住民数等の情報を盛り込んだ応急復旧用図面等を整備する。

④ 関係機関との連携及び連絡調整

町は、応急対策用車両を緊急用車両として通行できるよう警察と事前調整を図るなど、災害発生時における関係機関や各水道事業者等との連携体制を整備する。また、町は、災害時相互応援協定により応援体制を整備する。



⑤ 緊急時連絡体制の整備

町、県及び他の水道事業者は、災害発生時にも使用可能な携帯電話や無線通信等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、応援要請連絡体制及び応援要請様式等を作成し、緊急時連絡体制の整備に努める。

⑥ 自家発電設備等の燃料及び水道用薬品の備蓄

自家発電設備等の燃料の備蓄及び水道用薬品の適正な量の備蓄に努めるとともに、関係業者と災害発生時における優先供給協定を締結するなどによりこれらの確保に努める。

(3) 防災広報活動の推進

町は、災害発生時の応急復旧活動を円滑に進めるため、次により住民、町内会等に対し、防災体制の確立及び飲料水の確保等について広報し、防災意識の啓発に努める。

① 住民に対する広報、啓発活動

住民に対し、広報紙を通じて、防災体制の確立、飲料水の確保及び衛生対策等の留意事項について広報し、防災意識の啓発に努める。

② 町内会等への防災活動の研修

町内会等に対し、応急給水計画を周知し、これに基づく合同訓練等を実施することにより、緊急時における町内会等の支援体制の確立に努める。

③ 医療施設等への周知

医療施設、福祉施設等被災時においても断水できない重要施設に対して、飲料水の備蓄（受水槽での必要容量の確保）について広報、指導に努める。

(4) 上水道施設の災害予防措置

町は、水道施設ごとにその重要性や老朽度を把握し、特に、過去の風水害等により被災した経験がある場合には、次により施設の新設、改良及び修繕を計画的に推進する。

① 重要施設及び基幹管路の安全性の強化

ア 軟弱地盤における地盤改良

イ 指定避難所等、給水拠点を中心とした耐震性貯水槽又は大口徑配水管等の整備による貯水機能の強化

ウ 配水池容量（12時間貯水容量）の増加及び緊急遮断弁の設置

エ 老朽管路の計画的な更新。基幹管路並びに病院及び指定避難所等に至る配水管の優先的な耐震整備

オ 耐震性の高い管種、耐震継手及び耐震工法の採用並びに給水装置の耐震整備

② 代替性の確保

上水道施設の被災は、応急対策活動等に支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

③ バックアップシステムの構築等

災害による被害を最小限にするため、次によりバックアップシステムを構築するとともに、復旧を迅速に行うため配水区域のブロック化を図る。

ア 重要施設の複数配置による危険分散の強化

イ 非常用電源の整備（二回線受電、自家発電設備）

ウ 制水弁間隔の適正化による配水区域のブロック化、配水本管のループ化による被害区域の限定化

エ 各施設の運転状況を常時監視できる遠隔監視システムの整備

④ 機械設備や薬品管理における予防対策

ア 機械・電気及び計装設備の震動による滑動、転倒の防止

イ 水質試験用薬品類容器の破損防止及び混薬を防止するための分離保管

ウ 水道用薬品の適正な量の備蓄

⑤ 二次災害の防止

各施設の管理者は、豪雨等による二次災害を防止するための体制の整備に努める。

(5) 災害対策用資機材等の整備

町は、計画的に給水車(ポンプ付き給水車を含む。)、給水タンク、浄水装置及びポリタンク等の応急給水用資機材の整備に努める。

(6) 生活用水水源の把握

町は、区域内の井戸を緊急時に生活給水拠点として使用できるよう、あらかじめ設置状況を把握する。

また、積雪期には給水車等の通行が困難となることが予想されるため、消雪用井戸等の代替水源等による給水方法を事前に検討しておく。

9 下水道施設及び農業集落排水施設災害予防計画

災害による下水道施設及び農業集落排水施設の被害を最小限にとどめ、汚水処理機能を速やかに復旧するため、町は災害予防対策を進める。

(1) 主な実施機関

最上町建設水道課

最上総合支庁

(2) 防災体制の整備

町は、下水道施設及び農業集落排水施設が被災した場合、公共用水域の水質悪化や公衆衛生の悪化など住民の生活に与える影響が大きいことから、次により防災体制を整備する。

① 組織体制の確立

災害発生時に下水道施設及び農業集落排水施設の復旧に直ちに着手できるよう体制の整備を図る。

② 応急対策マニュアルの策定

防災用電話、衛星電話、携帯電話及び防災行政無線等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急防災体制、緊急時連絡先一覧表等を記載した参集マニュアルを策定し、緊急時連絡体制を確立する。また、従事者の役割分担や調査方法及び発電機の調達等の応急措置等を定めた緊急点検・応急マニュアルも併せて整備する。

③ 設備台帳及び図面等の整備

災害発生時の対応に万全を期するため、設備台帳及び埋設管路等の図面を整備する。

④ ライフライン関係機関等との連携

下水道施設及び農業集落排水施設の被災状況調査及び復旧対策の実施に当たっては、他のライフライン施設に係るこれらの作業と連携して実施できるか調整を行う必要があるため、これら関係機関の被害情報等を迅速に把握できる体制について検討する。

また、被災情報を広範囲にきめ細かく把握するうえで、消防団や地域住民等からの情報が有効と考えられるため、これらの情報を利用する体制についても検討を行う。

⑤ 民間事業者等との連携

下水道施設の被災状況調査及び復旧対策の実施に当たっては、業界団体を含む民間事業者への委託が可能な業務については、あらかじめ協定を締結しておくなど民間事業者等の能力やノウハウの活用を図る。

⑥ 災害時維持修繕協定の締結

施設の維持修繕を的確に行う能力を有する者と災害時における維持・修繕に関する協定を締結することで、下水道管理者以外の者でも維持又は修繕が可能となるような体制の構築を図る。

⑦ 業務継続計画（BCP）の策定・運用

災害発生時に資源が制約される中で事業を継続するために必要な計画（業務継続計画）を策定し、PDCAサイクルにより随時見直しに努める。

(3) 広報活動

町は、下水道施設及び農業集落排水施設の被災箇所等を発見した場合の通報先、使用制限実施の可能性及び排水設備に関する事項等について、平常時から地域住民に対して広報活動を適切に行い、防災意識の啓発に努める。

(4) 下水道施設・農業集落排水施設の災害予防対策

町は、次により下水道施設及び農業集落排水施設の安全確保対策を実施する。

① 施設の点検パトロール

日常の点検パトロールにおいて、浸水時に、漏水や湧水等何らかの変状が発生する危険性が高い箇所を把握しておく。

② 維持補修工事及び補修記録の整備

災害発生時の復旧作業に有効に活用できるよう、異常箇所の補修及び施設改良の記録を整備する。

(5) 災害復旧用資器材等の確保

町は、緊急措置及び応急復旧を的確かつ迅速に行うため、必要な資機材を確保しておく。また、独自に確保できない資材等については、一般社団法人山形県建設業協会等と協力協定を締結しておく。

10 資料

- |                  |            |
|------------------|------------|
| (1) 最上町給水用機材保有状況 | 【資料編3－(8)】 |
| (2) 高圧ガス取扱業者     | 【資料編4－(3)】 |
| (3) 最上町指定水道工事業者  | 【資料編4－(4)】 |

## 第16節 食料、飲料水及び生活必需品等物資の確保計画

### 1 方針

災害が発生した場合に、被災者の生活を確保するため必要な食料、飲料水及び生活必需品等物資の備蓄、調達に関する計画について定めるものとする。

### 2 主な実施機関

最上町総務企画課、建設水道課、農林振興課、商工観光課、  
健康福祉課、町立最上病院  
もがみ中央農業協同組合  
もがみ南部商工会

### 3 対策の内容

#### (1) 食料の備蓄並びに調達体制の整備

町は、大規模な災害及び震災が発生した場合の被害を想定し、必要とされる物資について整備計画を作成し備蓄を行うとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

なお、年齢、アレルギーを含む摂取上の障害、腎臓病患者への低たんぱく食品の提供等、高齢者や乳幼児、傷病者等の要配慮者に配慮し、次の品目を中心に確保する。

- ① 炊出し用米穀、アルファ化米、乾パン、乾燥米穀及び乳児用粉ミルク・液体ミルク等の主食
- ② 即席めん、味噌、醤油、漬け物、レトルト食品、ハム・ソーセージ類及び調理缶詰等の副食

#### ア 備蓄場所

備蓄場所は、指定避難所とし、賞味期限のあるものについては適宜交換を行うものとする。

#### イ 調達先との協定の締結

町は、災害時に食料の調達ができるよう、生産者、もがみ中央農業協同組合、その他販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、業者と物資調達に関する契約及び優先供給協定を締結する等、供給体制の整備を図るものとする。

また、平常時から当該業者の食料等の供給可能量を把握するよう努める。

#### ウ 家庭備蓄等の啓発

住民、企業等に対して、飲料水、食料備蓄の重要性についての啓発を、防災訓練等の機会を通じて行い、生活必需品のほか、食料・水・携帯ラジオなど、災害時に必要な物資の備蓄を図り、避難に備え、非常持ち出し袋等の準備を促す。

#### (2) 飲料水の備蓄並びに調達体制の整備

##### ① 備蓄水量の目安等

食料及び生活必需品と同様の方法により、1人1日3リットルを目安とし備蓄を行うものとする。

##### ② 給水体制の整備

運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水、給水車による運搬給水に必要な体制を整備するものとする。

#### (3) 燃料の調達並びに調達体制の整備

町は、あらかじめ民間事業者との協定を締結するなど、災害時におけるガソリン、軽油、重油、灯油、LPガス等の燃料確保に努める。

(4) 生活必需品等の備蓄並びに調達体制の整備

① 生活必需品等の備蓄

被災者のための生活必需品等の備蓄を計画的に行うものとする。備蓄対象とする品目は次のとおりとする。なお、高齢者や乳幼児、性別、身体サイズ等のきめ細かなニーズにも配慮することとする。

区分	品目例（特に重要な品目）
寝具	毛布、ダンボール等 ほか
外衣・肌着	下着 ほか
身の回り品	タオル ほか
炊事道具・食器	ほ乳瓶、同洗浄器 ほか
医療品	常備薬、救急箱 ほか
日用品	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、おしりふき、アルコール消毒液、マスク、使い捨て手袋、ごみ袋、燃料、弾性ストッキング ほか
光熱材料等	懐中電灯、乾電池、ラジオ、温度計、カセットコンロ、カセットボンベ、ブルーシート、土のう袋ほか
トイレ	簡易トイレ ほか
季節用品	(冬期) 防寒着、カイロ、ストーブ、灯油 ほか (夏期) 扇風機、殺虫剤、蚊取り線香、消臭剤 ほか

② 調達体制の整備

災害時に生活必需品等の調達ができるよう、生産者、販売業者及び輸送業者と十分協議し、その協力を得るとともに、業者と物資調達に関する契約及び優先供給協定を締結する等、供給体制の整備を図るものとする。

③ 輸送体制の整備

生産者、販売業者及び輸送業者と十分協議し、備蓄並びに調達を行う生活必需品等の輸送に関して、業者と協定を締結する等、体制を整備するものとする。

④ 備蓄場所

食料の集積地に準ずるものとする。

(5) 防災用資機材等の備蓄

災害の拡大を防ぎ、また、発生後速やかに救助活動を行えるよう、土のうやスコップ等防災用資機材について備蓄し、加えて自主防災組織や行政区単位での備蓄を進めるものとする。

(6) 医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備

災害時に医療及び助産活動が円滑に行われるよう、医療救護資器材、医薬品の備蓄を行うものとする。調達に際しては、医薬品卸売業者との「協定備蓄」契約を行うとともに、県等関係機関と十分協議し、調達体制の整備を行うものとする。

(7) 防疫資器材等の備蓄・調達

災害時における防疫及び保健衛生対策を円滑に進めるため、防疫及び保健衛生資器材

の備蓄を行うものとする。

## 第17節 文教施設における災害予防計画

### 1 方針

災害発生時において、学校の児童・生徒及び教職員並びに入館者・施設利用者及び施設職員等の安全を確保するとともに、貴重な財産である文化財を災害から守り、これらを後世に伝えるため、管理保護体制の確立、町民の防火思想と積極的な愛護精神の普及徹底を図る等の必要な対策に関する計画について定めるものとする。

### 2 主な実施機関

最上町総務企画課、教育委員会  
最上広域消防本部

### 3 学校の災害予防対策

#### (1) 学校安全計画の策定

##### ① 策定

学校長は、全ての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組みを進めることができるように、学校保健安全法第27条で規定された安全教育、安全管理、安全に関する組織活動を含む学校安全計画を策定・実施する。

##### ② 内容

#### ア 安全教育に関する事項

(ア) 学年別・月別の関連教科等における安全に関する指導事項

(イ) 学年別・月別の指導事項

##### a 特別活動における指導事項

○ 学級（ホームルーム）活動における指導事項（生活安全、交通安全、災害安全の内容についての題材名等）

○ 学校行事（避難訓練、交通安全教室などの安全に関する行事）における指導事項

○ 児童（生徒）会活動等での安全に関する指導事項

##### b 課外における指導事項

##### c 個別指導に関する事項

(ウ) その他必要な事項

#### イ 安全管理に関する事項

(ア) 対人管理の事項

学校生活の安全管理の事項

(イ) 対物管理の事項

学校環境の安全点検の事項

#### ウ 学校安全に関する組織活動の事項（研修含む）

#### (2) 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成

校長は、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた危険等発生時対処要領を作成する。

#### (3) 学校安全委員会の設置

学校長は、学校安全計画に定められた事項等について、教職員の共通理解及び周知徹

底を図るため、学校安全委員会を設置する。

#### (4) 学校防災組織の編成等

校長は、学校防災組織の編成等に当たって、次の点に留意する。

##### ① 学校防災組織の編成

災害発生時における教職員の役割分担を明確に定めておく。また、担当教職員が不在の場合の代行措置も明確に定めておく。

##### ② 教職員の緊急出勤体制

夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合に備え、事前に出勤体制を決め、教職員に周知しておく。

##### ③ 家庭との連絡

家庭訪問、保護者会等で、災害発生時の連絡先及び児童・生徒等の引渡方法等について、あらかじめ保護者と確認し徹底しておく。

##### ④ 施設、設備等の点検・整備

ア 学校の施設、設備等については、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強・補修を実施する。

特に、児童・生徒等の避難に際しての危険を防止するため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止及び塀の倒壊防止等、必要な措置を講ずる。

また、防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検も、日頃から定期的に行っておく。

イ 積雪時における避難路を確保するため、除雪を行うとともに、雪囲い用資材が倒れないようにしておく。

##### ⑤ 防災用具等の整備

ア 医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、メガホン及びロープ等必要な防災用具は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておく。

イ 生徒名簿、部活動員名簿等を整備し、常に人員把握等ができるようにしておく。

#### (5) 防災教育

##### ① 校長は、児童・生徒等の発達段階に応じた内容・水準の防災教育を推進していくことにより、体系的に学習できる体制を整備していく。

また、教職員に対しても、防災に関する研修等を行う。

##### ② 町は、学校と連携し、防災教育の推進を支援していく。

#### (6) 防災訓練

学校長は、児童・生徒及び教職員が災害発生時に安全かつ迅速に避難できるよう、防災訓練を計画的かつ実践的に実施する。

## 4 文化財の災害予防対策

### (1) 現況

#### ① 本町の概要

現在、本町の指定文化財の数は、国指定2件、県指定3件、町指定11件となっており、このほとんどが個人所有物である。これまでは文化財の保存を中心に指導を行ってきたが、今後は保存のみにとどまらず、防災体制についても積極的に取り組んでいく必要がある。

#### ② 文化財の状況

本町の文化財は、「5資料」のとおりである。



## (2) 対策の内容

### ① 文化財の管理保護体制

ア 本町の指定文化財の中で、特に、建造物、考古資料、天然記念物等の文化財は災害に対して極めて弱いため、防災対策が重要な課題である。従って、町教育委員会は文化財保護条例等に基づき、文化財の保護に努めるものとする。

イ 文化財は、その管理者（所有者）の協力を得ながら町と町教育委員会が文化財保護法と、県及び町文化財保護条例に基づいて保護していくものとする。

町教育委員会は、国及び県指定の文化財が被害を受けた場合は、県教育委員会に報告し、指示を受けるものとする。

### ② 防火思想の普及等

町、町教育委員会及び最上広域消防本部は、各種文化財の保護対策を推進するため、次に掲げる事項を実施し、町民に対する防火思想の普及徹底を図るものとする。

ア 文化財に対する町民の防火思想と積極的な愛護精神の普及徹底を図るための広報活動

イ 所有者に対する防火指導と助言等

ウ 管理保護に対する指導と助言等

エ 防災施設設置事業の推進とそれに対する助成措置

### ③ 文化財の防火対策

町、町教育委員会及び最上広域消防本部は、文化財の所有者に対し、次の事項について防火対策の徹底を図るよう指導するものとする。

なお、文化財としての価値や歴史的景観等を損なうことのないよう、その外観及び設置方法・設置場所にも十分考慮して、自動火災報知設備、耐震性貯水槽、防火壁及び消防道路等の整備を促進する。また、収蔵物を火災、浸水及び転倒等から守るため、消火装置や防火・防水扉を設置するとともに、展示方法を工夫し、非常時の措置を定めておく。

ア 火災予防体制の確立

(ア) 防火管理体制の整備

(イ) 環境の整理整頓

(ウ) 火気の使用制限

(エ) 火災危険の早期発見と火災警戒の実施

(オ) 自衛消防組織の確立とその訓練の実施

(カ) 火災発生時に取るべき初期消火等の措置の徹底

イ 防災施設の整備

(ア) 消火施設

消防ポンプ、消火器、簡易消火用器具、屋内及び屋外消火栓等

(イ) 警報設備

自動火災報知設備、漏電火災警報器等

(ウ) その他の設備

避雷設備、消防用水等

## 5 資料

### (1) 最上町文化財状況

【資料編5－(3)】

## 第18節 要配慮者の安全確保対策計画

### 1 方針

災害発生時に、自力避難等が困難な状況に置かれる高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、児童、妊産婦及び外国人等のいわゆる要配慮者を適切に避難誘導するため、町、県、防災関係機関、社会福祉施設、医療施設、地域住民等が連携した支援体制の整備など要配慮者の安全確保対策について定めるものとする。

### 2 主な実施機関

最上町総務企画課、健康福祉課

最上町社会福祉協議会

最上町消防団

最上広域消防本部

自主防災組織

### 3 対策の内容

#### (1) 在宅の要配慮者対策

##### ① 地域コミュニティの形成等

##### ア 住民相互支援活動への支援

迅速な避難行動が困難で何らかの支援が必要な要配慮者いわゆる避難行動要支援者を災害から守るには、地域社会の人々がお互いに助け合う気運が醸成されていることが必要であり、それには在宅の避難行動要支援者救済の基盤となる地域コミュニティの形成が欠かせない。このため、町、自主防災組織、消防団、社会福祉協議会、老人クラブ及びNPO・ボランティア等による在宅の高齢者、障がい者等に対する声かけ運動や安否確認などの住民相互支援活動への援助に努めるものとする。

##### イ 日常的な安否確認

消防署及び警察等と情報交換を行い、災害発生時に備えるものとする。さらに、必要に応じて避難行動要支援者に保健師、ホームヘルパー等を派遣し、日常的な安否確認に努めるとともに、民生児童委員等と協力して避難行動要支援者と近隣住民とのコミュニケーションづくりを推進するものとする。

##### ウ 避難行動要支援者支援体制の確立

町は、要配慮者についてあらかじめ民生児童委員等の協力を得て、その実態を把握し、避難行動要支援者名簿を作成し災害時の救助活動等に活用する。

特に、災害対策基本法により町へ作成が義務付けられた避難行動要支援者名簿については、名簿の作成に必要な個人情報の利用が可能となるよう個人情報保護条例との関係を整理するとともに、名簿の活用に関して平常時と災害発生時のそれぞれについて避難支援者に情報提供を行うための体制を整備する。具体的な手順については、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ実施する。なお、「避難行動要支援者」とは、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者のことで、対象者の範囲は「④避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成」に該当する者とする。

## ② 住宅の安全化

障がい者、高齢者等の住宅で、老朽化や構造上の強度不足により災害発生時に倒壊の危険性のある住宅や、室内の段差等、避難時に障害となるものが多い住宅について、住宅改造の低利融資等に努めるなど、住宅の安全性向上を図るものとする。

## ③ 避難行動要支援者情報の把握・共有

ア 町は、保健医療福祉サービスの提供・相談、各種相談員や関係団体からの情報収集等を通じ、避難行動要支援者情報の把握に努める。

生活状況の把握に当たっては、民生児童委員及び自治会長等と十分連絡をとるとともに、本人・保護責任者等の同意を得るなど個人情報の取り扱いに配慮する。

イ 町は、本計画に基づき、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、自主防災組織、消防団、民生児童委員等福祉関係者と幅広く連携を図り、災害時に避難行動要支援者名簿を活用できるように努める。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、個人情報に該当する部分については、町の個人情報保護条例等に則り、適切に取り扱う。

ウ 町は、本計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

エ 町は、本計画の定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

オ 町は個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

## ④ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

町は、避難行動要支援者の避難が円滑に行われるよう、避難行動要支援者に関する情報を基に、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成する。なお、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画については、作成後も登録者及び計画内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努める。

ア 避難支援等関係者となる者

- ・最上広域消防本部
- ・町消防団

- ・新庄警察署
- ・民生児童委員
- ・町社会福祉協議会
- ・自主防災組織
- ・避難支援を行う地区・町内会等
- ・その他、町長が支援者として依頼すべきと判断した方

イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

在宅で次のいずれかの条件に該当する方で、避難に当たって自力避難が困難で家族等の支援を受けられない方

- ・要介護3以上の方
- ・視覚障がい者、聴覚障がい者及び移動困難な肢体不自由者のうち身体障害者手帳1～3級の方
- ・療育手帳Aを所持する方
- ・精神保健福祉手帳1、2級を所持する単身者
- ・特定疾患治療研究事業に該当する難病指定者
- ・75歳以上の高齢者のみの世帯の方
- ・名簿への掲載希望のあった方で、町において掲載が適当であると判断した方
- ・その他、町長が掲載する必要があると判断した方

ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

(ア) 必要な個人情報

氏名、生年月日、性別、住所又は居所、地区名（町内会名）、電話番号その他緊急連絡先、避難支援を必要とする事由（介護や障がい等の程度）

(イ) 入手方法

町関係課、県、関係団体等より情報提供を受ける

エ 名簿の更新に関する事項

名簿は年1回定期的に更新を行い、適宜追加修正を行う

オ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置

個人情報は目的以外に使用せず、情報漏えいを防止するため、避難支援等関係者が個人情報について情報提供を希望した場合の提供に当たっては、守秘義務、情報の適正保管、必要以外の複製禁止等必要事項を記した協定書等を取り交わすなどにより情報の適正管理を行う。

町は個人情報について適正に管理するとともに、個人情報を提供する場合は当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。

カ 避難行動要支援者等への情報伝達

災害が発生又は発生するおそれがあり避難情報を発令する場合は、防災行政無線、広報車、緊急速報メールなど複数の情報伝達手段を組み合わせで伝達する。また、常日頃、避難行動要支援者が使用している情報取得手段等についても可能な限り伝達手段としての活用を検討する。

避難行動要支援者に情報が確実に届くよう、分かりやすく的確な情報伝達に努めるとともに、避難支援等関係者にはできる限り早い段階で速やかに連絡するように努め避難行動要支援者の避難支援に当たる。

キ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難行動要支援者の避難を支援するが、避難支援に当たってのルール等を決めておくなど避難支援等関係者等の安全確保に十分配慮する。

⑤ 緊急連絡体制の整備

町は、避難行動要支援者が災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、自主防災組織、消防団、民生児童委員等福祉関係者と連携し、個々の避難行動要支援者への情報伝達や避難誘導を支援する避難支援者の明確化を図る。

⑥ 防災施設、物資、資機材等の整備

町は、要配慮者の家庭及び自主防災組織等において、移動用の担架、ヘルメット並びに常備薬・貴重品等を収める緊急避難セット等の防災資機材等の整備が促進されるよう取組む。

⑦ 防災教育、防災訓練の実施

町は、避難行動要支援者及び避難支援者に対して、次により防災教育及び防災訓練を実施するよう努める。

ア 避難行動要支援者へのパンフレットの配布等による防災知識の普及

イ 広報紙等による避難行動要支援者支援の啓発、知識の普及等

ウ 避難行動要支援者の避難訓練等を組み入れた防災訓練の実施

⑧ 防災基盤の整備

指定避難所を指定する際には、要配慮者の利用に配慮し、極力バリアフリー化された施設を選定するよう努める。また、避難所での生活が物理的に困難な者や、一般の被災者との共同生活が困難な者が想定されるため、要配慮者の特性等に配慮した福祉避難所の指定を推進する。

⑨ 災害時は、地縁、地域共同体、血縁の助け合い、声かけが大切であることを認識し、その育成醸成に努める。

(2) 社会福祉施設等における要配慮者対策

社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次により施設における災害予防対策を推進するとともに、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成に際しては、県及び町が連携し、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して確実に計画を作成するよう指導する。県及び町は、避難確保計画等について、定期的に確認するとともに、必要な支援や働きかけを行う。

① 自衛水防組織の設置・動員体制の確立（努力義務）

防火管理者の下に、自衛水防組織を設置するとともに、職員の緊急連絡体制及び初動態勢を整備するよう努める。また、夜間における災害の発生等も考慮し、入（通）所者の状況及び建物の構造等を総合的に勘案して、職員の配置体制を整備する。

② 情報連絡、相互応援体制の確立

消防署等との非常通報装置（ホットライン）の設置に努めるほか、消防、警察、医療機関及び近隣施設等との連絡や施設利用者の相互受入れに関する事前の取り決めなどにより、災害発生時の救助・協力体制の整備に努める。また、地域住民、NPO・ボランティア及び近隣施設等から、入所者の避難等について応援が得られるよう、協力関係の構築に努めるとともに、自施設において在宅の要配慮者を緊急に受け入れられる体制の整備に努める。

なお、町は、緊急入所並びに社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間のネットワークの形成、要配慮者を緊急に受入れた場合に支援する体制の整備を図る。

③ 防災教育、防災訓練の実施

自主防災組織、消防機関等の協力を得て、自力避難困難者の避難誘導や救出・救護訓練等を重点とした防災訓練を実施する。また、入（通）所者の避難誘導の対応に加え、あらかじめ保護者への引渡しの基準や条件を詳細に決めておく。

④ 施設、設備等の安全性強化

建築基準法による新耐震基準施行（昭和 56 年）以前の施設について耐震診断を実施し、必要に応じて計画的な改修に努める。

⑤ 食料等の備蓄

社会福祉施設等の管理者は、災害に備えて、最低 3 日間、推奨 1 週間分の食料・飲料水、慢性疾患用医薬品、在宅障がい者用医療器材、高齢者・障がい者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具及び避難生活用具等を備蓄するとともに、必要に応じて井戸、耐震性貯水槽及び備蓄用倉庫、非常用電源設備等の整備に努める。

⑥ 洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の情報提供等

町は、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設であって、洪水時等にその利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、町の地域防災計画にその名称及び所在地を定め、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。

県及び町は、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援し、町長は、必要な指示をすることができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、町長はその旨を公表することができる。

(3) 外国人の安全確保対策

町は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、以下により在日外国人、訪日外国人のそれぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

① 防災教育、防災訓練の実施

外国人については、日常の防災対策をとる上でも、災害が起きた場合でも、情報が少ないあるいは得られないなどの確な防災行動が困難なため、地域、職場、国際交流関係団体、NPO・ボランティア等との連携を図りながら、日本語の理解が十分でない外国人のために、多様な言語で記述した防災に関するパンフレット等を作成・配布する等、防災知識の普及、啓発、防災訓練を実施する。

② 案内表示板等の整備

道路標示、指定避難所等の場所や経路の標示等、災害に関する案内板等について、イラストの使用、多様な言語での記載及びやさしい日本語の併記を進め、外国人にも分かりやすい案内板等の設置に努める。

③ 災害ボランティアの養成

県及び町は、外国人を対象とした専門の災害ボランティアの養成及び派遣体制の整備、隣接県との相互派遣を推進するためのネットワークの構築を図る。

## 第19節 相互応援・受入計画

### 1 方針

大規模な災害が発生し、本町単独ではその応急対策が十分に果たせない場合、また、町外からの被災者の受入れ等に備え、他の市町村等と相互応援協定を締結し、迅速かつ円滑な応急対策の実施を図る。

### 2 主な実施機関

最上町総務企画課  
最上広域消防本部  
防災関係機関

### 3 対策の内容

#### (1) 相互応援体制・受援体制の整備

町は、市町村間の相互応援・協力が円滑に行われるよう、「大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定」等の応援・受援体制の整備を推進する。また、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の広域応援・受援に係る内容について、あらかじめ定めた「最上町災害時受援計画」に基づき、実効性の確保に努め、必要な準備を整える。その際、近隣の地方自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。

#### (2) 広域応援・受援の準備

町は、他の地方公共団体と協力し、応援・受援に関する連絡・要請の手順、連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の広域応援・受援に係る内容についてあらかじめ定め、必要な準備を整える。

#### (3) 広域応援・受援体制の整備

① 大規模災害等の非常時において、「山形県広域消防相互応援協定書」に基づく消防隊、救急隊等の応援を効果的かつ迅速に行うため、県下の消防本部は、「山形県消防広域応援隊に関する覚書」に基づき、広域応援隊を編制し、情報連絡体制の確保、訓練の実施、調整会議の開催等、その体制づくりに向けて必要な対策を行っている。本町は、最上広域消防本部と連携の上整備を図るものとする。また、総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づき、必要に応じて応援職員を派遣する。なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

② 町及び防災関係機関は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。

③ 町は、受援計画に基づき、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受入れて情報共有や各種調整等を行う。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

(4) 総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づく要請

町は、県が災害対応業務を支援するための応援職員の派遣の必要性、当該派遣要請人数・職種・期間等及び総括支援チーム派遣の必要性等についてニーズを速やかに把握するための協力を努めるものとする。



## 第20節 危険物等関連施設災害予防計画

### 1 方針

危険物、高圧ガス供給施設、火薬類等による災害を未然に防止するために必要な対策に関する計画について定めるものとする。

危険物、高圧ガス及び毒物・劇物（以下「危険物等」という。）に係る事故の発生又は災害による被害の拡大を防止するために、危険物等を取扱う施設及び大量輸送する事業者等は自主保安対策等を実施する。

### 2 主な実施機関

最上町総務企画課、町民税務課

最上広域消防本部

最上総合支庁

危険物施設の所有者及び管理者

高圧ガス取扱業者

一般輸送事業者

### 3 対策の内容

#### (1) 各施設に共通する安全対策

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

#### (2) 危険物施設の安全対策

##### ① 施設構造基準等の維持

ア 危険物取扱事業所は、危険物施設の位置、構造及び設備が、消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持しなければならない。

イ 県及び最上広域消防本部は、町と協力し、危険物取扱事業所に対して、危険物施設が消防法に基づく技術上の基準に適合した状態を維持すること、危険物保安監督者及び危険物施設保安員の選任並びに予防規程の作成等危険物取扱者制度に関する諸事項の適正な運用について指導する。

##### ② 保安教育の実施

県及び最上広域消防本部は、町及び山形県危険物安全協会連合会等と協力し、危険物取扱事業所の危険物取扱者等に対し、保安に関する講習会等を随時開催し、危険物保安意識の高揚と技術の向上に努める。

##### ③ 防災訓練の実施

危険物取扱事業所は、具体的な災害想定に基づき、隣接事業所との連携も考慮した実践的な防災訓練等を実施する。また、自衛消防組織等の体制及び活動要領を整備するとともに、災害発生時に迅速な対応をとることができるよう訓練を実施する。

##### ④ 連絡体制の確立

危険物取扱事業所は、被災した場合に備え、最上広域消防本部、新庄警察署等の関係機関及び関係事業所等との連絡体制を確立する。

#### (3) 高圧ガス取扱施設等の安全対策

① 法令上の基準等の遵守

ア 高圧ガス取扱施設、貯蔵所等

(ア) 高圧ガス関係事業所は、高圧ガス保安法等に定める技術上の基準に基づき、施設・設備を適正に維持するよう努める。

(イ) 県は町と協力し、高圧ガス関係事業所の保安検査及び立入検査を強化し、施設の位置、構造及び設備を高圧ガス保安法の規定に適合した状態に維持させるとともに、定期自主検査の徹底、高圧ガスの取扱等の適正化及び危害予防規程の作成等、安全管理体制の確立を指導する。

イ 液化石油ガス販売事業者、一般消費者等

(ア) 液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に定める施設設備等の技術上の基準に基づき、施設・設備等を適正に維持するとともに、一般消費者等における充てん容器の転倒防止措置を徹底する。

(イ) 県は町と協力し、液化石油ガス販売事業者等の立入検査を強化し、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に定める供給設備等点検等の励行等の自主保安体制の確立を指導する。

② 保安教育の実施

ア 高圧ガス関係事業者は、高圧ガスの自主保安体制を確立するため、防災対策を含めた保安教育を実施する。

イ 県は、町、一般社団法人山形県LPガス協会、山形県高圧ガス地域防災協議会、山形県高圧ガス協議会、山形県冷凍協会及び山形県冷凍空調設備工業会（以下「高圧ガス関係団体」という。）と協力し、高圧ガス関係事業所の保安係員、業務主任者等に対し、保安に関する講習会を開催し、高圧ガスの自主保安体制の確立について指導、啓発に努める。

ウ 県は、一般消費者の保安意識の高揚を図るため、一般社団法人山形県LPガス協会に対して、一般消費者に対する保安教室を開催するよう指導する。

③ 防災訓練の実施

県は町と協力し、高圧ガス関係団体に対し、具体的な災害想定に基づき、一般消費者も含めた、より実践的な防災訓練を計画的に実施するとともに、県又は町が実施する防災訓練に参加するよう指導する。

④ 自主防災活動組織の整備

高圧ガス関係事業者は、災害発生時に迅速な対応がとれるよう、自主防災活動組織の体制及び防災資機材の整備に努める。

⑤ 連絡、応援体制の確立

ア 高圧ガス関係事業者は、災害発生時に、迅速かつ的確に関係機関及び他の高圧ガス関係事業者の協力が得られるよう連絡、応援体制を確立しておく。

イ 高圧ガス関係団体は、災害発生時に、防災資機材の提供等、高圧ガス関係事業者の要請に対して応援・協力できる体制の整備・充実に努める。

(4) 有害物質取扱施設等の安全対策

県は町と協力し、水質汚濁防止法及び大気汚染防止法に規定する特定事業場等に対して、これらの法に基づく監視を行い、有害物質等の公共用水域への流出若しくは地下への浸透又は大気中への放出の防止対策、その他事故時における関係機関への連絡体制の整備等について指導する。

また、水質汚濁防止法に規定する有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の

設置者に対しては、次の措置を講じるよう指導する。

① 耐震対策の強化

水質汚濁防止法施行規則に定める構造基準に基づき、施設及び設備を適正に維持管理し、点検を定期的に行う。

② 非常時の対応マニュアルの整備

有害物質の受入れ、飛散流出防止方法及び事故時の措置を明確に定めた管理要領を整備しておく。

#### 4 資 料

(1) 高圧ガス取扱業者

【資料編4－(3)】

## 第21節 雪害対策計画

### 1 方針

冬期間の積雪や地吹雪、雪崩等による被害を防止するため必要な事業の施工、施設の整備その他の予防対策に関する計画について定めるものとする。

### 2 主な実施機関

最上町総務企画課、建設水道課、農林振興課  
最上総合支庁  
新庄警察署  
最上町消防団  
最上広域消防本部  
東北地方整備局山形河川国道事務所尾花沢国道維持出張所  
東日本電信電話（株）山形支店  
東北電力ネットワーク（株）新庄電力センター  
東日本旅客鉄道（株）新庄駅  
最上広域森林組合

### 3 現況

#### (1) 本町の概要

本町の積雪は、年によって差はあるが、平坦部では例年1m～1.3m前後であるのに対し、山間部では1.5m～2.0mと、ほぼ平坦部の1.5倍であり、雪崩の危険箇所も多い。

また、降った雪が壁となったところに強風が吹くため、一寸先も見えなくなるような地吹雪が発生し交通に支障を来す日も多く、それぞれの地域に合った対策が必要である。

#### (2) 雪崩危険箇所

本町の雪崩危険箇所は、「5資料」のとおりである。

### 4 対策

#### (1) 道路交通の確保

##### ① 除雪体制の強化

町及び県は、冬期間における積雪から地域経済と住民生活の安定を図るため、各々の管理する道路の除排雪を実施して道路交通網の確保を図るとともに、除雪資機材の整備等除雪体制の強化に努めるものとする。

##### ② 道路の雪害予防対策

町、県及び国は、各々の管理する防雪事業を積極的に推進し、特に雪崩、地吹雪の発生するおそれのある路線等を把握するとともに、防雪施設の整備推進と点検に努めるものとする。

##### ③ 大雪時の雪道利用について

集中的な大雪が予測される場合は、一人ひとりが非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要となることから、雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておくなど防災知識の普及を図る。また、運送事業者等は、地域の実

情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努める。

(2) 鉄道交通の確保

① 鉄道除雪体制の強化

東日本旅客鉄道（株）新庄駅は、除雪機械の整備及び要員の確保を図り、除雪体制の強化に努めるものとする。

② 列車の運転確保及び雪崩・地吹雪による事故防止

列車の運転を確保するため、排雪列車を優先的に運行して、一般列車の運転規制を実施し、雪崩・地吹雪の発生危険箇所には、警戒要員を配置して、状況により雪庇落し・雪堤の構築等を行い、事故防止に努めるものとする。

(3) 雪害防止対策

町は、山腹面に発生する雪崩等による交通の途絶、道路の決壊、家屋の倒壊等を未然に防止するため、県、国と連絡を密にし、雪崩防止保安林の維持管理、雪崩防止林の造林、雪崩予防柵等施設の整備を推進するものとする。

(4) 建物の雪害防止

町及び県は、建物の雪害防止のため、住民や多人数を収容する建築物の維持補修及び新築等に対する指導に努めるものとする。

また、積雪による空き家住宅の倒壊防止のため、町は常に建物所有者と連絡を取るとともに、常時パトロールを実施し、特に危険と判断した場合は、建物所有者と連携し早急に雪の除去等を行うことにより、周辺家屋及び住民の事故防止に努めるものとする。

(5) 電力の確保

東北電力ネットワーク（株）新庄電力センターは、雪害による電線切断等の被害を防止するため、雪害対策工法の実施と降雪期前の巡回、点検整備を行い雪害発生の防止に努めるものとする。

(6) 通信の確保

① 東日本電信電話（株）山形支店は、雪害による通信設備の被害を防止するため、雪害防止工法の実施と降雪期前の巡回、点検整備を実施し、雪害防止に努めるものとする。

② 通信の孤立地帯が生じたときは、速やかに通信を確保するため、無線機及び移動無線車の整備を図るものとする。

(7) 雪害発生危険区域の把握

防災関係機関は、雪害による被害から人命、住宅、交通及びその他の関係施設を守るため、地形等を考慮した雪害危険斜面、又は地域を把握し、その効果的な予防対策を実施するものとする。また、雪崩等による災害を防止するため、山腹斜面の伐採等災害の発生を助長する行為を制限するものとする。

(8) 農林作物被害予防対策

町、もがみ中央農業協同組合、最上広域森林組合及び関係団体は、気象情報等の連絡を密にして、雪害による農林作物の被害の防止と軽減を図るものとする。

(9) 消融雪施設等の整備

町及び国、県、防災関係機関は、道路交通の確保が必要と認められる道路及び家屋周辺における除排雪を可能とするため、次により消融雪施設等の整備を行う。

① 流雪溝の整備

市街地において迅速かつ的確な除排雪活動を実施するため、機械除雪及び無散水消雪施設の整備と組み合わせて、流雪溝の整備の促進に努める。

② 利用者への啓発

雪詰まりによる水上がり等の発生を防止するため、地域住民による管理システムの構築、地域活動の促進を図る。

(10) 孤立集落における雪害予防活動対策

町及び県は、豪雪のため孤立が予想される集落及び過疎・高齢化の進行により集落機能が弱体化している集落について、生活道路の除雪、並びに指定避難所等の電気及び通信等のライフラインに関する雪害予防対策を講じるとともに、指定避難所等で使用する暖房設備、燃料、携帯暖房品、食料、救助資機材等の整備及び備蓄並びに高齢者世帯等の除雪及び救急患者輸送対策等の推進に努める。

(11) 総合的雪対策

町は、雪対策の総合的かつ長期的推進を図るため、「山形県雪対策基本計画」及び「山形県雪対策アクションプラン」に基づき、関係機関と相互に協力し、より実効性のある雪対策の確立と雪による障害の解消に努める。

各集落自治組織又は自主防災組織、及び町は、各集落における総合的な雪対策について定期的に話し合う場を持ち、協働して雪対策に当たるものとする。

(12) 空き屋等のうち、管理不能なものについて、大雪等により倒壊が予想されるなど危険な場合は、所有者等と協議しながら対策を講じる。

## 5 資料

(1) 最上町雪崩危険箇所

【 資料編 2 - (3) 】

## 第22節 労働災害予防計画

### 1 方針

労働災害の未然防止を図るために必要な計画について定めるものとする。

### 2 主な実施機関

最上町町民税務課、商工観光課

最上総合支庁

新庄労働基準監督署

新庄公共職業安定所

各事業所

### 3 対策の内容

#### (1) 労働災害の防止

町及び各事業所は、大規模な爆発、火災等の労働災害の原因となるおそれのある災害については、労働安全衛生法の定めるところにより、安全衛生管理体制の整備強化を図る等、その防止に必要な措置を講ずるものとする。

#### (2) 設備の安全確保対策

新庄労働基準監督署は、労働安全衛生法等に基づき、設備の製造、取扱いについて監督指導を行うとともに、各事業所における安全確保対策の推進を図るものとする。

#### (3) 防災に関する教育訓練の実施

事業主は、労働者に対して、地震その他の災害の発生時における避難、救助等についての防災に関する教育訓練を実施するものとする。





## 第 2 部 災害応急対策計画



## 第 1 章 緊急対策



## 方 針

災害に伴う町民の生命、身体、財産の保護を最優先に実施しなければならない緊急対策として、「活動体制」、「情報の収集・伝達計画」、「災害広報・報道計画」、「避難計画」、「避難所運営計画」、「災害警備計画」、「警戒区域設定計画」、「救助・救急計画」及び「医療救護計画」の計画について定めるものとする。

## 第1節 活動体制

### 1-1 防災体制

#### 1 防災関係機関の防災体制

最上町防災会議を構成している防災機関は、それぞれ必要な防災組織を確立し、権限と責任の明確化及び相互間の有機的連携を図るとともに、地域住民の協力により、総合的かつ一体的な防災体制の確立を期するものとする。

#### 2 最上町防災会議

最上町防災会議は、本町の地域に係る防災に関し、総合的かつ計画的な運営を図るため、地方自治法第138条の4第3項により設置された町の附属機関である。

防災会議は、町長を会長として法第16条第5項に規定する機関の長等を委員として組織するものであり、本町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施を図るとともに災害情報の収集、関係機関相互間の連絡調整等を掌握事務とする。

##### (1) 最上町防災会議委員

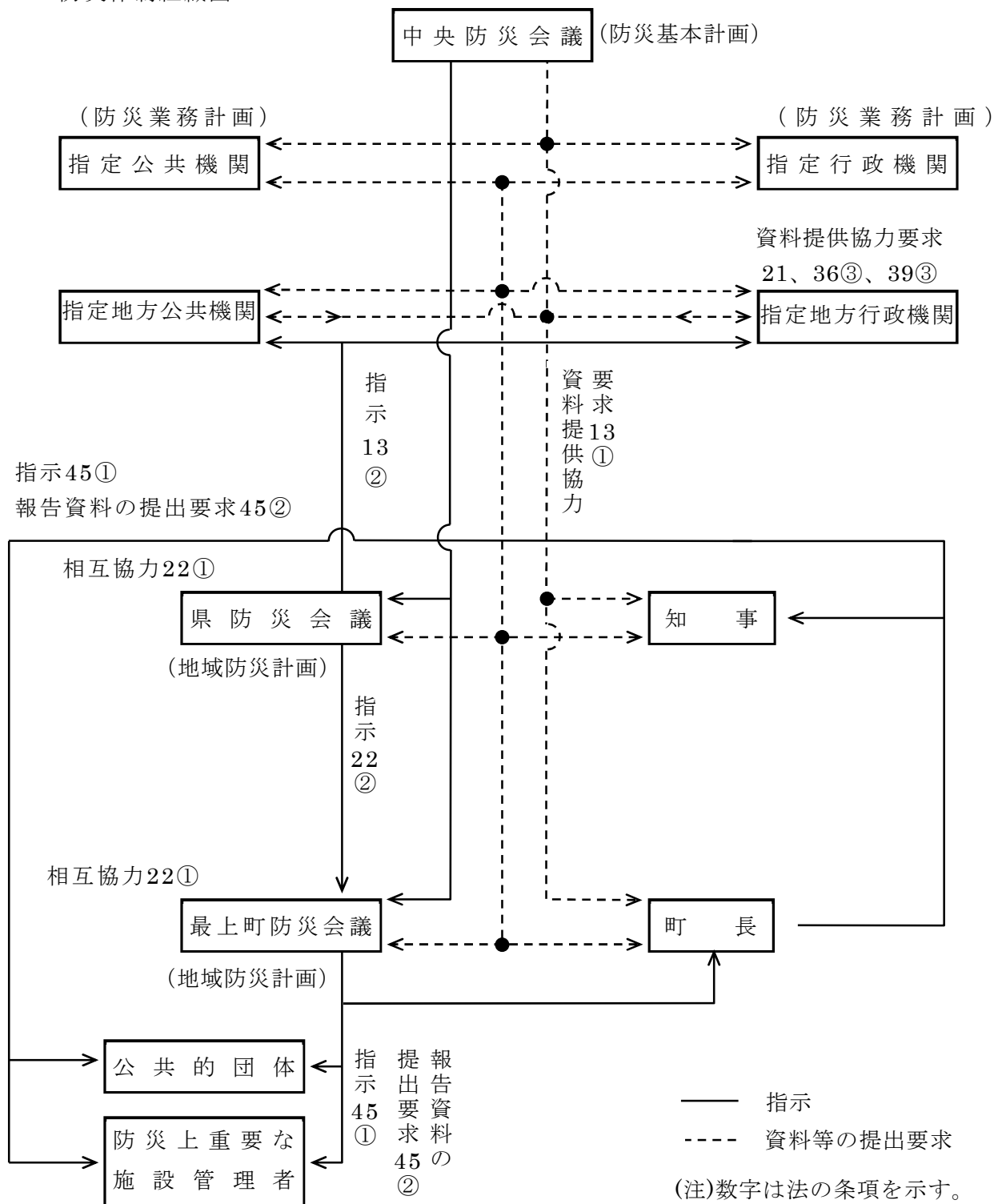
最上町防災会議の委員は次のとおりとする。

1号委員	指定行政機関の職員のうちから町長が任命する者
2号委員	山形県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
3号委員	山形県警察官のうちから町長が任命する者
4号委員	町長がその部内の職員のうちから指名する者
5号委員	町の教育委員会の教育長
6号委員	消防団長
7号委員	最上広域市町村圏事務組合消防長
8号委員	指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
9号委員	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

##### (2) 所掌事務

- ① 最上町地域防災計画を作成し、その実施を図ること。
- ② 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- ③ 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- ④ 前号に掲げるもののほか、法律、又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

3 防災体制組織図



4 資料

(1) 最上町防災会議条例

【資料編 1 - (1) - ①】

(2) 最上町防災会議運営規程

【資料編 1 - (1) - ②】

## 1-2 動員体制

### 1 防災関係機関の動員体制

防災関係機関は災害時における対策要員の動員体制について予め計画を定め、有事に際して万全の体制を確立するものとする。

### 2 町職員の段階的動員及び配備体制

#### (1) 配備体制

本部設置までの経緯は、以下のとおり災害情報の程度により段階的に配備を行うものとする。ただし、町長が行政上特に応急対策等を必要と認めたとき、連絡会議、又は対策本部を設置する。

#### ① 災害対策警戒班（1号配備） 責任者：防災主管課長

防災主管課を中心に情報の収集・伝達を行う初期警戒体制であるが、気象警報発令時に必要に応じて職員の動員配備を行うものとする。

地震の場合は震度4が観測されたときに動員配備を行うものとする。

#### ② 災害対策連絡会議（2号配備） 責任者：副町長

相当な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該災害の調査と諸般の対策を総合的に推進する必要があると認める場合、災害対策警戒班（1号配備）をもって対策を講ずるのに不十分であると判断した場合は、災害対策連絡会議（2号配備）により対応するものとする。

地震の場合は震度5弱が観測されたときに動員配備を行うものとする。

#### ③ 災害対策本部（3号配備） 責任者：町長

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害対策連絡会議（2号配備）をもって対策を講ずるのに不十分であると判断した場合、大雨特別警報が発表された場合は、災害対策本部（3号配備）により対応するものとする。

地震の場合は震度5強が観測されたときに動員配備を行うものとする。

最上町職員の配備体制に関する基準

区分	設置基準	活動内容	配備体制基準	設置場所
1号配備	災害対策警戒班 1 町内で震度4の地震が観測されたとき 2 気象警報が発表されたとき（1次体制） 3 防災主管課長が特に必要と認めたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害情報等の災害関連情報の収集、伝達等を実施する。</li> <li>状況により、災害対策連絡会議（2号配備）の設置に移行できる体制をとる。</li> </ul>	課長、主幹、事務局長、事務長、危機管理室、及び事前に参集命令されている職員	本庁舎 「総務企画課」
2号配備	災害対策連絡会議 1 町内で震度5弱の地震が観測されたとき 2 相当な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき（2次体制） 3 副町長が災害の調査と諸般の対策を総合的に推進する必要があると認めたとき 4 副町長が特に必要と認めたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>副町長を本部長とする連絡会議を設置し、各部において被害情報等の災害に関する情報の収集、伝達等及び応急対策を実施する。</li> <li>状況により、災害対策本部（3号配備）の設置に移行できる体制をとる。</li> </ul>	全課主査以上の職員及び事前に参集命令されている職員 ・本部長：副町長 ・副本部長：教育長 ・本部員：各課（所、局、室）長 ・本部連絡員室：防災主管課長及び本部連絡員室の構成に基づく関係室長等 ・連絡本部付：最上町消防団	本庁舎 「大会議室」
3号配備	災害対策本部 1 町内で震度5強の地震が観測されたとき 2 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるときで、町長が災害対策本部による応急対策活動が必要であると認めたとき（3次体制） 3 大雨特別警報が発表されたとき 4 町長が特に必要と認めたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>町長を本部長とする対策本部を設置し、本部員及び班員は、事務分掌に基づき災害に関する情報の収集、伝達及び応急対策を実施する。</li> </ul>	全職員 ・本部長：町長 ・副本部長：副町長 ・本部員：教育長、各課（所、局、室）長 ・本部連絡員室：防災主管課長及び本部連絡員室の構成に基づく関係室長等 ・班長：各主査等 ・班員：各職員 ・対策本部付：最上町消防団	本庁舎 「大会議室」 ※代替 中央公民館 「みどりホール」

(2) 動員計画

職員の動員は、配備体制に関する基準に従い、災害対策警戒班からの連絡報告に基づき防災主管課長が行うものとする。ただし、災害対策連絡会議、又は災害対策本部が設置されたときは、各部における非常配置体制の開始及び解除は、本部長が指示するものとする。

職員の動員計画については、次のとおりとする。



災害対応		1号配備		2号配備	3号配備
		災害対策警戒班		災害対策連絡会議	災害対策本部
		気象警報発表 (1次体制)	震度4の地震	震度5弱の地震 気象警報発表 (2次体制)	震度5強以上の地震 気象特別警報発表 (3次体制)
設置場所		総務企画課	総務企画課	大会議室	大会議室
総務企画課	課長・主幹・室長	課長・主幹	室長以上	室長以上	全職員
	危機管理室	全職員	全職員	全職員	
	総務庶務室		主査以上	主査以上	
	財務行革推進室		主査以上	主査以上	
	まちづくり推進室		主査以上	主査以上	
町民税務課	課長・室長	課長	室長以上	室長以上	全職員
	町民生活室		主査以上	主査以上	
	賦課納税室			主査以上	
建設水道課	課長・室長	課長	室長以上	室長以上	全職員
	住宅水道室		主査以上	主査以上	
	建設整備室		主査以上	主査以上	
農林振興課	課長・室長	課長	室長以上	室長以上	全職員
	農林振興室		主査以上	主査以上	
	農政企画室			主査以上	
農業委員会	事務局長・庶務係			係長以上	全職員
商工観光課	課長・室長	課長	室長以上	室長以上	全職員
	商工観光室		主査以上	主査以上	
	エネルギー産業推進室		主査以上	主査以上	
健康福祉課	課長・室長	課長	室長以上	室長以上	全職員
	健康づくり推進室			主査以上	
	医療介護保険室		主査以上	主査以上	
	地域包括支援室			主査以上	
教育文化課	課長・室長	課長	室長以上	室長以上	全職員
	学校教育室		主査以上	主査以上	
	生涯学習室		主査以上	主査以上	
子ども支援課	課長	課長	課長	課長	全職員
	幼児保育室		室長、副園長、 副所長以上	室長、副園長、 副所長以上	
	子ども家庭支援室		室長、センター長代理	室長、センター長代理	
会計課	課長・室長	課長	室長以上	室長以上	全職員
	会計室			主査以上	
議会事務局	議会事務局	事務局長	事務局長	全職員	全職員
最上病院	事務長	事務長	事務長	事務長	全職員
	庶務係		係長以上	係長以上	
	外来・看護科		総看護師長	主任以上	
	医療科		医療課長	主任以上	
給食センター	所長代理・庶務係		所長代理	所長代理	所長代理
やすらぎ	事務長・庶務係		事務長	係長以上	全職員

○ 職員の参集場所は、勤務職場とする。

① 1号配備下の活動

1号配備下における活動の要点は、次のとおりとする。

- ア 防災主管課長は、当該情勢に対応する措置を検討するとともに、必要事項については住民に指示、又は伝達するものとする。
- イ 危機管理室長は、気象情報、通報等を収集し、被害状況が明らかになったときは、防災主管課長に報告するものとする。

② 2号配備下の活動

2号配備下における活動の要点は、次のとおりとする。

- ア 連絡会議本部長は、本部員会議を開催し、応急対策についての方針を決定するとともに、必要事項については住民に指示、又は伝達するものとする。
- イ 防災主管課長は、各課長と相互の連絡を密にし、緊急措置については本部長に報告するとともに、町内における状況を県に報告するものとする。
- ウ 建設課水道長は、雨量、水位及び流量に関する情報を収集し防災主管課長に連絡し、異常な状況については本部長に報告するものとする。
- エ 各課長は、次の措置をとりその状況を防災主管課長に報告するものとする。
  - (ア) 災害の現況について職員に周知させ、所要の人員を配備につかせる。
  - (イ) 装備、物資、資機材、設備及び機械等を点検する。
  - (ウ) 関係協力機関との連絡を密にし協力体制を強化する。
  - (エ) 各課長は、要員配備の方法及び人員等について2号配備体制から速やかに3号配備体制に切り替えられるよう体制を整備しておく。

③ 3号配備下の活動

各課長は、災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時災害対策本部長に報告するものとする。

(3) 動員方法

① 勤務時間内の動員方法

勤務時間内に気象警報、災害情報等を受領した危機管理室長は防災主管課長に報告するとともに、その指示を受けて、前項の(1)配備体制に基づき災害対策組織を立ち上げるものとする。

災害情報の程度に応じ、防災主管課長は口頭、電話、又は庁内放送により必要な職員を動員するものとする。

② 勤務時間外及び休日の動員方法

ア 危機管理室職員又は日直者は、県、又は関係機関から気象警報、あるいはその他の通知により災害が発生し、又は発生するおそれがあることを知った場合は、直ちに防災主管課長、又は課長補佐に報告するものとする。

イ その他の気象予報は翌日に防災主管課内の職員に伝達するものとする。

ウ 気象警報、災害情報等を受領した防災主管課長は副町長に報告するとともに、その指示を得て、前項の(1)配備体制に基づき災害対策組織を立ち上げるものとする。

エ 緊急時、危機管理室職員は、防災主管課長等の指示があれば、各課長、関係職員及び関係各機関に電話、伝令等最善の方法で指示事項の連絡をしなければならない。

オ 連絡を受けた各課長及び関係職員は直ちに登庁し、所要の配備体制につくものとする。

カ 連絡会議、対策本部を設置するときは、防災主管課長は直ちに町長に連絡、又は報告しなければならない。

キ 配備要員は招集に応ずるとともに、登庁する場合は作業に適する服装、照明器具等を

携行するものとする。

ク 勤務場所へ参集できない職員は最寄りの機関へ参集し、勤務場所と連絡をとるものとする。

ケ 道路が寸断され登庁することが困難な場合は、その地域に残り被害状況の収集等に当たるものとする。

### ③ 職員の自主参集基準

各職員は役場より登庁の連絡が入らない場合でも、以下の基準により役場又は最寄りの公共施設へ自主参集するものとする。

ア 付近の状況により災害の発生が考えられるとき

イ 災害発生を確認したとき

ウ 電話等の通信手段が途絶状態にあるとき

### ④ 職員の身体の安全と避難命令等

ア 災害動員中の職員の身体に危険がおよび、又は危険が予想される場合は、本部長が対策本部の移動と職員の避難を命令するものとする。

イ 職員の親族、財産に危険がある場合には、本部長がその救援に当ることを許可するものとする。

ウ 職員の心身に異常が生じたと判断される場合は、本部長は、当該職員に保健師の指導を受けるように指示するものとする。

## 3 応援及び他機関への応援要請

### (1) 応援職員の要請

各部・各班において災害対策活動を実施するに当たり職員に不足を生じ、他部の職員の応援を受けようとするときは防災主管課長に応援職員の要請するものとする。

### (2) 県、関係機関への応援要請

防災主管課長は、町の災害対策活動を実施するに当たり、町の職員のみで不足するとき、あるいは災害対策活動のために必要と認めたときは、県、関係機関及び民間組織に協力を求めるものとする。

### (3) 派遣要請

防災主管課長は、災害応急対策、又は災害復旧を実施するに当たり、前記の職員のみでなお不足する場合は、地方自治法第252条の17、若しくは災害対策基本法第29条の規定、又は災害時相互応援協定等に基づき、他市町村、県及び指定地方行政機関に対し職員の派遣を要請するものとする。

### (4) 派遣要請要領

前記(3)の規定による派遣要請は次の事項により、非常電話等もっとも迅速な方法をもって行うものとし、事後文書を提出するものとする。

① 派遣を要請する理由

② 派遣を要請する職員の職種別人員数

③ 派遣を要請する機関

④ 派遣を要請する職員の給与、その他勤務条件

⑤ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣に必要な事項

### (5) 応援要請要領

前記(2)の規定による応援（協力）要請は前記(4)の例に準じ、明示して行うものとする。

## (6) 技術者等の動員計画

町は災害応急対策に必要な技術者など、労務の確保を行うものとし、担当は総務企画課とする。詳細は、第3編第2章第7節「技術者等動員計画」の定めるところによる。

### 1-3 災害対策本部

#### 1 災害対策本部

町の区域に災害が発生し、又は大規模な災害が発生するおそれがある場合で町長が必要と認めるときは、法第23条の規定により最上町災害対策本部（以下、「本部」という。）を設置し、災害発生のおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したと認めるときは、これを閉鎖するものとする。

本部の設置に当たっては、法第23条第1項の規定により、本部長は次の設置基準に達したときに災害対策本部を設置することができるものとする。

なお、本部長が事故あるいは連絡不能の場合は、副本部長である副町長が当たるものとする。また、事故などで副町長が不在の場合は防災主管課長がその職務を代行するものとする。

#### 2 設置基準

- (1) 震度5強の地震が観測されたとき
- (2) 町に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
- (3) 町に大雨特別警報が発表されたとき
- (4) 町長が特に必要と認めるとき

#### 3 本部設置場所

本部設置場所は「最上町役場大会議室」とし、代替場所は「中央公民館みどりホール」とする。

なお、防災主管課長は、災害対策本部が設置されたときは、本部を設置した建物の玄関等の見やすい場所に「最上町災害対策本部」の標識板等を掲げるものとする。

#### 4 現地災害対策本部

町長は、必要に応じて災害対策本部に、現地災害対策本部を置くことができる。設置は被災地付近の安全な場所とする。

#### 5 災害対策本部の活動における現場判断優先の原則

対策本部の災害救出及び災害復旧、応急処置等の活動に際しては、現場の担当職員の判断と対応を優先することを原則として、統括する本部は、対応の調整と応援体制の構築に努めるものとする。（現場の権限優先の原則）

#### 6 組織編成及び事務分掌

本部の組織編成及び事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 組織編成

① 本部の組織編成

災害対策本部	本部長	町長			
	副本部長	副町長			
	本部員	教育長	総務企画課長	総務企画部 (総務企画課長) (危機管理主幹)	総務庶務班 財務行革推進班 危機管理班 まちづくり推進班
		町民税務課長	町民税務課長	町民税務部 (町民税務課長)	町民生活班 賦課納税班
		建設水道課長	建設水道課長	建設水道部 (建設水道課長)	住宅水道班 建設整備班
		農林振興課長	農林振興課長	農林振興部 (農林振興課長)	農林振興班 農政企画班
		商工観光課長	商工観光課長	商工観光部 (商工観光課長)	商工観光班 エネルギー産業推進班
		健康福祉課長	健康福祉課長	健康福祉部 (健康福祉課長)	健康づくり推進班 医療介護保険班 地域包括支援班
		会計管理者	会計課長	会計部 (会計課長)	会計班
		病院医局長	病院医局長	最上病院医局部 (病院医局長)	病棟班 外来班 救護班
総看護師長	総看護師長	最上病院医療看護部 (総看護師長)	病棟班 外来班 救護班		
病院事務長	病院事務長	最上病院事務渉外部 (病院事務長)	事務渉外班		
教育文化課長	教育文化課長	教育文化部 (教育文化課長)	学校教育班 生涯学習班		
こども支援課長	こども支援課長	こども支援部 (こども支援課長)	幼児保育班 こども家庭支援班		
議会事務局長	議会事務局長				
農委事務局長	農委事務局長				
危機管理主幹	危機管理主幹				
本部付	現地災害対策本部				
本部付	消防団				
本部連絡員室					

議会部 (議会事務局長)	庶務班
農業委部 (農委事務局長)	庶務班

② 本部連絡員室の構成

区分	所属課	担当職	事務処理事項
室長	防災主管課長		総括
副室長	危機管理室長		室長補佐
室次長	総務庶務室長、危機管理室主査		副室長補佐
連絡員	総務企画課	財務行革推進室長	1. 本部長の命令伝達 2. 本部員会議所属部との連絡 3. 部相互間の連絡調整 4. 所属部の災害情報の収集並びに気象情報の収集 5. 災害対策活動に関する情報の整理
	まちづくり推進室	まちづくり推進室長	
	町民税務課	町民生活室長	
	建設水道課	住宅水道室長	
	農林振興課	農林振興室長	
	商工観光課	商工観光室長	
	健康福祉課	地域包括支援室長	
	会計課	会計室長	
	最上病院	事務次長	
	教育文化課	学校教育室長	
	給食センター	所長	
	こども支援課	幼児保育室長	
	議会事務局	庶務係長	
	農業委員会	庶務係長	

(2) 事務分掌

部	部長	班名 (班長)	分掌事務
総務企画部	総務企画課長	総務庶務班 (総務庶務室主査)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係行政機関・関係公共機関及び諸団体との連絡調整及び相互協力に関する事。</li> <li>・指定行政機関、県知事に対する職員の派遣要請並びに他の市町村に対する応援要請に関する事。</li> <li>・各部との連絡調整に関する事。</li> <li>・応急対策活動に係る住民の苦情処理に関する事。</li> <li>・その他本部長の命ずる事項に関する事。</li> </ul>
		財務行革推進班 (財務行革推進室主査)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害関係費の予算財政措置に関する事。</li> <li>・災害復旧に関する資金計画に関する事。</li> <li>・町有財産の被害対策に関する事。</li> <li>・応急公用負担に関する事。</li> <li>・輸送力の確保及び輸送車両の配車に関する事。</li> <li>・緊急輸送に関する事。</li> <li>・負傷者、罹災者の輸送に関する事。</li> <li>・その他本部長の命ずる事項に関する事。</li> </ul>
		危機管理班 (危機管理室主査)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部設置及び閉鎖に関する事。</li> <li>・災害対策本部の運営に関する事。</li> <li>・本部員会議に関する事。</li> <li>・災害対策本部への報告に関する事。</li> <li>・職員の動員計画の作成及び実施に関する事。</li> <li>・職員の非常召集に関する事。</li> <li>・県本部との連絡、要望及び陳情に関する事。</li> <li>・現地災害対策本部設置に関する事。</li> <li>・防災会議に関する事。</li> <li>・地震情報・気象予警報・災害情報等の収集伝達に関する事。</li> <li>・自主防災組織との連絡調整に関する事。</li> <li>・ボランティアの受入れ及び編成に関する事。</li> <li>・災害対策物資の調達に関する事。</li> <li>・自衛隊の派遣要請及び受入れに関する事。</li> <li>・災害報告に関する事。</li> <li>・避難情報の発令に関する事。</li> <li>・避難誘導及び指定避難所の管理運営に関する事。</li> <li>・災害救助法に関する事。</li> <li>・災害の警戒、防ぎよに関する事。</li> <li>・救急、捜索、救助活動に関する事。</li> <li>・救助隊の編成に関する事。</li> <li>・捜索隊の編成及び捜索に関する事。</li> <li>・水害、火災その他の災害予防に関する事。</li> <li>・消防、水防計画に関する事。</li> <li>・消防団・水防団の出動に関する事。</li> <li>・交通整理隊の編成に関する事。</li> <li>・その他各部各班の所掌に属さない事項に関する事。</li> <li>・その他本部長の命ずる事項に関する事。</li> </ul>

部	部長	班名（班長）	分掌事務
		まちづくり推進班 (まちづくり推進室主査)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報等の収集伝達に関する事。</li> <li>・災害写真の撮影記録に関する事。</li> <li>・各部、各班からの被害情報のとりまとめ、それらの公表連絡に関する事。</li> <li>・最上町防災行政無線維持管理に関する事。</li> <li>・被害統計記録に関する事。</li> <li>・被害情報のデータ管理に関する事。</li> <li>・通信手段の連絡に関する事。</li> <li>・住民に対する災害広報に関する事。</li> <li>・報道機関に対する災害情報に関する事。</li> <li>・災害義援物資の受取及び配分に関する事。</li> <li>・災害時の空き家対策に関する事。</li> <li>・関係者の視察に関する事。</li> <li>・その他本部長の命ずる事項に関する事。</li> </ul>
町民税務部	町民税務課長	町民生活班 (町民生活室主査)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・罹災者の救護対策と生活援助に関する事。</li> <li>・罹災者の抛出年金の保険料減免に関する事。</li> <li>・罹災者の福祉年金受給に関する事。</li> <li>・被災者の身元確認に関する事。</li> <li>・罹災証明に関する事。</li> <li>・災害に対する諸相談に関する事。</li> <li>・防疫班の編成に関する事。</li> <li>・被災地の防疫対策に関する事。</li> <li>・防疫用薬剤・資機材の調達に関する事。</li> <li>・被災地のごみ及びし尿処理に関する事。</li> <li>・仮設トイレの設置及び管理に関する事。</li> <li>・被災地の環境保全対策に関する事。</li> <li>・飲料水の水質保全対策に関する事。</li> <li>・遺体の処置、埋火葬に関する事。</li> <li>・その他本部長の命ずる事項に関する事。</li> </ul>
		賦課納税班 (賦課納税室主査)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害場所の公簿確認に関する事。</li> <li>・被害地の位置図作成に関する事。</li> <li>・被害地資料の収集に関する事。</li> <li>・住宅等の被害調査に関する事。</li> <li>・被災建築物、被災宅地の応急危険度判定に関する事。</li> <li>・災害に伴う諸税の減免に関する事。</li> <li>・徴税の取扱いに関する事。</li> <li>・町民生活班への協力に関する事。</li> <li>・その他本部長の命ずる事項に関する事。</li> </ul>



部	部長	班名（班長）	分掌事務
建設水道部	建設水道課長	住宅水道班 (住宅水道室主査)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地の復興まちづくり計画に関すること。</li> <li>・建設資機材の調達確保及び輸送に関すること。</li> <li>・交通途絶箇所及び交通迂回路線の標示に関すること。</li> <li>・障害物の集積場所の確保に関すること。</li> <li>・飲料水の確保及び被災地に対する飲料水の供給に関すること。</li> <li>・飲料水供給資材の調達確保に関すること。</li> <li>・水道施設の被害状況調査及び応急復旧対策に関すること。</li> <li>・下水道施設、農業集落排水施設被害対策に関すること。</li> <li>・応急仮設住宅の建設用地に関すること。</li> <li>・応急仮設住宅の建設に関すること。</li> <li>・被災住宅復旧資金融資の斡旋に関すること。</li> <li>・応急仮設住宅の入居者選定に関すること。</li> <li>・住宅復興の相談に関すること。</li> <li>・災害に伴う上下水道料金等の減免に関すること。</li> <li>・その他本部長の命ずる事項に関すること。</li> </ul>
		建設整備班 (建設整備室主査)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土木関係施設の危険情報及び被害状況調査に関すること。</li> <li>・道路・橋梁等の応急復旧対策に関すること。</li> <li>・河川関係の応急復旧対策に関すること。</li> <li>・土石流、がけ崩れ、地すべり、雪崩等の防止及び応急復旧対策に関すること。</li> <li>・障害物の除去に関すること。</li> <li>・浄化槽被害対策に関すること。</li> <li>・その他本部長の命ずる事項に関すること。</li> </ul>
農林振興部	農林振興課長	農林振興班 (農林振興室主査)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地及び農作物、家畜、耕地、山林、その他農林業用施設の被害状況調査及び応急復旧対策に関すること。</li> <li>・農業用水利の被害状況調査及び復旧対策に関すること。</li> <li>・農畜産施設の被害対策に関すること。</li> <li>・死亡獣畜等の処理に関すること。</li> <li>・家畜伝染病予防及び防疫、家畜飼料等の調達に関すること。</li> <li>・病虫害の駆除及び防除対策に関すること。</li> <li>・その他本部長の命ずる事項に関すること。</li> </ul>
		農政企画班 (農政企画室主査)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・罹災農家に対する各種農業災害資金の融資及び斡旋に関すること。</li> <li>・農地災害調査及び農業災害補償に関すること。</li> <li>・被災者への食料調達に関すること。</li> <li>・その他本部長の命ずる事項に関すること。</li> </ul>

部	部長	班名（班長）	分掌事務
商工観光部	商工観光課長	商工観光班 （商工観光室主査）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光業者の被害状況調査に関する事。</li> <li>・観光関係施設の被害状況調査及び復旧対策に関する事。</li> <li>・被災観光業者の経理相談指導及び融資に関する事。</li> <li>・商工業者の被害状況調査に関する事。</li> <li>・商工関係施設の被害状況調査及び復旧対策に関する事。</li> <li>・被災商工業者の経理相談指導及び融資に関する事。</li> <li>・被災者の職業斡旋に関する事。</li> <li>・食料品生活必需品の調達に関する事。</li> <li>・災害対策のための労働力の確保に関する事。</li> <li>・その他本部長の命ずる事項に関する事。</li> </ul>
		エネルギー産業推進班 （エネルギー産業推進室主査）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の非常用電源、燃料等のエネルギー対策に関する事。</li> <li>・その他本部長の命ずる事項に関する事。</li> </ul>
健康福祉部	健康福祉課長	健康づくり推進班 （健康づくり推進室主査）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子保健の維持と臨時予防接種に関する事。</li> <li>・罹災者の保健衛生指導及び防疫に関する事。</li> <li>・避難者の健康指導に関する事。</li> <li>・メンタルヘルスケアに関する事。</li> <li>・その他本部長の命ずる事項に関する事。</li> </ul>
		医療介護保険班 （医療介護保険室主査）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診療所の被害状況調査及び復旧に関する事。</li> <li>・介護保険事業所の被害状況調査及び復旧に関する事。</li> <li>・医療救護所の開設及び罹災者救援に関する事。</li> <li>・罹災者の国民健康保険に関する事。</li> <li>・その他本部長の命ずる事項に関する事。</li> </ul>
		地域包括支援班 （地域包括支援室主査）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉施設の被害調査と復旧対策に関する事。</li> <li>・要配慮者の避難支援対策等に関する事。</li> <li>・要配慮者の医療の調整に関する事。</li> <li>・福祉避難所に関する事。</li> <li>・罹災者の生活援助に関する事。</li> <li>・日本赤十字社山形県支部との連絡調整に関する事。</li> <li>・町社会福祉協議会との連絡調整に関する事。</li> <li>・その他本部長の命ずる事項に関する事。</li> </ul>
会計部	会計課長	会計班 （会計室主査）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害援助資金の出納に関する事。</li> <li>・災害義援金の受理及び保管に関する事。</li> <li>・災害時の出納に関する事。</li> <li>・その他本部長の命ずる事項に関する事。</li> </ul>
最上病院医局部	病院医局長	病棟班 （医師）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時の病棟診療に関する事。</li> <li>・その他本部長の命ずる事項に関する事。</li> </ul>
		外来班 （医師）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時の外来診療に関する事。</li> <li>・その他本部長の命ずる事項に関する事。</li> </ul>
		救護班 （医師）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時の医師の班編成に関する事。</li> <li>・災害発生時の地域における救護に関する事。</li> <li>・救急薬品の供給確保に関する事。（防疫薬剤を含む）</li> <li>・遺体の処置に関する事。</li> <li>・その他本部長の命ずる事項に関する事。</li> </ul>

部	部長	班名（班長）	分掌事務
最上病院医療看護部	総看護師長	病棟班 （病棟看護師長）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時の病棟医療看護に関すること。</li> <li>・その他本部長の命ずる事項に関すること。</li> </ul>
		外来班 （外来看護師長）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時の外来医療看護に関すること。</li> <li>・その他本部長の命ずる事項に関すること。</li> </ul>
		救護班 （地域看護師長）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時の看護婦の班編成に関すること。</li> <li>・災害発生時の地域における救護に関すること。</li> <li>・その他本部長の命ずる事項に関すること。</li> </ul>
最上病院事務 渉外部	病院事務長	事務渉外班 （庶務係長）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時の事務渉外の総括に関すること。</li> <li>・薬局、検査、放射線、療食等、医療化部門と各班との連絡調整に関すること。</li> <li>・関係機関及び施設災害協力会等の連絡調整、渉外に関すること。</li> <li>・その他本部長の命ずる事項に関すること。</li> </ul>
教育文化部	教育文化課長	学校教育班 （学校教育室主査）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設の被害状況調査及び復旧対策に関すること。</li> <li>・児童生徒の避難対策に関すること。</li> <li>・教育関係の災害復旧、応急措置の予算に関すること。</li> <li>・学校施設の確保に関すること。</li> <li>・罹災児童生徒の応急教育に関すること。</li> <li>・応急教育職員の確保及び動員に関すること。</li> <li>・罹災児童生徒の学用品の支給に関すること。</li> <li>・罹災児童生徒の保護、健康管理に関すること。</li> <li>・被災教育施設の復旧対策に関すること。</li> <li>・指定避難所等の施設の供与に関すること。</li> <li>・その他本部長の命ずる事項に関すること。</li> </ul>
		生涯学習班 （生涯学習室主査）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育施設の被害状況調査及び復旧対策に関すること。</li> <li>・公民館の確保及び指定避難所の管理運営に関すること。</li> <li>・その他本部長の命ずる事項に関すること。</li> <li>・文化財の保護対策に関すること。</li> <li>・社会体育施設の被害状況調査及び復旧対策に関すること。</li> <li>・その他本部長の命ずる事項に関すること。</li> </ul>
		給食センター班 （給食センター所長）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食、炊出し等に関すること。</li> <li>・給食物資の調達に関すること。</li> <li>・避難者への非常食確保に関すること。</li> <li>・その他本部長の命ずる事項に関すること。</li> </ul>
こども支援部	こども支援課長	幼児保育班 （幼児保育室主査）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所及びこども園の幼児の安全対策に関すること。</li> <li>・保育所及びこども園の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>・その他本部長の命ずる事項に関すること。</li> </ul>
		こども家庭支援班 （こども家庭支援室主査）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援センターの被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>・要支援児、要保護児童への支援に関すること。</li> <li>・その他本部長の命ずる事項に関すること。</li> </ul>

部	部長	班名（班長）	分掌事務
議会部	務 議 局長 会 長 事	庶務班 （庶務係長）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町議会の運営及び記録に関すること。</li> <li>・町議会との連絡に関すること。</li> <li>・その他本部長の命ずる事項に関すること。</li> </ul>
農委部	農 長 委 事務 局	庶務班 （庶務係長）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農委部の総括及び連絡調整に関すること。</li> <li>・農業者年金保険料の納入猶予に関すること。</li> <li>・農林部への協力に関すること。</li> <li>・その他本部長の命ずる事項に関すること。</li> </ul>

## 7 活動要領

### (1) 本部の設置及び閉鎖の通知等

- ① 本部を設置したときは、直ちにその旨を次の区分により通知及び公表するとともに、本部の標示板を庁舎正面玄関に掲示するものとする。

通知及び公表先	方 法	責 任 者
町本部・各部班	庁内放送、緊急速報メール、又は電話	総務企画部危機管理班長
町防災会議員	緊急速報メール、電話、又は文書	総務企画部危機管理班長
町議会議員	緊急速報メール、電話等	議会部庶務班長
県・最上総合支庁	県防災行政無線、電話、口頭又は文書	総務企画部総務庶務班長
新庄警察署	電話、口頭、又は文書	総務企画部総務庶務班長
報道機関	緊急速報メール、電話、口頭、又は文書	総務企画部まちづくり推進班長
一般住民	町防災行政無線、緊急速報メール、広報車、電話	総務企画部まちづくり推進班長

- ② 本部を閉鎖したときは、前項の区分に従い通知及び公表するものとする。

### (2) 本部員会議

#### ① 開 催

- ア 本部員会議は、本部連絡員を通じて本部長が必要と認めたときに招集し、開催するものとする。
- イ 本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、本部連絡員室長に申し出るものとする。
- ウ 本部員会議は、特別の事由がない限り役場大会議室で開催するものとする。
- エ 本部員は、それぞれの分掌事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- オ 本部長は、必要と認めるときは、防災関係機関を会議に出席させるものとする。

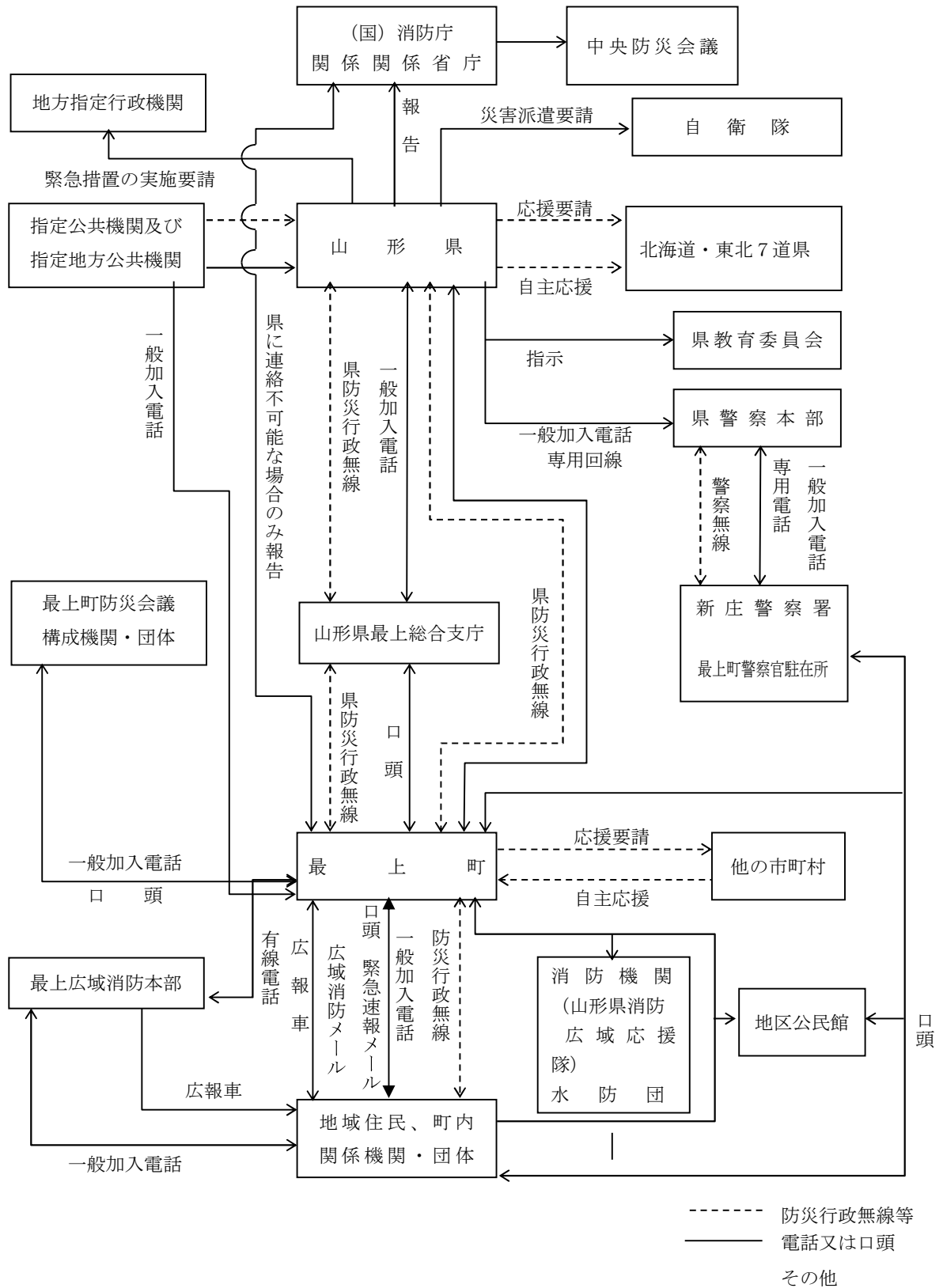
#### ② 協議事項

本部員の協議する事項は、概ね次のとおりとする。

- ア 本部の非常配置体制の切替え及び廃止に関すること。
- イ 重要な災害情報の分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- ウ 非常配備体制の切替え及び閉鎖に関すること。
- エ 各地区の区長及び防災関係機関に対する応急対策の要請、又は避難の指示等に関すること。
- オ 応急災害救助に関すること。
- カ 自衛隊の派遣依頼に関すること。
- キ 県、他市町村、行政機関及び公共機関に対する応援の要請に関すること。

- ク 災害対策に要する経費に関すること。
- ケ その他、災害対策に関する重要な事項に関すること。
- ③ 決定事項の周知
  - 会議の決定事項のうち、関係職員に周知を要するものについては、本部連絡員を通じて速やかにその周知を図るものとする。
- (3) 本部連絡員室
  - ① 設置場所
    - 本部連絡員室は、本庁の3階大会議室、又は総務企画課とし、本部連絡員室長が、災害の種類及び規模等により必要と認めるとき、本部連絡員室で執務するものとする。
    - なお、代替場所は中央公民館みどりホールとする。
  - ② 事務処理事項
    - ア 災害対策に関する本部長の命令伝達に関すること。
    - イ 本部員会議と部及び班相互間の連絡調整に関すること。
    - ウ 被害並びに災害対策活動に関する情報及び資料の収集整備に関すること。
    - エ 防災関係機関との連絡等に関すること。
    - オ その他本部長の必要と認めたこと。
- (4) 本部の非常配置体制の開始及び解除
  - 本部における非常配置体制の開始及び解除は、本部長が指令するものとする。
- (5) 協力機関との連絡
  - 災害対策に関し、各機関への協力要請については、次によるものとする。
  - ① 各部長は、応急対策に関し各協力機関の協力を必要とする場合は、その旨を本部連絡員室長に報告するものとする。
  - ② 本部連絡員室長は、前項の連絡を受けた場合は本部長に報告するものとする。
  - ③ 本部長が協力機関の協力要請を決定したときは、本部連絡員室長は直ちに関係協力機関に対し協力要請の手続きをとるものとする。
- (6) 記録
  - 各部長は、災害に関する各種情報、指示事項等の受理伝達及び報告等については、軽易な事項を除きすべて記録しこれを保存するものとする。
- (7) 非常配置体制解除後の措置
  - ① 各課長（災害対策本部の各部長）は、非常配置体制の解除後においても、情報の収集及び災害応急対策について、防災主管課長を通して町長に報告するものとする。
  - ② 町長は、被災の状況について随時県に報告するものとする。

8 災害対策本部の連絡系統図



9 資料

- (1) 最上町災害対策本部条例
- (2) 最上町危機管理要綱

【資料編 1 - (2) - ①】

【資料編 1 - (2) - ③】

## 1-4 災害対策連絡会議

### 1 災害対策連絡会議

副町長は、気象警報が発令、又は地震が発生し、災害が生じるおそれがあり災害対策本部設置基準に達しない場合で、当該災害に対処する諸般の対策を総合的に推進する必要があると認めるときは、災害対策連絡会議（以下、「連絡会議」という。）を設置し、災害発生のおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したと認めるときは、これを閉鎖するものとする。

なお、災害対策本部設置基準に達した場合は、速やかに連絡会議を閉鎖し、災害対策本部を設置するものとする。

### 2 設置基準

副町長は、次の基準に達したときに連絡会議を設置するものとする。

- (1) 相当な災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるとき
- (2) 町内で震度5弱の地震が観測されたとき
- (3) 副町長が災害の調査と諸般の対策を総合的に推進する必要があると認めるとき

### 3 連絡会議の設置場所

連絡会議の設置場所は「最上町役場大会議室」とする。

### 4 組織編成及び事務分掌

#### (1) 組織編成

- ① 連絡会議の組織編成は、本部の組織編成に準ずるものとする。
- ② 本部組織編成の本部長、副本部長、本部員をそれぞれ連絡会議本部長、連絡会議副本部長、連絡会議本部員に読みかえるものとする。
- ③ 連絡員室を設けるものとする。

- (2) 連絡会議の事務分掌は、本節「1-3 災害対策本部」に準じて行うものとする。

### 5 活動要領

連絡会議の活動は、本節「1-3 災害対策本部」に準じて活動するものとする。

## 1-5 災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等

### 1 災害緊急事態の布告

内閣総理大臣は、収集された情報により、国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚な被害が発生しており、当該災害に係る災害応急対策を推進し、国の経済の秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に対応するため特別の必要があると認めるときは、直ちに災害緊急事態の布告及び特定災害対策本部、非常災害対策本部、緊急災害対策本部の設置（既に設置されている場合を除く。）を行うこととしている。

### 2 災害緊急事態への対処

内閣総理大臣は、災害緊急事態の布告があったときは、政府が一体となって、災害応急対策を推進し、国の経済の秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に対応するため、速やかに必要な閣議請議等の所要の手段を行い、災害緊急事態への対処に関する基本的な方針（以下「対処基本方針」という。）を定めることとしている。

内閣総理大臣は、災害緊急事態への対処に当たり、対処基本方針に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督することとなる。

<内閣総理大臣が布告に基づき指揮監督する応急対策活動>

- (1) ライフライン施設に関する応急対策活動
- (2) 救助・救急活動
- (3) 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣
- (4) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣
- (5) 広域後方医療活動
- (6) 緊急輸送活動
- (7) 資機材の調達
- (8) 広域避難収容活動
- (9) 調達、供給活動
- (10) 防疫活動
- (11) 消防機関による応援
- (12) 交通規制

内閣総理大臣は、災害緊急事態の布告があったときは、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資又は燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないことなど必要な協力を求めることとし、協力を求められた国民は、これに応ずるよう努める。

### 3 現地災害対策本部との連携

本部は、国又は県の現地災害対策本部が設置された場合は、合同会議等を通じて情報の共有と状況認識の統一を図るとともに、救助・救急、医療及び消火活動等の関係機関と密接に連携し、災害応急対策を円滑かつ適確に推進する。

#### 1-6 業務継続性の確保

町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務（非常時優先業務）の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、町は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

加えて、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

特に、町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

災害時の拠点となる庁舎等については、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。



## 第2節 広域応援計画

### 1 方針

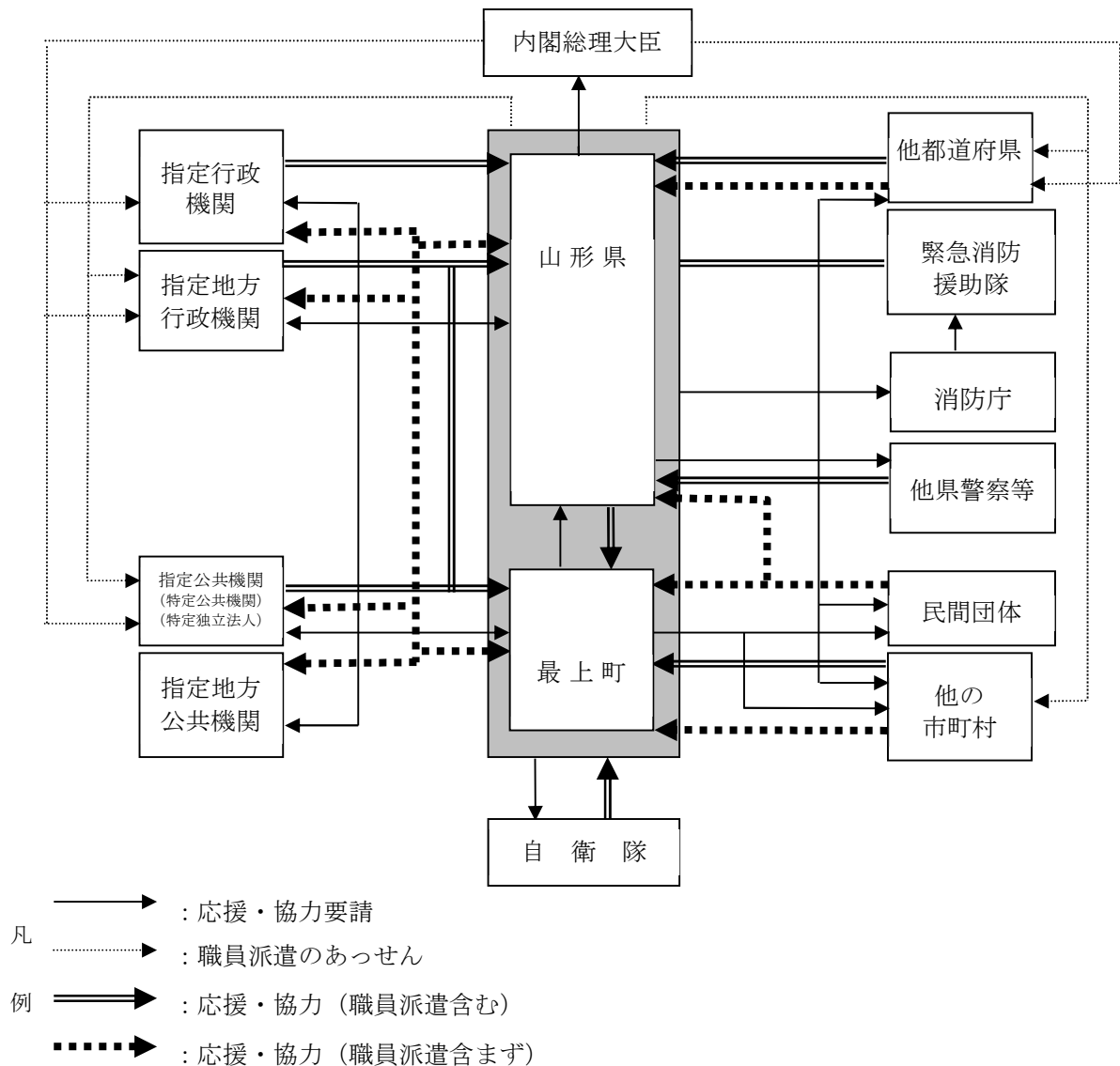
広域的な防災活動に際して、緊密な連携のもとに積極的な応援体制を確立し、災害応急対策に万全を期するため、その応援関係について定めるものとする。

### 2 実施責任者

- (1) 町は、自らの応急措置能力ではその実施が困難な場合、知事、又は指定行政機関の長に対して応援を要請するものとする。
- (2) 町の担当課は、総務企画課とする。
- (3) 町は、応援を必要と認めるときは、県を通じ他の市町村の応援の斡旋を要請するものとする。

### 3 実施内容

#### (1) 広域応援計画フロー



(2) 広域防災応援関係

大規模な災害に対応するための町に係る広域防災応援関係は、次表のとおりである。

法律名	条文	内 容			備 考
		応援の内容	応援を要請するもの	応援するもの	
災害対策基本法	29条2	町長等の行う指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請（災害の応急、又は復旧）	町長又は最上町の委員会若しくは委員（以下、「町長等」という。）	指定行政機関の長 指定地方行政機関の長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施行令15条</li> <li>・委員会又は委員は予め町長に協議を要する。</li> </ul>
	30条1	町長等が、県知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣の斡旋を求める。	町長等	指定行政機関（職員） 指定地方行政機関（職員）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県知事が斡旋を行う。（30条1、2）</li> <li>・派遣を要請された場合、著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣する義務がある。（31条）</li> </ul>
	30条2	町長等が、県知事に対し、地治法252条の17の規定による普通地方公共団体の職員の派遣の斡旋を求める。	町長等	普通地方公共団体（職員）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣職員は、派遣を受けた町の職員の身分を合わせ有する。（令第17条）（身分の併任）</li> <li>・災害派遣手当の支給（32条1）</li> <li>・派遣職員の身分取扱い（32条2）</li> </ul>
	67条1	町長等の他の市町村長等に対する応援の要求（応急措置）	町長等	市町村長等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応援に従事する者は、町長等の指揮の下に行動する。（67条2）</li> <li>・応援を受けた長等が、応援に要した費用を負担（92条）</li> </ul>
	68条1	町長等の県知事等に対する応援の要求及び応急措置の実施の要請	町長等	都道府県知事等	同 上
	69条	町が他の市町村に対し事務の委託を行う（応急措置）	町長等	市町村等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防組合も市町村の中に含まれる。</li> <li>・地方自治法252条の14、15の規定は適用されない。⇒施行令28条</li> </ul>

法律名	条文	内 容			備 考
		応 援 の 内 容	応援を要請するもの	応 援 する もの	
災害対策基本法	72条1	県知事が、他の市町村長に対し、最上町長を応援すべきことを指示	県知事が指示する。	市町村長	・ 応援を受けた町の経費負担が困難又は不適當な場合、国が一部負担する場合を除き、県がその一部を負担する。(93条) (県の総合調整にする。)
	73条1	県知事の、町の実施すべき応急措置の代行	なし	県知事	
	77条2	指定行政機関の長、指定地方行政機関の長が、関係機関に対し応急措置の実施を要請し、又は指示する。	指定行政機関の長、指定地方行政機関の長	県知事、町長、指定公共機関、指定地方公共機関	・ 他の法令による応急措置の要請及び指示 消防組織法24条の3、水防法24条、災害救助法31条
	80条2	指定公共機関、指定地方公共機関が、関係機関に対し、応急措置の実施のための、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求める。	指定公共機関、指定地方公共機関	指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、県知事、市町村長	
消防組織法	21条1	消防の相互応援	最上町	市町村	・ 相互応援協定締結(21条2)
水 防 法	16条1	水防管理者が他の水防管理者、市町村長、消防長に対し応援を求める。(水防のため)	水防管理者(水防管理団体である市町村の長、水防事務組合等の管理者)	水防管理者(最上町長) 消防長	・ 応援のために要した費用は応援を求めた団体が負担する。(16条①) ・ 応援のため派遣された者は、要請した水防管理者の所轄の下に行動する。(16条②)

#### 4 町の応援要請

町は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援要請を行うとともに、受援体制を整える。

町、防災関係機関は、県、国との密接な連携のもと、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

町は、訓練等を通じて、「被災市区町村応援職員確保システム」を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

山形県広域消防相互応援協定書、大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定、山形県消防広域応援隊に関する覚書は、「10資料」のとおりである。

##### (1) 他の市町村に対する要請

- ① 町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、応急対策を実施するため、必要があると認めたときは、「大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定」等に基づき、他市町村長に対し応援を求めるとともに、県に報告する。
- ② 町長は、市町村間相互の応援・協力が円滑に行われるよう、必要に応じ事前に協定を結ぶ等その体制を整えておく。

##### (2) 他市町村に対する応援の実施

応援を求められた町長は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。町は職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努め、災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災他市町村の指揮の下に行動する。

##### (3) 県への要請

###### ① 県への応援要請

町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため、必要があると認める場合は、知事に対して次により応援を求め、又は県が実施すべき応急措置の実施を要請する。

なお、知事は、被災状況により町が速やかに応援要請ができないと判断される場合、要請を待つことなく応援する。

県は、被災により町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になったときは、応急措置を実施するため、町に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、町に代わって行う。

応援要請は次の事項を明らかにして、防災危機管理課（災害対策本部が設置された場合は同本部）へ、口頭、県防災行政無線、電話又は文書（Eメール、FAX）により連絡する。

口頭、県防災行政無線又は電話で要請した場合は、事後速やかに、Eメール、FAX等で関係文書を送付する。

- ア 応援要請事項
  - (ア) 応援を必要とする理由
  - (イ) 応援を必要とする場所
  - (ウ) 応援を必要とする期間
  - (エ) その他応援に関し必要な事項

- イ 応急措置要請事項
  - (ア) 応急措置の内容
  - (イ) 応急措置の実施場所
  - (ウ) その他応急措置の実施に関し必要な事項

- ウ 災害応急対策実施要請事項
  - (ア) 災害応急対策の内容
  - (イ) 災害応急対策の実施場所
  - (ウ) その他災害応急対策の実施に関し必要な事項

② 知事への職員派遣のあっせん要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し、次の事項を明らかにして、指定地方行政機関又は指定公共機関（特定公共機関に限る）の職員の派遣についてあっせんを求める。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

(4) 総務省の「被災市区町村応援職員確保システム」に基づく要請

町は、被災市区町村における、災害対応業務を支援するための応援職員の派遣の必要性、当該派遣要請人数・職種・期間等及び総括支援チーム派遣の必要性等についてニーズを速やかに把握する。

(5) 指定地方行政機関等に対する職員要請

① 町長は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、知事に対し、次の事項を明らかにして、指定地方行政機関の長又は特定公共機関からの職員派遣のあっせんを要請する。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

② 指定地方行政機関の長又は特定公共機関は、町長から職員の派遣要請を受けた場合は、その所掌事務に支障のない限り、適任と認められる職員を派遣する。

③ 内閣府、消防庁（非常本部等が設置された場合は同本部）は関係省庁、関係団体と連携しながら、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんを行う。

(6) 指定行政機関(指定地方行政機関を含む。)又は指定公共機関(指定地方公共機関を含む。)に対する応急措置の要請

① 町長は、町内における応急措置が的確かつ円滑に実施できるようにするため、必要があると認める場合は、要請事項を明らかにして、指定行政機関の長(指定地方行政

機関の長を含む。)又は指定公共機関(指定地方公共機関を含む。)に対し、当該機関が所管する応急措置の実施を要請し、又は求める。

- ② 指定行政機関の長(指定地方行政機関の長を含む。)及び指定公共機関(指定地方公共機関を含む。)は、町長から応急措置の実施要請を受け、又は求められた場合は、所掌する応急措置との調整を図りながら、必要と認められる事項について直ちに応急措置を実施する。
- ③ 国は、被災により、町及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため、町に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限、緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、町に代わって行う。

(7) 知事に対する自衛隊の災害派遣要請依頼

- ① 町長は、災害の発生に際し町の住民の生命又は財産を保護するため、必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。
- ② 町長は、災害状況から事態が切迫し、かつ、通信の途絶等で県との連絡が物理的に不可能な場合に限り、直接自衛隊に災害の状況等を通知することができる。その場合は、事後、知事に対し速やかに通知しなければならない。

(8) 民間団体等に対する要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、必要があると認める場合は、町域を管轄する民間団体等に対し、次の事項を明らかにして協力を要請する。

① 協力要請事項

- ア 応援を必要とする作業内容
- イ 応援を必要とする人員、車両、資機材及び物資等
- ウ 応援を必要とする場所及び集合場所
- エ 応援を必要とする期間
- オ その他応援に関し必要な事項

② 応援協力を要請する主な民間団体等

- ア 農林水産業団体、商工業団体、建設業団体及び運送業団体等の産業別団体
- イ 医師会、歯科医師会及び県建築士会等の職業別団体
- ウ その他、町に対し奉仕活動を申し入れた団体

5 指定行政機関及び指定地方行政機関の要請、指示

- (1) 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、所掌する応急措置を実施するため必要があると認める場合は、町長、知事又は指定公共機関(指定地方公共機関を含む)に対し、応急措置の実施を要請し、又は指示することができる。
- (2) 町長、知事及び指定公共機関(指定地方公共機関を含む)は、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長から応急措置の実施を要請された場合は、所掌する応急措置との調整を図りながら、必要と認められる事項について直ちに応急措置を実施する。
- (3) 指定地方行政機関の長は、その管理に属する施設の被災に関連して、被災地域住民の生命又は財産を保護するため必要があると認める場合は、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

## 6 指定公共機関及び指定地方公共機関の応援要請

- (1) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、所掌する応急措置を実施するために特に必要があると認めるときは、指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む）、知事、又は町長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めことができる。
- (2) 指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む）、知事及び町長は、指定公共機関又は指定地方公共機関から応援を求められた場合は、所掌する応急措置との調整を図り、可能な限りこれに応じる。

## 7 広域応援・受援体制

- (1) 町、県及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努める。
- (2) 策定した計画に基づき、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の広域応援・受援に係る内容についてあらかじめ定めておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整える。
- (3) (2)の内容は、マニュアルに整備し、実動訓練を踏まえて、必要な改善に努める。
- (4) 町、県及び防災関係機関は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。

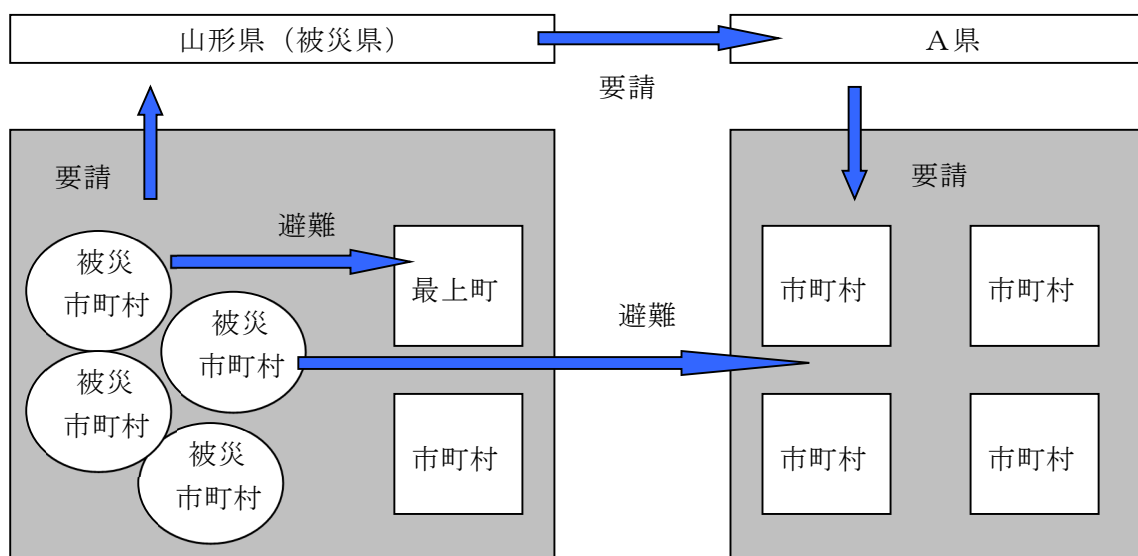
## 8 ヘリコプター等の運用調整

ヘリコプター及び固定翼機（以下「ヘリコプター等」という。）を保有する関係機関は、多数のヘリコプター等の効率的な運用及び安全運航体制を確保するため、別に定める「大規模災害発生時におけるヘリコプター等の災害活動計画」に基づき、ヘリコプター等の運用調整班を設置し、災害対策本部と連携して、ヘリコプター等の運用調整を行う。

## 9 広域避難受入計画

大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、県及び他市町村との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難受入れ方法を含めた手順等を定める。

【広域避難受入計画フロー】



(1) 受入れに係る協議（原則）

- ① 町は、被災市町村の災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、本町への広域的な避難及び応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合は、必要に応じて県の助言を受け、当該被災市町村と直接協議するものとする。また、山形県以外の都道府県の市町村からの受入れについては、県に対しても当該都道府県との協議を求める。
- ② 県は、被災市町村から求めがあった場合には、本町における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言する。
- ③ 内閣府及び消防庁（非常本部等が設置された場合は同本部）は、県から要請があった場合には、受入れ先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難（広域一時滞在）について助言を行う。
- ④ 国は、被災市町村及び当該市町村を包括する都道府県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を被災市町村に代わって行う。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、被災他市町村の要求を待たないで、被災他市町村に代わって行うこととなる当該市町村を包括する都道府県に代わって、国が、広域一時滞在のための協議を行う。

(2) 町の備え

町は、指定避難所等を指定する際に、併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。また、大規模災害に伴う広域避難に関する手順、移動方法とともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など具体的な対応内容をあらかじめ定めておく。

(3) 広域避難者への配慮

- ① 町及び県は、本町に避難する他市町村の被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元自



治体（被災した市町村）と避難先（町・県）が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

- ② 町、県及び防災関係機関は、他市町村被災者のニーズを十分把握し、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

(4) 受入れに係る組織体制

他市町村被災者の受入れのための組織体制については、県の助言を受けるとともに、最上町避難者受入支援本部（仮称）を組織の上、以下の対応を行う。

組織	支援内容
避難者受入支援本部（仮称） （状況に応じ、関係各課で構成する。）	1 避難者名簿の作成、管理 2 県及び避難元自治体との連携 3 避難所、住宅の提供、あっせん 4 生活相談、健康相談、就労相談支援、被災者支援制度の周知 5 情報（二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等）の伝達 6 その他避難者支援に必要な事項

10 資料

- (1) 山形県広域消防相互応援協定書 【資料編 1 - (5) - ③】
- (2) 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定 【資料編 1 - (5) - ④】
- (3) 山形県消防広域応援隊に関する覚書 【資料編 1 - (5) - ⑤】

### 第3節 自衛隊災害派遣計画

#### 1 方針

災害に際し、人命又は財産の保護のため、特に必要と認められる場合における自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣の依頼に関し定めるものとする。

#### 2 実施責任者

- (1) 町は、自衛隊の災害派遣依頼に係る事務手続きを行うものとする。
- (2) 町の担当課は、総務企画課とする。
- (3) 県

#### 3 実施内容

##### (1) 自衛隊の災害派遣基準

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることが基本となっている。

##### ① 公共性の原則

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること

##### ② 緊急性の原則

差し迫った必要性があること

##### ③ 非代替性の原則

自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと

##### (2) 自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要等

##### ① 救援活動

救援活動区分	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難情報が発令され、避難、立退き等が行われる場合に、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬及び積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の消防用具（空中消火が必要な場合は航空機）を用いて、消防機関に協力し、消火に当たる（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）。
道路又は水路等交通路上の障害物の排除	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う（航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められる場合に行う。）。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する（緊急を要し、他に適当な手段がない場合）。

救援活動区分	内 容
救援物資の無償貸付 又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上対応可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。

② 陸上・航空各自衛隊の装備区分等による活動内容

自衛隊区分	活 動 内 容
陸上自衛隊	車両、ボート、航空機及び地上部隊等による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援、その他各種災害の救援活動
航空自衛隊	主として航空機による状況把握、人員・物資の輸送

(3) 派遣依頼方法

① 関係機関の連携

自衛隊の災害派遣依頼に当たっては、町、警察、消防機関及びその他の関係機関は、相互に連絡をとり、派遣依頼の適正と派遣部隊の活動の円滑を期するものとする。

② 自衛隊に対する事前情報

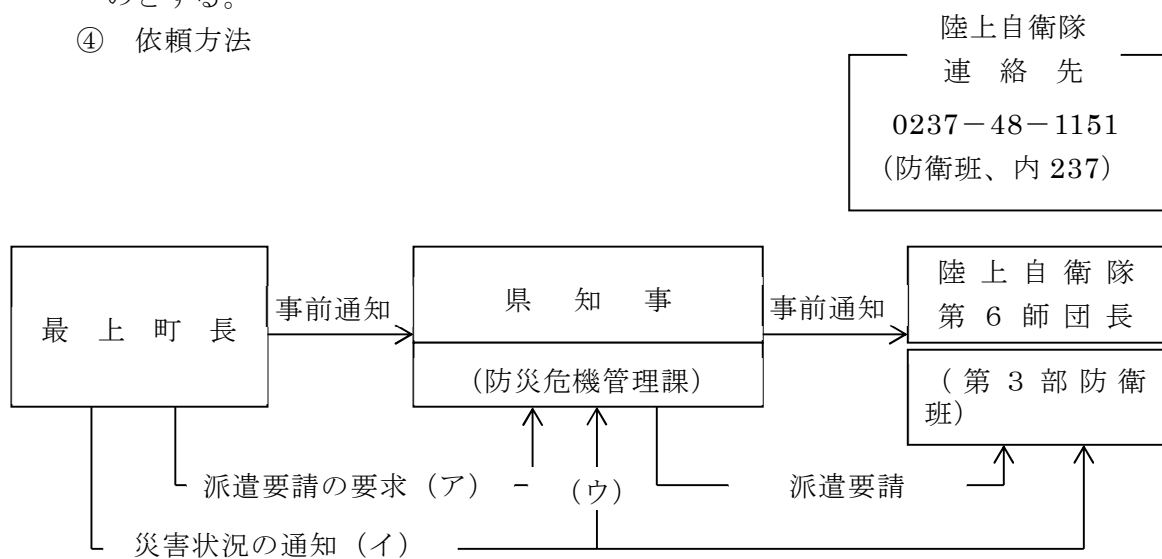
町は、自衛隊の災害派遣を要すると予想される場合は、県にその状況見通し等を通報するものとする。

なお、人命等緊急を要する事項については、直接自衛隊に通報するとともに、県にも連絡するものとする。

③ 依頼の意思決定

依頼の意思決定は、町長（本部長）が行うものとし、不在の場合は副町長が行うものとする。

④ 依頼方法



ア 町は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときに、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、自衛隊法第68条の2第1項の規定により県（防災危機管理課）へ文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合

は、県防災行政無線、電話、Eメール、FAX又は口頭により依頼するものとする。口頭、県防災行政無線又は電話で依頼した場合は、事後速やかに、Eメール、FAXで関係文書を送付する。

(ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望とする期間

(ウ) 派遣を希望とする区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

イ 町は、通信の途絶等により、県に対する災害派遣の依頼ができない場合には、法第68条の2第2項に基づき、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者（自衛隊第6師団）に通知するものとする。

この通知を受けた自衛隊第6師団は、その事態に照らし特に緊急を要し、県の要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、県の要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

ウ 町は、イの通知をしたときは、速やかに県にその旨を通知するものとする。

エ 県は、町からの災害派遣の要請、防災関係機関からの災害派遣の依頼があったとき、その内容を検討し、必要があると認められるときは、自衛隊第6師団に災害派遣の要請をするものとする。

なお、緊急に要請しなければならない場合は、電話をもって行き、事後に文書をもって行うものとする。

#### (4) 自衛隊の自主派遣

① 自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊法第83条第2項に基づき、要請を待つことなく、次の基準により部隊等を派遣する。

ア 関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること

イ 知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること

ウ 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること

エ 上記に準じ特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められること

② 自衛隊は、知事等の要請を待たずに部隊等の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに、適切かつ効率的な救援活動の実施に努める。

③ 知事等の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事等が派遣要請をした場合は、派遣当初から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施したとみなす。

#### (5) 災害派遣部隊の受入体制

① 他の防災関係機関との競合重複の排除

町長、知事及びその他の防災関係機関の長は、自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が競合重複しないよう、効率的な作業分担を定める。

② 作業計画及び資機材の準備

町長及び知事は、自衛隊の支援活動が円滑に実施できるよう、次の事項について可能な限り調整のとれた作業計画を定めるとともに、資機材の準備、関係者の協力を

求めるなど、十分な措置を講ずる。

ア 作業箇所及び作業内容

イ 作業の優先順位

ウ 作業実施に必要な図面の確保

エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所の確保

オ 派遣部隊との連絡責任者（窓口の一本化）、連絡方法及び連絡場所の決定

(6) 受入施設等の確保

町長及び知事は、自衛隊の派遣部隊を受入れるために、次の施設等を確保する。

① 事務室

② ヘリコプターによる派遣部隊のためのヘリポート（1機あたり）

ア 小型機（OH-6）：周囲に仰角10度以上の障害物が存しない直径30m以上の空地

イ 中型機（UH-1）：周囲に仰角8度以上の障害物が存しない直径50m（応急の場合30m）以上の空地

ウ 大型機（CH-47）：周囲に仰角6度以上の障害物が存しない直径100m以上の空地

③ 駐車場（車1台の基準は3m×8m）

④ 幕営地又は宿泊施設（学校、公民館等）

幕営地又は宿泊施設の候補地については、施設管理者と協議の上、あらかじめ事前に協議しておくものとする。

(7) 費用

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町（災害救助法が適用された場合は県）が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

① 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕料

② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料

④ 派遣部隊の救援活動実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く）

⑤ その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と町長が協議する。

(8) 派遣部隊の撤収

町長は、他の機関をもって対処できる状況となり、災害派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収について派遣部隊長と協議し、撤収について知事に依頼するものとする。

(9) 派遣要請先及び連絡窓口

災害派遣の要請先	電話番号
陸上自衛隊第6師団 (第3部防衛班)	電話 0237-48-1151 内線5075 防災F（夜間・休日・当直 内線5207・5019） FAX 0237-48-1151 内線5754
航空自衛隊中部航空方面隊 司令部（防衛部運用課2 班）	電話 042-953-6131 内線2233 (夜間・休日当直 内線2204) FAX 042-953-6131 内線2269

4 資料

(1) 自衛隊災害派遣要請事務系統図

【資料編1－(8)－⑤】

## 第4節 情報の収集・伝達

### 1 方針

大規模な災害が発生し、災害応急対策の基本となる情報収集伝達活動を迅速かつ確実に実施するため、防災関係機関が行う通信手段の運用及び通信施設の復旧等について定めるものとする。

### 2 実施責任者

- (1) 町及び各防災関係機関は、災害に関する情報の収集及び伝達を行うものとする。
- (2) 町の担当課は、総務企画課、町民税務課とする。

### 3 実施内容

#### (1) 通信手段の概要

##### ① 県防災行政無線

県関係機関、町・消防及び県内防災関係機関、消防庁及び地域衛星通信ネットワークに加入している都道府県等との連絡

##### ② 消防防災無線

消防庁及び都道府県防災担当課との連絡

##### ③ 国土交通省多重無線回線

国土交通省関係機関、県土整備部及び総合支庁建設部等との連絡

##### ④ 中央防災無線

内閣府等中央省庁間の連絡（緊急連絡用回線）

##### ⑤ NTT東日本等の電気通信事業者設備

東日本電信電話株式会社加入電話、（一般加入電話、災害時優先電話）携帯電話、衛星携帯電話等

#### (2) 通信手段の運用順位

- ① 災害発生時には、町防災行政無線を中心に使用し、電気通信事業者の設備（災害時優先電話、各種携帯電話、衛星携帯電話等を含む。）が利用可能かどうか確認しながら、確保可能な通信手段の拡大を図る。
- ② 町防災行政無線が使用不能となったときは、応急復旧を図りつつ、電気通信事業者設備及び国土交通省多重無線回線等、他機関の通信施設への応援要請により通信を確保する。
- ③ 町防災行政無線に加え、電気通信事業者設備や国土交通省多重無線も使用不能となった場合は、東北地方非常通信協議会策定の「山形県内非常通信ルート」の活用又は（社）アマチュア無線連盟山形県支部への応援要請により通信を確保する。

#### (3) 通信手段の多様化

町は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設の管理者等及び地方公共団体の職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、ソーシャルメディア等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

#### (4) 最新の情報通信関連技術の導入

町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分

析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

(5) 通信施設の被害対応

- ① 町は、防災行政無線の疎通状況の監視及び機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うための要員を直ちに配備する。
- ② 町、防災関係機関は、災害発生時に利用する通信機器が不足する場合は、東北総合通信局及び電気通信事業者に通信機器の貸与等を依頼する。

(6) 災害情報の収集及び被害報告の伝達

- ① 防災関係機関は、自己の所掌する事務、又は業務に関して積極的に自らの職員を動員又は関係機関の協力を得て、災害応急措置を実施するために必要な情報及び被害状況の収集と伝達を行うものとする。
- ② 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害情報の収集に万全を期するため、町本部の各部長に対して、所属班長による情報収集、活動を行わせるとともに、各地区の区長に対しては、地区公民館を経て情報の収集と被害報告の任に当たらせるものとする。

災害情報の収集及び報告は、最上町防災行政無線（同報系、移動系等）を活用するものとする。

- ③ 消防機関と連携し、自主防災組織の協力を得て、町内における人的被害、建物被害、ライフラインの被災状況及び医療機関の被災状況等に係る情報を収集する。
- ④ 町は、災害情報の収集に当たっては、新庄警察署と緊密に連絡を行うものとする。
- ⑤ 各部において収集した情報は、本部連絡員会議を開催して、本部連絡員室長が集約するものとする。

(7) 災害情報の収集項目

災害発生時の情報及び被害状況の収集は、応急対策を実施する上で、緊急性の高い人的被害に関する次の情報を優先的に収集し、関係機関に伝達するものとする。

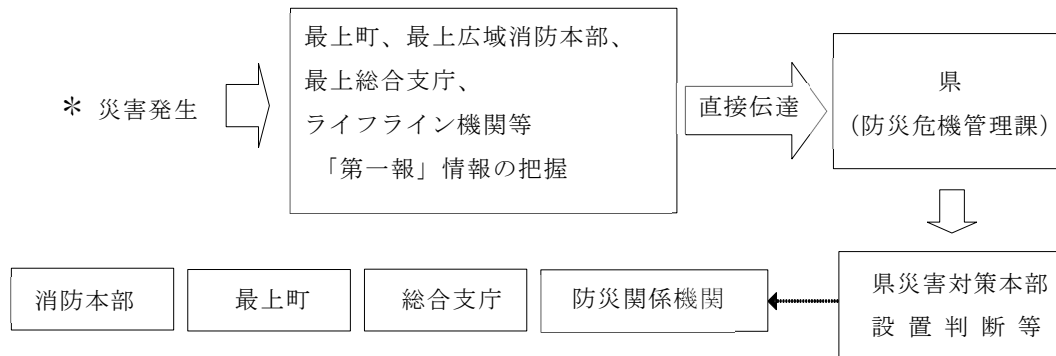
① 被害情報及び被害情報収集項目

- ア 災害発生の場所、時間及び災害発生のおそれのある区域に関すること。
- イ 災害の種別、規模に関すること。
- ウ 人的被害、住宅被害等の被害内容に関すること。
- エ 住民の避難状況に関すること。
- オ 気象の推移と災害の進行に関すること。
- カ その他災害情報に関すること。

(8) 災害情報の伝達

- ① 町は、消防機関、警察機関並びに防災関係機関が個別に収集した災害情報を連絡会議において集約分析し、統一した必要な情報を各部長から関係機関に伝達するものとする。
- ② 県並びに関係行政機関、又は報道機関に対しては本部連絡員室長が、本部員会議の結果に基づき一元的に主な情報を管理して、災害発生区域並びに人的被害、物的被害状況、応急対策活動状況及び災害対策本部の設置状況等について情報を公表するものとする。
- ③ 県本部（防災危機管理課）への「第一報」情報等の提供  
大規模な災害や事故等が発生し、以下のような場合、直ちに県本部（防災危機管理課）へ情報を提供するものとする。（大きな状況変化時も同じ。）

- ア 大規模な災害発生初期において、住民の死傷、火災発生、建物倒壊、土砂災害発生等、被害程度を概観する上で重大な情報（「第一報」）を把握した場合
- イ 人命救助、被害拡大阻止（火災発生・延焼、土砂災害等）の救援に関する情報を発する場合
- ウ 被害が甚大で通信網が混乱し、通常の情報収集伝達体制が機能しない場合



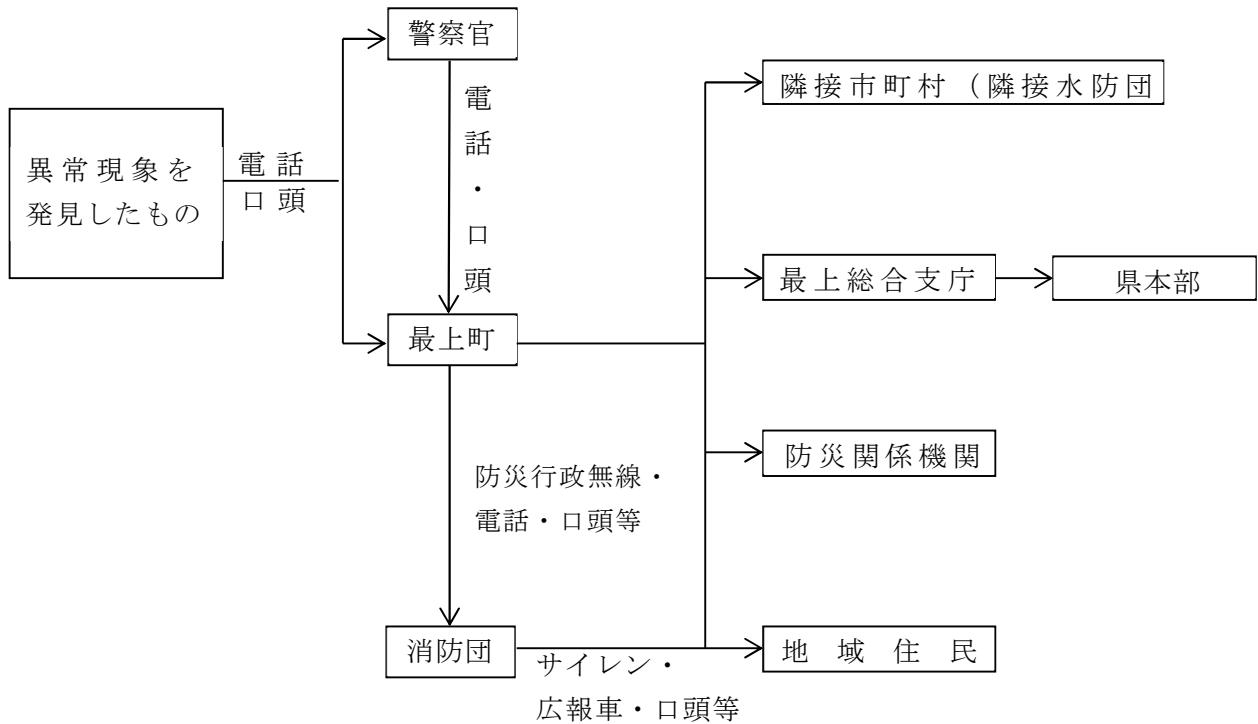
- ④ 町は、被害状況を最上総合支庁に報告するものとするが、緊急を要する場合には、県本部（防災危機管理課）に直接報告するものとする。
- ⑤ 町は、県本部（防災危機管理課）との連絡がとれない場合は、直接自治省消防庁に対して被害状況を報告するものとする。
- ⑥ 町及び最上広域消防本部は、災害が同時多発し、或いは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、最も迅速な方法により、直ちに総務省消防庁及び県本部（防災危機管理課）に報告するものとする。
- ⑦ 町は、町内の防災関係機関との情報伝達の手段として、最上町防災行政無線等を活用するものとする。
- (9) 孤立集落に係る情報収集対策
 

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、町は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び町に連絡する。また、県及び町は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。
- (10) 災害情報の収集、報告の留意事項
  - ① 町は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、災害が当初の段階であり、被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に加えて、災害の具体的状況、個別の災害情報等の概括情報を報告するものとする。
  - ② 町が行う災害応急対策に必要な災害情報のうち、自ら収集できない情報について、その情報源及び収集方法等を明らかにしておくものとする。
  - ③ 情報の収集に当たっては、画像及び地図情報等の視覚的情報を積極的に収集し、より実質的な被害の把握に努める。また、平常時から調査のための無人航空機等の機材や各種通信手段の効果的な活用等、被害情報等の把握に有用な手段の検討に努める。
- (11) 異常現象を発見した者の通報
  - ① 災害が発生するおそれがある異常を発見した者は、直ちにその旨を町長又は警察官に通報するものとする。



- ② 警察官が通報を受けた場合は、速やかにその旨を町長に連絡しなければならない。  
(町長、又は警察官による応急措置従事命令は、法第65条の規定に基づくもの。)
- ③ 町長、又は町長からその委任を受けた町の職員は、状況に応じて法第65条に基づき応急措置従事命令の権限を行使するものとする。
- ④ 町長は、通報を受けた場合は地域防災計画に定めるところにより関係機関に連絡するものとする。

〈連絡系統図〉



(12) 気象予警報等の伝達

① 気象注意報、警報及び情報等の伝達

ア 気象注意報、警報等

気象庁は、大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」を、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」を、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」を、都道府県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに示して発表する。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等について、実際に危険度が高まっている場所を「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表する。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称（本町は「最上」）が用いられる場合がある。

【警報・注意報等発表基準】

令和3年6月8日現在

特別 警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合			
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合			
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合			
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合			
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	8	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	104	
	洪水	流域雨量指数基準	最上白川流域=14.7		
		複合基準(※1)	最上白川流域=(5, 25.4)		
		指定河川洪水予報による基準	最上小国川〔瀬見・赤倉〕		
	暴風	平均風速	18m/s		
	暴風雪	平均風速	18m/s 雪を伴う		
大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 35cm		
		山沿い	12時間降雪の深さ 45cm		
注意 報	大雨	表面雨量指数基準	5		
		土壌雨量指数基準	86		
	洪水	流域雨量指数基準	最上白川流域=11.7		
		複合基準(※1)	最上白川流域=(5, 9.7) 最上小国川流域=(5, 18.1)		
		指定河川洪水予報による基準	最上小国川〔瀬見・赤倉〕		
	強風	平均風速	12m/s		
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 20cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ 30cm	
	雷	落雷等で被害が予想される場合			
	融雪	融雪により浸水等の被害が予想される場合			
	濃霧	視程	100m		
	乾燥	①最小湿度 30% 実効湿度 65% ②降雨雪の場合を除き、実効湿度 70%、風速 10m/s 以上			
	なだれ	①山沿いで 24 時間降雪の深さ 30cm 以上で肘折(アメダス)の積雪 100cm 以上 ②山形地方気象台の日平均気温 5℃以上で肘折(アメダス)の積雪 180cm 以上 ③山形地方気象台の日最高気温 5℃以上で肘折(アメダス)の積雪 300cm 以上 ④12月 は日降水量 30mm 以上で肘折(アメダス)の積雪 100cm 以上			
低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より 4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：①最低気温が-7℃以下、又は-4℃以下で平均風速 5m/s 以上のとき ②日平均気温が-3℃以下が数日続くとき				
霜	早霜，晩霜期におおむね最低気温 2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)				
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合				
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm			

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

【特別警報】

気象庁は、警報の発表基準をはるかに超える現象に対して「特別警報」を発表する。  
町は、次表の例のように、直ちに住民に対し、町防災行政無線、広報車の巡回、緊急速報メール等、消防団や自主防災組織による伝達周知の措置等により周知を図る。

住民等のとるべき行動と、相当する警戒レベル・警戒レベル相当情報

避難情報等	警戒レベル相当情報	発表される状況	住民等がとるべき行動等	
				具体例
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)		今後気象状況悪化のおそれ	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害への心構えを高める</li> <li>防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象情報に気をつける</li> <li>テレビ、ラジオ、気象庁HPなどから最新の気象情報を入手</li> <li>窓や雨戸など家の外の点検</li> <li>避難所の確認</li> <li>非常持出品の点検</li> </ul>
【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁が発表)	大雨注意報 洪水注意報 危険度分布「注意」 (黄)	気象状況悪化	<ul style="list-style-type: none"> <li>自らの避難行動を確認</li> <li>ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難の準備をする</li> <li>危険な場所に近づかない</li> <li>日頃と異なったことがあれば、役場などへ通報</li> <li>暴風警報については、安全な場所に退避</li> </ul>
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (町長が発令)	大雨警報 (土砂災害) 洪水警報 危険度分布「警戒」 (赤)  氾濫警戒情報	災害のおそれあり	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険な場所から高齢者等は避難</li> <li>高齢者等<sup>*</sup>は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> <li>高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難の準備をする</li> <li>危険な場所に近づかない</li> <li>日頃と異なったことがあれば、役場などへ通報</li> <li>暴風警報については、安全な場所に退避</li> </ul>
【警戒レベル4】 避難指示 (町長が発令)	土砂災害警戒情報 危険度分布「非常に危険」 (うす紫) 氾濫危険情報	災害のおそれ高い	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険な場所から全員避難</li> <li>危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> </ul>	
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (町長が発令)	大雨特別警報  氾濫発生情報	災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）	<ul style="list-style-type: none"> <li>命の危険 直ちに安全確保！</li> <li>指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上階へ移動</li> <li>上層階に留まる</li> <li>崖から離れた部屋に移動</li> <li>近隣に高く堅牢な建物があり、かつ自宅・施設等よりも相対的に安全だと自ら判断する場合に移動等</li> </ul>

※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者

【大雨警報・洪水警報の危険度分布等】

キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul> <p>※「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用</p>
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p>
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
流域雨量指数の予測値	<p>洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

【全般気象情報、東北地方気象情報、山形県気象情報】

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。

#### 【早期注意情報（警報級の可能性）】

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（村山、置賜、庄内、最上）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（山形県）で発表する。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

#### 【記録的短時間大雨情報】

大雨警報又は大雨特別警報発表中の市町村において、キキクルの「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認することができる。

県では、100ミリ以上の1時間雨量を観測又は解析した場合に発表される。

#### 【竜巻注意情報】

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストなどの激しい突風に対して注意を呼びかけるものである。雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（村山、置賜、庄内、最上）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（最上）で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

#### 【山形県降雪量予想】

降雪に対する防災効果を上げるため、12月から3月までの期間、県内4地点（山形、米沢、新庄及び酒田）での降雪量情報を発表する。

発表時刻及び内容

6時00分→当日の6時から当日18時までの12時間の予想降雪量

18時00分→当日の18時から翌日6時までの12時間の予想降雪量

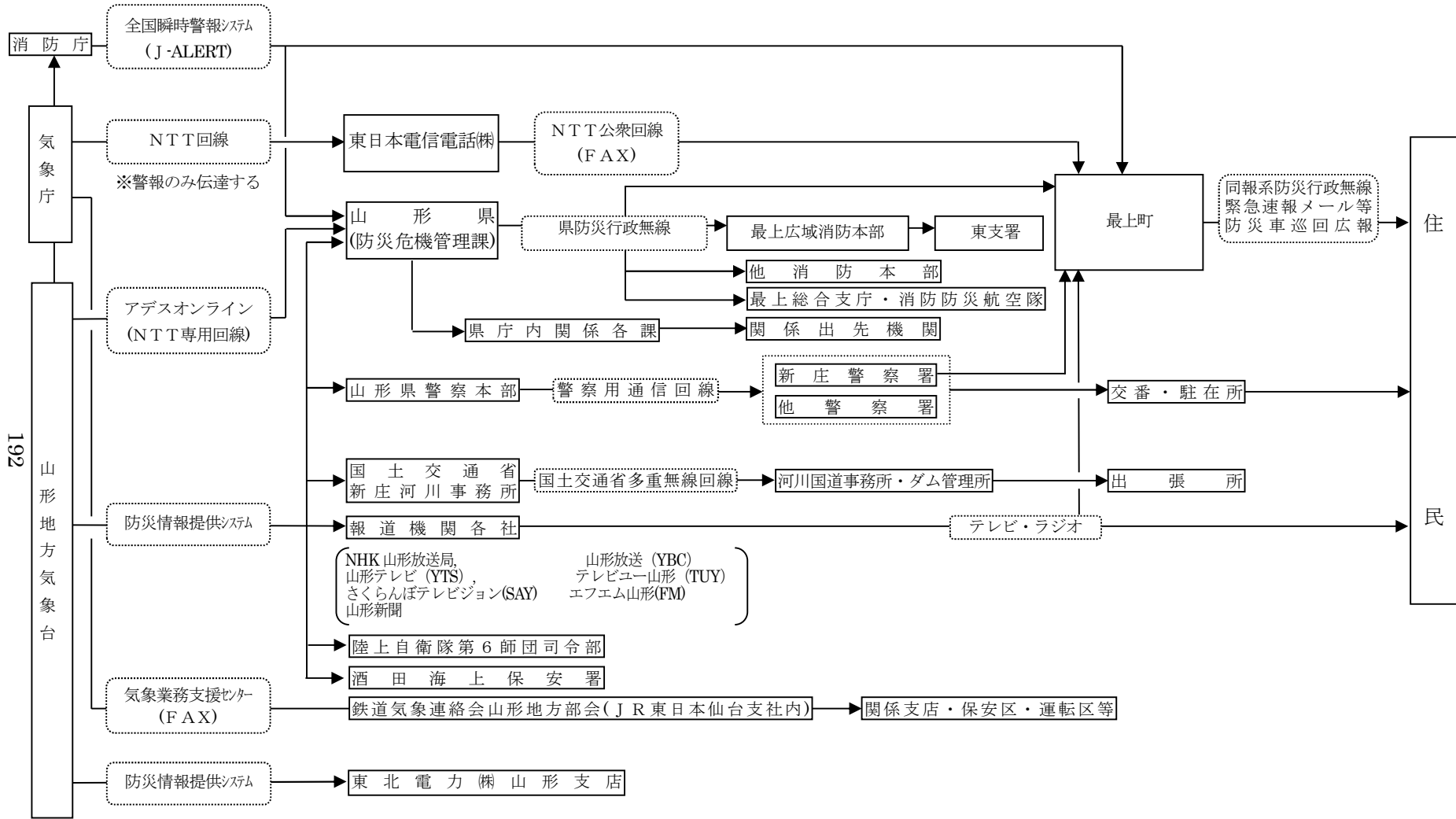
#### 【土砂災害警戒情報】

山形県と山形地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、山形県と山形地方気象台から共同で発表される。市町村で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。

危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

なお、気象注意報、警報等の伝達系統は、次のとおりである。

< 気象警報等の伝達系統図 >



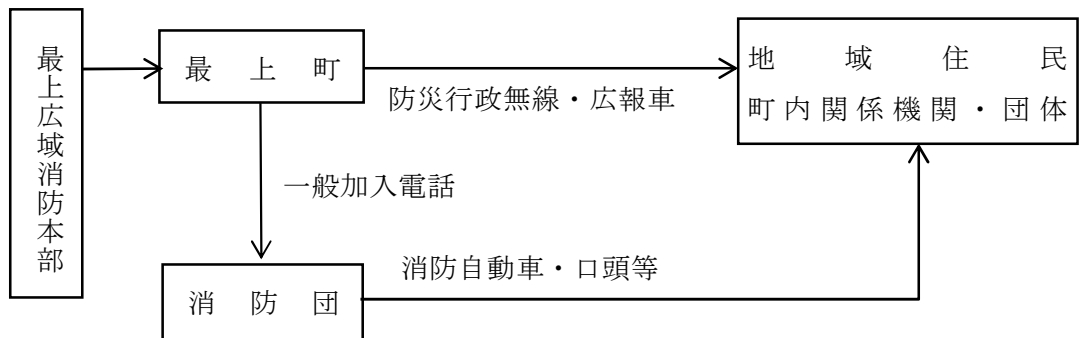
## イ 火災警報

(ア) 消防法第22条第3項の規定に基づき最上広域消防本部が発表する火災警報の発表基準は、「5資料」のとおりである。なお、町長は、知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、「火災警報」を発することができる。

町は、火災警報を発し、又は解除したときは、防災行政無線、巡回広報車及び消防自動車等により、速やかに住民等に対しその旨を周知するとともに、県防災危機管理課に対し通報する。

(イ) 火災警報の伝達系統は、次のとおりである。

〈火災警報の伝達系統図〉



## ウ 洪水（水防）予報

山形地方気象台が発表する洪水（水防）予報の種類及び基準等は、町水防計画の定めるところによる。

## エ 水防警報の伝達

最上総合支庁建設部長が発表する水防警報の伝達は、町水防計画の定めるところによる。

### (13) 気象注意報、警報、特別警報等の受領及び伝達方法

#### ① 気象注意報、警報、特別警報等の受領及び伝達

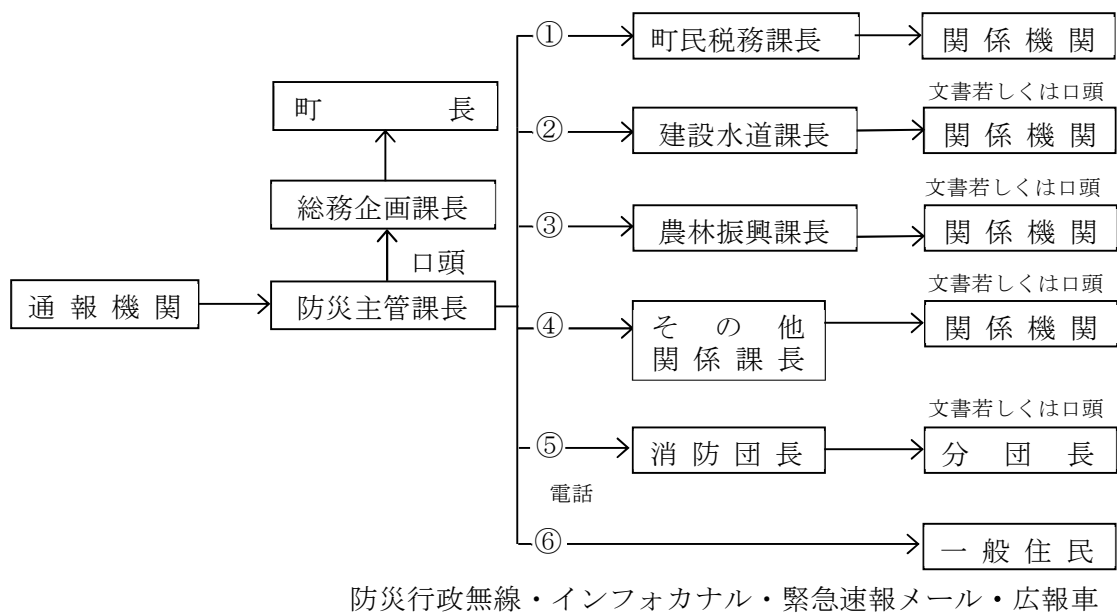
関係機関から通報される気象注意報、警報、特別警報等は、勤務時間内は県防災情報システムで、勤務時間外は通報機関又は日直者等により防災主管課に伝達され、勤務時間外の通報系統図により伝達するものとする。

② 日直者及び防災主管課長が受領した気象警報は、勤務時間外の通報系統図により伝達するものとする。

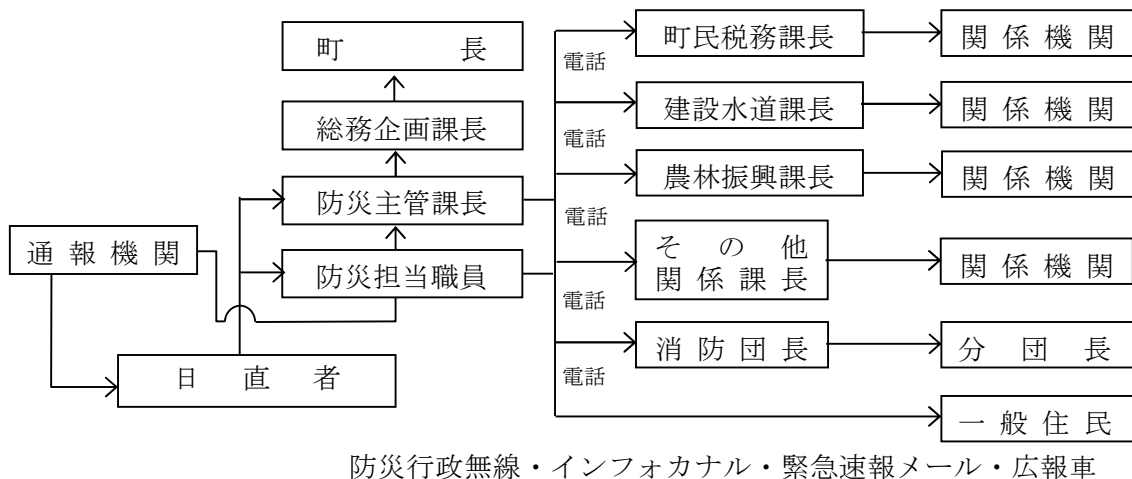
③ 防災主管課長等不在時に、気象注意報、警報、特別警報等を受領した防災担当職員は、必要に応じて防災主管課長に報告し、その指示を得て関係機関及び地域住民に周知するものとする。

④ 関係機関等への通報は次のとおりである。

〈勤務時間内の通報系統図〉



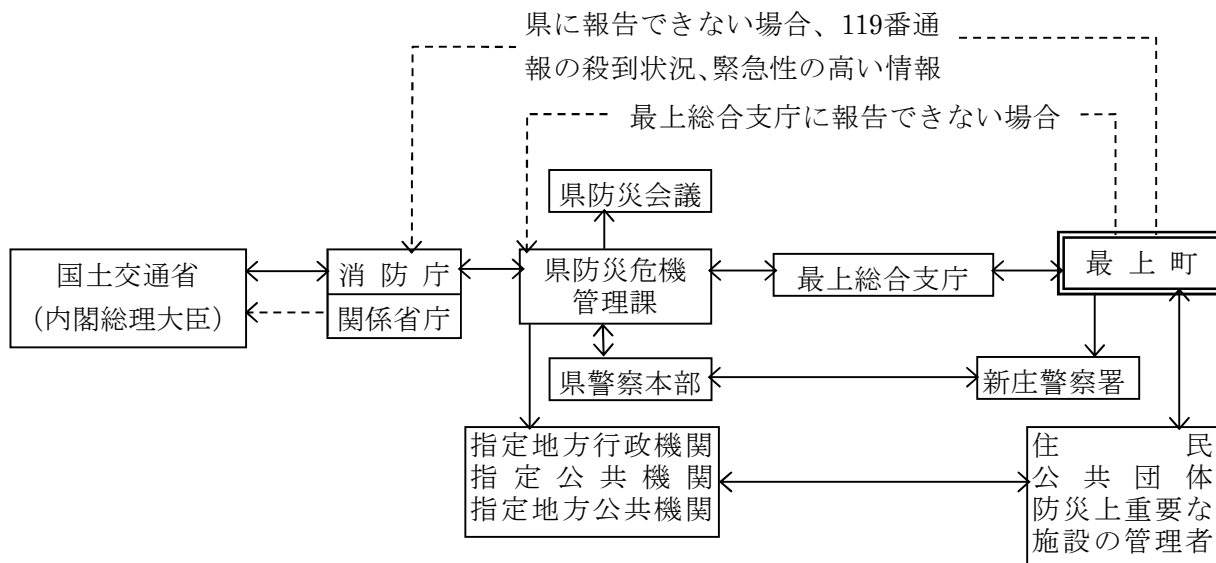
〈勤務時間外の通報系統図〉



(14) 災害報告

- ① 町は、当該地域において災害が発生した場合は、人的被害、建物被害状況並びに火災、洪水及び土砂災害の発生状況等の情報を収集し、最上総合支庁に報告する。  
 ただし、緊急を要する場合には、県本部（防災危機管理課）に直接報告する。発災直後で被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況や個別の災害情報等の概括情報を報告する。  
 なお、通信途絶等により県本部（防災危機管理課）との連絡がとれない場合は、直接総務省消防庁に報告する。
- ② 報告は、FAX等を使用して、山形県災害報告取扱要領及び被害判定基準の定めにより報告するものとする。  
 山形県災害報告取扱要領は、「5資料」のとおりである。
- ③ 被害内容については、警察、消防等の関係機関と連絡調整の上、報告するものとする。
- ④ 関係機関への連絡系統は次のとおりである。





消防庁連絡先  
(NTT回線)  
03-5574-011  
FAX03-5574-0190

(注) 1 国（総務省消防庁）への報告には、災害対策基本法第53条の規定に基づく内閣総理大臣への報告及び消防組織法第22条の規定に基づく消防庁長官への報告がある。

2 町から県に報告ができない場合には、国（総務省消防庁）に直接報告を行うほか、119番通報が殺到した場合等には町から県に加えて直接国（総務省消防庁）にも報告を行うものである。

#### 4 県（防災危機管理課）等への報告

##### (1) 報告すべき事項

- ① 災害の原因（※洪水、浸水、・・・等の別）
- ② 災害が発生した日時
- ③ 災害が発生した場所又は地域
- ④ 被害の状況（被害の程度は、被害認定基準に基づく）
- ⑤ 災害に対して既にとられた措置及び今後とろうとする措置
  - ア 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
  - イ 主な応急措置の状況（日時、場所、活動人員、使用資機材等）
  - ウ その他必要事項
- ⑥ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- ⑦ その他必要な事項

##### (2) 報告の実施手順

###### ① 災害発生直後の報告

町内で、大規模な災害や事故等が発生し、以下のような場合、町は直ちに県本部（防災危機管理課）へ「第一報」情報を提供するものとする。（大きな状況変化時と同じ。）

ア 大規模な災害発生初期において、住民の死傷、火災発生、建物倒壊、土砂災害発生等、被害程度を概観する上で重大な情報（「第一報」）を把握した場合

イ 人命救助、被害拡大阻止（火災発生・延焼、土砂災害等）の救援に関する情報を発する場合

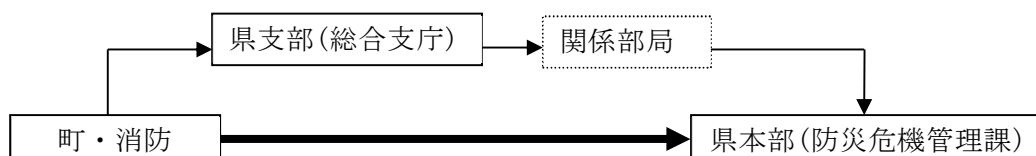
ウ 被害が甚大で通信網が混乱し、通常の情報収集伝達体制が機能しない場合

発災直後で被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況や個別の災害情報等の概括情報を報告する。なお、通信途絶等により県（防災危機管理課）との連絡がとれない場合は、直接総務省消防庁に報告する。

また、町（消防機関を含む）は、災害が同時多発し又は多くの死傷者が発生し、消防機関への119番通報が殺到した場合には、その状況を最も迅速な方法により、直ちに県（防災危機管理課）及び総務省消防庁に報告する。

② 災害応急対策時の情報収集・伝達経路

災害対策本部活動期間を通して、県本部（防災危機管理課）へ次のとおり情報提供（県防災情報システム及び電話又はFAXによる）を行うものとする。なお、図中の太矢印は主要な情報の伝達ルートを示す。



(3) 報告の方法

- ① 報告は、FAX若しくは公衆電話その他により行う。
- ② 通信施設が使用できない場合は、通信可能な施設まで伝令を派遣し報告する等、あらゆる手段をつくして報告するように努めるものとする。
- ③ 報告すべき被害の程度については、人的被害・住家被害及び幹線道路被害その他の公共土木施設被害を優先して報告するものとする。

(4) 報告担当及び報告先（システム端末以外）

課名	連絡責任者		報告先		
	正	副	機関名	住所	電話
総務企画課	防災主管課長	危機管理室長	最上総合支庁 (総務課)	新庄市金沢 字大道上2034	0233-22-1111
健康福祉課	健康福祉課長	健康づくり 推進室長	最上総合支庁 (福祉課)	新庄市金沢 字大道上2034	0233-22-1111
			最上保健所	新庄市金沢 字大道上2034	0233-22-1111
建設水道課	建設水道課長	住宅水道室長	最上総合支庁 (河川砂防課)	新庄市金沢 字大道上2034	0233-22-1111
			新庄河川事務所	新庄市小田島町 5-55	0233-22-0251
農林振興課	農林振興課長	農林振興室長	山形森林管理署 最上支署	真室川町大字 新町字下荒川 200-11	0233-62-2122

(5) 報告区分及び様式

総務部長が県に行う被害情報等報告の区分及び様式は、次のとおりである。

県に行う被害状況等報告の種類及び様式

報告種類	報告の時期	留意事項	報告の様式
災害概況速報 (第一報)	覚知後直ちに、又は災害が発生するおそれがある場合に自動的に即時報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況が十分把握できない場合でも、県様式第1号により即時報告する。</li> <li>被害の状況は具体的に記入する。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点を置く。</li> </ul>	県の様式 (様式第1号)
災害状況報告 (速報) (逐次報)	被害状況が判明次第、県の指定する期日までに報告(概ね1日1回程度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害情報として報告した情報を含め確認された事項を報告する。</li> <li>施設等の被害箇所数及び被害額については国管理・県管理分を除く。また、被害額については速報段階では省略できる。</li> <li>報告後に大幅な変更等があった場合には、その都度報告する。</li> </ul>	県の様式 (様式第2～13号)
災害状況報告 (確定)	県の指定する期日までに被害状況について確定報告(概ね災害が発生してから10日以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況を調査し確定したものを報告する。</li> <li>施設等の被害箇所数及び被害額については、国管理・県管理分を除く。</li> </ul>	県の様式 (様式第14号)

(6) 救助法に基づく報告

災害救助法が適用された場合、法に基づく救助措置について、所定の報告事項をそれぞれ最上総合支庁に報告する。

なお、救助法に基づく報告の実施については、第2章第35節「災害救助法による救助計画」の定めるところにより行う。

5 資料

- |                   |              |
|-------------------|--------------|
| (1) 水防警報の種類及び発表基準 | 【資料編1－(4)－①】 |
| (2) 火災警報発令基準      | 【資料編1－(5)－①】 |
| (3) 山形県災害報告取扱要領   | 【資料編1－(7)－③】 |

## 第5節 災害広報・報道計画

### 1 方針

災害時における町民の安全確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な災害応急対策を図るため、災害広報及び報道機関に対する情報の伝達について定めるものとする。

### 2 実施責任者

- (1) 町は、一般町民及び報道機関等に対し、被害状況その他災害情報を迅速かつ適確に周知させるものとする。
- (2) 町の担当課は、総務企画課とする。
- (3) 防災関係機関は、それぞれの所掌により、一般町民に対し、災害情報等の周知に努めるものとする。

### 3 実施内容

#### (1) 災害広報

##### ① 広報の内容

一般町民に対する広報の内容は、概ね次のとおりとする。

##### ア 警戒段階

- (ア) 気象予警報等（大雨警報等）
- (イ) 雨量に関する情報（大雨洪水警報等）
- (ウ) 河川水位に関する情報
- (エ) 災害危険箇所等に関する情報  
〈土砂災害危険区域で警戒体制をとる場合の基準雨量〉

##### イ 災害発生直後

災害の発生時刻、場所及び被害状況等

##### ウ 災害応急対策初動期

- (ア) 町災害対策本部設置に関する事項
- (イ) 安否情報（NTTの災害用伝言ダイヤル「171」の利用方法について、被災者に周知する。）
- (ウ) 被害区域及び被害状況に関する情報
- (エ) 避難（指示、場所等）に関する情報
- (オ) 指定避難所等の開設状況
- (カ) 救護所の開設等救急・医療に関する情報
- (キ) 給水、炊出し及び物資配給の実施状況
- (ク) 豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報（降雨については、時間雨量のほか、累積雨量についても広報する。）
- (ケ) ライフラインの被害状況に関する情報（使用の可否、使用上の注意）
- (コ) 公共交通機関の被害状況に関する情報（運休・不通の状況）
- (カ) 医療機関の被害状況及び救急患者、負傷者受入れの可否の情報
- (シ) 教育機関の被害状況及び児童生徒の安否情報
- (ス) 緊急通行路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報
- (セ) 道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報
- (ソ) 被災地域及び指定避難所等における犯罪予防等民心安定のための情報

- (タ) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (チ) 出火防止等の注意の呼びかけ
- エ 災害応急対策本格稼働期
  - ウに加えて
    - (ア) 消毒・衛生に関する情報
    - (イ) ライフラインの被害状況に関する情報（復旧の見込み）
    - (ウ) 公共交通機関の被害状況に関する情報（臨時運行の状況・復旧の見込み）
    - (エ) 小中学校の授業再開予定
    - (オ) 相談窓口の設置に関する情報
    - (カ) ボランティアの受入情報
- オ 復旧対策期
  - ウ、エに加えて
    - (ア) 仮設仮設住宅への入居に関する情報
    - (イ) ごみ、し尿、災害廃棄物、医療廃棄物などの処理・費用負担に関する情報
    - (ウ) 罹災証明書の発行に関する情報
    - (エ) 被災者に対する援助、助成措置（特別融資・緊急融資・税の減免等）に関する情報
  - 報
  - (オ) 復旧・復興計画に関する情報

## ② 広報の方法

広報は、次の方法により実施するものとするが、災害の規模態様に応じて最も有効と認められる方法によるものとする。

- ア 防災行政無線
- イ 広報車
- ウ サイレン
- エ 消防団員、自主防災組織等による口頭伝達
- オ テレビ、ラジオ、新聞
- カ 広報紙、回覧板、掲示板
- キ 自主防災組織を通じた連絡
- ク インターネット（町ホームページ、ソーシャル・ネットワーキングサービス（SNS）等）による広報
- ケ 緊急速報メール（災害・避難情報）
- コ 県を通じての報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接依頼）
- サ 臨時災害放送局（FM放送局）の開局
- シ その他

特に、避難情報の伝達等緊急を要する情報は、あらゆる手段を用いて伝達するよう徹底を図るものとする。

なお、活動に当たって、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得る。

## ③ 安否情報の提供

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底する。

ア 町は、死亡者、行方不明者等の個人に関する情報の把握に努め、安否情報の提供を行う。安否情報については、必要に応じて報道機関の協力を得て公表するものとする。

イ 通信事業者は、災害により通信設備が被害を受け電話が輻輳し繋がりにくくなった場合、被災地内外からの安否確認に対応するため、災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板等を開設する。

④ 広報活動実施上の留意点

ア 町は、指定避難所等において視覚・聴覚障がい者等にも情報が十分に伝わるよう、必要に応じて、点字、音声、ラジオによる伝達、文字や絵を組み合わせた情報の伝達、掲示板、文字放送テレビの設置、手話通訳者、誘導員等の配置等の措置を講ずる。

イ 町は県と連携し、外国人の被災者のために、関係機関と協力して、通訳者の配置、図やイラストの使用、多様な言語及びやさしい日本語の併記による表示・放送等に努める。

ウ 町は、県と連携し、被災地から一時的に退去した被災者にも、生活再建及び復興計画等に関する情報が十分に伝わるよう、情報伝達経路の確保に努める。

⑤ 災害情報の収集

ア 本部は、まちづくり推進班員を必要に応じて災害現場に派遣し、写真等の撮影及び情報の収集を行うほか、各防災関係機関に協力を求めるものとする。

イ 情報の収集に当たっては、情報の出所を明確にするものとする。

⑥ 個人が特定できる情報の公表について

ア 町内において大規模災害が発生し、氏名を含む個人が特定できる情報を公表することが、広域的な安否確認に有効であると町が判断する場合は、町が本人からの同意を得て公表した避難者の氏名、住所、年齢等の個人情報を、県が取りまとめて公表する。

イ 町や関係機関が被災者の個人情報を公表した場合で、当該機関から県に公表要請があった場合は、県も公表することとする。

(2) 放送機関、通信事業者等による災害時の情報提供

① 総務部において情報を整理し、公表すべき情報のとりまとめを行い、適宜その情報を提供するものとする。

② 町が行う報道機関への情報伝達は、総務部が担当するものとする。

各放送報機関の連絡先

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
N H K 山形放送局	山形市桜町 2-50	023-625-9515	023-633-2842
山形放送 (Y B C)	山形市旅籠町 2-5-12	023-622-6360	023-632-5942
山形テレビ (Y T S)	山形市城西町 5-4-1	023-647-1315	023-644-2496
		023-643-2821 (夜間電話)	

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
テレビ・ユー山形 (TUY)	山形市白山 1-11-33	023-624-8114	023-624-8372
さくらんぼテレビジョン (SAY)	山形市落合町 85	023-628-3900	023-628-3910
エフエム山形	山形市松山 3-14-69	023-622-0804	023-624-0805

#### 4 応援協力関係

町は、応急対策に係る広報及び情報の伝達を放送局のテレビ及びラジオ放送により行う必要がある場合は、県に対してその要請を行うものとする。なお、必要と求めるときは直接放送機関に放送要請を行うものとする。

#### 5 広聴活動

町は、被災者のための住民相談所を設置するとともに、自主防災組織及び自治組織からの相談等に対応する。

## 第6節 避難計画

### 1 方針

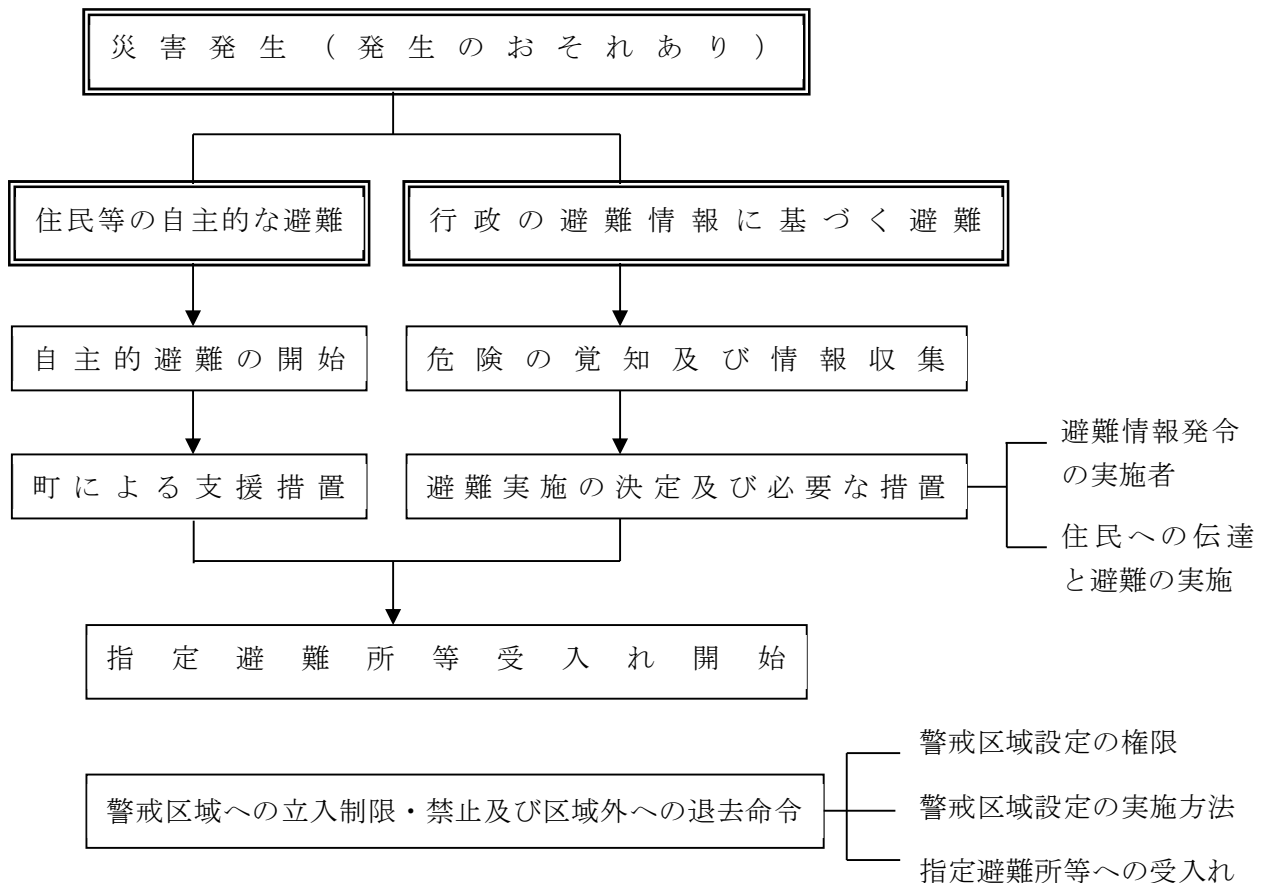
災害により危険が急迫している場合に、地区住民を安全な場所に避難させるための指示等及び指定避難所等の設置について定めるものとする。

### 2 実施責任者

- (1) 町長（災害全般）
- (2) 町の担当課は、総務企画課、健康福祉課、教育文化課とする。
- (3) 水防管理者（水害）
- (4) 知事又はその命を受けた職員（水害・地すべり）
- (5) 警察官（災害全般）
- (6) 自衛官（災害全般）

### 3 実施内容

#### (1) 避難情報応急対策フロー



※避難情報：高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

#### (2) 住民等の自主的な避難

##### ① 自主的避難の開始

住民等は、危険が切迫し又は現実に被災したことにより自主的に避難する場合は、



近隣住民にも状況を伝達するとともに、町へ避難先、避難人数等を連絡するように努める。

また、危険の切迫により避難する際は、できるだけ近隣住民がまとまって行動し、高齢者等の要配慮者の安全確保と避難の補助を心掛ける。

## ② 支援措置

町は、住民から自主的避難を開始した旨の連絡を受けた場合は、直ちに職員等を被災地あるいは危険が切迫している地域に派遣し、避難行動の支援及び指定避難所等の開放等の措置を行う。指定避難所等は、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらうなど、住民が自主的に避難してきた場合に、直ちに受入れられるようにしておく。

## (3) 行政の避難情報に基づく避難

### ① 危険の覚知及び情報収集

ア 町、県及び防災関係機関は、災害情報を収集するとともに、所管区域内のパトロールを強化して危険箇所の把握に努めることで、避難情報を適切なタイミングで発令するよう留意する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対してわかりやすく適切に状況を伝達することに努める。

町は、避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確保に努めるものとする。

イ 町、県及び放送事業者等は、伝達を受けた警報等を町防災行政無線等により、住民等への伝達に努めるものとする。なお、町は、大雨、暴風等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。

ウ 土砂災害防止法第28条、第29条及び第31条に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において、国及び県より土砂災害警戒情報が伝達された場合には、町は、その情報を基に速やかに避難情報を発令するものとする。

エ 町は、避難者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、避難者の運送を要請する。

### ② 避難実施の決定と必要な措置

#### ア 避難情報発令の実施者

【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示及び【警戒レベル5】緊急安全確保は、法第60条に基づき、原則として町長が実施する。

町は、避難情報を発令する際に、国又は県等に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

避難情報発令の実施者は、町長の他、法令に基づき知事、警察官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が実施する場合もある。

避難情報発令の実施責任者及び根拠法令は次のとおり。

発令区分 避難情報	警戒 レベル	実施責任者	措置	実施の基準
				避難情報を発令した場合の通知等
高齢者等 避難	3	町長	・高齢者等の要 配慮者への避 難行動開始の 呼びかけ	・災害が発生するおそれがあり、要配慮者が避 難行動を開始する必要があると認めるとき ・高齢者以外の者に対して、必要に応じて、普 段の行動を見合わせ始めることや、自主避難 を呼びかける
屋内 安全確保		町長	・屋内での退避 等の安全措置	・災害が発生し、又はまさに発生しようとし ている場合において、避難のための立退き を行うことにより、かえって人の生命や身 体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき (災害対策基本法第 60 条第 3 項)
避難指示	4	町長	・立退きの指示 ・立退き先の指 示	・災害が発生し、又は発生する恐れがある場 合で、特に必要があると認める場合 ⇒避難の必要がなくなったときは、避難住民 に対し直ちにその旨を公示 町長→(報告)→知事
		知事	・立退きの指示 ・立退き先の指 示	・市町村長がその全部又は大部分の事務を行 うことができないと認める場合 ⇒避難の必要がなくなったときは、避難住民 に対し直ちにその旨を公示
緊急安全 確保	5	町長	・命を守るため の最善の行動 をとるよう呼 びかけ	・既に災害が発生している状況であり、市町 村が災害の発生を把握した場合 ※町が災害発生を確実に把握できるものでは ないため、災害が発生した場合に必ずしも 発令されるものではないことに留意
避難指示 等		知事又はその 命を受けた県 職員又は水防 管理者	・立退きの指示	・洪水、雨水出水により著しい危険が切迫し ていると認められるとき(水防法第 29 条) 水防管理者→(通知)→警察署長
		知事又はその 命を受けた県 職員	・立退きの指示	・地すべり等により著しい危険が切迫してい ると認められるとき(地すべり等防止法第 25 条) 知事又はその命を受けた県職員 →(通知)→警察署長
		警察官	・立退き先の指 示	・町長が避難のための立退き若しくは緊急安 全確保等の安全確保措置を指示することがで きないと認めるとき又は、町長から要求があ ったとき 警察官→(通知)→市町村長→(報告)→知 事
			・避難等の措置	・重大な被害が切迫すると認める場合、警告 を発し、特に急を要する場合、危害を受け る恐れがある者に対し必要な限度で避難等 の措置 (警察官職務執行法第 4 条) 警察官→(報告)→公安委員会
		災害派遣を命 ぜられた部隊 等の自衛官	・避難等の措置	・警察官等がその場にいらない場合、「警察官職 務執行法第 4 条」による避難等の措置 (自衛隊法第 94 条) 自衛官→(報告)→防衛大臣の指定する者

#### (4) 避難情報の内容

##### ① 避難情報の基準

避難情報を発令する基準は、次のとおりとする。

- ア 河川が警戒水域を突破し、洪水のおそれがあるとき
- イ 避難の必要性が予想される各種気象警報が発せられたとき
- ウ 総雨量が多く、かつ強い雨が降りつづき時間雨量が多いとき
- エ 河川の上流地域が水害を受け、下流地域に危険が及ぶおそれがあるとき
- オ 火災が拡大するおそれがあるとき
- カ 豪雪雪崩により著しい危険が迫っているとき
- キ 危険物等の爆発のおそれがあるときク その他突発的な災害の発生するおそれがあるとき

##### ② 避難情報の伝達方法

避難情報の伝達方法は、第3編第1章第5節「災害広報・報道」のとおりとする。

##### 【避難情報の内容】

- ア 発令者
- イ 発令時間
- ウ 対象地区（対象者）
- エ 避難情報の種類
- オ 避難すべき理由
- カ 避難の時期
- キ 指定避難所等
- ク 注意事項

#### (5) 避難情報の判断基準に基づいた発令

避難判断水位等到達情報が発表された場合は、以下の避難情報の判断基準に基づき、避難情報を発令する。避難情報の発令に当たっては、今後の気象予報や河川巡視等の情報を含めて総合的に判断する。避難情報の伝達は、町防災行政無線、広報車、サイレン、警鐘、テレビ・ラジオ、緊急速報メール及び職員・消防団員による巡回等あらゆる手段を活用し町民へ伝達する。

なお、事態が切迫し、避難が危険な場合は、自宅等の安全な場所に留まるよう呼びかける。

① 避難情報の類型

避難情報等	発令時の状況	居住者等がとるべき行動
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	今後気象状況悪化のおそれ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害への心構えを高める</li> <li>・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。</li> </ul>
【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)	気象状況悪化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自らの避難行動を確認</li> <li>・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所等や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難指示等の避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。</li> </ul>
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (町長が発令)	災害のおそれあり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な場所から高齢者等は避難</li> <li>・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者</li> <li>・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</li> </ul>
【警戒レベル4】 避難指示 (町長が発令)	災害のおそれ高い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な場所から全員避難</li> <li>・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> </ul>
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (町長が発令)	災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・命の危険 直ちに安全確保！</li> <li>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</li> </ul>

② 避難情報の判断基準例（河川の氾濫の場合）

避難の避難情報の発令に当たっては、次の例を参考に、今後の気象予測や河川巡視等の情報を含めて総合的に判断する。なお、今後、県により最上小国川支流に設置されている水位計を活用した判断基準の設定についても、検討することに努める。

1 洪水予報河川 最上小国川（県管理）

区分	判断基準										
避難対象地区	<table border="1" data-bbox="552 309 1286 499"> <thead> <tr> <th data-bbox="552 309 794 342">地区名</th> <th data-bbox="794 309 1286 342">避難対象地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="552 342 794 380">赤倉地区</td> <td data-bbox="794 342 1286 380">赤倉3区（一部）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="552 380 794 418">月楯地区</td> <td data-bbox="794 380 1286 418">月楯1区（一部）、月楯2区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="552 418 794 456">大堀地区</td> <td data-bbox="794 418 1286 456">一部（白山橋付近）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="552 456 794 495">瀬見地区</td> <td data-bbox="794 456 1286 495">瀬見1区、瀬見2区</td> </tr> </tbody> </table>	地区名	避難対象地区	赤倉地区	赤倉3区（一部）	月楯地区	月楯1区（一部）、月楯2区	大堀地区	一部（白山橋付近）	瀬見地区	瀬見1区、瀬見2区
地区名	避難対象地区										
赤倉地区	赤倉3区（一部）										
月楯地区	月楯1区（一部）、月楯2区										
大堀地区	一部（白山橋付近）										
瀬見地区	瀬見1区、瀬見2区										
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>1～5のいずれかに該当する場合に、【警戒レベル3】高齢者等避難を発令するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定河川洪水予報により、最上小国川の赤倉水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である1.20mに到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合</li> <li>2 指定河川洪水予報により、最上小国川の瀬見水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である5.10mに到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合</li> <li>3 指定河川洪水予報により、最上小国川の赤倉水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である1.50mに到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）</li> <li>4 指定河川洪水予報により、最上小国川の瀬見水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である5.40mに到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）</li> <li>5 軽微な漏水・侵食等が発見された場合</li> </ol>										
夕刻時点で 発令	<p>1又は2のいずれかに該当する場合に、【警戒レベル3】高齢者等避難を発令するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 【警戒レベル3】高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から上げ型に接近・通過することが予想される場合</li> <li>2 夕刻時点で、赤倉地区の累加雨量注意値である50mmに達し、さらに累加雨量警戒値である80mmに達することが予想される場合</li> </ol>										
【警戒レベル4】 避難指示	<p>1～4のいずれかに該当する場合に、【警戒レベル4】避難指示を発令するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定河川洪水予報により、最上小国川の赤倉水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である1.50mに到達し、かつ、氾濫危険水位（レベル4水位）を超える状態が続くことが予想される場合</li> <li>2 指定河川洪水予報により、最上小国川の瀬見水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である5.40mに到達し、かつ、氾濫危険水位（レベル4水位）を超える状態が続くことが予想される場合</li> <li>3 指定河川洪水予報の水位予測により、最上小国川の赤倉又は瀬見水位観測所の水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想される場合</li> <li>4 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</li> </ol>										

区分	判断基準
夕刻時点で 発令	<p>1～3のいずれかに該当する場合に、【警戒レベル4】避難指示を発令するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 【警戒レベル4】避難指示の発令が必要となるよう強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</li> <li>2 【警戒レベル4】避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</li> <li>3 夕刻時点で、赤倉地区の累加雨量警戒値である 80mm に達し、さらに降雨が予想される場合</li> </ol>
<b>【警戒レベル5】</b> 緊急安全確保	<p>1～5のいずれか1つに該当する場合に、「立退き避難」を中心とした行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令する。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これ以外においても居住者等に行動変容を求めるために発令する場合もある。</p> <p>（災害が発生直前又は既にしているおそれ）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 最上小国川の赤倉水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である1.50mを超えた状態で、指定河川洪水予報の水位予測により、堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合</li> <li>2 最上小国川の瀬見水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である5.40mを超えた状態で、指定河川洪水予報の水位予測により、堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合</li> <li>3 堤防に異常な漏水、侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</li> <li>4 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合 （災害発生を確認）</li> <li>5 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報【警戒レベル5相当[洪水]】、水防団等からの報告により把握できた場合）</li> </ol>
避難情報の解除	<p>水位が氾濫危険水位（レベル4水位）及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除するものとする。</p> <p>また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれがなくなった段階を基本として、解除するものとする。</p>

## 2 洪水予報河川 その他河川等

区分	判断基準
避難対象地区	以下の避難情報の判断基準に基づき、避難対象地区を判断するものとする。
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1～3のいずれかに該当する場合に【警戒レベル3】高齢者等避難を発令するものとする。 1 水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に迫り、さらに上昇が見込まれる場合 2 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3 【警戒レベル3】高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近、通過することが予想される場合 ※夕刻時点で発令
【警戒レベル4】 避難指示	1～4のいずれかに該当する場合に、【警戒レベル4】避難指示を発令するものとする。 1 水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達すると見込まれる場合 2 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 3 【警戒レベル4】避難指示 【警戒レベル4】避難指示 の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近、通過することが予想される場合 ※夕刻時点で発令 4 【警戒レベル4】避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないように暴風警報の発表後速やかに発令）
【警戒レベル5】 緊急安全確保	1～5のいずれか1つに該当する場合に、「立退き避難」を中心とした行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令する。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これ以外においても居住者等に行動変容を求めるために発令する場合もある。 （災害が発生直前又は既にしているおそれ） 1 水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） 2 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 3 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合 4 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込む） （災害発生を確認） 5 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）
避難情報の解除	避難情報の解除については、当該河川の水位が十分に下がり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除するものとする。
住民等へ周知すべき事項	小河川等による浸水の場合は、床上浸水となるケースが少ないこと、浸水が極めて短時間で発生するケースが多いことから、避難情報が発令された場合の避難行動は、小河川沿いの家屋以外の居住者等は、「屋内安全確保」を基本とする。

③ 避難情報の判断基準例（土砂災害の場合）

避難情報の発令に当たっては、次の基準により、今後の気象予測や巡視等の情報を含めて総合的に判断する。

避難情報の対象とする土砂災害の危険性がある区域は、土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」とする。

区分	判断基準												
避難対象地区	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="483 533 651 566">地区名</th> <th data-bbox="651 533 991 566">避難対象地区</th> <th data-bbox="991 533 1353 566">要配慮者利用施設等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="483 566 651 645">富沢地区</td> <td data-bbox="651 566 991 645">堺田、笹森、赤倉2区・3区、一芻</td> <td data-bbox="991 566 1353 645"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="483 645 651 824">向町地区</td> <td data-bbox="651 645 991 824">向町3区・6区、東法田、本城、十日町、源佐原、前森、黒沢、判屋、細の原、下満沢、中満沢、上満沢、沢原</td> <td data-bbox="991 645 1353 824">あたごこども園、放課後児童クラブみずかみ、永井医院、永井医院通所介護施設はっぴい</td> </tr> <tr> <td data-bbox="483 824 651 936">大堀地区</td> <td data-bbox="651 824 991 936">若宮、萱場、志茂、横川、薬師原、鶴杉、瀬見</td> <td data-bbox="991 824 1353 936"></td> </tr> </tbody> </table>	地区名	避難対象地区	要配慮者利用施設等	富沢地区	堺田、笹森、赤倉2区・3区、一芻		向町地区	向町3区・6区、東法田、本城、十日町、源佐原、前森、黒沢、判屋、細の原、下満沢、中満沢、上満沢、沢原	あたごこども園、放課後児童クラブみずかみ、永井医院、永井医院通所介護施設はっぴい	大堀地区	若宮、萱場、志茂、横川、薬師原、鶴杉、瀬見	
地区名	避難対象地区	要配慮者利用施設等											
富沢地区	堺田、笹森、赤倉2区・3区、一芻												
向町地区	向町3区・6区、東法田、本城、十日町、源佐原、前森、黒沢、判屋、細の原、下満沢、中満沢、上満沢、沢原	あたごこども園、放課後児童クラブみずかみ、永井医院、永井医院通所介護施設はっぴい											
大堀地区	若宮、萱場、志茂、横川、薬師原、鶴杉、瀬見												
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>1又は2のいずれか1つに該当する場合に、【警戒レベル3】高齢者等避難を発令するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合（警戒レベル3高齢者避難等の発令対象区域は適切に絞り込む）</li> <li>【警戒レベル3】高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）※夕刻時点で発令</li> </ol>												
【警戒レベル4】 避難指示	<p>1～5のいずれか1つに該当する場合に、【警戒レベル4】避難指示を発令するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合（警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込む）</li> <li>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分）で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合</li> <li>【警戒レベル4】避難指示の発令が必要となるような強い雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ※夕刻時点で発令</li> <li>【警戒レベル4】避難指示の発令が必要となるような強い雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</li> </ol>												



区分	判断基準
	5 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧水・地下水の濁り、溪流等の水量の変化等）が発見された場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	1 又は2のいずれか1つに該当する場合に、「立退き避難」を中心とした行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令する。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これ以外においても居住者等に行動変容を求めるために発令する場合もある。 （災害が発生直前又は既に行っているおそれ） 1 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合（警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込む） （災害発生を確認） 2 土砂災害の発生が確認された場合
避難情報の解除	土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が解除された段階を基本とするが、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、現地の状況を踏まえ、土砂災害の危険性について総合的に判断する必要がある。この際、町は国・県の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討する。

## (6) 避難の方法

### ① 避難の誘導

町は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩災害の箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

町、消防機関及び警察による誘導に当たっては、可能な限り自治会、町内会、職場、学校等を単位とした集団避難に努める。

また、避難行動要支援者の避難誘導等が避難行動要支援者名簿及び個別計画に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。

ア 避難誘導は町職員と当該地域の消防団員が行い、誘導責任者は当該地域の消防分団長が指名した者とする。ただし、これによりがたい場合は、当該地域区長又は自主防災組織が中心となり、避難誘導に当たるものとする。

イ 必要に応じ、新庄警察署に指定避難所等を連絡し、危険区域の警戒及び避難誘導に当たるものとする。

ウ 要配慮者には、自主防災組織及び町職員が優先的に誘導するものとする。

エ 避難経路は、出来る限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定するものとする。

オ 危険地点には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置するものとする。

カ 避難情報が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、自宅の少しでも高い場所に移動するなど、その

時点である場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等をする「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

② 避難の順位

ア 地区ごとの避難順位は、危険区域及び災害発生場所を客観的に判断し、先に災害が発生すると認められる地区を優先するものとする。

イ 住民の避難の順位は、高齢者、幼児、傷病者等の要配慮者及び女性、子供を優先とし、防災活動に従事できる者は、最後に避難させるものとする。

③ 誘導に際しての留意事項

避難誘導に当たる者は次の事項に留意し、避難者にも周知させるものとする。

ア 戸締まり、火気の始末を安全にすること。

イ 携帯品は、必要最小限度のものとし、できるだけ荷物は背負うようにし、決して一人では行動しないこと。

ウ 服装は、なるべく軽装とし、雨具、防寒衣等を携帯すること。

④ 避難の方法

避難は自力で立ち退くこととするが、不可能な場合及び要配慮者を優先として、次によるものとする。

ア 自力で避難できない場合、又は避難途中危険であると判断したときは、町の車両により避難させるものとする。

イ 被災地が広範囲で大規模な立ち退き移送を必要とし、町のみにおいて対応が困難な場合は、最上総合支庁を経由し県に要請するものとする。

ウ 災害の状況によっては、隣接市町村、又は新庄警察署等に移送を要請するものとする。

(7) 学校、社会福祉施設等における避難対策

① 保育所、幼稚園、小中学校等における避難対策

保育所及び幼稚園の園児、小中学校の児童及び生徒を集団避難させる必要があるときは次の事項等を含め、定めた避難に関する要領により実施するものとする。

ア 避難実施責任者

イ 避難の順位及び編成等

ウ 避難誘導責任者及び補助員

エ 避難誘導の要領、措置

オ 避難者の確認方法

カ 園児、児童及び生徒の保護者等への引渡し方法

② 社会福祉施設等における避難対策

社会福祉施設等の入園者を集団避難させる必要があるときは次の事項等を含め、定めた避難に関する要領に基づき実施するものとする。

ア 避難実施責任者

イ 避難の時期（事前避難）

ウ 避難誘導責任者及び補助員

エ 避難誘導の要領、措置（車の使用による避難）

オ 避難誘導の設定及び受入方法

カ 避難者の確認と引渡し方法

③ 要配慮者の避難対策

在宅障害者及びひとり暮らし老人等を避難させる必要があるときは、町及び防災関

係機関は対象者を常に把握し、連携を密にして迅速な対応を実施するものとする。

(8) 警戒区域の設定

町長は、法第63条第1項の規定により、当該住民の保護を目的として警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外の者の立入り禁止及び、退去を命ずることができるものとする。

緊急時の警戒区域の設定権について、町長は、地方自治法153条第1項の規定に基づき、事前に町の職員に委任しておくものとする。

警戒区域内の立入り禁止、当該住民の退去措置方法については、第3編第2章第7節「警戒区域設定計画」に準ずるものとする。

① 警戒区域の設定権者

災害種別	設定権者	根拠	備考
災害全般	町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員	法第63条第1項	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、特に必要があると認めるとき
	警察官	法第63条第2項	町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき
	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	法第63条第3項	町長又は町長の職権を行うことができる者が現場にいない場合に限る。
火災	消防長・消防署長	消防法第23条の2	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合で、火災が発生するおそれ著しく大であり、かつ人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときに火災警戒区域の設定
	消防吏員・消防団員	消防法第28条	火災の現場において消防警戒区域の設定
	警察官	消防法第28条	火災の現場において消防警戒区域の設定について、消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないときに限る。
水災	水防団長・水防団員 消防機関に属する者	水防法第21条	水防上緊急の必要がある場所において、警戒区域を設定
	警察官	水防法第21条	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき
水災以外	消防吏員・消防団員	消防法第36条	
	警察官	消防法第36条	消防吏員又は消防団員が火災及び水災以外の災害現場にいないときに限る。

② 警戒区域の設定と周知

警戒区域の設定は、権限を有する者が現場においてバリケードや規制ロープの展張等の事実行為として行うとともに、警戒区域内への立入りの制限・禁止及び区域内からの退去について拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図る。

また、警察官又は自衛官が、町長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

③ 指定避難所等への受入れ

町長は警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民等がある場合、必要に応じて指定避難所等を開設しこれらの者を受入れる。

(9) 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

① 帰宅困難者に対する避難情報等の提供

町、県及び公共機関は、公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な帰宅困難者に対し、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するとともに、多様な手段、経路を通じて指定避難所等に関する情報や道路状況、鉄道等の交通の運行、復旧状況等、帰宅手段に関する情報を提供するように努める。

② 外国人、旅行等土地不案内者に対する避難情報等の提供

町、県及び公共機関は地理に不案内で、かつ日本語の理解も十分でない外国人及び地理に不案内な旅行者、出張者に対し多様な言語及び手段、経路を通じて指定避難所等に関する情報や鉄道等の交通の運行、復旧状況等、帰宅手段に関する情報を提供するように努める。

4 応援協力関係

町は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、指定避難所等の開設が困難な場合は、これに要する人員及び資機材について他市町村、又は県に対して応援を要請するものとする。

5 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合の指定避難所等の設置に係る対象者、期間、経費等については、県災害救助法施行規則及び「県災害救助の手引」の定めるところによる。

6 広域避難

大規模な災害発生時に、町域を越えた住民避難が必要と判断される場合は、関係機関と連携して円滑な広域避難の実施に努める。

(1) 広域避難の要請

① 町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町外への広域的な避難、指定避難場所の提供が必要であると判断した場合は、次の方法により広域避難の協議を行う。

(ア) 県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接、受入れを要請する。

(イ) 他の都道府県（以下「他県等」という。）への広域避難については、県に対し他県等との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、他県等の市町村に協議することができる。

② 県は、県内の被災市町村から他県等への広域避難等の協議の要請があった場合、他県等と協議を行う。

③ 県は、市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる受入市町村及びその受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言する。

(2) 広域一時滞在の要請

① 町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町外への広

域的な避難、指定避難所及び応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合は、次の方法により広域一時滞在の協議を行う。

(ア) 県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接、受入れを要請する。

(イ) 他県等への広域一時滞在については、県に対し他県等との協議を求めることができる。

② 県は、県内の被災市町村から他県等への広域一時滞在の協議の要請があった場合、他県等と協議を行う。また、被災市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、当該被災市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。

③ 県は、市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる受入市町村及びその受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言する。

④ 国は、市町村及び当該市町村を包括する都道府県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで、当該市町村に代わって行うこととなる当該市町村を包括する都道府県に代わって、国が、広域一時滞在のための協議を行う。

### (3) 広域避難者への配慮

① 県及び町は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

② 県、町及び防災関係機関は、被災者のニーズを十分把握し、以下の情報など被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。

(ア) 被害の情報

(イ) 二次災害の危険性に関する情報

(ウ) 安否情報

(エ) ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況に係る情報

(オ) 医療機関等の生活関連情報

(カ) 各機関が講じている施策に関する情報

(キ) 交通規制に関する情報

(ク) 被災者生活支援に関する情報

## 7 資料

(1) 最上町土砂災害危険区域

【資料編 2 - (1)】

(2) 避難所・避難路等

【資料編 3 - (9)】

## 第7節 避難所運営計画

### 1 方針

災害等が発生した場合に、町が開設する指定避難所の的確かつ円滑な運営について定める。

### 2 実施責任者

- (1) 総務企画課、町民税務課、健康福祉課、教育文化課
- (2) 各指定避難所等施設管理者
- (3) 自治会、町内会
- (4) 自主防災組織

### 3 避難所への受入れと必要な措置

#### (1) 指定避難所の開設

町は、住民に高齢者等避難、避難指示若しくは緊急安全確保を発令した場合、又は指定緊急避難場所に避難した住民を、家屋の倒壊等により、さらに避難所へ受入れる必要が生じた場合は、指定避難所の管理者に連絡し、原則として屋内施設に避難者を受入れるよう指示するとともに、速やかに職員を指定避難所に派遣し、迅速な開設に努める。

なお、指定避難所の開設に当たっては次の事項に留意する。

- ① 災害の規模に鑑み、必要な指定避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。  
なお、指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。
- ② 指定避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、指定避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県はその情報を国（内閣府等）に共有するよう努める。併せて、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、指定避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた開設・運営に努める。
- ③ 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な、施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設し、一般の避難所からの誘導を図る。さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。
- ④ 特定の指定避難所に避難者が集中し、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、受入人数を超えることを防ぐため、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。
- ⑤ 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

#### (2) 開設に関する周知及び報告

町は、指定避難所を開設した旨を速やかに住民等に周知徹底するとともに、警察署、消防本部等関係機関に設置場所及び設置期間等を周知し、指定避難所に受入れるべき者を誘導し保護する。

また、指定避難所開設に係る次の事項を県に速やかに報告する。

- ① 指定避難所開設の日時及び場所
  - ② 開設箇所数及び指定避難所の名称
  - ③ 避難者数
- (3) 開設初期に必要な措置
- ① 避難者数の把握  
町は、避難住民の代表者等と協力して、避難者の受付台帳を作成し、避難者の人数及びその内訳（男女別・年齢別等）を把握する。また、指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等にかかる情報の把握に努める。
  - ② 避難所の運営リーダーの選出  
町は、指定避難所の避難者、地域住民、施設管理者、自主防災組織及びボランティア等の中から統率力、実行力及び判断力を有する者を運営リーダーとして選出する。
  - ③ 物資等の調達  
町は、指定避難所の状況を確認後、必要とする物資等の調達を早急に行う。なお、初期段階で特に必要な物資は、早期に調達することが困難な状況も想定されることから、指定避難所ごと又はその近傍の地域完結型の備蓄施設を確保し、必要最低限の物資を備蓄しておくように努める。特に、災害等発生時に孤立化が懸念される集落においては、重点的に備蓄を行うよう努める。  
ア 食料（パン、おにぎり等すぐ食べることのできるもの）  
イ 毛布  
ウ 日用品（マスク、消毒液、紙コップ、紙皿及び割り箸）  
エ 医薬品  
オ 生理用品  
カ 暖房器具、カイロ（冬期の場合）  
キ 簡易トイレ（トイレトペーパー）  
ク 飲料水  
ケ 感染症対策に必要な物資（パーテーション、フェイスシールド等）
  - ④ 通信手段の確保  
町は、指定避難所と町役場等との通信手段を確保する。
  - ⑤ 指定避難所以外で生活している被災者への配慮  
町は、指定避難所外で車中泊を行っている等やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

#### 4 指定避難所の運営管理

指定避難所の運営管理は、町長の責任の下で行い、学校その他の施設が指定避難所となった場合、校長等は、指定避難所が円滑に運営管理されるよう町長に協力する。

##### (1) 運営管理体制の確立

町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

加えて、避難施設の管理者及び避難所の運営リーダーと協議し、女性を含めた避難所

の運営管理チームを設け、運営管理に協力を依頼する。

(2) 情報伝達

町は、避難所の運営管理チームと協力し、避難者に対して被害状況、安否情報及び生活情報等を口頭で説明するほか、テレビ、ラジオを設置することなどにより情報を提供する。また、東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者に対し特設公衆電話の設置を要請し、指定避難所における通信手段の確保に努める。

(3) 物資・サービス等の提供

町は、避難所の運営管理チームを通して避難者のニーズを把握し、必要な物資・サービスを提供する。

(4) 良好な生活環境の確保

改正災害対策基本法では、指定避難所に滞在する被災者及び指定避難所以外の場所に滞在する被災者のそれぞれについて、その生活環境の整備等に関し適切な対応がなされるよう規定されており、国が法改正を受けて策定する「避難所における良好な生活環境の確保に関する取組指針」を踏まえ、指定避難所等における生活環境の整備に当たり平時より必要な取組みを推進する。

5 避難後の状況の変化に応じた措置

(1) 避難者が増え続ける場合

町は、地区外からの避難者の流入等により、指定避難所の受入可能人員を超えるおそれがあると判断した場合は、受入人員に余裕ある他の指定避難所又は新たに開設する避難所で受け入れられるよう手配し、避難者にその旨を伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両等を手配する。

また、町の避難所だけでは不足する場合、又は要配慮者を町以外の社会福祉施設等に避難させる必要がある場合は、被災地外の市町村に被災者の受け入れを要請し、又は県（最上総合支庁）にあっせんを依頼する。

(2) 更に危険が迫った場合

町は、被害が拡大し、避難所にも危険が及ぶと判断したときは、必要に応じ県及び警察署等に避難者移動用の車両及びヘリコプター等の提供を依頼する等、輸送手段を確保し、速やかに避難者を他の安全な指定緊急避難場所等へ再避難させる。

(3) 危険が去った場合

町は、被害の拡大が沈静化した場合は、避難所の運営管理チームを通して避難者に連絡するとともに、避難情報を発令していた場合は、その解除について、関係機関と協議して判断する。

避難者は、避難所から退去する場合は、必ず避難所の運営管理チームに届け出る。また避難所の運営管理チームは、避難者の退去状況を逐次町に連絡する。

(4) 避難が長期化する場合

町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促すとともに、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める。



## 6 避難所運営に係る留意点

### (1) 町のとるべき措置

町は、住民の避難が数日以上にわたる場合は、避難所運営に当たって次の点に留意し、特に、高齢者、障がい者、病人、妊産婦及び乳幼児等の要配慮者の処遇について十分に配慮する。また、町は、県が必要に応じて行う避難者の保護・救援を受ける。

そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるとともに、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーテーション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態を把握し、必要な措置を講じるよう努める。

#### ① 避難者の栄養、健康等

避難者のニーズに応じ、年齢、性別、サイズ等に配慮した生活必需品（下着、生理用品等）の確保に努めるとともに、栄養及び健康状態に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬期には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

#### ② 衛生、給食及び給水等対策

ア 入浴機会の確保及びごみ処理等の衛生面に十分配慮する。

イ 炊出し施設を設ける等により、応急的な食料供給体制を確保する。

ウ トイレの確保及び衛生面に十分注意する。

#### ③ 被災者のプライバシー保護、メンタル相談等の対策

被災者のプライバシー保護やメンタル相談等の対応について配慮する。

#### ④ 要配慮者に配慮した運営、環境整備

ア 掲示板、チラシ、通訳者の配置等要配慮者の特性に応じた多様な情報提供手段を用いる。

イ 食料や救護物資が平等に配分されるように配慮する。

ウ 施設のバリアフリー化を図るとともに、要配慮者専用スペースの確保について配慮する。

エ 医療・保健福祉サービスが適切に実施されるよう配慮する。

#### ⑤ 避難所運営への女性の参画促進

町は、避難所の運営において、男女共同参画の観点から、運営リーダーを男女両方配置するよう努めるとともに、女性の運営役員への参画など、偏った運営体制とならないよう配慮する。

#### ⑥ 男女のニーズの違い等に配慮

町は、女性が主体的に避難所運営に関われるよう支援するとともに、男女のニーズの違い等男女及び性的マイノリティ（LGBT）等の視点に配慮した避難所の運営管理に努める。

特に、女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性専用と男性専用のトイレを離れた場所に設置、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置、女性専用物干し場、更衣室、授乳室の設置、生理用品、女性用下着の女性による配布、照明の増設、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。また、警察・病院・女性支援団体との連携のもと被害者への相談窓口情報の提

供を行うよう努める。

⑦ ペット同行避難対策

指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努め、同行避難があった場合の対応について具体的な検討を進めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、平常時から連携に努めるものとする。また、発災時には、同行避難の状況について把握に努める。

⑧ ホームレスへの配慮

指定避難所等に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努め、適切に受け入れることとする。

⑨ 新型コロナウイルス感染症等感染症対策

被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

加えて、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、避難所入口に検温・問診場所の確保、十分な避難スペースの確保、隔離スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。また、避難所が過密状態になることを避けるため、自宅や親戚・知人宅の安全が確保されている場合は、在宅避難を推奨する。

⑩ 関係機関等への協力要請

町は、避難所運営に際し、必要に応じて、県に対し日本赤十字社山形県支部、山形県医師会、山形県歯科医師会、山形県看護協会、山形県薬剤師会、山形県栄養士会及びNPO・ボランティア等関係機関の協力について要請を行う。

(2) 住民の心得

指定避難所に避難した住民は、指定避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止のため、次の点に心掛けるよう努める。

- ① 運営管理チームを中心とした組織の結成とリーダーへの協力
- ② ごみ処理、洗濯及び入浴等生活上のルールへの遵守
- ③ その他避難所の秩序維持に必要な事項への遵守

(3) 他市町村との応援協力体制の構築

緊急時の避難所の維持と運営、必要物資の供給について、他市町村及び民間企業との連携協力体制を作るよう努めるものとする。

## 第8節 救助・救急計画

### 1 方針

災害により生命、身体が危険な状態の者に対する救助計画及び負傷者を迅速かつ適切に医療機関へ搬送するための救急計画について定めるものとする。

### 2 実施責任者

- (1) 町は、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者の救助を行うものとする。
- (2) 町の担当課は、総務企画課とする。
- (3) 最上町消防団は、災害時の救助、救急活動を行うものとする。
- (4) 最上広域消防本部は、災害時の救助、救急活動を行うものとする。
- (5) 新庄警察署は、罹災者の救助、救護活動及び行方不明者の搜索活動を行うものとする。
- (6) 県（災害救助法が適用された場合）

### 3 要救助者の通報・搜索

#### (1) 要救助者の通報

被災地の地域住民及び通行人等災害の現場に居合わせた者並びにタクシー等の無線搭載車両の運転手は、生き埋め者や行方不明者等救助すべき者を発見又は覚知したときは、直ちに最上広域消防本部又は警察署等関係機関に通報するよう努めなければならない。特に、救助のために重機等が必要な場合は、その旨も併せて連絡する。

町及び防災関係機関の職員は、災害対策本部等の担当部署に参集する場合は、できる限り被災者の発生状況を把握し、最上広域消防本部、新庄警察署に連絡する。

#### (2) 要救助者の搜索

最上広域消防本部、新庄警察署等は、必要に応じ地元協力者及び自主防災組織等の協力を得て、地域を分担し被災地内の生き埋め者を搜索する。道路が損壊している場合には、バイクや自転車による機動的な搜索を行う。

### 4 実施内容

#### (1) 救助活動

##### ① 救助対象者

ア 災害によって生命、身体に危険が及んでいる者で概ね次のような場合に該当する者

(ア) 増水した河川に転落したような場合

(イ) 地すべり、がけ崩れ、土石流等のため土砂や家屋の下敷き又は生き埋めになったような場合

(ウ) 流出家屋とともに流され孤立し、又は取り残されたような場合

(エ) 火災等で建物内部に取り残された場合

イ 災害のため生死不明の状態にある者で、概ね次のような場合に該当する者

(ア) 行方不明の者で、諸般の事情から判断して生存していると推定される場合

(イ) 行方は判っているが、生存しているか、否か明らかでない場合

(ウ) 大規模な爆発事故、交通事故等のため救助を必要とする場合

② 救助期間

災害発生の日から3日以内（4日以後は遺体の捜索として行う）に完了するものとする。ただし、特に必要があると認められる場合はこの限りではない。

③ 費用

救助に要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、原則としてその額を超えない範囲とする。

④ 救助隊の編成

災害が大規模となった場合は、関係機関と協力のもと救助隊を編成するものとする。

救助隊は、町職員、警察官、消防職員、消防団員及び地区住民により編成し、災害の規模、救助対象者の数、救助範囲その他の事情に応じ要員を確保するものとする。

⑤ 救助の実施

ア 災害の現場に居合わせ、救助すべき者を発見した者は、自らの安全を確保したうえで可能な限り救助活動に当たり、生き埋め者等の救助、負傷者の保護に当たるよう努めなければならない。また、災害の現場で消防機関等救助・救急活動を行う機関から協力を求められた場合は、可能な限りこれに応じるよう努めなければならない。

イ 自主防災組織は、通行人等と協力して速やかに救助活動を実施する。また、消防機関等救助・救急活動を行う機関から協力を求められた場合は、可能な限りこれに応ずるよう努めなければならない。

ウ 消防団員は、消防ポンプ格納庫等への参集途上に要救助者を発見したときは、地域住民や自主防災組織を指導し、その協力を得て救助活動を実施する。

エ 消防本部、警察署及び自衛隊の部隊は、自主防災組織等の協力も得ながら、連携して迅速な救助活動を展開する。

オ 町は、消防防災ヘリコプターを運用した消防防災航空隊の派遣を県に要請する。

カ 救助・救急又は消火活動を実施する関係機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

⑥ 関係機関との協力

ア 救助活動を実施する場合は、新庄警察署その他の関係機関と直ちに連絡をとり、地区関係者及び団体の協力を得て万全を期するものとする。

イ 救助に際しては、負傷者の救護活動が円滑に行われるよう、町立最上病院等と緊密な連絡をとるものとする。

⑦ 救助資機材の調達

救助活動に必要な資機材は、町が必要に応じ関係機関に要請し調達するとともに、搬送ルート等の選定を行うものとする。

町は、必要と判断する場合は、地元建設業者等に、パワーショベル等の重機を操作し、救助活動に協力するよう要請する。

(2) 救急活動

① 救急対象者

災害により負傷し、又は救護治療を要し、医療機関へ搬送すべき者、又は現場で応急処置の必要のある者を対象者とする。

② 救急隊の編成

救急隊は、消防職員、消防団員、町職員及び地区住民により編成し活動するものとする。

する。

### ③ 関係機関との協力

ア 救急搬送に当たっては、負傷者の状況、受入医療機関等の状況を把握するとともに、防災関係機関と連絡を密にして実施するものとする。

イ 道路破損、交通途絶等の場合、又は遠隔地への搬送が必要となった場合は、県警察及び陸上自衛隊第6師団と連絡を密にし、ヘリコプターによる搬送を実施するものとする。

ウ 現場で救急処置を施す必要のある者が多数いる場合は、町立最上病院と連絡を密にし、医療救護班を出動させるものとする。

医療救護班の編成は、第3編第1章第9節「医療救護計画」による。

### (3) 搬送における留意点

消防機関は、重傷者等を救急病院等に搬送する場合、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に交通規制を行うよう協力を求める。なお、救急車による搬送が困難で、ヘリコプターの利用を必要とするときは、別途定める「大規模災害発生時におけるヘリコプター等の災害対策活動計画」に基づき、県が設置する「ヘリコプター等運用調整班」に対して搬送調整を依頼する。

## 5 応援協力関係

町は、自ら救出活動が困難な場合は、他市町村、県及び新庄警察署に対し、必要とする人員及び資機材について応援を要請するものとする。

町長及び消防本部消防長は、「山形県広域消防相互応援協定」により、近隣又は他ブロック地域の消防本部へ応援を要請する。要請を受けた消防本部は、可能な限り直ちに応援出動する。また、大規模な災害等発生時には、自主的に出動を準備し、必要と判断する場合は、要請を待つことなく出動する。

## 6 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県災害救助法施行細則及び「県災害救助の手引」の定めるところによる。

## 7 日頃からの応援協力体制の構築

町は、災害時に備えて、災害時相互応援協定締結自治体等をはじめとした他市町村及び民間企業等と連携して対処することができるよう、平常時からの交流を通じ、応援体制を構築するものとする。

## 第9節 医療救護計画

### 1 方針

災害により傷病者等が発生したとき、又は医療機関の一時的混乱のためその機能が十分に発揮されない場合の、迅速かつ適確な応急医療救護活動を実施するための計画について定めるものとする。

### 2 実施責任者

- (1) 町は、新庄市最上郡医師会等の機関の協力を得て、罹災者に対する医療救護を行うものとする。
- (2) 町の担当課は、町立最上病院、健康福祉課とする。
- (3) 県（災害救助法が適用された場合）

### 3 実施内容

#### (1) 医療救護の対象者

災害のため、医療、救護及び助産を必要とする状態にもかかわらず、その途を失った者

#### (2) 医療救護の期間

##### ① 医療

原則として災害発生の日から14日以内とする。

##### ② 助産

原則として分娩した日から7日以内とする。

#### (3) 費用

医療機関に要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ原則としてその額を超えない範囲とする。

#### (4) 医療救護班の編成

医療救護班の編成は、医療機関の協力を得て救護班一班あたりの編成を次のとおりとする。

医 師	看護師長	看 護 師	事務職員	自動車運転手	計
1 人	1 人	2 人	1 人	1 人	6 人

#### (5) 医療関係機関に関する状況の把握と情報の提供

町は、県及び新庄市最上郡医師会等との連携のもと、次の内容について情報収集を行い、関係機関へ情報提供を行う。

- ① 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- ② 指定避難所、救護所の設置状況
- ③ 医薬品等医療資器材の需要状況
- ④ 医療機関、救護所等への交通状況
- ⑤ 傷病者の状況
- ⑥ 被災地外の医療機関の診療状況
- ⑦ その他参考となる事項

#### (6) 医療救護所の設置

町は、多数の死傷者を伴う大規模な事故・災害等が発生した場合に、災害の様態から

予想される傷病者の状況等を速やかに想定し、必要と判断した場合は、災害現場付近又は負傷者の輸送に支障のない場所、施設を選定して医療救護所を設置する。医療救護所に必要な医療従事者については、町自ら協定等に基づき確保するほか、必要に応じ、県に対して、日本赤十字社や自衛隊による医療救護班の派遣要請並びに自衛隊による医療救護所開設の派遣要請を行うものとする。

救護所の設置予定場所は、次のとおり定めておくものとするが、災害の状況に応じて、指定避難所等を考慮し医療救護活動に適した場所に設置するものとする。

なお、救護所を設置した場合は、その旨を住民に周知する。

設置予定施設名	所在地	備考
旧最上町立赤倉小学校	最上町大字富沢981	避難所と兼用
旧最上町立富沢小学校	最上町大字富沢1168	避難所と兼用
最上町立向町小学校	最上町大字向町869-1	避難所と兼用
最上町立最上中学校	最上町大字向町760	避難所と兼用
旧最上町立月楯小学校	最上町大字月楯145-5	避難所と兼用
旧最上町立東法田小学校	最上町大字東法田579-4	避難所と兼用
最上町立大堀小学校	最上町大字志茂127	避難所と兼用
旧最上町立瀬見小学校	最上町大字大堀742	避難所と兼用
みつざわ未来創造館らいず	最上町大字満沢309-1	避難所と兼用

#### (7) 医療救護所の範囲

医療救護所の範囲は、概ね次のとおりとする。

- ① 傷病者の重傷度の判定（トリアージ：患者の振り分け業務）
- ② 重症患者に対する救急蘇生術の施行
- ③ 医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- ④ 転送困難な患者及び指定避難所等における軽易な患者に対する医療
- ⑤ 助産活動
- ⑥ 死亡の確認

#### (8) 負傷者等の搬送

- ① 負傷者等を医療施設へ搬送する方法は、概ね次のとおりとする。

なお、傷病者等の緊急度に応じた後方支援病院への搬送については、山形県災害医療コーディネーターが一元的に搬送先を調整した上で、原則、消防機関に傷病者の搬送を依頼する。町は、消防機関の救急隊等による傷病者の搬送が円滑に行われるよう努める。

ア 最上広域消防本部の救急車による搬送

イ 町公用車による搬送

ウ 上記において対応困難な場合は各関係機関へ応援を要請するものとする。

エ 道路損壊、交通途絶等の場合、又は遠隔地への搬送が必要となった場合は、県警察及び陸上自衛隊第6師団と連絡を密にし、ヘリコプター等による搬送を実施するものとする。

災害対策用臨時ヘリポート指定場所は「8資料」のとおりである。臨時ヘリポート設置基準は「8資料」のとおりである。

- ② 負傷者等の搬送に当たっては、受入医療機関との連絡を密に行うものとする。最上地区の医療機関は「8資料」のとおりである。

#### 4 医療救護活動の実施及び調整

医療機関等は、県、町、医師会等関係団体・機関等と連携し、住民の生命・健康を確保するため、次により医療救護活動を行う。

##### (1) 医療救護所

医療救護所は、救急救命期（発災から概ね3日間程度）においては、傷病者に対してトリアージを行い、傷病の程度に応ずる応急処置を施すとともに、重篤・重症等の傷病者をその緊急度に応じ後方支援病院に搬送する窓口となる。

また、救急救命期以降は、避難所等における内科系診療、健康管理が必要となる可能性があることから、町は、医療救護所の指定避難所への移設を考慮する。

##### (2) 被災地内の一般の医療機関

① 患者、職員の安全を踏まえ二次災害を防止したうえで、傷病者に対しトリアージを行い、傷病の程度に応じ応急処置を施すとともに、後方支援病院への搬送手続きの実施、又は自らの病院等への収容等の対応を図る。また、後方支援病院となる場合は、傷病者の受入れ、手術・処置等の治療、入院措置等について可能な限り対応する。

② 自らの施設が被災し診療不能等となった場合は、地区医師会等を通じて町の設置する医療救護所で医療を提供する等の活動を行う。

③ 精神科診療所及び精神科病院の自らの施設が被災し、診療不能等となった場合は、被災地内の災害拠点精神科病院への搬送を実施する。また、被災地内で機能を維持している精神科診療所及び精神科病院に精神障がい者が集中し、診療体制の確保に支障が生じる場合は、D P A Tの派遣を県に要請する。

④ 歯科診療所及び歯科を有する病院においては、歯科口腔外科等に係る救急傷病者に対応して応急処置・治療を提供するとともに、災害による義歯の破損・紛失について対応する。

##### (3) 被災地内の災害拠点病院等

被災地を圏内に含む当該二次医療圏における災害医療の中核として、圏内の他の病院、診療所及び医療救護所と有機的に連携して、次により傷病者に対する医療を提供する。

① 24時間緊急対応し、重篤な傷病者に救命医療を提供すること

② 傷病者等の二次医療圏内での受入れの拠点となること

③ 重症傷病者等の医療搬送の窓口となること

④ 傷病者に対するトリアージ、応急手当及び治療を行うこと

⑤ 状況に応じ、自己完結型の医療救護班を派遣すること

##### (4) 被災地外の災害拠点病院等

被災地外の災害拠点病院等は、次により傷病者の医療搬送の受入れの拠点として活動する。

① 搬送された重篤傷病者に対して24時間緊急対応し、救命医療を行うこと

② 搬送された重症傷病者等に対し、必要に応じトリアージを実施して応急手当・治療を行うとともに、二次医療圏内の他の医療機関、他の災害拠点病院、更に後方の医療機関等への搬送手続を行うこと

③ 被災地へ自己完結型の医療救護班を派遣すること

##### (5) 被災地外の災害拠点精神科病院

被災地外の災害拠点精神科病院は、精神障がい者の広域搬送に係る受入れの拠点として、24時間緊急対応し、受入れた精神障がい者に対し精神科医療を提供する。

##### (6) D M A T（災害派遣医療チーム）指定病院



DMA T指定病院は、県の要請により、DMA Tを被災地内外に派遣する。

派遣されたDMA Tは、県の要請等により県外から派遣されたDMA Tとともに、山形県災害医療コーディネーターの調整の下、被災地内外での現場活動、病院支援、地域医療搬送及び広域医療搬送を行う。

(7) DPAT（災害派遣精神医療チーム）指定病院

DPAT指定病院は、県の要請により、DPATを被災地内の災害拠点精神科病院に派遣する。

派遣されたDPATは、県の要請等により県外から派遣されたDPATとともに、山形県災害医療コーディネーターの調整の下、精神科医療機関の情報収集とアセスメント及び精神科医療機能に対する後方支援を行う。

(8) 被災地外の一般医療機関

① 災害拠点病院等から再搬送される傷病者を受入れ、治療を行う。

② 協定等に基づき又は自らの判断により、被災地へ自己完結型の医療救護班を派遣する。

5 医薬品・医療資器材等の確保

町は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資器材等を調達し、必要な場合は県に支援要請を行う。

6 応援協力関係

町は、医療救護活動が困難な場合は、他の市町村、又は県に対しその実施、必要とする要員及び資材等について応援を要請するものとする。

7 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合の医療、助産に係る対象者、期間、経費等については、県災害救助法施行細則及び「県災害救助の手引き」の定めるところによる。

8 資料

(1) 臨時ヘリポート設置基準

【資料編 1 - (8) - ②】

(2) 最上地区医療機関

【資料編 3 - (1)】

(3) 災害対策用臨時ヘリポート指定場所

【資料編 3 - (10)】



## 第 2 章 応急対策



## 方 針

災害発生に当たり、町民の人命及び身体の保護を第一義とした緊急対策を迅速かつ的確に実施し、その後の応急措置が円滑に行われるよう、この章において各計画を定めるとともに、二次災害及び災害の拡大を最小限に防止するため、防災関係機関の積極的な協力体制の確立を図るものとする。

## 第1節 水防活動計画

### 1 方 針

洪水により水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、これらを警戒、防ぎよし、これによる被害を軽減するための水防体制の確立及び水防活動について定めるものとする。

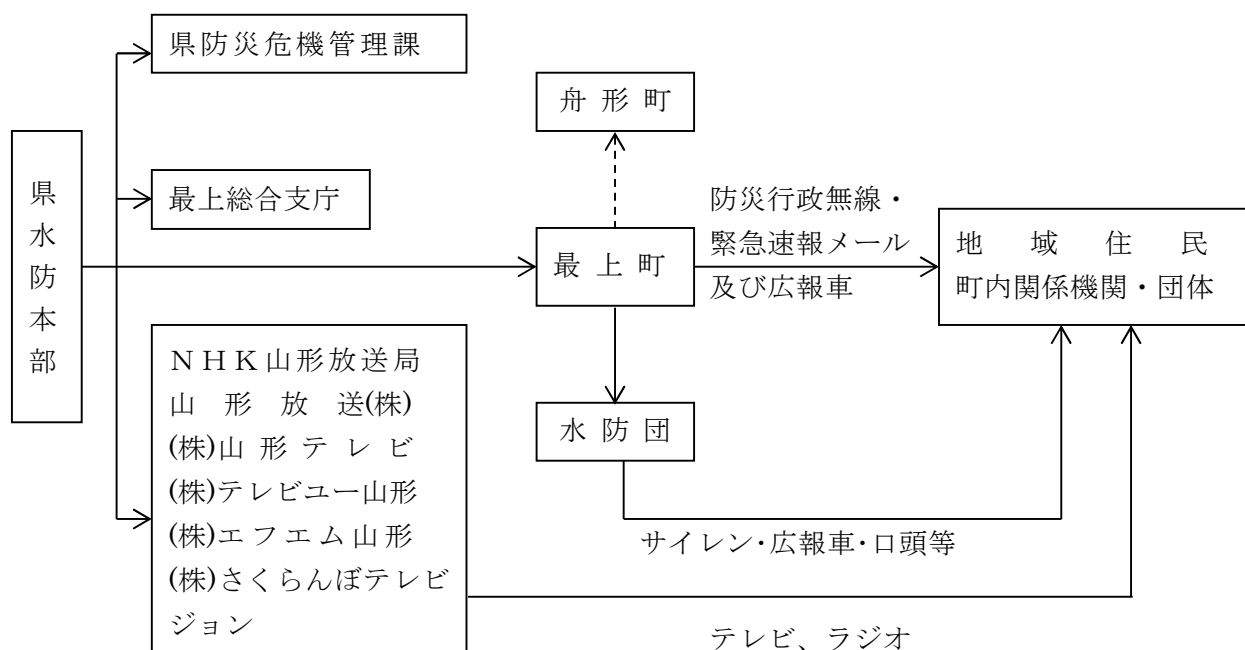
### 2 実施責任者

- (1) 水防管理団体である町は、水防に関する業務を行うものとする。
- (2) 町の担当課は、総務企画課、建設水道課、農林振興課とする。
- (3) 最上町消防団、最上広域消防本部
- (4) 最上町土地改良区は、自ら管理する施設の水防業務を行うものとする。
- (5) 最上総合支庁
- (6) 東北農政局

### 3 実施内容

- (1) 実施責任者は、水防法第10条の4第1項の規定に基づいて県知事の発する水防警報並びに水防上危険が予想される状態に至った場合は、それぞれの定める水防計画の基準に従い水防体制に万全を期するものとする。また、町は、水防管理団体として、危険を伴う水防活動に従事する者（水防団等）の安全の確保を図るものとする。
- (2) 町における水防組織・水防活動等については、最上町水防計画の定めるところによる。

### (3) 通報連絡体制



### 4 水防警報水位観測所

所轄事務所名	河川名	水位観測所名	観測場所
最上総合支庁	最上小国川	瀬見	最上町大字大堀
最上総合支庁	最上小国川	赤倉	最上町大字赤倉

観測所	河口または合流よりの距離	水防団待機水位	氾濫注意水位 (レベル2水位)	避難判断水位 (レベル3水位)	氾濫危険水位 (レベル4水位)
瀬見	19.4km	4.00m	5.00m	5.10m	5.40m
赤倉	000km	0.70m	1.10m	1.20m	1.50m

### 5 応援協力関係

町は、自らの水防活動の実施が困難な場合、他の水防管理団体、又は県に対し、必要とする要員及び資機材について応援を要請するものとする。

### 6 資料

(1) 水防警報の種類及び発表基準

【資料編1 - (4) - ①】

## 第2節 消火活動計画

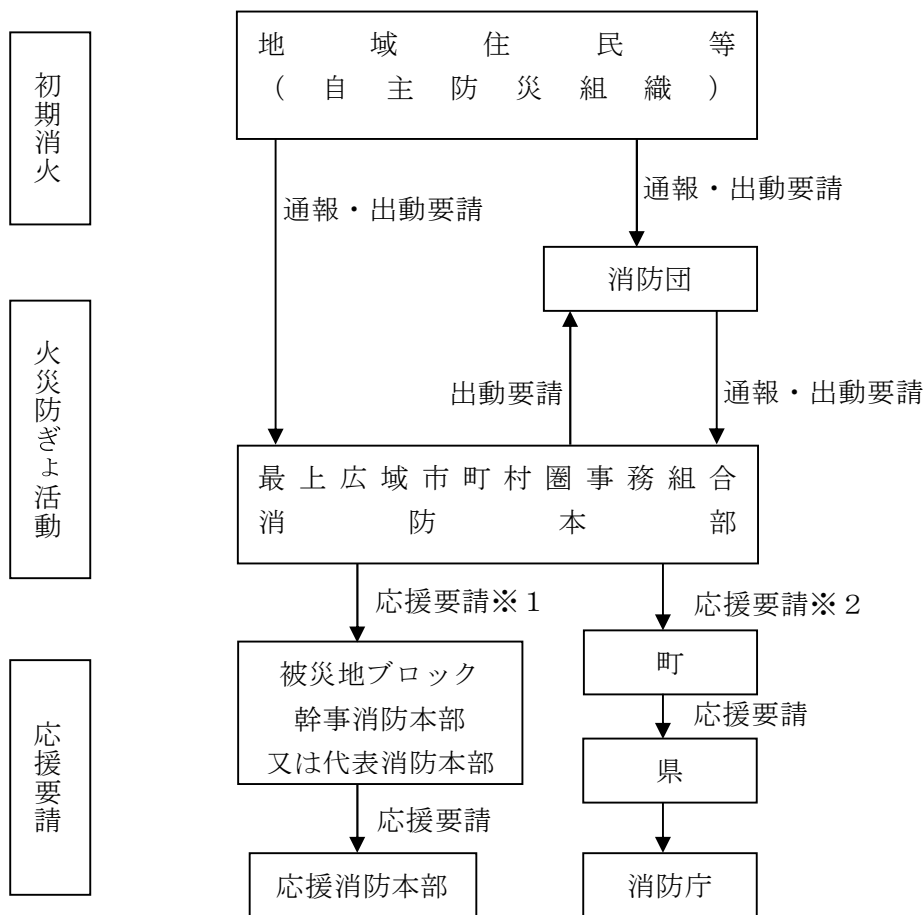
### 1 方針

災害時における消防体制及び応援協力体制の確立を図り、迅速かつ適確な消防活動を実施するための計画について定めるものとする。

### 2 実施責任者

- (1) 町、町消防団及び最上広域消防本部は、消防に関する業務を行うものとする。
- (2) 町の担当課は、総務企画課とする。

### 3 消火活動計画フロー



※1 山形県広域消防相互応援協定等に基づく要請

※2 山形県緊急消防援助隊受援計画に基づく要請

### 4 実施内容

(1) 町、町消防団及び最上広域消防本部は、災害により火災が発生し、又は発生するおそれがあるときは、その応急対策に万全を期するものとする。

#### (2) 初期消火

##### ① 地域住民等による初期消火

家庭、職場等において災害が発生した場合は、コンロや暖房器具等の火を消す等、

出火を防止するとともに、出火した際は次により対処する。

ア 最上広域消防本部へ速やかに通報するとともに、自身の安全を確保しながら、近隣住民等に協力を求めて消火に努める。

イ ブレーカーを切る、ガスの元栓を閉めるなどにより、二次災害の防止に努める。

② 自主防災組織による初期消火

地域の自主防災組織及び職場等の自衛消防組織は、消防機関が到着するまでの間、自身の安全を確保しながら、防火水槽等の消防水利、可搬式小型動力ポンプその他の防災資機材を活用して初期消火に当たり、火災の延焼を防止するとともに、付近住民の避難誘導及び救助活動を行う。

(3) 火災防ぎょ活動

火災は、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要があるが、火災による被害を最小限に食い止めるため、町は、最上広域消防本部及び消防団の全機能を挙げて、消防活動を行う。

また、火災現場等において要救助者を発見した場合は、人命救助を最優先し、迅速かつ的確な救助救急活動を行う。

① 最上広域消防本部による活動

ア 消防職員は、地震が発生した場合は、出動規定に基づき各部署に速やかに参集して、消防資機材等を準備する。

イ 次の方法により火災情報の収集に当たる。

(ア) 高所カメラ等からの監視

(イ) 119番通報及び駆け付け通報

(ウ) 消防職員の参集途上における情報収集

(エ) 消防団及び住民等からの電話又は無線等による連絡

ウ 緊急通行路の確保

最上広域消防本部は、県警察及び道路管理者等の情報を基に、火災現場までの通行路を確保するとともに、必要に応じて新庄警察署に対して交通規制を要請する。

また、消防職員は、警察官がその場にはいない場合において、防災用緊急通行車両の通行妨害等応急対策の実施に著しい支障が生ずると認められる場合は、法第 76 条の 3 第 4 項に基づき、通行妨害となる車両等の所有者等に対する措置命令又は措置を行う。

エ 火災防ぎょ活動に当たり、次の事項に留意する。

(ア) 火災の延焼状況及び活動障害の有無等、火災の状況に対応した消防力を適切な位置に配置して消火活動を行うとともに、延焼の防止に努める。

(イ) 火災現場において要救助者がある場合は、他のいかなる行動にも優先し、全機能をあげて人命救助活動を行う。

(ウ) 火災建物の状況が分かる者から聴取を行い、当該建物の人命探索、及び残留者の避難誘導を行う。

(エ) 上水道が被災した場合でも、火災状況に応じた消防水利を迅速かつ的確に確保するよう努める。

(オ) 地域住民の安全確保のため必要と認められる場合は、消防法第 28 条に基づき消防警戒区域を設定して、住民等を退去させ又は出入りを禁止若しくは制限する。



(カ) 地域住民や自主防災組織等と協力するとともに、常備消防が到着した場合は、消防長又は消防署長の所轄のもと行動する。

② 消防団による活動

消防団は、火災が発生した場合、最上広域消防本部と緊密に連携し、消防長又は消防支署長の所轄の下、協力して消防活動を行う。ただし、常備消防の部隊が出動不能又は困難な地域では、消防団長の指揮のもと消火活動等を行う。

ア 消防団員は、災害が発生した場合は、出動規定に基づき速やかに機材置場（車庫）等に参集し、消防資機材等を準備する。この際、参集途上において周囲の被害状況等の情報を収集するよう努める。

イ 出動に際しては、最上広域消防本部と緊密に連携し、周辺住民に対し拡声器等により延焼の警戒を呼びかける。

ウ 現地の火災の状況を把握し、電話や無線等によりその内容を最上広域消防本部等へ連絡する。

エ 火災防ぎょ活動に当たっては、地域住民、消防団活動協力員及び自主防災組織等と協力するとともに、常備消防が到着した場合は、消防長又は消防支署長の所轄の下、協力して活動する。

(4) 広域応援要請

町の区域内に火災等が発生した場合で、自らの消防力のみでは十分に防ぎよし得ないと認める場合は、「山形県広域消防相互応援協定」等に基づき、市町村長等に対して広域応援を要請する。

① 広域応援の要請は、次に掲げる事項をできる限り明らかにし、とりあえず電話等の方法により要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

ア 災害の概況及び応援を要請する事由

イ 応援を要請する応援隊等の種類及び数

ウ 活動内容及び集結地

エ 現地総指揮者及び誘導員の氏名

オ その他必要事項

② 応援受入体制の整備

町長は、緊急消防援助隊の応援が決定された場合は、「山形県緊急消防援助隊受援計画」、「各消防本部緊急消防援助隊受援計画」及び「山形県緊急消防援助隊航空部隊受援計画」に基づき、応援受入体制を整備する。

③ 現場指揮本部の設置

火災の拡大状況に応じて地元消防機関、他市町村の消防機関の応援隊が、統一的指揮のもとに円滑な消防活動が実施できるように、現場指揮本部を設置し、関係機関の指揮者による連絡会議を必要に応じ設け、消防長が最高指揮者として状況に応じた防ぎょ方針を決定し、有機的な組織活動を確保するものとする。

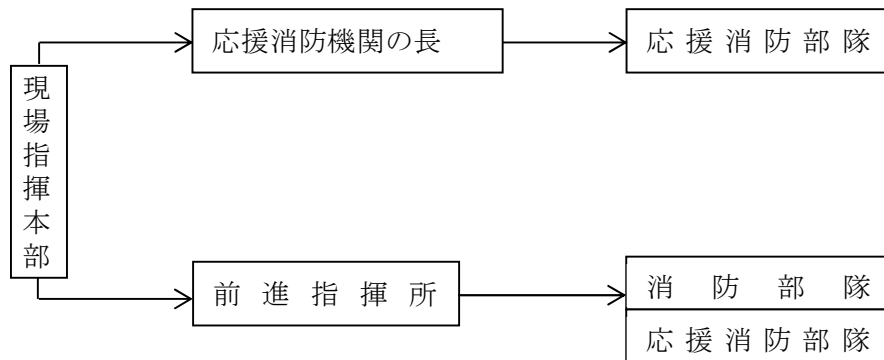
ア 現場指揮本部の設置場所

現場最高指揮者は、付近一帯が見渡せる風横又は風上の高地で無線障害の少ない場所等、火災の状況及び防ぎょ作業の状況が把握できる位置に現場指揮本部を設置するよう努め、旗等により表示するものとする。

イ 現場指揮本部の指揮系統

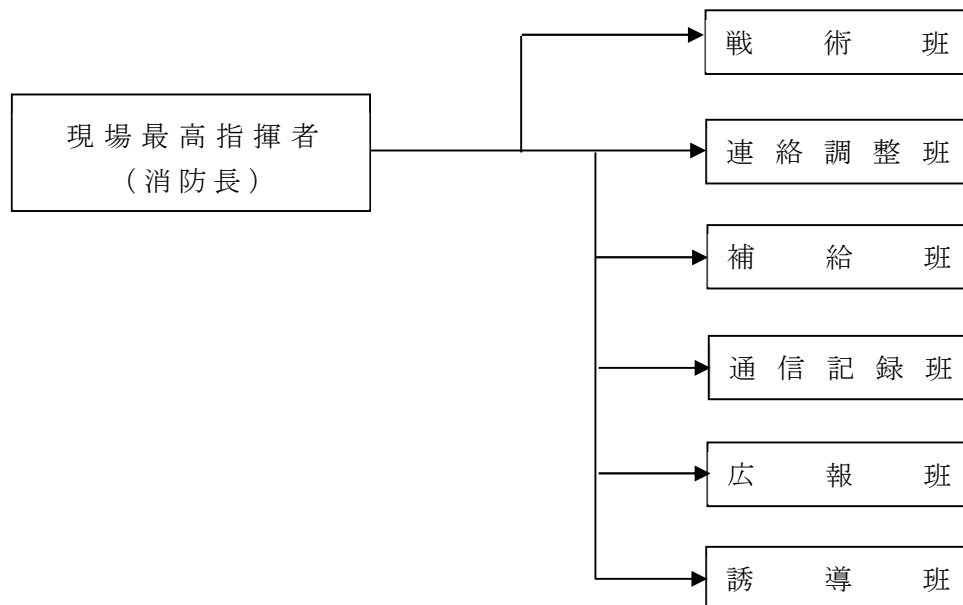
現場指揮本部の指揮系統図は概ね次のとおりとする。

現場指揮本部には、可能な限り消防通信その他関係機関の通信施設を集中して設置し、統一的指揮の実施と併せて通信施設の相互利用を図るものとする。



ウ 現場指揮本部の編成

現場指揮本部の組織は、概ね次のとおりとする。



エ 任務

(ア) 戦術班

次の事項に留意して現場最高指揮者を補佐するものとする。

- a 消火隊の守備範囲の指示
- b 交代要員の確保及びローテーションの指示
- c 予想される状況変化に応じた作戦の検討
- d 出動隊の車両の部署位置の指示

(イ) 連絡調整班

町、最上広域消防本部及び他市町村の消防機関との連絡調整を行う。

(ウ) 補給班

各出動隊に対する資機材、食料、燃料、水利の調達及び補給を行う。

(エ) 通信記録班

各消防隊との連絡を確実にを行うため、通信の確保と混乱防止を図り、通信体制

を確保する。

なお、記録責任者のもとに確実な記録をとるものとする。

(オ) 広報班

不確実な情報による住民の不必要な混乱を避けるため、火災の現況、消防部隊の活動状況、今後の見通し等について、巡回広報及び報道機関を活用し的確な情報を提供する。

また、報道機関に対しては、広報担当者が所定の場所で発表する。

(カ) 誘導班

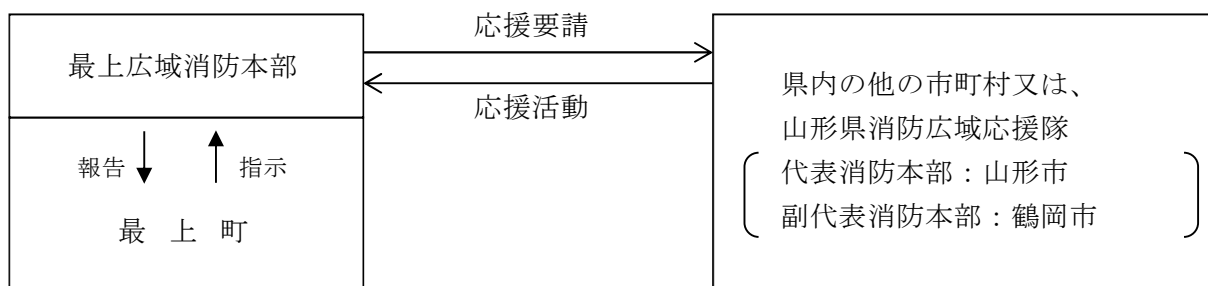
地元消防団員等の地理精通者をもって編成し、応援隊に対し部署位置まで誘導する。

また、被災者を安全な場所まで誘導する。

## 5 応援協力関係

### (1) 県内市町村への応援要請

町は、自らの消防力をもってしても火災の鎮圧が困難な場合は、「山形県広域消防相互応援協定」並びに「山形県消防広域応援隊に関する覚書」に基づき、他の市町村等へ応援を要請するものとする。



山形県広域消防相互応援協定及び山形県消防広域応援隊に関する覚書は「5 資料」のとおりである。

### (2) 他の都道府県市町村への応援要請

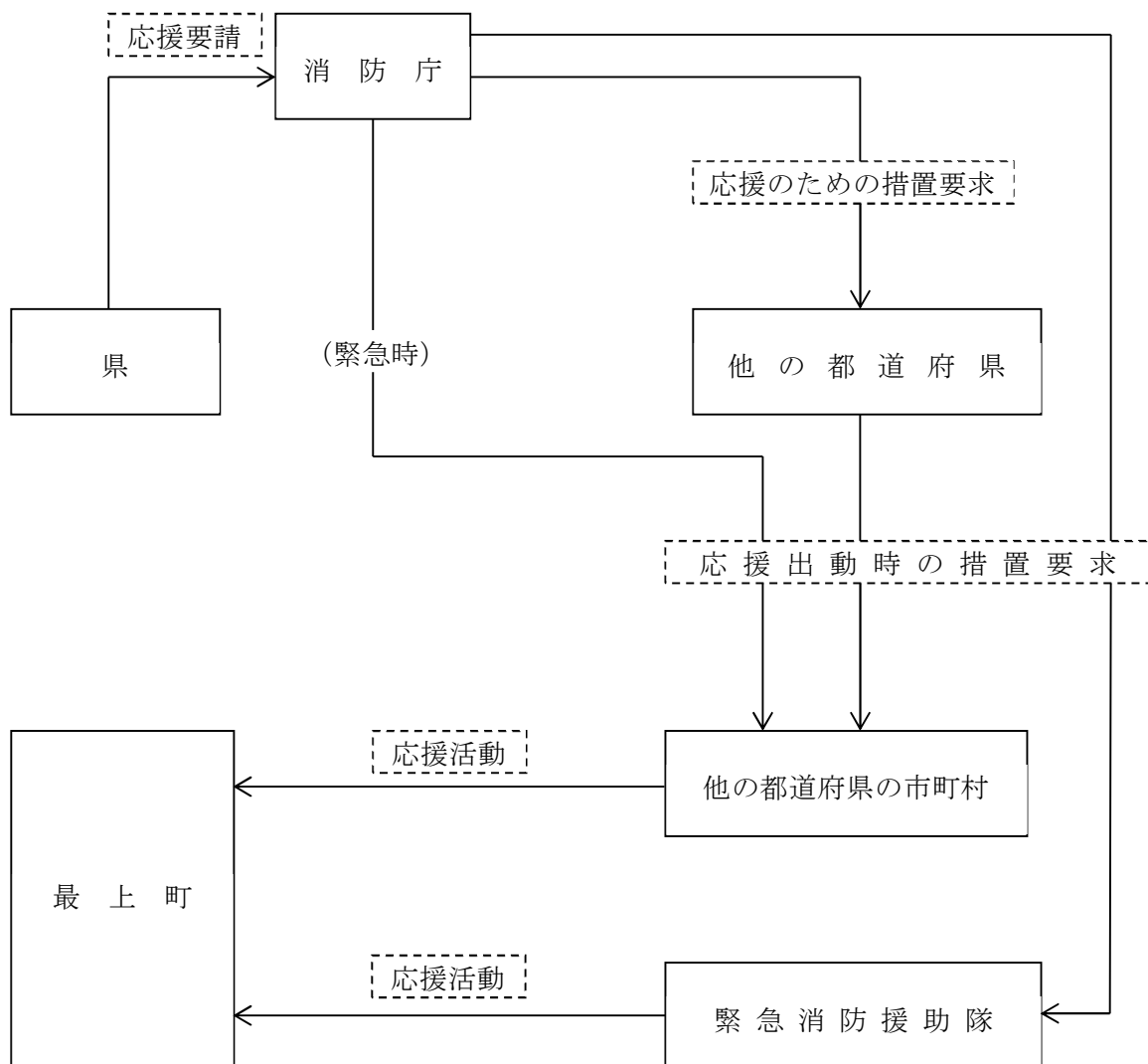
町長は、「山形県広域消防相互応援協定」に基づく応援をもってしても対処できない場合は、知事に対し、他都道府県への応援要請を依頼する。

知事は町長から応援を求められた場合又は県内の消防力をもってしても対処できないと認めた場合は、消防組織法第 44 条に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。

- ① 「緊急消防援助隊運用要綱」及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」等に基づき、県に対して他都道府県に対する応援要請を行う。

大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定は「6 資料」のとおりである。

- ② 町長又は知事は、緊急消防援助隊の応援が決定された場合は、「山形県緊急消防援助隊受援計画」、「各消防本部緊急消防援助隊受援計画」及び「山形県緊急消防援助隊航空部隊受援計画」に基づき、応援受入体制を整備する。



(3) 新庄警察署は、住民の生命・身体及び財産を保護するため、市町村に対し積極的に協力するものとする。

## 6 資料

- (1) 山形県広域消防相互応援協定書 【資料編1-(5)-③】
- (2) 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定 【資料編1-(5)-④】
- (3) 山形県消防広域応援隊に関する覚書 【資料編1-(5)-⑤】

## 第3節 林野火災消火活動計画

### 1 方針

林野火災の発生に対し、その延焼を最小限に防止し、迅速かつ的確な消防活動を実施するための計画について定めるものとする。

### 2 実施責任者

- (1) 町、町消防団及び最上広域消防本部は、町地域内の林野火災防ぎょを行うものとする。
- (2) 町の担当課は、総務企画課、農林振興課とする。
- (3) 東北森林管理局山形森林管理署最上支署、最上広域森林組合は、その管理する林野の火災防ぎょを行うものとする。
- (4) 県

### 3 実施内容

#### (1) 地上からの消火活動

- ① 町、町消防団、最上広域消防本部、東北森林管理局山形森林管理署最上支署及び最上広域森林組合は、相互の連絡を密にして、それぞれの消防計画の定めるところにより、一致協力して消防活動を行うものとする。
- ② 林野火災は、発生時の気象条件により広域的に延焼拡大するおそれが強いため、町は近隣市町村と連絡を密にし、必要に応じて応援を要請するものとする。

#### (2) 空中からの消火活動

##### ① 災害派遣依頼

町は、原則として次のいずれかに該当し空中消火の必要が生じた場合は、県に対して陸上自衛隊第6師団に対する災害派遣依頼及び空中消火資機材の借受申請を行うものとする。

ア 地形等の状況により、地上の防ぎょ活動が困難な場合

イ 火災規模に対して、地上の防ぎょ能力（応援協定に基づく応援隊及び自衛隊地上災害派遣部隊を含む）が不足すると判断される場合

ウ 人命の危険、人家への延焼の危険その他重大な事態を避けるため必要と認められる場合

##### ② 受入体制の整備

町は要請に当たり、次の受入体制を整備するものとする。

ア 空中消火基地（ヘリポート）の設置

(ア) 資機材等搬入のための車両の受入れが可能であること。

(イ) おおむね10,000㎡以上の平坦な空地であること。

(ウ) 水利があること。（水量は、1分間あたり1㎡を40分以上取水可能であること。）

(エ) 周辺に障害物がないこと。

イ 空中消火用資機材の輸送体制の整備

町は、県に対する借受申請に基づき空中消火資機材の輸送を行うとともに防災関係機関の受入体制を整備する。

ウ 空中消火を実施するヘリコプターを有効に活用するための作業班の編成

空中消火を実施するヘリコプターを有効に活用するために、各作業に従事する要員を編成し消火薬剤の補給作業を行う。

災害対策用臨時ヘリポート指定場所は、「5資料」のとおりである。

臨時ヘリポート設置基準は、「5資料」のとおりである。

### (3) 現場指揮本部の設置

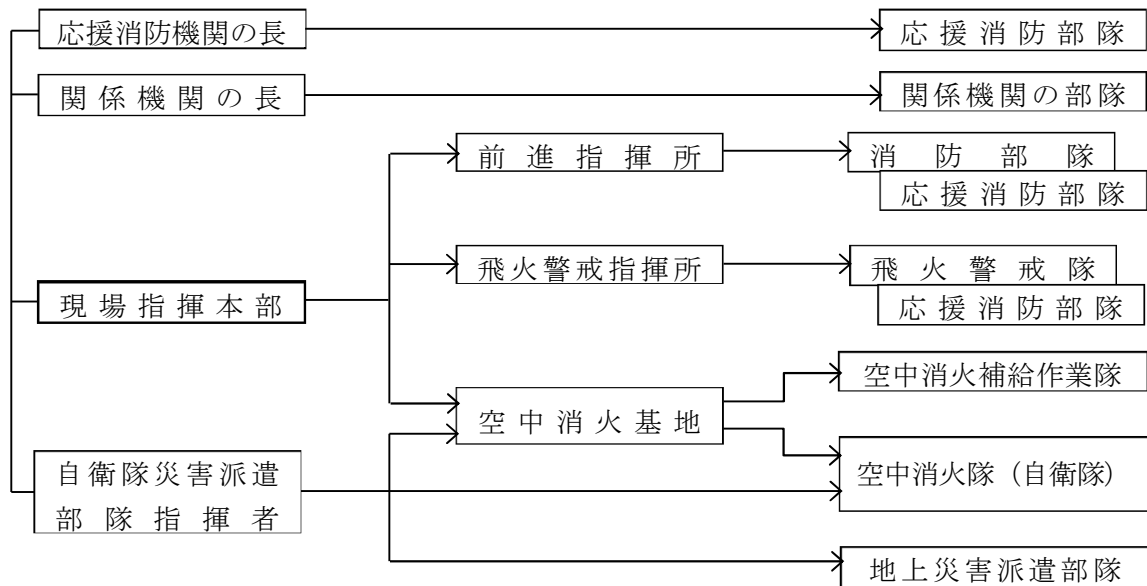
火災の拡大状況に応じて、地元消防機関、他市町村の消防機関の応援隊、自衛隊派遣部隊が統一的指揮のもとに円滑な消防活動が実施できるように現場指揮本部を設置し、関係機関の指揮者による連絡会議を必要に応じ設け、消防長が最高指揮者として状況に応じた防ぎょ方針を決定し、有機的な組織活動を確保するものとする。

火災の区域が複数の市町村にまたがる場合の最高指揮者は、当該消防長等が協議して定めるものとする。

#### ① 現場指揮本部の指揮系統

現場指揮本部の指揮系統図は、概ね次のとおりとする。

現場指揮本部には、可能な限り、消防通信、自衛隊通信、その他関係機関の通信施設を集中して設置し、統一的指揮の実施と併せて通信施設の相互利用を図るものとする。

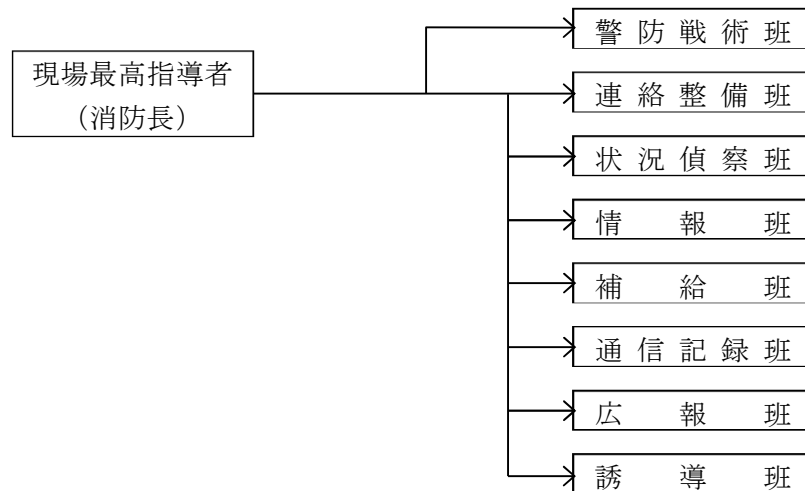


#### ② 現場指揮本部の設置

現場最高指揮者は、付近一帯が見渡せ風横又は風上の高地で無線障害の少ない場所等、火災の状況及び防ぎょ作業の状況が把握できる位置に現場指揮本部を設置するよう努め、旗等により表示するものとする。

③ 現場指揮本部の編成

ア 現場指揮本部の組織は、概ね次のとおりとする。



イ 任務

(ア) 警防戦術班

防ぎよ線の設定、転進、空中消火、集落警戒等警防戦術について、次の事項に留意して現場最高指揮者を補佐するものとする。

- a 消火隊の守備範囲の指示
- b 交代要員の確保及びローテーションの指示
- c 予想される状況変化に応じた作戦の検討
- d 出動隊の車両の部署位置の指示

(イ) 連絡調整班

町、最上広域消防本部及び他応援隊との連絡調整を行う。

(ウ) 状況偵察班

火災状況に応じ延焼方向、入山路の状況、水利の有無等戦術上必要な情報を偵察収集する。

(エ) 情報班

各方面の状況偵察班、前進指揮所、飛火警戒指揮所及び空中消火隊からの情報を収集整理する。

(オ) 補給班

各出動隊に対する資機材、食料、燃料、水利の調達及び補給を行う。

(カ) 通信記録班

各消防隊との連絡を確実にを行うため、通信の確保と混乱防止を図り、通信体制を確保する。

なお、記録責任者のもとに確実な記録をとるものとする。

(キ) 広報班

不確実な情報による住民の不必要な混乱を避けるため、火災の現況、消防部隊の活動状況、今後の見通し等について、巡回広報及び報道機関を活用し的確な情報を提供する。

また、報道機関に対しては、広報担当者が所定の場所で発表する。

(ク) 誘導班

地元消防団員等の地理精通者をもって編成し、応援隊に対し部署位置まで誘導するとともに、指定避難所まで被災者を誘導する。

#### 4 応援協力関係

町は、自らの消防力をもってしても火災の鎮圧が困難な場合、「山形県広域消防相互応援協定」並びに「山形県消防広域応援隊に関する覚書」に基づき、他の市町村等へ応援を要請するものとする。また、空中消火による消火活動を必要とする場合、県に対し、空中消火資機材の借受申請及び陸上自衛隊第6師団の災害派遣依頼を行うものとする。

山形県広域消防相互応援協定書及び山形県消防広域応援隊に関する覚書は「5 資料」のとおりである。

#### 5 資料

- |                               |              |
|-------------------------------|--------------|
| (1) 山形県広域消防相互応援協定書            | 【資料編1－(5)－③】 |
| (2) 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定 | 【資料編1－(5)－④】 |
| (3) 山形県消防広域応援隊に関する覚書          | 【資料編1－(5)－⑤】 |
| (4) 臨時ヘリポート設置基準               | 【資料編1－(8)－②】 |
| (5) 災害対策用臨時ヘリポート指定場所          | 【資料編3－(10)】  |



## 第4節 技術者等動員計画

### 1 方針

災害時における応急活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、必要な技術者等の確保に関する計画について定めるものとする。

### 2 実施責任者

- (1) 町及び最上広域消防本部は、災害応急対策に必要な技術者等人員の確保を行うものとする。
- (2) 町の担当課は総務企画課、町立最上病院、建設水道課、農林振興課とし、各課が他の課を必要と認めた場合は防災主管課長が要請するものとする。
- (3) 県

### 3 実施内容

#### (1) 関係法令による従事命令等

災害応急対策実施のための人員が雇上げ等の方法によってもなお不足し、他に供給の方法がない場合、又は緊急の必要があると認める場合は、従事命令、又は協力命令を次表に掲げるところにより執行するものとする。

##### ① 従事命令等の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策作業	従事命令	法第71条第1項	町長(知事より委任を受けた場合のみ)
	協力命令	同上	町長(知事より委任を受けた場合のみ)
災害応急対策作業 (災害応急対策全般)	従事命令	法第65条第1項	町長
		法第65条第2項	警察官
	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官
	従事命令	自衛隊法第94条第1項	自衛官(災害派遣の際、その場に警察官がいない場合のみ)
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員 消防団員
水防対策	従事命令	水防法第17条 河川法第22条	水防管理者(町長) 水防団長(消防団長) 消防機関の長

② 従事命令等の対象者・補償

命令区分・作業対象	対 象 者	補 償
法による町長の従事命令（知事より委任を受けた場合のみ） （災害応急対策並びに救助作業）	1. 医師・歯科医師又は薬剤師 2. 保健師・助産師又は看護師 3. 土木技術者又は建築技術者 4. 大工・左官・とび職 5. 土木業者・建築業者及びこれらの従事者 6. 地方鉄道業者及びその従事者 7. 軌道経営者及びその従事者 8. 自動車運送業者及びその従事者	「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和37年山形県条例第66号）の定めるところによる。
法による町長の協力命令（知事より委任を受けた場合のみ） （災害応急対策並びに救助作業）	応急措置を要する者及びその近隣の者	・実費弁償はなし。 「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和37年山形県条例第66号）の定めるところによる。
法による町長・警察官の従事命令（災害応急対策全般）	町区域内の居住者又は当該応急措置を実施すべき現場にある者	・実費弁償はなし。 ・損害補償は、山形県消防補償等組合補償条例の定めるところによる。
警察、自衛隊法による警察官及び自衛官の従事命令 （災害緊急対策全般）	その場に居合わせた者及びその事物の管理者、その他関係者	
従事命令 （消防作業）	火災現場付近にある者	
従事命令 （水防作業）	区域内に居住する者又は水防の現場にある者	

③ 従事命令等の執行

本部における従事命令等の執行は、総務部が担当し、各部が必要と認めた場合は、総務部長に要請するものとする。

災害対策基本法第65条第2項に基づいて警察官が従事命令を発した場合は、町長に通知しなければならない。自衛官については法第65条に基づいて町長、警察官がその場にいないときに限り、従事命令を発することができる。その場合も町長に通知しなければならない。

④ 公用令書の交付

知事から委任を受けて従事命令、又は協力命令を発するときは、公用令書を交付し、公用令書を交付した後に処分を変更し、又は取り消したときは、速やかに公用変更令書又は公用取消令書を交付しなければならない。

⑤ 費用

災害対策基本法第71条及び災害救助法第24条の規定に基づいて発した従事命令により災害応急対策並びに援助に従事した者に対しては、それぞれの基準で実費が支給される。

従 事 対 象 者	災害対策基本法による者	災害援助法による者
1. 医師・歯科医師又は薬剤師 2. 保健師・助産師又は看護師 3. 土木技術者又は建築技術者 4. 大工・左官・とび職 5. 土木業者又は建築業者及びその従事者 6. 地方鉄道業者及びその従事者 7. 軌道経営者及びその従事者 8. 自動車運送業者及びその従事者	1. 業務に従事した時間に 応じた手当 2. 1日につき8時間を超 えて業務に従事した場 合は、8時間を超える時 間についての割増手当 3. 業務に従事するため、 一時その居住又は居住を 離れて旅行する時は、そ の旅費  (算定基準) 当該業務に従事した1か ら4までの者にそれぞれ相 当する町の常勤の職員の手 当・同手当を基準とした時 間外勤務手当並びに旅費の 算定の例に準ずる。	県災害救助法施行細 則第12条に規定する ところによる。

#### 4 応援協力関係

- (1) 町は、地域内において作業者の雇用ができない場合、又は不足する場合は県、又は隣接する市町村に対して、斡旋を依頼するものとする。
- (2) 町は、法第80条第2項の定めるところにより指定公共機関及び指定地方公共機関から応急措置を実施するための労務者、又は物資等の確保について応援を求められた場合は、これに協力するものとする。

## 第5節 災害ボランティア活動支援計画

### 1 方針

災害ボランティアの有効な活用を図るため、必要な災害ボランティアの環境整備に関する計画について定めるものとする。

### 2 主な実施機関

最上町総務企画課、町民税務課、商工観光課、健康福祉課  
町社会福祉協議会  
自主防災組織

### 3 実施内容

#### (1) 受入体制の整備

町は、ボランティアの活動の内容、人員及び能力等を把握し、ボランティアの自主性を尊重しつつ、県、社会福祉協議会、日本赤十字社、NPO、ボランティア関係機関・団体等と相互の連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時におけるボランティアの受入体制を整備する。

#### ① コーディネート機能の確保

町は、ボランティアのリーダー的存在を確保するため、自主防災組織より災害ボランティアの講習会等に積極的に参加させ育成を図るものとする。

#### ② 町災害ボランティア支援本部の設置

町社会福祉協議会は、大規模な災害が発生した場合、町と密接に連携し、必要に応じて町災害ボランティア支援本部を設置する。

##### ア 本部の設置場所

町災害ボランティア支援本部の設置場所は、被災地近辺の公民館等の公共施設とするが、困難な場合は、現地に仮設テントを設置し、本部とする。

##### イ 本部の運営

町災害ボランティア支援本部の運営は、ボランティアにより行うものとするが、場合により自主防災組織も加わるものとする。

町災害ボランティア支援本部は関係機関と連携し、把握した被災者ニーズやボランティアの受入れ状況を踏まえた需給調整など次の活動を行う。

なお、運営については、総務企画課が助言、指導を行うものとする。

##### (ア) ボランティアの受入れ

(イ) 指定避難所及び被災者の状況調査、被災者ニーズの把握

(ウ) ボランティア活動の調整及び派遣要請等

#### ③ 広域的ボランティアの活用

災害が広域的な場合は、他市町村と連絡を密にし、ボランティアの人員等の調整を行うものとする。

また、必要に応じ、県災害ボランティア支援本部に運営アドバイザーやボランティ

アの派遣要請を行う。

④ 救援物資の集積場所

施設名	住所	TEL	備考
最上町ふれあいの里 ゲートボールセンター	最上町大字富沢4467-1	45-2033	調達物資の集積場所と兼用
最上町立中央公民館	最上町大字向町674	43-2350	調達物資の集積場所と兼用

(2) 活動環境の整備

町は、設置された町災害ボランティア支援本部と連携をとり、災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

① 活動拠点の整備

町は、被災地近辺の公共施設をボランティア宿舎として準備するものとする。

② ボランティアの健康指導及び補償

町は、ボランティアの健康管理を行うため、定期的な健康診断を行うものとする。

またボランティアの二次災害を想定し、災害ボランティア保険に加入するなど、補償制度の充実を図るものとする。

## 第6節 災害警備計画

### 1 方針

災害時における町民の生命、身体及び財産の保護並びに治安の維持等を図るための災害警備について定めるものとする。

### 2 実施責任者

町の担当課は、総務企画課及び町民税務課とする。

新庄警察署

### 3 実施内容

#### (1) 災害警備体制の確立

##### ① 職員の招集・参集

県警察は、大規模な災害発生が発生した場合、速やかに、あらかじめ定められたところにより職員を招集・参集させ、災害警備体制の確立を図る。

##### ② 広域的な支援体制

県警察を管理する公安委員会は、被害の規模に応じて、速やかに即応部隊の派遣を求めるとともに、災害への対応が長期にわたり必要となる場合は、一般部隊の派遣を求める。

##### ③ 警備体制の種別

県警察の災害に対処する警備体制は、次のとおりとする。

##### ア 準備体制

災害発生のおそれはあるが、発生まで相当の時間的余裕があると考えられる場合

##### イ 警戒体制

気象警報等が発せられた場合で、災害が発生し、又は発生が予想される場合

##### ウ 非常体制

大規模な災害が発生し、又は発生しようとする場合

##### エ 災害警備本部等の設置

県警察は、警備体制の種別等に応じて、警察本部、警察署に所要の規模の災害警備本部、災害警備準備本部（警察本部に限る）、災害警備連絡室を設置する。

#### (2) 災害警備活動の実施

##### ① 情報の収集

県警察は、警察通信の機能を確保し、多様な手段により災害による人的・物的被害状況を迅速かつ的確に把握する。

また、夜間、荒天時等格別の事情のある場合を除き、ヘリコプターによる上空からの被害情報の収集に当たる。

##### ② 救助・救出活動等

ア 県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に警備部隊を被災地を管轄する警察署等に派遣する。その際、災害発生当初の72時間は救助・救出活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、救助・救出活動に人員、装備資機材等を重点的に配分する。

イ 被災地を管轄する警察署の署長は、自署員、応援派遣職員等により救助・救出部隊を速やかに編成し、管轄区域内の被災状況等を踏まえながら救助・救出活動部隊

の担当区域を決定する。

また、消防機関、自衛隊等防災関係機関の現場責任者と、随時、搜索区割り等現場活動に関する調整を行い、現場活動が円滑に行われるように配慮する。

③ 避難誘導等

県警察は、次の事項に留意して地域住民等の円滑かつ安全な避難誘導等に当たる。

ア 被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握したうえで、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。

イ 避難誘導に当たっては、避難行動要支援者に十分配慮する。

ウ 警察署等に一時的に受入れた避難住民については、市町村等の指定避難所の受入体制が整った段階で当該施設に適切に誘導する。

エ 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

④ 身元確認等

県警察は、町等と協力し、必要に応じて他の都道府県警察に支援を要請するなどして、死体見分の要員・場所等を確保するとともに、遺体の身元確認に資する資料の収集・確保、医師との連携に配慮し、迅速かつ的確な死体見分、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等に努める。

⑤ 二次災害の防止

県警察は、二次災害の危険場所等の把握に努め、把握した危険場所等については、市町村災害対策本部に通報して避難情報の発令を促すとともに、被害発生危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて、関係者に対し避難等の措置を講じる。

⑥ 危険箇所等における避難誘導等の措置

県警察は、大規模災害発生時に、ガソリンスタンド等の危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等の危険箇所について、速やかに、大規模な火災、有害物質の漏洩、爆発等の発生の有無の調査を行う。

また、当該施設等の管理者等から二次災害の発生のおそれのある旨通報を受けた場合は、施設内滞在者及び施設周辺住民の避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための措置をとる。

⑦ 社会秩序の維持

県警察の社会秩序維持活動は、次のとおりとする。

ア 被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、指定避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、指定避難所等の定期的な巡回等を行う。

イ 被災地において発生することが予想される悪質商法等の生活経済事犯、知能犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

ウ 災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

エ 地域の自主防災組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、地域安全情報の提供や相談所の開設等を行い住民等の不安の軽減に努める。

⑧ 交通規制

本章第10節「道路交通計画」により、交通規制を実施する。

⑨ 現場警戒

現地災害警備本部は、被災地における犯罪、混乱及びトラブル等を防止するため、被災地域及びその周辺におけるパトロールを強化し、混乱の早期回復等秩序の維持に努める。

⑩ 社会秩序の維持

現地災害警備本部は、被災者の不安を和らげるため、定期的に指定避難所等の巡回を行うほか、地域住民等の生活に必要な情報収集を行い、被災者に対する地域安全情報の提供及び相談所の開設等に努める。

4 関係機関等との連携

(1) 県・町（災害対策本部）

県警察は、県及び町災害対策本部に職員を連絡員として派遣し、被災情報、警備状況等に関する情報の共有を行う。

町は、新庄警察署の実施する警備活動に積極的に協力するものとする。

(2) 消防機関

県警察は、火災現場で消防機関が行う消防警戒区域の設定に援助するとともに、相互に連携して被災者の迅速な捜索、救助活動を行う。

(3) 自衛隊

県警察は、必要に応じて、災害派遣に従事する自衛隊車両の先導を行うとともに、被災者の迅速な捜索、救助活動を行うため相互に情報交換を行う。

(4) 関係団体

県警察は、大規模な地震による災害が発生した場合に、交通整理誘導等に必要な要員が不足する場合は、一般社団法人山形県警備業協会に対し、当該業務の実施について協力要請を行う。



## 第7節 警戒区域設定計画

### 1 方針

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に町民の生命及び身体等を保護するため、警戒区域の設定方法について定めるものとする。

### 2 実施責任者（警戒区域設定権者）

- (1) 町長（災害全般）
- (2) 最上広域消防本部（災害全般）
- (3) 消防吏員又は消防団員（水災を除く災害全般）
- (4) 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者（水災）
- (5) 警察官（災害全般）
- (6) 自衛官（災害全般）ただし、警察官がその場にはいない場合

### 3 実施内容

#### (1) 実施責任者の権限

各法令に基づく実施責任者の権限は次のとおりである。

##### ① 町長の警戒区域設定権

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、町長は警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる（法第63条第1項）。

##### ② 消防吏員又は消防団員等の警戒区域設定権

火災の現場において、消防吏員又は消防団員は消防警戒区域を設定して、総務省令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し若しくは制限することができる（消防法第28条第1項）。

火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合には、現場に在る警察官はこれに援助を与える義務がある（消防法第28条第3項）。

なお、消防吏員又は消防団員等の警戒区域設定権は、消防法第28条及び同法第36条の規定により水災を除く他の災害に関して準用する。

##### ③ 消防長又は消防署長の警戒区域の設定権

ガス、火薬類又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、消防長又は消防署長は、火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対して、その区域から退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる（消防法第23条の2）。

##### ④ 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の警戒区域設定権

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる（水防法第21条第1項）。

##### ⑤ 警察官の警戒区域設定権

警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす

虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受けるおそれのある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる（警察官職務執行法第4条第1項）。

前項の規定により警察官がとった処置については、順序を経て所属の公安委員会にこれを報告しなければならない。この場合において、公安委員会は他の公の機関に対し、その後の処置について必要と認める協力を求めるため適当な措置をとらなければならない（同法第4条第2項）。

なお、警察官は第一次的な警戒区域設定権者が現場にいないか、又は要求があったときは以下の警戒区域を設定できる。

ア 町長若しくはその委任を受けて町長の職権を行う町の職員が、現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官が警戒区域を設定できる。この場合において、町長の職権を行った警察官は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない（法第63条第2項）。

イ 消防吏員又は消防団員が、火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったときは、警察官は、消防吏員又は消防団員の職権を行うことができる（消防法第28条第2項）

ウ 水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者の職権を行うことができる（水防法第21条第2項）。

エ 消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けて消防法第23条の2の職権を行う消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったときは、警察署長は消防法第23条の2の職権を行うことができる。この場合において、警察署長が当該職権を行ったときは、警察署長は、直ちにその旨を消防長又は消防署長に通知しなければならない（消防法第23条の2第2項）。

#### ⑥ 自衛官の警戒区域設定権

自衛官は、法第63条により第一次的警戒区域設定権者（町長、警察官）が現場にいないか、又は要求があったときは警戒区域を設定できるものとする。

#### (2) 実施方法

警戒区域の設定は、権限を有する者が、現場においてバリケードや規制ロープの展張等の事実行為として行う。また、警戒区域内への立入りの制限・禁止及び区域内からの退去については、拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図る。

警察官又は自衛官が、町長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

町長は、警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民等がある場合、必要に応じて指定避難所を開設し、これらの者を受入れる。

広報の方法は、第3編第1章第5節「災害広報・報道計画」によるものとする。

## 第8節 遺体対策計画

### 1 方針

災害により現に行方不明になっている者で、かつ周囲の事情から既に死亡していると推定される者の搜索、安置、検視、処置及び埋葬の方法について定めるものとする。

### 2 実施責任者

- (1) 新庄警察署、町及び最上広域消防本部は関係機関の協力を得て、災害時における遺体の搜索及び安置等を行うものとする。
- (2) 町の担当課は、総務企画課、町民税務課、健康福祉課とする。
- (3) 県（災害救助法が適用された場合）

### 3 実施内容

#### (1) 遺体の搜索

##### ① 遺体搜索隊の編成

町は、警察官、町職員、消防職団員により搜索班を編成して県警察及び関係機関の協力を得て、遺体等（災害により被災して行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者を含む。）の搜索を行うとともに、県に対して搜索の対象人員、搜索地域及び搜索状況を報告する。この際、必要により自衛隊に対する搜索活動への応援要請を行うよう依頼する。

なお、遺体の搜索に際しては、遺体の検視等が円滑に行われるよう、事前に関係医療機関と密接な連絡をとるものとする。

##### ② 対象

行方不明の状態にある者で、周囲の状況により既に死亡していると推定される者で次の場合とする。

- ア 行方不明の状況になってから相当の時間を経過している場合
- イ 災害の規模が非常に広範囲にわたり、特定の避難所等の地域以外は潰滅してしまったような場合
- ウ 行方不明になった者が、重度の身体障がい者又は重病人であったような場合
- エ 災害発生後、ごく短期間のうちに引き続き当該地区に災害が発生した場合

##### ③ 搜索用資機材の調達

搜索活動に要する資機材は、新庄警察署、町及び最上広域消防本部が保有する資機材を使用するものとするが、その他の資機材は、町が各関係機関に要請し調達するものとする。

##### ④ 事務処理

災害において遺体の搜索を実施した場合は、次の事項を明らかにしておくものとする。

- ア 実施年月日
- イ 搜索年月日
- ウ 遺体発見者
- エ 搜索地域（図面添付）
- オ 搜索用資機材の使用状況
- カ 費用明細

キ その他必要事項

(2) 遺体の処置等

① 遺体の安置

ア 町は、遺体安置所を確保・設置し遺体を搬送・安置するとともに、県及び県警察と連携の上、検視（死体見分）・検案（医師による死因等の医学的検査）業務を行える体制を整備する。この際、遺体の搬送車、棺、ドライアイス等必要な資機材が不足する場合は、広域的に在庫情報等を収集し確保するよう努める。

イ 遺体安置所の設置に当たり、以下の事項に考慮する。

(ア) 避難所、医療救護所とは別の場所

(イ) 可能な限り水、通信及び交通手段を確保できる場所

(ウ) 検視・検案業務のほか、身元不明遺体安置所、身元確認のためのDNA型鑑定等資料・遺留品の保管場所として使用可能な場所、膨大な数になる可能性を考慮し選定する。

(エ) 遺体安置所として適当な建物がない場合は、天幕、幕張等の設備を設ける。

ウ 町は、県及び県警察と連携し、遺体安置所の設置状況及び遺体収容状況等について報道機関等を通じ住民に対する広報に努める。

② 検視及び安置

遺体は、新庄警察署が検視（検分）を行った後、医師に依頼し、死因その他医学的検査を実施した後、概ね次により処置するものとする。

町は、遺体安置所を確保・設置し遺体を搬送・安置するとともに、県及び県警察と連携の上、検視（死体見分）・検案（医師による死因等の医学的検査）業務を行える体制を整備する。この際、遺体の搬送車、棺、ドライアイス等必要な資機材が不足する場合は、広域的に在庫情報等を収集し確保するよう努める。

ア 遺体識別のため、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行い遺族が明らかである場合は、遺族に引渡すものとする。

イ 遺族が明らかでない場合、又は遺体の身元識別のため相当の時間を要する場合は、災害発生場所に近い町指定の施設に一時安置するものとする。

ウ 町指定の遺体の一時安置所は「6資料」のとおりである。

③ 事務処理

災害時において、遺体の処置、安置を実施した場合は、次の事項を明らかにしておくものとする。

ア 実施責任者

イ 死亡年月日

ウ 死亡原因

エ 遺体発見場所及び日時

オ 死亡者及び遺族の住所氏名

カ 所持品

キ 遺体の一時安置場所及び安置期間

ク 費用

ケ その他必要事項

④ 変死体の取扱い

死亡の原因が犯罪によるものではないかという疑いの抱かれるような変死体については、刑事訴訟法及び検視規則等の変死体の取扱いに関する他の法令の規定によるこ

とになるので、このような変死体を発見した場合は、直ちに新庄警察署に届け出るものとする。

なお、警察官が発見した遺体、又は警察官に届け出がなされた遺体に関しては、遺体取扱規則により警察官が所要の遺体検分調書作成後に警察当局から町長及び遺族に引渡されることになる。

(3) 町が行う遺体の埋葬（保管）

① 町が行う遺体の埋葬（保管）は、概ね次の場合とする。

ア 緊急に避難を要するため、時間的にも労力的にも個人で火葬又は埋葬を行うことが困難であると認められるとき。

イ 火葬又は埋葬を行うべき遺族がいないか、又はいても高齢者、幼年者等で火葬又は埋葬を行うことが困難であると認められるとき。

なお、身元不明の遺体の火葬又は埋葬については、警察その他関係機関に連絡し、その取扱いについて協議するものとする。

② 埋葬（保管）場所

ア 埋葬（保管）場所は、遺体一時安置所内とする。

イ 保管の期間が1年を超える場合は、その後の安置について施設の管理者と協議するものとする。

ウ 被災地以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人としての取扱とする。

③ 事務処理

災害時において、遺体の火葬又は埋葬をする場合は、次の事項を明らかにしておくものとする。

ア 実施責任者

イ 火葬又は埋葬年月日

ウ 死亡者の住所氏名

エ 所持品

オ 火葬又は埋葬を行った者の住所、氏名及び死亡者との関係

カ 埋葬品等の支給状況

キ 安置期間

ク 費用

ケ その他必要事項

(4) 期間及び費用

① 期 間

災害発生の日から原則として10日以内とする。

② 費 用

費用の範囲、額等、災害救助法が適用された場合に準じ、原則としてその額を超えない範囲とする。

4 広域応援体制

町は、自らのみによる遺体の捜索、処置、火葬又は埋葬の実施が困難な場合は、他市町村又は県に対してこれらに要する要員及び資機材の確保について、応援を要請する。

火葬場処理施設は、「6資料」のとおりである。

## 5 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合の遺体の搜索、処置、火葬又は埋葬についての対象者、期間、経費等は県災害救助法施行細則及び「県災害救助の手引き」の定めるところによる。

## 6 資 料

(1) 遺体の一時安置所

【資料編 3 - (5)】

(2) 火葬場処理施設

【資料編 3 - (6)】

## 第9節 輸送計画

### 1 方針

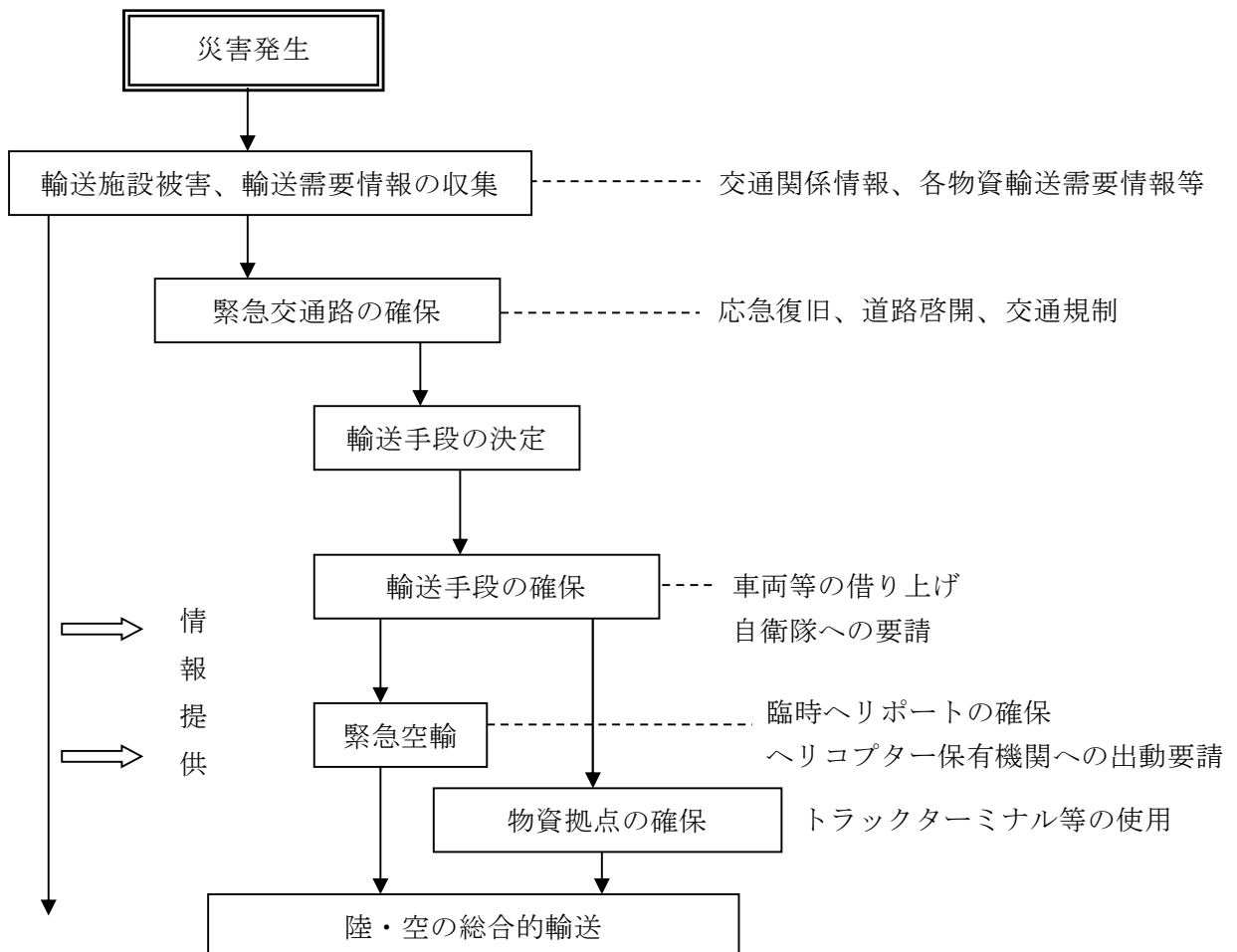
罹災者の避難、災害応急復旧に要する資機材、物資、人員等の輸送について定めるものとする。

### 2 実施責任者

- (1) 町は、関係機関の協力を得て、災害時における輸送力を確保するものとする。
- (2) 町の担当課は、総務企画課、建設水道課とする。
- (3) 県（災害救助法が適用された場合）
- (4) 東北地方整備局山形河川国道事務所
- (5) 東日本旅客鉄道（株）新庄駅
- (6) 自動車運送業者

### 3 実施内容

#### (1) 輸送計画フロー



#### (2) 輸送対象、順位及び方法

応急対策活動に際して、緊急に輸送すべき対象と順位及び方法は概ね次のとおりとする。

① 対 象

- ア 人員（罹災者、避難者、応急対策作業要員等）
- イ 物資（医療品、復旧用資機材、食料、生活必需品等）

② 順 位

ア 総括的に優先されるもの

- (ア) 人命の救助及び安全の確保
- (イ) 被害の拡大防止
- (ウ) 災害応急対策の円滑な実施

イ 災害発生後の各段階において優先されるもの

第1段階（災害発生直後の初動期）

- (ア) 救助・救急活及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員・物資
- (イ) 消防及び水防活動等被害拡大防止に要する人員・物資
- (ウ) 被災地域外の医療機関へ搬送する重症傷病者
- (エ) 自治体等の災害対策要員及びライフライン応急復旧要員等初動期の応急対策要員並びに関連物資
- (オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧及び交通規制等に必要な人員・物資

第2段階（応急対策活動期）

- (ア) 上記第1段階の続行
- (イ) 食料及び水等避難生活に必要な物資
- (ウ) 傷病者及び被災者の被災地域外への移送
- (エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員・物資

第3段階（復旧活動期）

- (ア) 上記第2段階の続行
- (イ) 災害復旧に必要な人員・物資
- (ウ) 生活用品
- (エ) 郵便物
- (オ) 廃棄物の搬出

③ 方 法

- ア 車両による輸送（町所有車両、業者所有車両等）
- イ 鉄道による輸送
- ウ 航空機による輸送（県警察、自衛隊ヘリコプター等）

(3) 期間及び費用

罹災者の避難・救出・医療及び助産、飲料水の供給、救援物資の整理配分、遺体の捜索、処置等にかかる輸送期間及び費用は、原則として次のとおりとする。

① 期 間

各救助種目別に定められている救助期間の範囲とする。

② 費 用

輸送に要した費用は、町内の通常の実費とする。

(4) 輸送力の確保

① 町所有車両の確保

車両の管理、掌握は総務企画課が行うものとする。

町所有車両は「7資料」のとおりである。



② 町所有車両以外の輸送力の確保

町所有の車両により応急措置の輸送力を確保できないときは、次により町所有の車両以外の輸送力確保に努めるものとする。

ア 自動車の確保

自動車の確保は、自動車運送業者等に依頼するものとする。

主要自動車運送業者は、「7資料」のとおりである。

イ 鉄道輸送力の確保

道路の被害等により自動車による輸送が不可能なときで、鉄道輸送が適当なときは、鉄道機関に要請し輸送力を確保するものとする。

ウ 航空機の確保

陸上の交通が途絶した場合緊急に航空機(ヘリコプター)による輸送が必要となった場合は、県に要請し輸送力を確保するものとする。

災害対策用臨時ヘリポート指定場所は「7資料」のとおりである。

臨時ヘリポート設置基準は「7資料」のとおりである。

(5) 輸送力の配分

① 輸送力の配分担当は、総務企画課とする。

② 配分方法

ア 災害応急対策の実施担当責任者は、必要な輸送力の目的、種類、数量等の必要事項を明らかにし、防災主管課長に輸送力供給の要請を行うものとする。

イ 防災主管課長は、前項の要請に基づき、調達所要数を把握し、直ちに輸送力の確保措置を講じ配分計画を作成し、実施担当責任者に配分するものとする。

(6) 緊急輸送ルートの確保

① 町外からの輸送ルートの確保

町は、県警察、消防本部の協力を得て、あらかじめ定められた緊急輸送道路等について、次により原則として2車線(やむを得ない場合は1車線)を啓開、確保し、被災地に近接する幹線道路と被災地内の防災拠点等との間の通行を確保する。

ア 道路上の落下物、倒壊家屋等の障害物の除去

イ 通行の障害となる車両の移動

ウ 仮設橋の架橋

本町への主要アクセスルートは、国道47号、主要地方道尾花沢最上線、県道最上鬼首線、県道最上小野田線の4路線があり、災害時はこれら既存道路を活用し輸送ルートとする。

② 町道の輸送ルートの確保

備蓄倉庫、調達物資集積場所、救援物資集積場所と指定避難所間の町道を物資供給のため優先的に確保するものとする。

町は、国道、県道道路管理者とあらかじめ協議のうえ定めた災害等発生時の緊急啓開路線について、作業分担に基づき啓開作業を推進する。

③ 国への災害復旧等代行制度を活用したルート確保要請

町は、町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で町に代わって国・県等が行うことが適当であると思われるものについては、国・県等に要請をすることが出来る。

(7) 緊急輸送車両の確保申請

① 車両による緊急輸送に際して、町は、緊急輸送車両確認申請書を県(最上総合支庁)

又は新庄警察署に提出し、緊急輸送車両である旨の証明書及び標章の交付を受けるものとする。

② 緊急輸送車両の確認申請書等を車両の見やすい箇所に掲示するものとする。

#### 4 応援協力関係

町は、災害発生時に必要とする車両等の確保が不可能又は不足する場合で、輸送活動の実施が困難な場合、次の事項（概要）を明らかにして、他市町村又は県に輸送活動の実施、又は車両等の確保について応援を要請するものとする。

- (1) 輸送区間及び借上げ期間
- (2) 輸送人員又は輸送量
- (3) 車両等の種類及び台数
- (4) 集積場所及び日時
- (5) その他必要事項

#### 5 物資拠点の確保

被災地内の避難所等へ迅速かつ効率的に物資を輸送するため、町は物資拠点を確保する。

拠点の選定に当たっては、「災害時における救援物資等の緊急輸送及び保管に関する協定」に基づき、公益社団法人山形県トラック協会、山形県倉庫協会に対して物流専門家の派遣を要請し、適宜助言を得ながら、被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物量及び当該輸送拠点施設の規模等を勘案し、最も適切な施設を開設する。

町は、拠点施設を開設した場合には関係機関等に対してその周知徹底を図るものとする。

##### (1) 広域物資輸送拠点

県は、運営責任者等の職員を派遣し、国や他都道府県等から届く支援物資（救援物資）等を受入れ、地域内輸送拠点等へ送り出す広域物資輸送拠点を設置する。

##### (2) 地域内輸送拠点

町は、運営責任者等の職員を派遣し、直接搬入される支援物資や広域物資輸送拠点から届く物資等を受入れ避難所等へ送り出す地域内輸送拠点を設置する。

##### (3) 物資拠点設置の判断

被害の状況や物資需要の規模等によっては、関係機関等と協議の上、広域物資輸送拠点又は地域内輸送拠点のみを設置する場合があることに留意する。

##### (4) 協定に基づく応援要請

県は、あらかじめ締結した協定に基づき、物資拠点の運営に必要な人員及び資機材等について派遣・供給するよう協定締結団体等に要請する。

#### 6 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合の運送業者、物資等の経費等については、災害救助法施行細則及び「県災害救助の手引」の定めるところによる。

#### 7 資料

- |                      |                   |
|----------------------|-------------------|
| (1) 臨時ヘリポート設置基準      | 【資料編 1 - (8) - ②】 |
| (2) 最上町所有車両          | 【資料編 3 - (7)】     |
| (3) 災害対策用臨時ヘリポート指定場所 | 【資料編 3 - (10)】    |
| (4) 主要自動車運送業者        | 【資料編 4 - (5)】     |

## 第10節 道路交通計画

### 1 方針

災害地における交通の混乱を防止するとともに、道路災害等による事故を防止し、災害応急対策に必要な人員、物資及び資機材の輸送のための必要な交通規制等について定めるものとする。

### 2 実施責任者

- (1) 町は、交通規制等の措置に係る関係機関と連絡調整を行うものとする。
- (2) 東北地方整備局山形河川国道事務所、最上総合支庁及び新庄警察署は、相互に連絡をとり、交通の危険を防止し円滑な運営を図るための交通規制を行うものとする。
- (3) 町の担当課は、総務企画課、建設水道課とする。
- (4) 東日本旅客鉄道（株）新庄駅

### 3 実施内容

#### (1) 道路

##### ① 交通状況の把握

##### ア 道路調査

災害が発生した場合、道路管理者及び防災協力事業者、新庄警察署は、直ちに予め定められた緊急輸送ルートの道路、迂回路、橋梁等の損壊、その他の交通の支障の有無の調査を行うものとする。

町道橋梁一覧は、「4資料」のとおりである。

##### イ 交通情報の処理

交通障害が発生した場合は、発生の日時、場所、事由、規模等を各関係機関に直ちに通報するものとする。

##### ② 交通障害場所の交通規制

##### ア 道路管理者の措置

道路管理者は、道路の破損等により交通が危険である場合は、その危険箇所について速やかに通行を禁止又は制限するものとする。

町は、警察署、消防本部、道路啓開に関する業者の協力を得て通行上の障害となる道路上の障害物を除去し、交通路を確保する。

##### イ 新庄警察署の措置

新庄警察署は、道路における危険防止、交通の円滑等を図るため、必要があるときは交通規制を実施するものとする。

警察官は、被災地における道路の混乱を防止し、救急車及び消火活動車両等災害応急対策車両の優先通行及び避難者の安全を確保するため、道路交通法に基づき、速やかに被災地内での一般車両の交通を規制し、又は被災地内への一般車両の流入を規制する。

##### ウ 標識等の設置

交通規制を行ったときは、禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設けるとともに必要がある場合は、適当な迂回道路標識をもって明示し、一般の交通に支障のないように措置するものとする。

## エ 通 知

交通規制を行ったときは、関係機関と相互に緊密な連絡をとり、その周知徹底を図るものとする。

### ③ 交通路の確保

冬期間の暴風雪や水害、土砂災害等による道路輸送網の寸断を想定して、複数路による輸送網の確保と路線の整備に、計画的に日頃から取り組む。

### ④ 緊急輸送車両確保のための交通規制

#### ア 新庄警察署の措置

新庄警察署は、所轄区域内又は隣接若しくは近接県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとした場合に、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするために必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の道路における通行を禁止又は制限する。また、通行の禁止又は制限を行ったときは、直ちに当該区域又は道路の区間その他必要事項を周知するものとする。

#### イ 車両運転者の義務

区域及び道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、車両の運転者は速やかに当該車両を当該区間及び道路の区間外の場所に移動するものとする。それが困難な場合には、当該車両をできる限り道路の左側に沿って駐車する等、緊急通行車両の通行の妨害にならない方法により駐車するものとする。

#### ウ 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。

なお、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣の自衛官及び消防吏員は、自衛隊用緊急通行車両及び消防機関の使用する緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

#### エ 緊急車両の確認

最上総合支庁又は新庄警察署は、車両の使用者の申し出により、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確認するため、標章及び証明書の交付を行うものとする。

#### オ 緊急通行車両

緊急通行車両とは、災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く。）をいう。

## カ 通 知

交通規制を行ったときは、関係機関と相互に緊密な連絡をとり、その周知徹底を図るものとする。

### ⑤ 交通整理隊の編成

災害時において各々の機関単独では交通の安全を確保できない場合、又は特に必要と認める場合は、警察署等関係機関の協議により次の交通整理隊を編成し、交通整理等を実施するものとする。

#### ア 編 成

警察官、交通安全協会、消防団員及びその他の民間協力者により編成する。

イ 所要人員等必要な事項は、その都度決定する。

⑥ 冬期間の風雪による立往生車両への支援

吹風等により、路上に孤立、立往生し、凍死のおそれ等がある場合は、地域をあげて組織的に支援救助するように対処する。

(2) 鉄 道

① 施設の規制

列車運転に直接支障を及ぼす災害が発生した場合は、直ちに列車の停止及び防護を行うものとする。

② 軌道調査及び通報

災害が発生した場合は、直ちに線路、橋梁等関係施設を調査し、発生の日時、場所、事由、規模等を関係機関に速やかに通報するものとする。

4 資 料

(1) 町道橋梁一覧

【資料編 5 - (1)】

## 第11節 道路災害対策計画

### 1 方針

道路上における大規模な交通事故に伴う災害が発生した場合に、迅速に救助救急活動を行うとともに、二次災害の発生等、被害の拡大防止のために、道路管理者、警察署、消防本部等が実施する災害応急活動について定める。

### 2 実施責任者

- (1) 町は、道路災害の措置に係る関係機関と連絡調整を行うものとする。
- (2) 道路管理者、新庄警察署及び最上広域消防本部は、相互に連絡をとり、大規模交通災害が発生した場合の救助救急活動、及び二次災害の発生等の被害拡大防止に活動を行うものとする。
- (3) 町の担当課は、総務企画課、町民税務課、建設水道課とする。

### 3 災害情報等の伝達

大規模な道路災害が発生したときは、次により事故情報等を伝達する。

- (1) 道路管理者、新庄警察署、消防本部のうち通行者からの通報、又は自らのパトロール等により道路災害の発生を覚知した機関は、直ちに関係機関に通報するものとする。
- (2) 町は、事故発生を覚知した場合、被害の状況を調査し、県に報告する。

### 4 活動体制及び広域応援体制の確立

#### (1) 災害対策本部等の設置

町は、事故・災害の状況により、必要に応じ災害対策本部の設置等、必要な体制を確立するとともに、緊密な連携に努める。

#### (2) 広域応援要請

町は、事故・災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できないと認められる場合には、県及び他市町村等に対して応援を要請する。

#### (3) 自衛隊派遣要請

町長は、事故・災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要があると認められる場合には、県に対し自衛隊の災害派遣を要請する。

### 5 応急対策の実施

#### (1) 被害拡大防止措置

道路管理者は二次災害防止のため次の措置を講ずる。

##### ① 通行禁止又は制限

道路管理者は、事故災害等による道路の破損その他の理由により通行が危険であると認められる場合は、区間を定めて管理する道路の通行を禁止又は制限する。

警察官は道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において道路交通法に基づき一般車両の通行禁止等の交通規制を行う。

道路管理者は、道路の通行を禁止した場合、迂回路を確保するなど円滑な道路交通の確保に努める。

##### ② 道路利用者及び一般住民等への広報

町は、道路の通行禁止等の措置を講じた場合は、直ちに警察署、関係機関及び道路交

通情報センター等へ連絡し、報道機関を通じて又は町防災行政無線や緊急速報メール若しくは広報車の利用等により広報を行う。

(2) 消火及び救助に関する措置

- ① 町、消防本部は、救助・救出活動を行うほか、火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- ② 道路管理者は、町等の要請に基づき負傷者等の救助・救出及び消火活動の実施のため、必要な協力を行う。

(3) 危険物の流出等に対する応急対策

危険物の流出が認められるときには、消防本部、警察署及び道路管理者は、流出した危険物の名称、性状及び毒性等の把握に努めるとともに、相互に連携して防除活動に当たるものとする。

① 二次災害の防止

- ア 消防本部は、流出した危険物から発生する可燃性ガス及び有毒ガスの検知を行い、火災、健康被害及び環境汚染等の未然防止に必要な措置を講ずる。
- イ 流出した危険物により飲料水汚染の可能性がある場合は、県及び河川管理者等は水道水取水施設管理機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講ずる。
- ウ 有害物質が河川、公共用水域、地中及び大気中に放出された場合、河川管理者及び保健所等は、必要に応じて環境調査を実施する。

② 住民の安全確保

町及び警察署等は、危険物による被害が周辺に及ぶおそれがある場合は、住民の避難誘導及び火気の使用制限措置を講ずる。

## 第12節 鉄道路災害応急計画

### 1 方針

鉄道事故災害が発生した場合の被害を最小限にとどめ、鉄道の乗客の安全を確保するとともに、輸送の確保を図るため、鉄道事業者が実施する応急対策の方針等について定める。

### 2 実施責任者

- (1) 町の担当課は、総務企画課とする。
- (2) 東日本旅客鉄道(株)新庄駅

### 3 事故情報等の伝達及び広報

#### (1) 関係機関への通報

鉄道事業者は、乗客、乗員及び地域住民等の多数の死傷者の発生、又は土砂災害、雪崩発生及び危険物流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模な鉄道事故が発生した場合は、直ちに次の経路により、被害(人的、施設等)状況、復旧見込み、代替交通手段等について、速やかに関係機関に対して通報する。

このほか、地域住民からの110番、119番通報等により事故発生情報をもたらされる場合があるので、通報を受けた機関は、上記関係機関に迅速かつ確実に情報を伝達する。

#### (2) 広報の実施

鉄道事業者は、正確な情報を迅速に提供して混乱の防止を図るため、被災者の家族等並びに旅客及び一般住民等に対して次により広報を実施する。

##### ① 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報を適切に提供する。

- ア 鉄道災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 災害応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

##### ② 旅客及び一般住民等への広報

報道機関を通じて、又は町防災行政無線や緊急速報メール若しくは広報車の利用等により次の事項についての広報を実施する。

- ア 鉄道災害の状況
- イ 旅客等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 災害応急対策に関する情報
- オ 施設等の復旧状況
- カ 避難の必要性等地域に与える影響
- キ その他必要な事項

### 4 応急活動体制の確立

#### (1) 災害対策本部等の設置

鉄道事業者、警察本部、消防機関、県、町、医療機関その他関係機関は、事故・災害



の状況により、各組織内に災害対策本部等を設置するとともに、必要に応じ、現地に関係機関合同の応急対策の拠点を設置して連絡を密にし、情報の共有及び効率的な応急対策の推進に努める。

(2) 広域応援要請

県及び町は、事故・災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できないと認められる場合には、国、他都道府県及び他市町村等に対して応援を要請する。

(3) 自衛隊派遣要請

鉄道事業者は、事故・災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要があると認められる場合には、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

5 応急対策の実施

(1) 乗客及び公衆等の避難誘導

① 列車内

列車の乗務員は、乗客に対して、速やかに不通の状況、その列車の運行状況及び接続関係等について詳しく案内するとともに、状況に応じて適切な避難誘導に努める。

② 駅構内

事故・災害状況を的確に把握した上で、随時適切な案内放送等を行うとともに、状況に応じて旅客公衆等を安全な避難所に誘導する。

(2) 消火及び救助に関する措置

① 乗務員は、事故・災害等により火災が発生した場合は、速やかに指令及び駅を介して消防機関に通報し、旅客公衆等を安全な避難所に誘導するとともに、延焼拡大防止を図るため、消火体制を整える。

② 事故・災害による火災、建物倒壊及び車両の破損等により負傷者が発生した場合は、速やかに消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な措置を講ずる。

③ 事故・災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合は、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出・救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を運転指令に速報するとともに、警察、消防機関、町、県、医療機関等に協力を依頼する。

(3) 代替交通手段の確保

事故・災害による列車の運転不能線区の輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

① 折り返し運転の実施

② 運転不能線区のバス代行輸送

③ 迂回線区に対する臨時列車の増強等

(4) 応急復旧対策の実施

事故・災害の復旧に当たっては、早期に運転を再開させるため、次により必要な資機材等を確保して応急工事を実施し、その後に本復旧対策を実施する。

① 応急建設機材の運用

復旧作業に必要な応急建設機材については、あらかじめ定めた運用方法・借用方法により適切に確保する。

② 資材の調達

事故・災害時における資材の供給については、事故・災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関係協力会社から緊急調達する。

③ 技術者等の配置

復旧作業に従事する技術者等を適切に配置するとともに、緊急時は関係協力会社に対して技術者等の派遣を要請する。

(5) 気象異常時の対応

① 気象予警報の伝達

山形地方気象台その他の関係機関から気象異常（降雨、降雪、強風等）の予報及び警報の伝達を受けたときは、速やかに関係箇所に対して伝達する。

② 運転規制等の実施

時雨量、連続雨量及び風速等が運転規制基準に達した場合は、その強度により、直ちに列車の速度規制又は運転中止を実施する。

③ 災害警備及び軌道調査

気象異常の情報を受けたとき、又は気象観測機器が異常を検知したときで災害の発生が予測される場合は、線路設備等の警備を実施するとともに、直ちに線路、橋梁等関係施設を調査し、安全確認を行う。

## 第13節 航空機事故応急対策計画

### 1 方針

航空機の墜落等による災害から乗客及び地域住民等を守るために、防災関係機関の初動体制を確立し、被害拡大防止等の応急対策について定めるものとする。

### 2 実施責任者

- (1) 東京航空局山形空港出張所及び庄内空港出張所
- (2) 町は、自らの応急能力では実施が困難な場合、知事又は指定行政機関の長等に対して応援を要請するものとする。
- (3) 町の担当課は、総務企画課とする。
- (4) 県
- (5) 新庄警察署

### 3 実施内容

- (1) 東京航空局山形空港出張所及び庄内空港出張所の措置
  - ① 航空機事故の発生を知ったとき、又は発見者等からの通報を受けたときは、防災機関に通報するとともに、災害を最小限にとどめるよう努めるものとする。
  - ② 航空機災害に係る火災が発生したときは、最上広域消防本部及び町消防団の協力を得て消防活動を実施するものとする。
- (2) 町の措置
  - ① 航空機事故の発生を知ったとき、又は発見者等からの通報を受けたときは、「航空機の捜索救難に関する協定」に基づき、県及び関係機関へ通報するものとする。

伝達すべき内容は、次のとおりとする。

    - ア 事故発生時刻
    - イ 事故発生場所
    - ウ 事故の態様（墜落、胴体着陸、オーバーラン、火災発生の有無等）
    - エ 搭乗人員数及び負傷者の有無並びにその概数
    - オ 機種及び搭載燃料
    - カ 搭載している危険物
    - キ 運航会社名及び便名
  - ② 町内において航空機事故が発生した場合は、町、消防本部、県、県警察・警察署及び医療機関等は、事故の状況等に応じ災害対策本部等を設置し、必要により現地に合同の対策拠点を設置する等、連携を図り迅速かつ的確な応急活動を行う。国の現地災害対策本部が設置された場合は、相互に連携して応急活動に当たる。

防災関係機関及び関係公共団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施するものとする。
  - ③ 死傷者が発生した場合、町立最上病院及び関係医療機関等で医療班を組織し、現場に派遣して応急措置を施した後、予め指定した医療機関に搬送するものとする。
  - ④ 町及び新庄警察署は、事故発生時に必要に応じ、広報車等で避難指示等を行うとともに、県に対し、報道機関に避難指示等の報道を依頼する。
- (3) 新庄警察署の措置  
航空機事故が発生し、又は発生するおそれがある場合は、次の措置を講ずるものとする。

る。

- ① 情報収集、伝達、広報活動及び被害実態の把握を行うものとする。
- ② 被害地、避難所等、危険箇所等の警戒及び避難路等の確保並びに被害者等の救出救護を行うものとする。
- ③ 交通秩序及び通信の確保等を行うほか、関係機関による災害救助及び復旧活動に協力するものとする。

#### (4) 広報活動

- ① 広報活動を行うに当たって町は、県、他市町村、県警察、航空会社、防災関係機関及び報道関係機関等は連絡、調整を密にし、被害状況、応急対策及び避難指示等の情報を的確、迅速に伝えるように努める。
- ② 乗客の家族等への情報提供は、航空災害に関わる航空会社が迅速に行う。
- ③ 町は、県及び航空会社等と連携し、航空災害の状況、安否情報、施設の被災状況、復旧状況、運行状況等、ニーズに応じた情報の広報を行う。

#### 4 応援協力関係

町は災害の規模が大きく町で対処できない場合は、相互応援協定に基づき他市町村に応援を要請するものとする。

さらに消防力を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣を依頼するとともに資機材の確保について応援を要請するものとする。

## 第 14 節 大規模土砂災害対策計画

### 1 計画の概要

土砂災害防止法に基づく重大な土砂災害の急迫した危険がある場合において、土砂災害から住民等の生命及び身体を保護するために、県、国土交通省、町が実施する大規模土砂災害対策について定める。

### 2 実施責任者

- (1) 町の担当課は、総務企画課、建設水道課とする。
- (2) 最上町消防団、最上広域消防本部
- (3) 県
- (4) 国土交通省

### 3 緊急調査

県及び国土交通省は、大規模土砂災害現象の発生を覚知した場合は速やかに現地を確認し、下表に示す重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況があると認められるときは、緊急調査に着手するものとする。

緊急調査は、重大な土砂災害が想定される区域及び時期を明らかにするための調査を実施する。

重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況

重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況		緊急調査 実施機関
項 目	内 容	
河道閉塞による 湛水を発生原因 とする土石流	河道閉塞の高さがおおむね 20m 以上ある場合 おおむね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
河道閉塞による 湛水	河道閉塞の高さがおおむね 20m 以上ある場合 おおむね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
火山噴火に起因 する土石流	河川勾配が 10 度以上である区域のおおむね 5 割以上に 1 cm 以上の降灰等が堆積した場合 おおむね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
地すべり	地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広 がりつつある場合 おおむね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合	県

### 4 土砂災害緊急情報

県又は国土交通省は、法第 60 条第 1 項及び第 6 項の規定による避難情報の発令の判断に資する情報として、緊急調査によって得られた情報（土砂災害緊急情報）を県にあっては町に、国土交通省にあっては県及び町に通知するとともに、報道機関及びそれぞれのホームページ等により一般に周知するものとする。

また、県及び国土交通省は、町が適切な避難判断を行うことができるよう、判断基準の設定について助言等を行う。

町は、県又は国土交通省からの土砂災害緊急情報を受け、法第 60 条第 1 項及び第 6 項の規定による避難情報を適切に発令し、住民等が速やかに避難できるようにするため、事前に避難判断基準の設定や指定避難所等を示したハザードマップの作成、住民等への伝達方法など、警戒避難体制を整備する。

## 5 避難情報の判断基準に基づいた避難情報の発令

土砂災害の発生するおそれのある場合は、本編第1章第6節「避難確保計画」に定めるところによる避難情報の判断基準に基づき、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令する。避難指示等の避難情報の発令に当たっては、気象予測や土砂災害警戒情報等の情報を含めて総合的に判断する。

避難情報の伝達は、町防災行政無線、広報車、サイレン、警鐘、テレビ・ラジオ、緊急速報メール及び職員・消防団員による巡回等により町民へ伝達する。その場合、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意し、日本放送協会その他報道機関や自主防災組織の協力を得るなどあらゆる手段を活用し、その内容の周知徹底を図る。

## 第15節 ライフライン供給計画

### 1 方針

災害発生時に電力、電話、高圧ガス取扱施設及び水道施設を防護し、これらの供給を円滑に実施するための応急措置について定めるものとする。

### 2 実施責任者

- (1) 電力関係 ----- 東北電力ネットワーク(株)新庄電力センター
- (2) 電信電話関係 ----- 東日本電信電話(株)山形支店
- (3) 高圧ガス関係 ----- 高圧ガス取扱業者
- (4) 水道関係 ----- 町長(水道事業管理者)及び建設水道課

### 3 実施内容

#### (1) 水道

応急措置については、(社)日本水道協会編「水道維持管理指針」の地震対策、渇水対策を基本とするものとする。

##### ① 災害時における応急措置

ア 災害が発生した場合は、取水、導水、浄水及び送配水施設の防護に全力をあげ、給水不能の範囲をできるだけ少なくするものとする。

イ 取水、導水、浄水及び送配水施設が破壊し、給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他の系統で全能力をあげて給水するとともに、施設の速やかな復旧を図るものとする。

ウ 災害時において速やかな復旧と指定避難所等への給水を早急に確保するため、町水道指定業者の出動体制を確立するものとする。

最上町指定水道工事業者は、「4資料」のとおりである。

##### ② 災害時における飲料水の衛生保持

施設が破壊された時は、破壊箇所からの有害物等が混入しないように処置し、臨時応急給水に用する飲料水については、衛生上の処置に万全を期して供給するものとする。

##### ③ 応援協力関係

町は、応急工事の実施が困難な場合は、県又は他市町村へ応急工事の実施について応援要請するものとする。

#### (2) 電力

電力供給施設の被害を早期に復旧するために、町は、電気事業者(東北電力株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社)が実施する災害応急対策及び復旧対策に協力する。

##### ① 活動体制の確立

災害が発生した場合は防災体制に入ることを発令し、速やかに災害対策組織を設置し、迅速かつ適切な応急活動を実施する。

##### ② 被災状況の把握及び広報

###### ア 被災情報の収集、連絡

災害が発生した場合は、電力施設等の被害、停電による影響、気象情報その他災害に関する情報を迅速かつ的確に把握し、災害対策組織に集約するとともに、関係機関へ連絡する。また、必要に応じて、県又は町の災害対策本部に連絡員を派遣し、

被災情報や応急対策実施状況等に関する情報の交換を行う。

イ 広報活動

停電による社会不安の除去、公衆感電事故及び電気火災防止のため、電力施設被害状況及び復旧状況について、インターネット・テレビ・ラジオや新聞等の媒体により広報活動を行う。

③ 応急対策

ア 復旧資材の確保

災害対策組織は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達の必要な資材は、可及的速やかに確保する。

イ 危険予防措置

電気の供給は、原則として災害発生時にも継続するが、二次災害の危険が予想され、県、町及び新庄警察署等から要請があった場合は、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

ウ 電力の広域融通

電力需給に著しい不均衡が生じ、その緩和が必要である場合は、各電力会社と締結した融通電力需給契約等に基づき、電力の緊急融通を行う。

エ 応急工事

災害に伴う応急工事は、恒久的復旧工事との関連や緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。緊急復旧を要する箇所は、電源車等を配備して、早期に送電を行う。

④ 復旧対策

町は、大規模停電発生後直ちに、あらかじめリスト化した病院等の人命にかかわる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、早急に復旧計画を立てる。

(3) 電気通信

① 災害時における応急措置

ア 災害が発生した場合は、被災地等の情報の収集伝達、応急施策及び復旧計画等の総合的体制の確立を図るものとする。

イ 被災施設の応急対策を迅速に実施するため、東日本電信電話（株）山形支店非常災害対策要領等に基づき、必要な要員及び資機材を確保するなどして、復旧に努めるものとする。

ウ 復旧回線の順位は次表のとおりとする。

復旧順位	対象機関等
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しない機関

エ 通信の利用制限

通信の疎通が著しく困難となった場合は、加入電話利用規定等に基づく非常通話



等を他の通信に優先して取扱い、災害時における非常通信の確保を図るものとする。  
オ 災害が発生した場合、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安解消に努める。

#### (4) 高圧ガス

##### ① 災害時における応急措置

各供給先における被災状況を速やかに調査点検し、容器、供給設備及び消費設備への応急措置を実施するものとする。

##### ② 災害時における保安の確保

ガス設備が火災等により危険な状態になった場合は、容器を撤去し、爆発、流失等のない安全な場所へ一時保管するものとする。

##### ③ 通報及び報告

新庄警察署及び最上広域消防本部へ災害発生を直ちに通報するとともに、必要があるときは、付近の住民に避難するよう警告するものとする。

##### ④ 応援協力関係

高圧ガス取扱事業者は、応急措置の実施が困難な場合は、他の販売事業者、一般社団法人山形県LPガス協会及び山形県高圧ガス地域防災協議会に応援を要請し、又は県に要員の確保について応援を要請するものとする。

## 4 資料

### (1) 最上町指定水道工事業者

【資料編 4 - (4)】

## 第16節 危険物等施設災害応急計画

### 1 方針

危険物施設等から火災・爆発等の災害が発生した場合の、応急保安対策について定めるものとする。

### 2 実施責任者

(1) 危険物、高圧ガスの施設の所有者又は管理者は、災害時における危険物等の保安措置を講ずるものとする。

町内の危険物貯蔵施設取扱業者及び高圧ガス取扱業者は「5資料」のとおりである。

(2) 危険物施設等の所有者又は管理者並びに町及び最上広域消防本部は、災害時における危険物等による災害防止のために必要な応急措置を講ずるものとする。

(3) 町の担当課は、総務企画課及び町民税務課とする。

### 3 実施内容

#### (1) 危険物の応急措置

##### ① 危険物貯蔵・取扱業者の対応

ア 危険物等取扱事業所は、災害発生時には、危険物等の取扱作業を中止し、設備の緊急停止を行うとともに、直ちに応急点検を実施する。また、危険物施設等に損傷等異常が発見されたときは、当該施設を補修し又は危険物等の除去を行う等適切な措置を行う。

イ 最上広域消防本部及び新庄警察署へ直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう勧告するものとする。

ウ 危険物等により災害が発生した場合には、自衛消防隊その他の要員により、消火剤、オイルフェンス、吸着剤及び油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を実施するとともに、必要に応じて他の関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施するものとする。

エ 危険物の移動中に災害が発生した場合は、直ちに応急措置を講じて住民に対し避難等の警告を行うとともに、最上広域消防本部に通報するものとする。

##### ② 町及び最上広域消防本部の対応

ア 被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがある場合は、地域住民の安全を図るため、施設関係者や関係機関と連絡をとり、立入禁止区域の設定をするとともに、住民への広報や避難のための立退きの指示を行う。

イ 火災の防ぎよは、消防団及び最上広域消防本部がその消防力を有効に活用して実施し、特に火災の規模並びに危険物の種類により、消火用薬剤の収集、化学車の出動により対応するものとする。

ウ 漏油した場所については、土のう、土砂等により流出の拡大を防止するとともに、周辺の火気の使用を制限し、警戒区域にはロープ等で区画し係員を配置するものとする。

エ 流出、転倒及び浮上したタンク等については、使用の停止を命じ危険物の排除作業を実施させる。

## (2) 高圧ガス

### ① 高圧ガス取扱業者の対応

ア 既存施設、高圧ガス貯蔵施設又は充填容器等が危険な状態になったときは、直ちにガス漏れ遮断等の応急の措置を講ずるとともに、充填容器等を安全な場所に移動して、この作業に必要な作業員のほかは避難させるものとする。

イ 災害の規模が拡大するおそれがある場合は、必要に応じて従業員又は付近の住民に避難するよう警告するとともに、関係機関に連絡するものとする。

ウ 高圧ガス輸送車の運転者は、移送中に災害が発生した場合には、直ちに安全な場所に車両を移動させるとともに、必要に応じて防災関係機関に通報する。また、車両に損傷を受ける等により高圧ガスが漏れ出した場合は、直ちにガス漏れを遮断する等の措置を講じ、付近の住民等に避難の勧告を行うとともに、山形県高圧ガス地域防災協議会及び防災関係機関に通報する。

### ② 一般消費者における容器等の措置

一般消費者は、容器等に係るガス漏れ等の事故が発生した場合は、速やかに販売事業者又は保安機関に連絡するとともに、必要に応じて消防機関に通報し、付近住民が火気等を使用しないよう呼びかける。

## (3) 危険物等流出応急対策

河川等に大量の危険物が流出又は漏れ出した場合は、次により迅速かつ適切に被害の防止に努める。

① 事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、速やかに町、最上広域消防本部、県警察・新庄警察署及び河川管理者等関係機関に通報又は連絡する。

② 防災関係機関、事業者及び危険物等取扱者は、それぞれの業務又は作業について、相互に密接に連絡をとり、次の防除対策が迅速かつ的確に実施できるよう協力する。

ア 危険物等の拡散を防止するため、オイルフェンス、むしろ、柵及び木材等の応急資機材を展張する。

イ オイルフェンス等により流出範囲を縮小した危険物等を、吸引ポンプ等により吸い上げ又は汲み取るとともに、必要により化学処理剤により処理する。

ウ 流出した危険物等から発生する可燃性ガスの検知を行い、火災の発生や健康及び環境への被害を未然に防止するため、必要な措置を講じる。

③ 飲料水汚染の可能性がある場合は、県及び河川管理者は、被害のおそれのある水道用水取水施設管理者に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講じる。

④ 有害物質等が河川等の公共用水域に流出若しくは地下に浸透又は大気中に放出された場合は、河川管理者及び最上総合支庁等は、原因者の究明、原因者の措置状況の確認、原因者の指導のほか、必要に応じて環境モニタリング調査を実施するとともに、その結果を関係機関に速やかに通報し、防除対策の実施に資する。

## 4 応援協力関係

防災関係機関及び関係事業所等は、町及び災害発生事業所から応援の要請を受けた場合は、積極的に協力するものとする。

## 5 資料

### (1) 高圧ガス取扱業者

【資料編 4 - (3)】

## 第17節 通信計画

### 1 方針

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合における気象予警報等の伝達、災害情報の収集、その他災害応急措置等の通信手段について定めるものとする。

### 2 実施責任者

- (1) 町は、関係機関の協力を得て、災害に関する通信手段を確保するものとする。
- (2) 町の担当課は、総務企画課とする。

### 3 実施内容

#### (1) 電気通信事業用通信施設の優先利用

町は、災害時の警報等の伝達、情報の収集を迅速に行うため、一次的には一般加入電話の通常の手続きにより通信を確保するものとするが、設備の被害その他により一般加入電話の利用が制限される場合は、非常緊急電話により通信の優先利用を図るものとする。

##### ① 非常通話

天災その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合、次に掲げる事項を内容とする各関係機関相互の市外電話は、すべての通話に優先して接続されるものとする。

申込に当たっては、東日本電信電話（株）山形支店の承認を得た非常緊急通話用電話から申し込むものとする。

ア 気象、水象、地象又は地動の観測の報告、若しくは警報を内容とする通話

イ 洪水が発生し、又は発生するおそれのある旨の通話、若しくはその警戒、予防に関する通話

ウ 災害の予防、又は救援に関する通話

エ 鉄道、その他の交通施設の災害予防、又は復旧その他輸送の確保に関する通話

オ 通信施設の災害予防又は復旧その他通信の確保に関する通話

カ 電力設備の災害予防又は復旧その他電力の供給に関する通話

キ 秩序の維持に関する通話

ク 災害が発生し、又は発生することを知った者が、その災害予防、救援に関して直接関係ある機関に対して行う通話

##### ② 緊急通話

緊急の場合、次に掲げる事項を知り得た者からの通報又は各関係機関相互の通話は一般通話に優先して接続されるものとする。

申込に当たっては、東日本電信電話（株）山形支店の承認を得た非常緊急通話用電話から申し込むものとする。

ア 火災、集団的疫病及び交通機関の重大な事故、その他これに準ずると認められる緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるその予防、救護及び復旧等に関する通話

イ 天災事変その他の災害における報道に関する通話

##### ③ 非常電報

天災その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、非常通話に準ず

る事項を内容とする電報は、予め東日本電信電話（株）山形支店と事前に協議した発信方法等によるものとする。

(2) 無線電話の利用

① 県防災行政無線の活用

町は、県及び最上広域消防本部等の防災関係機関相互を有機的に結ぶため、県防災行政無線設備を活用して災害情報等の応急通信の確保に当たるものとする。

② 孤立防止用無線の活用

災害により電話線が切断する等の被害を受けた場合、又は電話回線が故障した場合は、孤立防止用無線電話を活用して災害情報等の応急通信の確保に当たるものとする。

(3) 防災関係機関の通信設備利用

町は、他機関の専用設備の利用については、各機関に要請するものとする。

〈通信依頼機関〉

通 信 依 頼 先	住 所	依 頼 責 任 者
新庄警察署	新庄市五日町589	防災主管課長
最上広域消防本部	新庄市金沢1279-1	
東日本旅客鉄道（株）新庄駅	新庄市多門町1-1	
東北電力ネットワーク（株）新庄電力センター	新庄市大手町1-20	

(4) アマチュア無線の活用

町は、必要に応じてアマチュア無線の開局者に通信を依頼し活用するものとする。

(5) 伝送路の多ルート化・関連装置の二重化

町は、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進に努める。特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害時における輻輳の回避に留意しつつ、国、県及び町等を通じた一体的な整備を図る。

(6) 最新の情報通信関連技術の導入

町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

(7) 住民への情報の伝達

住民への情報伝達については、第3編第1章第5節「災害広報・報道」に定めるところによるものとする。

(8) 通信機器の応急調達

町の防災関係機関は、災害時に利用する通信機器が不足する場合は、東北総合通信局及び電気通信事業者に通信機器の貸与等を依頼する。また、災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源（移動電源車）について、必要に応じ、東北総合通信局に貸与を要請する。

## 第 18 節 農林業災害応急計画

### 1 方針

災害により、農作物等の被害、農業用施設の損壊のほか、畜産飼料の不入荷による家畜被害、燃料、電気の途絶によるハウス作物被害といった間接的な被害が予想される。このため、町は各関係機関と相互に連携を保ちながら、被害を最小限に食い止めるため、的確な対応を行うものとする。

### 2 実施責任者

- (1) 町は、農産業の応急対策を実施するものとする。
- (2) 町の担当課は農林振興課とする。
- (3) 最上町土地改良区、もがみ中央農業協同組合及び最上広域森林組合はその属する農産業の応急対策を実施するものとする。
- (4) 県
- (5) 東北農政局、東北森林管理局山形森林管理署最上支署

### 3 実施内容

#### (1) 被害状況の把握

町は、もがみ中央農業協同組合、最上広域森林組合及び県等と相互に連携し、国の関係機関の協力を得て、山形県農林水産業被害報告とりまとめ要領に基づき、被害状況を把握するとともに、被害状況を県に報告する。

#### (2) 農地及び農業用施設に対する応急措置

##### ① 農地

町及び関係機関又は最上町土地改良区等の関係団体は、河川の氾濫により、農地に冠水した場合は、ポンプ排水等により湛水排除を図るものとする。

##### ② ため池

町及び最上町土地改良区は、ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがある場合は、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは、取水導管を解放し下流への影響を考慮の上、水位の低下に努めるものとする。

##### ③ その他農業用施設

町及び最上町土地改良区は、排水機場、用排水路、頭首工等の農業用施設の保全について、応急工事の実施等適切な措置を行うものとする。

#### (3) 農作物に対する応急措置

##### ① 活動体制の確立

町は、農業関係機関団体と協議し、必要に応じて冷干害対策本部及び農作物病害虫防除対策本部等を設置し、災害の予防及び拡大防止に努めるものとする。

##### ② 災害対策技術の指導

町は、県及び関係機関・団体と連携を図り、災害時における応急対策の技術指導を行うものとする。

##### ③ 種子、農薬品、肥料等の確保

ア 水稻種子粃、野菜種子等の確保は、県又は関係機関・団体において購入斡旋するものとする。

イ 農薬、肥料は関係機関・団体において購入斡旋を行うものとする。

④ 病虫害の駆除

町は、県及び関係機関・団体と連携を図り対策を検討し、病虫害の異常発生又はそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るものとする。

(4) 家畜に対する応急措置

① 活動体制の確立

町は、災害対策本部活動要領に定めるもののほか、農業関係機関・団体と協議し、必要に応じ防災活動の措置を講じ災害の拡大防止に努めるものとする。

② 集中飼育施設の確保

町は、県及び畜産関係団体の協力を得て、集中飼育施設及び責任者の確保について地域の実情に応じた管理指導を行うものとする。

③ 飼料の確保

町は、被災地の畜産農家に対し、県及び畜産関係団体の協力を得て、飼料作物等自給飼料について指導し、飼料不足がひっ迫している場合は、県及び関係機関に飼料の売り渡し等について要請するものとする。

④ 家畜の防疫

町は、各種家畜伝染病の発生のおそれがある場合、関係機関・団体の協力を得て、必要に応じ、家畜等の消毒、予防注射等を実施し、また伝染病が発生した場合は、家畜等の移動を制限する等、まん延防止のための措置を講ずるものとする。

(5) 林産物に対する応急措置

町及び最上広域森林組合は、被害の実態に応じて必要な林業技術対策を計画して、技術指導を行う。

① 被害対策技術の指導

町及び最上広域森林組合は、種苗木生産者、森林所有者に対して被災苗林、被害森林、林産物等の災害応急措置の技術指導を行うものとする。

② 風倒木の処理指導

町及び最上広域森林組合は、風倒木の円滑な搬出方法の技術指導を森林所有者に行うものとする。

③ 森林病虫害の防除

町及び最上広域森林組合は、森林病虫害の防除活動の技術指導を森林所有者に行うものとする。

4 応援協力関係

農業用施設に対する応急措置

(1) 町及び最上町土地改良区は、湛水排除の実施が困難な場合、県を通じ東北農政局へ移動用ポンプの貸与を依頼するものとする。

(2) 町は、用排水路等について応急工事の実施が困難な場合、県に対し要員及び資材の確保について応援を要請するものとする。

## 第19節 食料供給計画

### 1 方針

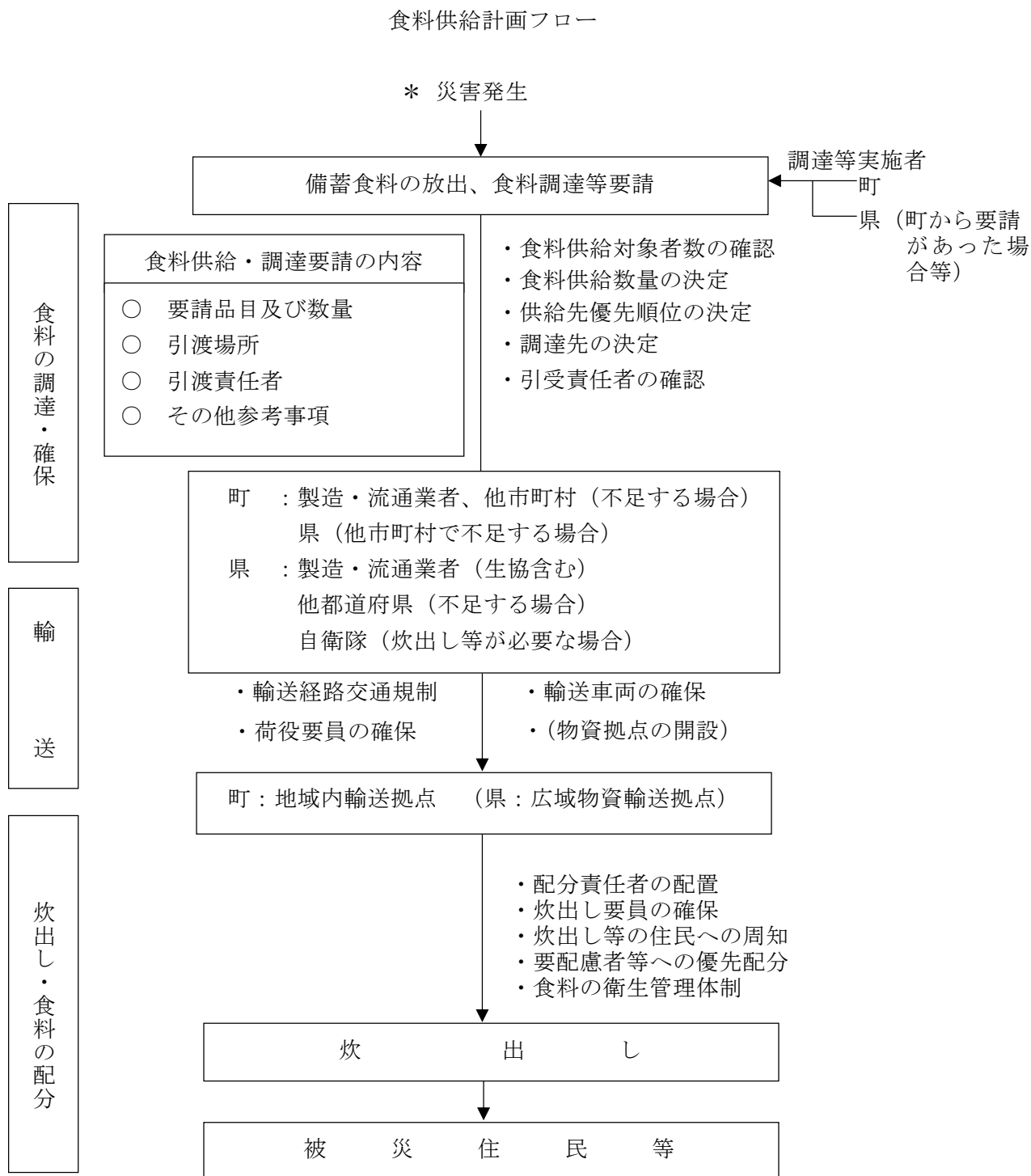
災害時において、食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障が生じ、又は支障が生ずるおそれのある場合において、これらの事態を救助するために行う炊出し、その他による食品の給与の方法について定めるものとする。

### 2 実施責任者

- (1) 町は、もがみ南部商工会、もがみ中央農業協同組合最上支店等の協力を得て、罹災者に対する食料の応急供給及び調達を行うものとする。
- (2) 町の担当課は、農林振興課、商工観光課とする。
- (3) 県（災害救助法が適用された場合）



### 3 食料供給計画フロー



### 4 実施内容

#### (1) 食料の調達

町は食料供給対象者数を確認し食料供給数量を決定した後、備蓄食料の放出を行うとともに、不足する場合はあらかじめ優先供給に関する協定を締結している製造・流通関係業者等からの調達を実施する。

① 調達担当

調達担当課は、農林振興課とする。

② 調達方法

予めもがみ南部商工会、もがみ中央農業協同組合等の協力を得て、罹災者に対し食料の応急供給を実施するものとする。

③ 調達物資の集積場所

施設名	住所	TEL	備考
最上町ふれあいの里 ゲートボールセンター	最上町大字富沢4467-1	45-2033	救援物資集積所と兼用
最上町立中央公民館	最上町大字向町674	43-2350	救援物資集積所と兼用

④ 調達食料品目例

指定避難所等の設置状況や要配慮者等を考慮し、次の品目を参考に調達する。また、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じ可能な限り調達する。

ア 弁当、米穀、アルファ化米、食パン、麺類（即席麺・そば・乾うどん）、飯缶、乾パン

イ 乳幼児ミルク、牛乳

ウ 副食品（缶詰・漬物・佃煮・野菜）、調味料（味噌・醤油・塩・砂糖）

(2) 地域内輸送拠点の開設

必要に応じて地域内輸送拠点を速やかに開設し、食料の輸送体制を確保する。

(3) 食料の給与

① 給与担当課は、農林振興課及び商工観光課とする。

② 給与対象者

食料を給与する対象者は概ね次のとおりとする。

ア 指定避難所に避難している者

イ 住家の被災等により炊事のできない者

ウ 食料品を喪失し、給与の必要があると認められる者

エ 災害応急対策従事者

オ 車中泊等、指定避難所外に避難している者

③ 給与期間

災害発生の日から原則として7日以内とする。

④ 費用

炊出し等に要する費用、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ原則としてその額を超えない範囲とする。

⑤ 食品給与算出品目

ア 主食費（米穀、アルファ化米、乾パン、パン、うどん、乳児用ミルク等）

イ 副食費（味噌、醤油、塩等）

ウ 燃料

エ 雑費（はし、茶碗等）

⑥ 給与方法

ア 食料の給与は、応急的にアルファ化米やパン類等調理の不要なものをもって行い、実態を勘案して米飯の炊出し等を行うものとする。

イ 炊出しの場所は指定避難所等に近い公共施設等で実施するものとする。このほか、状況に応じ学校給食施設等へ依頼する。

ウ 炊出しは必要に応じ、町内会、自主防災組織、女性団体等に協力を求めるものとする。

エ 必要に応じ、乳児等に対する給与も実施するものとする。

オ 炊出し実施場所

実施場所	炊出し対象区域	備考
旧赤倉小学校	全 町	赤 倉 地 区
生活改善センター	〃	富 沢 地 区
給食センター	〃	向 町 地 区
大堀基幹集落センター	〃	大 堀 地 区
旧瀬見小学校	〃	瀬 見 地 区

## 5 応援協力関係

町は、自ら炊出しその他による食料の給与の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ炊出し、その他による食料の給与の実施又はこれに要する要員及び食料について応援を要請するものとする。

(1) 山形県市町村広域応援協定に基づき、被災市町村応援調整市を通じて応援要請を行う。

(2) 応援要請する際は、次の事項を明示する。

① 食料の応援要請

品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項等

② 炊出し用具等の応援要請

人員、器具、数量、期間、場所、その他参考となる事項

(3) 被害が広範囲に及び市町村間の応援が困難な場合、又は市町村間の応援だけでは不足が見込まれる場合、町は県に対して必要な食料の供給応援要請を行う。

(4) 町は、国によるプッシュ型支援に際し、必要な情報について可能な限り国に提供することとし、要請に基づく支援（プル型支援）へ早期に切り替えるよう避難者数、ニーズ等の情報収集を行うこととする。

## 6 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合の炊出しその他による食料の給与の対象者、期間、経費等については、県災害救助法施行細則及び「県災害救助の手引き」の定めるところによる。

## 第20節 給水施設応急対策計画

### 1 方針

災害時には、ライフラインの復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、多数の避難者が予想され、指定避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する応急対策について定めるものとする。

### 2 実施責任者

- (1) 町は、罹災者に対する飲料水の供給を行うものとする。
- (2) 町の担当課は建設水道課とする。
- (3) 県（災害救助法が適用された場合）

### 3 実施内容

#### (1) 被災状況の把握

町は、次により迅速かつ的確に上水道施設等の被災状況を把握する。

- ① 遠隔監視システム等による運転状況の把握
- ② 職員等の巡視点検による被災状況の把握
- ③ 住民からの通報による、配水管や給水管等の漏水又は断水等被災状況の把握

#### (2) 緊急対策

被害の拡大と二次災害を防止するため、次により緊急対策を実施する。

##### ① 二次災害の防止策

- ア 水源地・配水池等で火災が発生した場合、速やかに消防活動を行う。
- イ 塩素水等の薬品及び水質分析用薬品等の漏出防止対策を講ずる。
- ウ 緊急遮断弁を全閉し、配水池で浄水を確保する。

##### ② 被害発生地区の分離

被害状況の情報収集により、被害が少なく継続して給水が可能な地区と、被害が大きく継続給水不可能な地区を選別し、制水弁の開閉により配水区域を切り離し、配水池で浄水の漏出防止を図る。

#### (3) 飲料水の確保

- ① 現在の下水道施設の複数水源化体制により飲料水を確保するものとする。給水する飲料水の残留塩素濃度を測定し、残留塩素が確保されていない場合は、簡易型滅菌設備又は塩素滅菌剤等により滅菌を徹底したうえで応急給水する。

#### 水源施設

NO	区分	水源名	所在地	給水量
1	上水道	立小路地区	富沢2029-25	1,294m <sup>3</sup> /日
2	〃	東法田水源	東法田785-2	946m <sup>3</sup> /日
3	〃	赤倉水源	富沢963-7	847m <sup>3</sup> /日
4	〃	新田水源	富沢地内	164m <sup>3</sup> /日
5	〃	萱場水源	月楯地内	108m <sup>3</sup> /日
6	〃	野頭水源	法田58-1	807m <sup>3</sup> /日
7	〃	薬師原水源	志茂925-139	1,386m <sup>3</sup> /日

NO	区 分	水 源 名	所 在 地	給 水 量
8	〃	横川水源	法田2,560先	49m <sup>3</sup> /日
9	〃	前森水源	前森地内	44m <sup>3</sup> /日
10	〃	前森飲供水源	前森地内	18m <sup>3</sup> /日
11	堺田小規模水道	堺田水源	堺田地内	21m <sup>3</sup> /日

- ② 水源が給水不能になった場合は、汚染の少ないと思われる井戸水等の源水をろ過消毒し供給するものとする。
- ③ 飲料水が汚染したと認められるときは、保健所等の水質検査を受け、ろ過器等により浄水し、薬品により滅菌して供給するものとする。
- ④ 区域内の井戸水等の水道水源以外の水及び雨水等に滅菌剤を添加した水を、生活用水に利用する。
- (4) 給水用資機材の調達  
給水車、給水タンク等の給水資機材の調達は、地域内の関係業者に予め協議し、必要数量を確保するものとする。  
町指定の水道工事業者は「8資料」のとおりである。
- (5) 給水方法等
- ① 給水対象者  
被害を受け、現に飲料水を得ることができない罹災者
- ② 給水目標  
1人1日最低3リットルとする。
- ③ 給水期間  
災害発生の日から原則として7日以内とする。
- ④ 費用  
給水に要する費用の範囲、額等は災害救助法が適用された場合に準じ、原則としてその額を超えない範囲とする。
- ⑤ 給水順序  
医療機関、給食施設、社会福祉施設等の緊急性の高いところを優先するものとする。
- ⑥ 給水方法  
指定避難所等の拠点給水を中心に行い、災害の状況に応じ運搬給水も実施する。
- ア 拠点給水  
貯水槽及び指定避難所に給水施設を設置して給水を行う。また、緊急代替水源等には浄水装置等を稼働させ、給水基地を設営して給水する。
- イ 運搬給水  
給水車、給水タンク搭載車等により飲料水を被災地に運搬し、給水する。
- ウ 仮設給水  
応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置して給水する。
- エ 備蓄飲料水の供与  
町は、備蓄飲料水を指定避難所等において供与する。
- (6) 要配慮者に対する配慮  
高齢者等の要配慮者への給水に当たっては、ボランティア活動や住民相互の協力を得て、優先的な応急給水ができるよう配慮する。

#### 4 給水施設の応急復旧

町は、応急復旧の優先順位を明確にし、衛生対策や積雪期の対応等に十分配慮して、関係機関と連絡調整を図りながら、次により迅速に応急復旧を行う。

##### (1) 応急復旧計画の準備

- ① 応急復旧用図面、配水管図面及び応急復旧マニュアル等の準備
- ② 復旧用資機材の調達

##### (2) 応急復旧範囲の設定

町による応急復旧は、災害救助法が適用された場合を除き、配水管までを原則とし、給水装置の復旧は所有者が行う。

##### (3) 復旧作業手順

原則として取水施設、導水施設及び浄水施設を最優先に復旧し、次に送水管、配水管及び給水装置の順に作業を進める。

##### (4) 優先順位

医療施設、社会福祉施設、指定避難所及び応急給水拠点等の復旧作業を優先的に行う。

##### (5) 積雪期への配慮

積雪期の応急復旧作業には除雪作業が必要となるため、除雪要員を確保するとともに、道路管理者等の関係機関と連絡調整を行う。

##### (6) 応急復旧後の衛生確保

応急復旧後の通水に当たっては、飲料水の残留塩素濃度を測定し、基準値以上になるよう減菌を徹底する。

##### (7) ライフライン関係機関相互の情報交換

電気、ガス及び下水道等ライフライン施設の管理者間で、相互に被害状況及び復旧状況を情報交換し、総合的に応急復旧計画を策定する。特に、ガスの復旧に伴い水道水の需要が高まるため、復旧計画の策定に当たっては、ガスの復旧状況に十分配慮する。

#### 5 住民への広報

町は、住民に対し、断減水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し及び飲料水の衛生対策等について広報車、広報紙等を利用して広報し、住民の不安の解消に努める。

##### (1) 被災直後の広報

- ① 町が主体となり、局地的な断減水の状況、応急給水計画及び飲料水の衛生対策等の情報をチラシ、掲示板及び広報車等により迅速に広報する。
- ② ラジオ、テレビ等の報道機関の協力を得て、多元的に広報するよう努める。

##### (2) 長期的復旧計画の広報

町は、長期的かつ広域的な復旧計画等の情報を広報紙、報道機関及びインターネット等を利用して広報する。

##### (3) 情報連絡体制の確立

町及び県は、被害状況、応援要請及び住民への広報等について密接な連絡調整を図るため、相互の連絡体制を確立する。

#### 6 応援協力関係

(1) 町は、応急給水の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ給水の実施、又はこれに要する要員及び給水資材について応援を要請するものとする。

(2) 町は、応急給水の実施が困難な場合は、「水道施設の災害に伴う相互応援計画」に基づ

き対処するものとし、必要に応じて、相互応援締結自治体へ給水の実施、又はこれに要する要員及び給水資機材について応援を要請するものとする。

(3) 町は関係機関と連絡調整を図り、必要に応じて公益社団法人日本水道協会山形県支部（以下「日水協県支部」という）の「災害時相互応援協定」（以下「応援協定」という）に基づき、次により、関係機関に要員及び応急対策用資機材の応援を要請し、応急体制を組織する。

- ① 動員計画に基づき、迅速に職員を動員する。職員自身が被災する場合もあるため他部局の職員も動員し、必要な職員数の確保に努める。
- ② 町のみでは給水及び復旧活動が困難な場合は、応援協定に基づき、日水協県支部に対し人員及び資機材の応援要請を行う。
- ③ 応援部隊等を的確に指揮できる体制を確立する。
- ④ 応援協定で定めている応援者の受入体制の確立に努める。
- ⑤ 必要な場合は、災害に伴う応援協定締結業者等に応援協力を依頼する。

## 7 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合は、県災害救助法施行細則及び「県災害救助の手引き」の定めるところによる。

## 8 資 料

- (1) 日本水道協会山形県支部「災害時相互応援協定」 【資料編 1 - (8) - ④】
- (2) 最上町給水用機材保有状況 【資料編 3 - (8)】
- (3) 最上町指定水道工事業者 【資料編 4 - (4)】

## 第21節 生活必需品等物資供給計画

### 1 方針

罹災者の生活を確保するため必要な物資、生活必需品及びその他の物資の供給方法について定めるものとする。

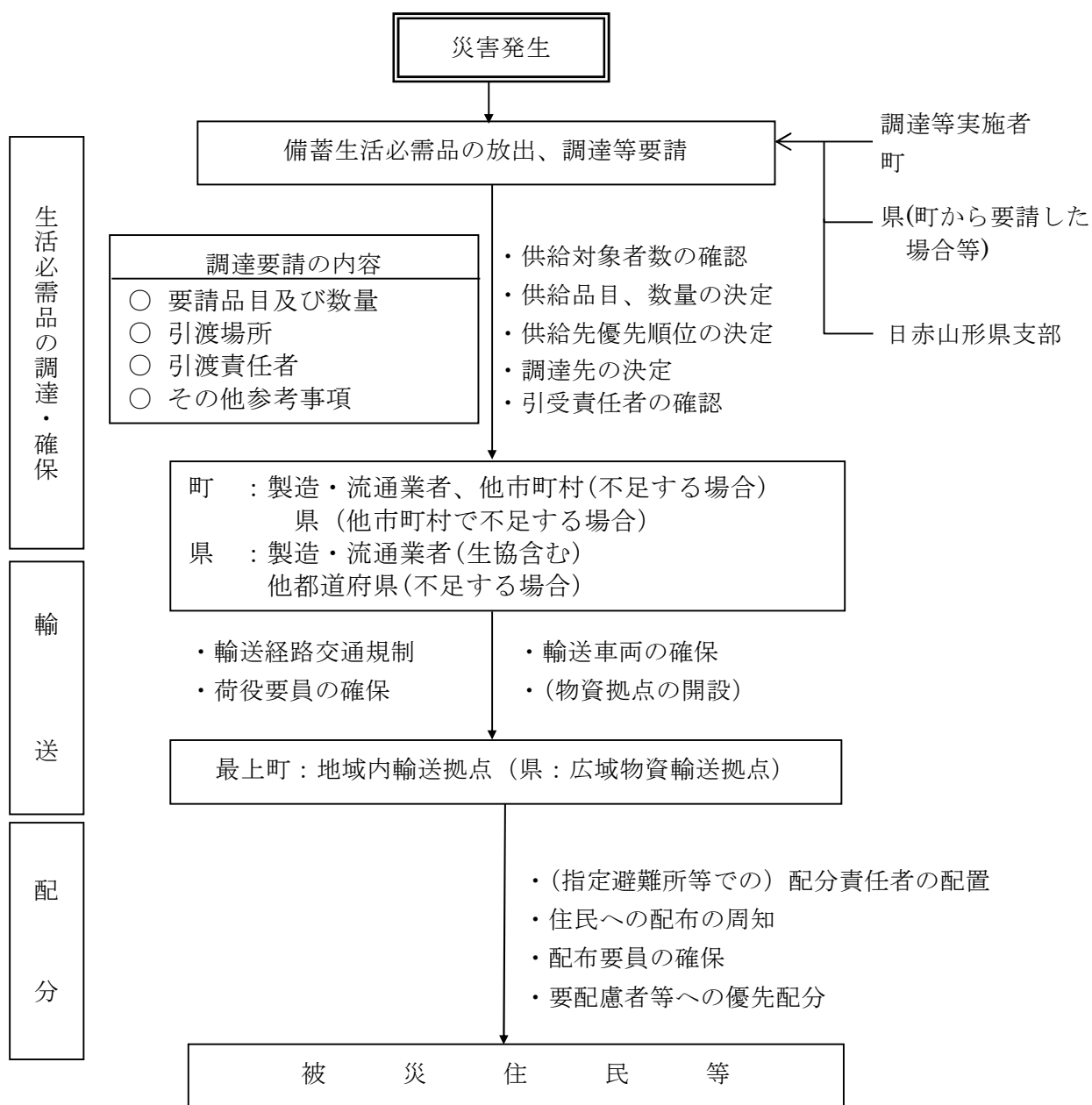
災害により被災した住民等が、生活必需品等を確保することが困難となり、日常生活に支障を生じ又は支障を生ずるおそれがある場合において、町が、生活必需品等の物資を住民等に供給するための対策について定める。

### 2 実施責任者

- (1) 町は、もがみ南部商工会、もがみ中央農業協同組合等の協力を得て、罹災者に対する衣料、生活必需品等の給与、貸与及び調達を行うものとする。
- (2) 町の担当課は、農林振興課、商工観光課、健康福祉課とする。
- (3) 県（災害救助法が適用された場合）



### 3 生活必需品等物資供給計画フロー



### 4 実施内容

#### (1) 衣料、生活必需品等の調達

- ① 調達担当課は、商工観光課及び健康福祉課とする。
- ② 調達方法  
 予め、もがみ南部商工会、もがみ中央農業協同組合等の協力を得て、生活必需品等の調達を行うものとする。
- ③ 調達物資の集積場所

施設名	住所	TEL	備考
最上町ふれあいの里 ゲートボールセンター	最上町大字富沢4467-1	45-2033	救援物資集積所と兼用
最上町立中央公民館	最上町大字向町674	43-2350	救援物資集積所と兼用

(2) 地域内輸送拠点の開設

必要に応じて地域内輸送拠点を速やかに開設し、生活必需品等物資の輸送体制を確保する。

(3) 衣料、生活必需品等の給与又は貸与

① 給与又は貸与の担当は、健康福祉課とする。

② 給与又は貸与の対象者

住家の被災等により、生活上必要な被服、寝具その他必需品等を喪失、又はき損し、日常生活に困難をきたしている者

③ 給与又は貸与の品目

罹災者が一時的に急場をしのごとができる程度とし、現物によって給付するものとする。

ア 寝具（就寝に必要な最小限の毛布、布団等）

イ 外衣（作業服、婦人服、子供服等、既製品のみ）

ウ 下着（既製品のみ）

エ 身廻り品（タオル、靴、傘等の類）

オ 炊事道具（鍋、コンロ、包丁、しゃもじ、バケツ等の類）

カ 食器（茶碗、汁碗、皿、はし等の類）

キ 日用品（トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ゴミ袋、マスク、弾性ストッキング、石鹸、歯ブラシ、歯磨き粉等の類）

ク 光熱材料（マッチ、ローソク、木炭等燃料の類）

ケ 保育用品（ほ乳瓶、紙おむつ等）

コ 生理用品

サ 暖房器具

シ 医療品（常備薬、救急箱等）

④ 期間

災害発生の日から原則として10日以内とする。

⑤ 費用

生活必需品等の給付又は貸与に要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、原則としてその額を超えない範囲とする。

⑥ 物資の配分

ア 健康福祉課長は、衣料、生活必需品等を給与又は貸与する必要があると認める被災者を調査把握し、物資配分計画を作成するものとする。

イ 計画の作成に当たり、配分は指定避難所の被災住民を優先し、また乳幼児と高齢者を優先して配分順位を定めるものとする。

ウ 健康福祉課長は、物資配分計画により各地区の町内会、女性団体等の協力を得て被災者に配分し、受領書を徴するものとする。

エ 物資配分計画は次の事項を明確にするものとする。

(ア) 救援物資の品名、数量

(イ) 救援物資を必要とする世帯毎の被災者数

(ウ) 救援物資の受け払い数量

オ 生活必需品の配分に当たっては、次の事項に留意する。

(ア) 指定避難所等における生活必需品等物資の受入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配置

- (イ) 住民への事前周知等による公平な配分
- (ウ) 指定避難所で生活せず生活必需品等のみ受取りに来ている被災者等への配分
- (エ) 生理用品、女性用下着の女性による配布

## 5 応援協力関係

町は、生活必需品等の物資供給が困難な場合は、山形県市町村広域応援協定に基づき、他市町村に応援要請を行う。市町村間の応援が困難な場合、又は市町村間の応援だけでは不足が見込まれる場合は、県に対して必要な物資の応援要請を行う。応援を要請する際には次の事項を明示する。

- (1) 品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項
- (2) 町は、国によるプッシュ型支援に際し、必要な情報について可能な限り国に提供することとし、要請に基づく支援（プル型支援）へ早期に切り替えるよう避難者数、ニーズ等の情報収集を行うこととする。

## 6 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等は、県災害救助法施行細則及び「県災害救助の手引き」の定めるところによる。

## 7 日本赤十字社山形県支部への要請

日本赤十字社最上町分区は物資の必要量調査の結果に基づき、毛布及び緊急セット等の救援物資を日本赤十字社山形県支部に要請する。

## 第22節 保健・防疫計画

### 1 方針

被災地住民の心身の健康を保つために、県と連携しながら町が実施する防疫、食品衛生及び精神保健等の保健衛生対策について定める。

### 2 実施責任者

- (1) 町は、関係機関の協力を得て、災害時における伝染予防のための防疫措置を行うものとする。
- (2) 町の担当課は、町民税務課、健康福祉課とする。
- (3) 最上保健所

### 3 実施内容

#### (1) 保健活動

##### ① 健康相談・保健指導

町は、災害発生現場及びその周辺地区住民並びに指定避難所、仮設住宅等の被災者に対して、保健師等を派遣し衛生管理及び保健指導を行うものとする。

健康相談では、被災者の健康確保を最優先とし、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施する。また、適切な処遇を行うため、必要に応じ、医療救護、感染症予防、栄養指導及び福祉対策の各関係者と連絡調整を図る。

ア 寝たきり者、障がい者、乳幼児、妊産婦、人工透析患者等要配慮者の健康状態の把握と保健指導

イ 結核患者、難病患者、精神障がい者等に対する保健指導

ウ 感染性胃腸炎・インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等、感染症予防の保健指導

エ 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導

オ 不安除去等メンタルヘルスへの対応

カ 口腔保健指導

キ 急性肺血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）予防の保健指導

##### ② 検病調査及び健康診断

町は、災害発生現場及びその周辺地区住民に対して必要により、最上保健所、新庄市最上郡医師会等に協力を依頼し、緊急性の高いところから疫学調査を実施し、調査の結果必要な場合は、健康診断を実施するものとする。

##### ③ 予防接種の実施

災害の状況により感染症の発生が予想されるときは、最上保健所長と協議し、その対象地域及び期間を定めて、予防接種を実施するものとする。

## (2) 防疫活動

### ① 防疫班等の編成

防疫業務を実施するため、次の班を編成する。

班名	業務内容
防疫班	家屋等の消毒、消毒指導、ネズミ・ハエ等の駆除、広報等
疫学班	疫学調査、健康診断、臨時予防接種、感染症患者の隔離、移送等
食品衛生指導班	被災した食品業者の指導等、食品に起因する危害発生の防止
給水班	飲料水等の検査

### ② 消毒等

町は、被災直後に保健衛生協力員等の協力を得て、浸水家屋、下水、ゴミ汚物の集積場、指定避難所、井戸等の消毒を実施又は指導し、汚物堆積場所等に対しては殺虫、殺鼠剤を散布するものとする。

### ③ 衛生教育及び広報

町は、保健衛生協力員等の協力を得て、被災地の住民に対して衛生教育及び広報を行うものとする。

### ④ 患者等に対する措置

町は、被災地において感染症患者、濃厚接触者又は保菌者が発生したときは、直ちに県、最上保健所並びに町立最上病院等の関係機関と連絡をとり、隔離収容の措置をとるものとする。隔離病舎等に収容することが困難な場合には、適当な場所に臨時の隔離施設を設けて収容するものとする。

### ⑤ 食品衛生指導

町は、最上保健所の指示、指導により、被災した食品関係業者の衛生指導及び救護食品の衛生管理の指導、調査、その他食品に起因する危害発生防止策を講ずるものとする。災害の状況に応じて、井戸水等の水質検査や食品関係営業施設などの監視、指導を行う食品衛生班の派遣を最上保健所に要請する。

### ⑥ 連絡

町は、感染症の発生するおそれがあることを知った場合、及び防疫を実施する場合は、最上保健所の指示、指導を受けるものとする。

## (3) 精神保健対策

保健所等の精神保健福祉相談員は、災害等発生時の不安除去等精神的ケアに対応するため、指定避難所や応急仮設住宅等で被災者を対象に巡回相談を行うとともに、通所している精神障がい者を訪問指導し、必要により精神科医療機関と連絡調整を行う。町は、県に協力し、被災者に対する心のケアとして、次の対策を講じる。

### ① 被災者を対象とした相談

### ② 被災地への心のケアチームの派遣

### ③ 災害時精神科医療体制の整備

## (4) 被災動物対策

町は、県等関係機関や県獣医師会等関係団体との協力関係を確立し、動物の愛護と住民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養、危険な動物の緊急措置等の確認及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容に関し必要な措置を講ずる。

① 避難動物の適正飼養等

町は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、保健所や県獣医師会等関係団体と連携し、飼い主とともに避難所に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言等必要な措置を行う。

② 被災地域における動物の保護、収容等

町は、保健所等関係機関や県獣医師会等関係団体と連携し、負傷動物又は放し飼いの状態にある愛護動物の保護、収容を行うとともに、動物の治療内容や保護状況等を把握し、指導を行う。

4 応援協力関係

(1) 町は、県の実施する臨時予防接種について、対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をするものとする。

(2) 町は、防疫活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫活動の実施、又はこれに要する要員及び資材について応援要請を行うものとする。

## 第23節 環境衛生計画

### 1 方針

災害時における被災地のごみ、し尿及び死亡獣畜の廃棄物を迅速かつ適切に収集、又は環境衛生の保全を図るための方法について定めるものとする。

### 2 実施責任者

- (1) 町は、被災地域におけるごみ及びし尿等の応急処置を行うものとする。
- (2) 町の担当課は町民税務課、建設水道課、農林振興課とする。
- (3) 最上総合支庁、最上保健所、最上広域市町村圏事務組合

### 3 実施内容

#### (1) ごみ処理

次によりごみ処理を実施する。

- ① 指定避難所等の設置場所及び避難人員を速やかに確認し、被災地域におけるごみの排出量を推計する。
- ② 廃棄物処理施設の臨時点検等を早急に行い、その処理能力を確認するとともに、施設や設備に支障が生じた場合は、速やかに応急復旧を行う。
- ③ 避難者の生活に支障を生ずることがないように、指定避難所等における生活ごみの処理を適切に行うとともに、一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについて、必要な人員及び収集運搬車両を確保して、円滑な収集を行う。
- ④ 生活ごみ等を早期に処理できない場合には、収集したごみの一時的な保管場所を確保するとともに、その管理について衛生面のほか、周辺環境の保全、火災予防等に十分な配慮を行う。
- ⑤ 生活ごみ等の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両が不足する場合、及びごみ焼却施設又は最終処分場の処理能力を超える場合には、近隣市町村等に応援要請を行う。また、近隣市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援を要請する。

#### (2) し尿処理

次によりし尿処理を実施する。

- ① 指定避難所等の設置場所及び避難人員及びを速やかに確認し、指定避難所等におけるし尿の排出量を推計する。
- ② し尿処理施設の臨時点検等を早急に行い、その処理能力を確認するとともに、施設や設備に支障が生じた場合は、速やかに応急復旧を行う。
- ③ 上水道、下水道及びし尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じて、水洗トイレの使用を自粛するよう地域住民等に協力を要請するとともに、指定避難所や住宅密集地等に仮設（簡易）トイレを設置する。また、仮設（簡易）トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤等を確保し、衛生上十分な配慮を行う。
- ④ くみ取り便槽及び浄化槽の被害状況の把握に努め、し尿のくみ取りや清掃等必要な措置を行う。
- ⑤ 必要な人員及び収集運搬車両を確保して、円滑な収集を行う。
- ⑥ し尿の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両が不足する場合、及びし尿処理施設の処理能力を超える場合には、近隣市町村等に応援要請を行う。また、近隣市

町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。

(3) 死亡獣畜等の処理

災害時において死亡獣畜の処理を必要とする場合は、原則として最上保健所と協議の上、死亡獣畜取扱場に搬送し処理する。処理できない場合は、環境衛生に支障のない場所で埋却又は焼却する。

4 応援協力関係

町は、清掃等の実施が困難な場合、他市町村又は県へ清掃の実施、又はこれに要する要員及び資機材について応援を要請するものとする。

5 資 料

- |              |               |
|--------------|---------------|
| (1) し尿処理施設   | 【資料編 3 - (3)】 |
| (2) ごみ処理施設   | 【資料編 3 - (4)】 |
| (3) ごみ処理委託業者 | 【資料編 4 - (1)】 |
| (4) し尿処理許可業者 | 【資料編 4 - (2)】 |



## 第24節 廃棄物処理計画

### 1 方針

災害により、住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木又は工作物等の災害廃棄物で日常生活に著しい障害を及ぼしているものを適切に収集・処理し、生活環境の保全を図るために、主として町が実施する災害廃棄物処理対策について定めるものとする。

### 2 実施責任者

- (1) 町は、住居等に堆積された災害廃棄物及び避難生活に伴う廃棄物を除去するものとする。
- (2) 河川及び道路の管理者は、管理区域に堆積された障害物を除去するものとする。
- (3) 町の担当課は町民税務課、建設水道課とする。
- (4) 県（災害救助法が適用された場合）

### 3 実施内容

#### (1) 災害廃棄物処理計画

町は、国が定める「災害廃棄物対策指針」（以下「指針」という。）に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

#### (2) 災害廃棄物の処理

町は、次により災害廃棄物処理を実施する。

- ① 町は、国とともに大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、町は、十分な大きさの仮置場、最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。
- ② 町は、国とともに災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

#### (3) 町の措置

町は、次により災害廃棄物処理を実施する。

- ① 発生した災害廃棄物の種類、性状（腐敗物、有害物質の含有、固形状、泥状等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画等に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、NPO・ボランティア等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、ごみ処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。
- ② 町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

- ③ 損壊建物数等の情報を速やかに収集し、災害廃棄物の排出量を推計する。
- ④ 災害等により損壊した建物から発生した災害廃棄物については、原則として被災者が町の指定する収集場所に搬入する。ただし、被災者自ら搬入することが困難な場合で、かつ、被災者から要請があったときは、町がその建物に関する権利関係等を確認したうえで搬出する。損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するものとする。
- また、町は、放置された災害廃棄物のうち、周辺住民の人命等に危害を及ぼす可能性の高いもの及び道路の通行に支障があるものについては、適切な場所に移動する。
- ⑤ 町は、災害廃棄物の処理に長期間を要する場合があることから、必要により、生活環境保全上支障のない場所に、災害廃棄物の選別や保管可能な仮置場を確保するとともに、その管理について衛生面のほか、火災予防等に十分な配慮を行う。なお、あらかじめ、災害廃棄物の仮置場の候補地を選定しておく。
- ⑥ 災害廃棄物の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両並びに処理施設が不足する場合には、他の市町村等や地元の建設業協会及び山形県産業資源循環協会等に応援要請を行う。また、他の市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援を要請する。
- ⑦ 災害廃棄物の処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。
- (4) 住居等日常生活に欠くことのできない場所に堆積された障害物の除去
- ① 除去の対象
- 災害により、日常生活する家屋に障害物が転流し生活上支障をきたし「自力で除去できない者」で、その基準は概ね次のとおりとする。
- ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- イ 特定の資産のない失業者
- ウ 特定の資産のない未亡人並びに母子世帯
- エ 特定の資産のない老人、病弱者並びに身体障がい者
- オ 特定の資産のない勤労者
- カ 特定の資産のない小企業者
- キ 前各号に準ずる経済的弱者
- ② 期 間
- 災害発生の日から原則として10日以内とする。
- ③ 費 用
- 障害物の除去に要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、原則としてその額を超えない範囲とする。
- ④ 要員及び資機材の確保
- 町は、障害物の除去に必要な要員及び資機材の確保を図るものとする。
- ア 障害物の除去に必要な資機材は、建設業者等から借上げるものとする。
- イ 障害物の除去に必要な要員は、消防団等の動員により確保するものとする。
- ウ 除去の程度は必要最小限の日常生活が営まれる状態とする。
- ⑤ 障害物の集積場所
- 障害物の集積場所は、被害の場所及び状況に応じて適当な場所を確保するものとする。

る。

(5) 道路（町道等）に堆積された障害物の除去

① 除去の順位

- ア 地域住民の生命の安全を確保するための重要な道路
- イ 災害の拡大防止上重要な道路
- ウ 緊急輸送を行う上で重要な道路
- エ その他、応急対策活動上重要な道路

② 要員及び資機材の確保

町は、住居等に堆積された障害物の除去方法に準じ、必要な要員及び資機材の確保を図るものとする。

③ 障害物の集積場所

障害物の集積場所は、災害の発生場所及び状況に応じて適当な場所を確保するものとする。

(6) 河川に堆積された障害物の除去

① 除去の順位

- ア 地域住民の生命の安全を確保するための除去
- イ 災害拡大防止のための除去

② 要員及び資機材の確保

町は、住居等に堆積された障害物の除去方法に準じ、必要な要員及び資機材の確保をするものとする。

③ 障害物の集積場所

障害物の集積場所は、災害の発生場所及び状況に応じて適当な場所を確保するものとする。

4 応援協力関係

町は、障害物の除去実施が困難な場合、他市町村又は県へ障害物の除去の実施に要する要員及び資機材について応援を要請するものとする。

5 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等は、県災害救助法施行細則及び「県災害救助の手引き」の定めるところによる。

6 資料

(1) 産業廃棄物中間処理施設

【資料編 3 - (2)】

## 第25節 義援金品受入・配分計画

### 1 方針

災害による被災者に、全国から寄せられる義援金を円滑かつ適切に受入れ及び配分するために、町が実施する対策について定めるものとする。

### 2 実施責任者

- (1) 町は、義援金の受入れ、配分について関係機関と協力し、適切かつ速やかに配分するものとする。
- (2) 町の担当課は会計課、総務企画課とする。
- (3) 県
- (4) 日本赤十字社山形県支部

### 3 実施内容

#### (1) 義援金の受入・配分計画

##### ① 受入体制の周知

町は、義援金の受入れが必要と認められる場合は、政府本部又は報道機関等を通じて、義援金の受入窓口となる振込金融機開口座（銀行名等、口座番号、口座名等）を公表する。

##### ② 受入

町は、次により義援金を受入れる。

ア 一般からの受入窓口を開設する。

イ 一般から直接受領した義援金については、寄託者へ領収書を発行する。

##### ③ 配分

ア 町は、学識経験者、日本赤十字社山形県支部等義援金受付団体、社会福祉協議会等福祉団体等で構成する義援金配分委員会を組織し、義援金の総額及び被災状況等を考慮した配分対象及び配分基準等を定め、適切かつ速やかに配分する。

イ 町に寄託された義援金は、速やかに義援金配分委員会に送金する。また、報道機関及び各団体が募集した義援金も同様とする。

### 4 義援物資の受入・配分計画

#### (1) 基本方針

町は、関係機関等の協力を得ながら、受入れを希望するもの及び希望しないものを把握し、必要に応じて義援物資を受入れる。

ただし、全国から一度に大量の義援物資が寄せられた場合、保管、仕分け、配送等に大きな労力を要し、被災者の置かれた環境やニーズに合わせて適時適切に供給することは困難と考えられるため、まずは応援協定等に基づき民間企業や他自治体等から必要量を調達することを基本とする。

また、個人からの義援物資については、品目の混載や不均一な梱包等により、仕分けに要する施設面積や手間が多くなるなど、物資拠点のリソースを大きく浪費してしまうおそれがあるため、公的な支援物資の荷役業務や情報処理に支障を与えないよう、物流事業者が運営する物資拠点施設での受入れとは別ルートにするよう配慮する。

## (2) 受入体制の周知

町及び県は、被災地のニーズを把握し、義援物資の受入れが必要と認められる場合は、その品目のリスト及び受入れる期間について政府本部又はホームページや報道機関等を通じて公表するとともに、被災地の需給状況を勘案し、当該リスト等を逐次改定するよう努める。

ただし、開設している物資拠点の名称や住所については、個人からの混載物の義援物資が入り込むことを避けるため、公表しないものとする。

また、テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、報道機関に対しては、その旨に配慮した情報提供を要請する。

なお、義援物資受入れの必要がない場合も、その旨公表する。

## (3) 受入及び保管

町は、義援物資を受入れる必要があると認められる場合には、速やかに義援物資の受入窓口を開設するとともに、物資を受入れ、（一時的に）保管する施設についても関係機関等と連携しながら開設及び指定する。

## (4) 配 分

町は、受入れた義援物資について、被災地のニーズと物資の調達状況等を勘案しながら速やかかつ効果的に配分する。

なお、必要に応じて、義援物資の配送、管理に当たっては公益社団法人山形県トラック協会や山形県倉庫協会に協力を要請するとともに、義援物資の仕分け、配布に当たってはボランティアを活用するなど、関係機関等と相互に連携しながら円滑な義援物資の配分を行う。

## 第26節 文教施設における災害応急計画

### 1 方針

災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、児童・生徒等の安全確保及び幼児教育・学校教育活動の早期回復、並びに学校以外の文教施設及び文化財の被害の防止又は軽減を図るために、各施設の管理者等が実施する災害応急対策について定めるものとする。

### 2 実施責任者

- (1) 町及び町教育委員会は、小中学校等の応急の教育対策を講ずるものとする。
- (2) 町の担当課は、教育委員会とする。
- (3) 学校長等は、災害発生時の学校等内における児童・生徒等の安全確保に必要な対策を講ずるものとする。
- (4) 県（災害救助法が適用された場合）

### 3 実施内容

#### (1) 学校等の応急対策

災害発生時における学校等の基本的役割は、児童・生徒等の安全確保と学校教育活動等の早期回復を図ることである。したがって、指定避難所として指定を受けた学校等においても、避難所の運営は、町が主体となり自主防災組織等と連携して行い、学校等は可能な範囲内において協力することを基本とする。

#### ① 児童・生徒等の安全確保

##### ア 災害発生前の事前措置

##### (ア) 気象情報等により風水害等の発生が予測される場合の措置

町教育委員会及び学校長等は、臨時休校や授業短縮による一斉下校等の措置をとり、児童・生徒等を保護者のもとに帰す。町教育委員会は、気象等に関する情報提供及び注意喚起等、必要とされる措置をとる。

下校措置に当たっては、中学生以上の生徒については集団下校、幼児・小学生・特別支援学校（学級）生徒については教職員による引率又は学校での保護者への直接引渡しにより安全を確保する。その際、あらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細に決めておく。

##### (イ) 校外活動中に風水害等の発生が予測される事態となった場合の措置

引率教職員は、活動を中止して本校に連絡をとり、児童・生徒等を安全に帰校させる。交通の混乱等により直ちに帰校することが困難な場合は、児童・生徒等の安全を確保したうえで本校に連絡し、学校長等と協議して関係機関に協力を要請するなど臨機に対応を行う。

##### イ 災害発生時の安全確保

##### (ア) 在校時の措置

災害発生後、直ちに全教職員で児童・生徒等を掌握し、状況を見て安全と判断される場所に避難させる。児童・生徒等が避難・集合し次第、人員の点呼を行い、負傷者の手当等を行う。

火災が発生した場合及び重傷者、生き埋め者又は行方不明者等がいる場合は、直ちに最上広域消防本部及び新庄警察署等に通報するとともに、適切な方法により初期消火や救出・捜索活動等を行う。

また、非常持ち出し品についてはあらかじめ指定された者が適切に取扱う。

(イ) 登下校時の措置

登下校中の児童・生徒等のうち、学校等へ避難してきた者は直ちに学校等で保護し、確認のうえ保護者に連絡する。避難してきた児童・生徒等から状況を聞き取り、災害に巻き込まれ、行方不明となった児童・生徒等の情報を得たときは、直ちに最上広域消防本部及び新庄警察署等に通報するとともに、状況に応じ現場へ教職員等を派遣して状況を確認する。

(ウ) 勤務時間外の措置

学校長等並びに学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）であらかじめ指定された教職員等は、自分自身・家族等の安全を確保した上で、直ちに登校し、学校施設の被災状況を調査する。施設が被災しているときは、直ちに応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

(エ) 下校及び休校の措置

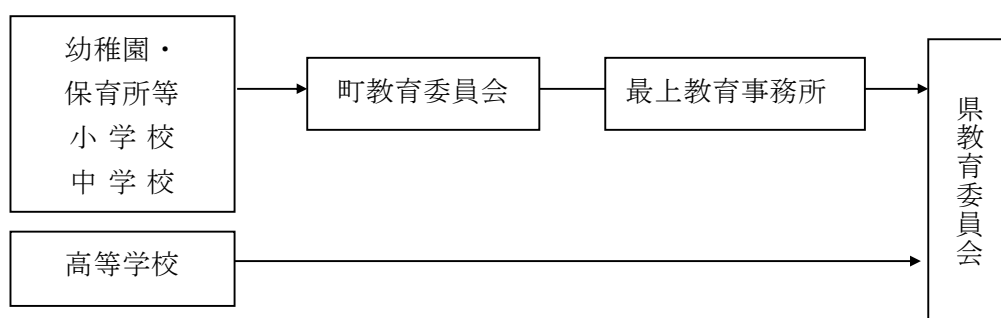
児童・生徒等の在校時に大規模な災害が発生した場合、学校長は、帰宅経路等の安全を確認のうえ、児童・生徒等を速やかに下校させる。幼児教育施設・小学校については、できる限り緊急時連絡先に連絡をとり、保護者等に迎えに来てもらう。その際、限られた時間での対応が迫られる災害が発生した場合には、保護者等に対しても災害に関する情報を提供し、児童・生徒等を引渡さず、保護者等とともに学校に留まることや、避難行動を促すなどの対応を行う。

また、あらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細に決めておく。

また、児童・生徒等の自宅に連絡をとるなどして安否を確認し、災害の状況及び施設の被害状況などを考慮したうえで、状況により休校の措置をとる。

② 被災状況の報告

学校長等は、児童・生徒等の安否状況や学校施設等の被災状況等を把握し、下記の経路で速やかに県に報告する（この報告は、人的・物的被害の有無にかかわらず必ず行う。）。



③ 応急教育の実施

ア 学校長等は、学校及び地域の復旧状況を考慮し、次により応急教育の実施に必要な措置を講じる。

(ア) 短縮授業、二部授業又は分散授業等の実施

(イ) 校区の通学路や交通手段等の確保

(ウ) 児童・生徒等に対する衛生・健康管理上の適切な措置と指導

(エ) 学校給食の応急措置

災害救助法が適用された場合、応急の学校給食を実施する学校は、県教育委員会に協議・報告する。

イ 町教育委員会は、被災状況により次の措置を講じる。

- (ア) 適切な教育施設の確保（現施設の使用が困難なとき）
- (イ) 授業料等の免除や奨学金制度の活用
- (ウ) 災害発生時における児童・生徒等の転校手続き等の弾力的運用
- (エ) 教職員の確保

教職員自身が被災し、人員が不足する場合は次の措置をとる。

- a 複式授業の実施
- b 昼夜二部授業の実施
- c 他の市町村又は県に対する人的支援の要請
- d 非常勤講師又は臨時講師の発令
- e 教育委員会事務局職員等の派遣

ウ 災害救助法に基づく措置

町は、学校等及び町教育委員会と協力し、次により学用品の調達及び給与を行う。

(ア) 学用品給与の対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む）により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校、高等学校の生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部生徒、高等部の生徒を含む）

(イ) 学用品の品目

教科書、教材、文房具、通学用品及びその他の学用品（運動靴、体育着等）

(ウ) 学用品給与の時期

災害が発生した日から、原則として教科書（教材を含む）は1ヶ月以内に、文房具、通学用品及びその他の学用品は15日以内に支給を完了する（ただし、交通又は通信等の途絶によって、学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、県知事は内閣総理大臣に同意を得たうえで、必要な期間を延長することができる。）。

(エ) 学用品給与の方法

県教育委員会は、町教育委員会等を通し、補給を要する教科書の数量を取りまとめ、文部科学省に報告するとともに、県内の教科書特約供給所に必要な指示を行う。

#### ④ 心の健康管理

学校等においては、災害等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該災害等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行い、心のケア対策を推進する。この場合、保護者との連携を図るとともに必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図る。

#### (2) 学校等教育施設が地域の指定避難所等になった場合の措置

町教育委員会及び町は、避難所の運営が円滑に行われるよう努めるとともに、教育活動が速やかに正常化できるよう次の措置を講ずる。

- ① 町長は、施設の管理者、教育委員会等と協議の上、施設・設備を点検し、避難所として使用する部分を決定する。
- ② 避難所に管理責任者を置き、当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会並びに自主防災組織等と十分協議しながらその運営に当たる。



- ③ 当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会は、避難所の運営について積極的に協力するとともに、教育活動等の早期正常化を図るため、避難所として利用している施設の範囲等について、県教育委員会等との間で適宜、必要な協議を行う。

### (3) 学校以外の文教施設の応急対策

学校以外の文教施設の管理者は、大規模な災害が発生した場合には、各施設の防災計画等に基づき、次により人命の安全確保及び施設等の保全を図り、被害の防止又は軽減に努める。

- ① 館内放送等により、施設内の入館者等に施設外の状況を伝えるとともに、必要に応じてハンドマイク等を使用し、施設外へ安全に避難させる。
- ② 要救護者及び負傷者がいる場合は、最上広域消防本部及び新庄警察署等に通報するとともに、救急隊が到着するまでの間、職員等により救急作業及び負傷者等の手当て等を行う。
- ③ 収蔵物、展示品及び蔵書等の被害状況を調査するとともに、直ちに被害拡大防止のための応急措置をとる。
- ④ 人的及び物的被害状況等を集約し、速やかに施設の設置者に報告する（被害がなくても報告を行う。）。
- ⑤ 町から指示があったとき又は近隣住民等が施設に避難してきたときは、可能な範囲内で施設を指定避難所として開放し、その運営に協力する。

### (4) 文化財の応急対策

被害文化財は、文化財としての価値を損なわないよう県教育委員会と連絡を密にし、所有者又は管理責任者若しくは管理団体に対する指導等必要な措置を講ずるものとする。

- ① 建造物及び搬出不可能な文化財対策としては、防災設備施設により、他のものについては、所有者、管理責任者の定める自衛防災組織により行うものとする。
- ② 搬出可能な文化財対策としては、指定文化財ごとに、その性質、保全の知識を有する搬出責任者が予め準備された器具等により、定められた場所に搬出するものとする。
- ③ 国、県及び町指定文化財等の所有者及び管理者は、災害が発生した場合は、次により文化財の被災の防止又は軽減に努める。

#### ア 建造物及び搬出不可能な文化財

防災設備が設置してあるものについてはその設備により、未設置のものについては所有者又は管理責任者等の定める自衛防災組織の活動により、被災の防止又は軽減に努める。

#### イ 搬出可能な文化財

指定文化財ごとに、その性質や保全等についての知識を有する搬出責任者が、あらかじめ準備された器具等により、定められた指定緊急避難場所に搬出する。

- ④ 建造物等に観覧者等がいる場合は、人命の安全確保の措置を行う。
- ⑤ 被害が発生した場合は、直ちに町教育委員会を經由して、県教育委員会に報告するとともに、被害拡大防止のための応急措置を行う。

## 4 応援協力関係

学用品等の給与について町は、給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ学用品等の給与の実施について応援を要請するものとする。

## 5 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合の学用品等の給与についての対象者、期間、経費等については、県災害救助法施行細則及び「県災害救助の手引き」の定めるところによる。

## 第27節 要配慮者の応急対策計画

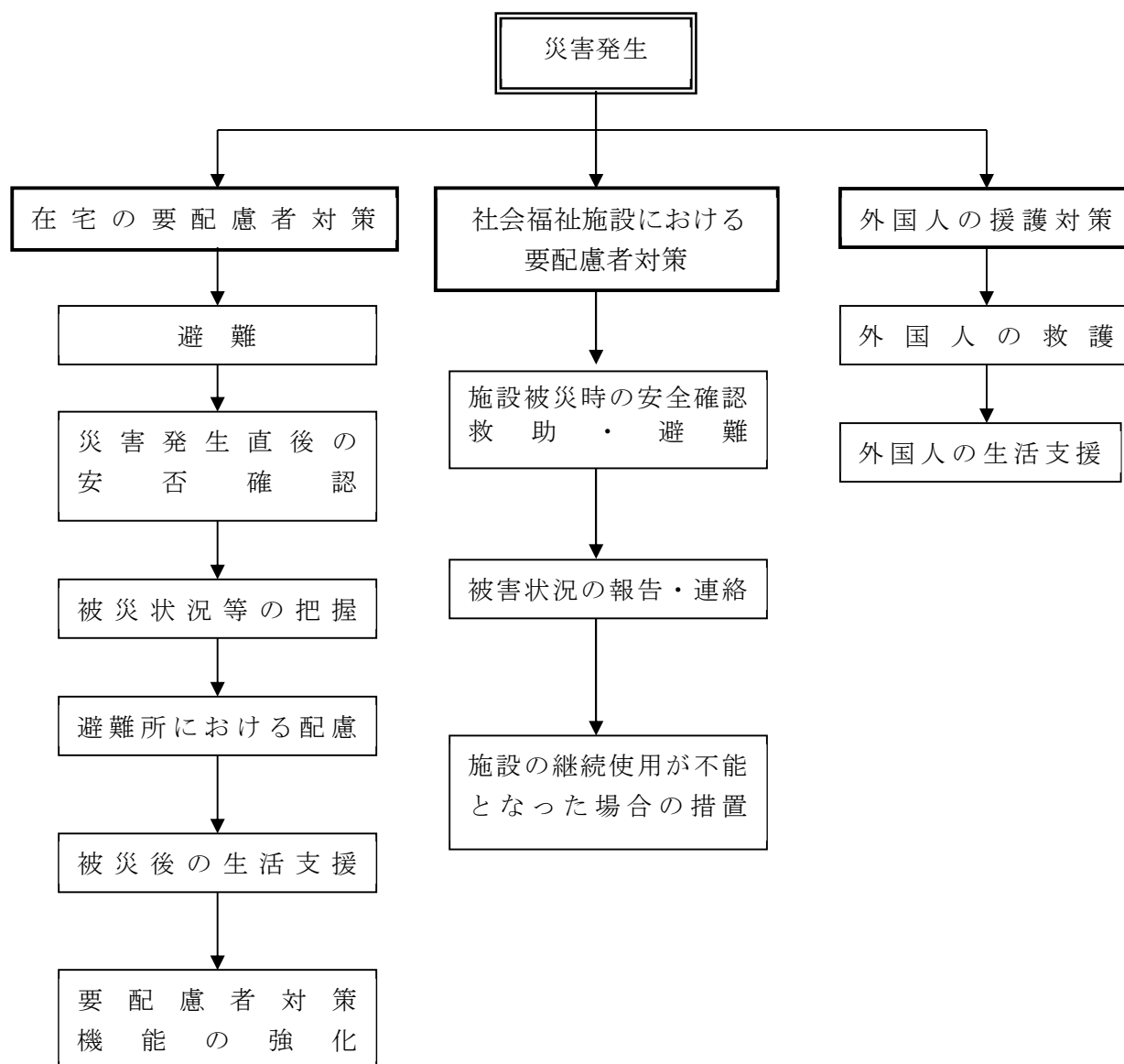
### 1 方針

災害が発生した場合に、要配慮者の被害軽減や生活支援を図るために、町及び社会福祉施設等の管理者が、地域住民等の協力を得て実施する災害応急対策について定める。

### 2 実施責任者

町の担当課は、健康福祉課、総務企画課とする。

### 3 要配慮者の応急対策計画フロー



### 4 在宅の要配慮者対策

#### (1) 災害等が発生するおそれがある場合の対応

町は、災害等が発生するおそれがあるときは、高齢者等避難を発表し、町が定める要配慮者避難支援プランに基づき、要配慮者に対し確実に情報を伝達する。

## (2) 避難誘導等

町は、要配慮者の避難が必要となった場合、避難誘導等が要配慮者避難支援プランに基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。また、自治会、近隣住民、自主防災組織等は要配慮者の避難行動に協力するよう努める。

避難の誘導に当たっては、身体等の特性に合わせた適切な誘導を行う。

## (3) 災害発生直後の安否確認

町は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、近隣住民、自主防災組織、自治会、民生児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等の協力を得て、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

## (4) 被災状況等の把握

町は、指定避難所や要配慮者の自宅等に、保健師や地域包括支援センターの職員等を派遣し、次の事項を把握する。

- ① 要配慮者の身体及びメンタルヘルスの状況
- ② 家族（介護者）有無及びその被災状況
- ③ 介護の必要性
- ④ 施設入所の必要性
- ⑤ 日常生活用具（品）の状況
- ⑥ 常時服用している医薬品等の状況
- ⑦ その他避難生活環境等

## (5) 避難所における配慮

町は、要配慮者に配慮した避難所の運営、環境整備及び食料・生活物資の供給等に努める。また、福祉施設職員等の応援体制を構築し、必要に応じて福祉避難所を設置し、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者を避難させる。

## (6) 被災後の生活支援

### ① 社会福祉施設等への緊急入所

町は、県と連携し、高齢者や障がい者等のうち、緊急に施設で保護する必要がある者に対して、一時入所等の措置を講じる。

また、町内の施設で対応できない場合、近隣市町村又は県に対し、社会福祉施設等への緊急入所について協力を要請する。

### ② 相談体制の整備

町は、県と連携し被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため、相談体制を整備する。

その場合、特に、情報の伝達が困難な視聴覚障がい者や寝たきり者、車椅子利用者等については、手話通訳や移動介護等のボランティアの活用により、コミュニケーション手段の確保に配慮する。

### ③ サービスの提供

町は、県の指導・助言を受け、在宅要配慮者の被災状況等に応じて、保健師や在宅介護支援センターの職員等の派遣、必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

また、町は、被災した要配慮者に対して、ボランティアの活用等により継続的な日常生活の支援に努める。

(7) 要配慮者対策機能の強化

町は、災害の状況により必要と認められる場合、県に人的支援を要請し、在宅の要配慮者の状況に応じて迅速かつきめ細かな対応を図る。

5 社会福祉施設等における要配慮者対策

(1) 被害状況の報告・連絡

- ① 施設長は、町等から避難情報の発令があった場合又は入（通）所者を避難させる必要があると判断される場合は、直ちに要員を配置して避難体制を整える。
- ② 施設長は、風水害の状況に応じて、適切な指定避難所・指定緊急避難場所を選択し、避難の誘導を行う。
- ③ 夜間又は休日等で、在施設職員数が少数のときは、日頃から連携を図っている近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

(2) 施設被災時の安全確認・救助・避難

- ① 施設が被災した場合、施設長は直ちに入（通）所者の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入（通）所者の不安解消に努める。
- ② 入（通）所者が被災したときは、職員、近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、応急救助を実施するとともに、必要に応じ消防機関等へ救助を要請する。
- ③ 施設の被災により入（通）所者の避難が必要になった場合は、上記（1）に準じ避難を実施する。

(3) 被害状況の報告・連絡

施設長は、入（通）所者及び施設の被災状況を町及び県に報告し、必要な措置を要請する。

また、保護者等に入（通）所者の被災状況等を連絡し、必要な協力を依頼する。

(4) 施設の継続使用が不能となった場合の措置

町は、被災した施設長から施設の継続使用が不能となった連絡を受けた場合、他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて、保護者等による引取り等の手続きを講じる。

また、町は、被災施設の施設長から緊急入所の要請があったときは、県と連携しながら、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

6 外国人の援護対策

(1) 外国人の救護

町は、地域の自主防災組織やボランティアの協力を得ながら、外国人の安否確認、救助活動及び避難誘導等に努める。

(2) 外国人の生活支援

① 外国人への情報提供

町は、県と連携しながら報道機関及びボランティア等の協力を得て、被災した外国人に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。

② 相談体制の整備

町は、県と連携しながら被災した外国人の生活に必要な物資や通訳等のニーズを把握するため、ボランティア等の協力を得ながら、相談体制を整備する。

## 第 28 節 応急住宅対策計画

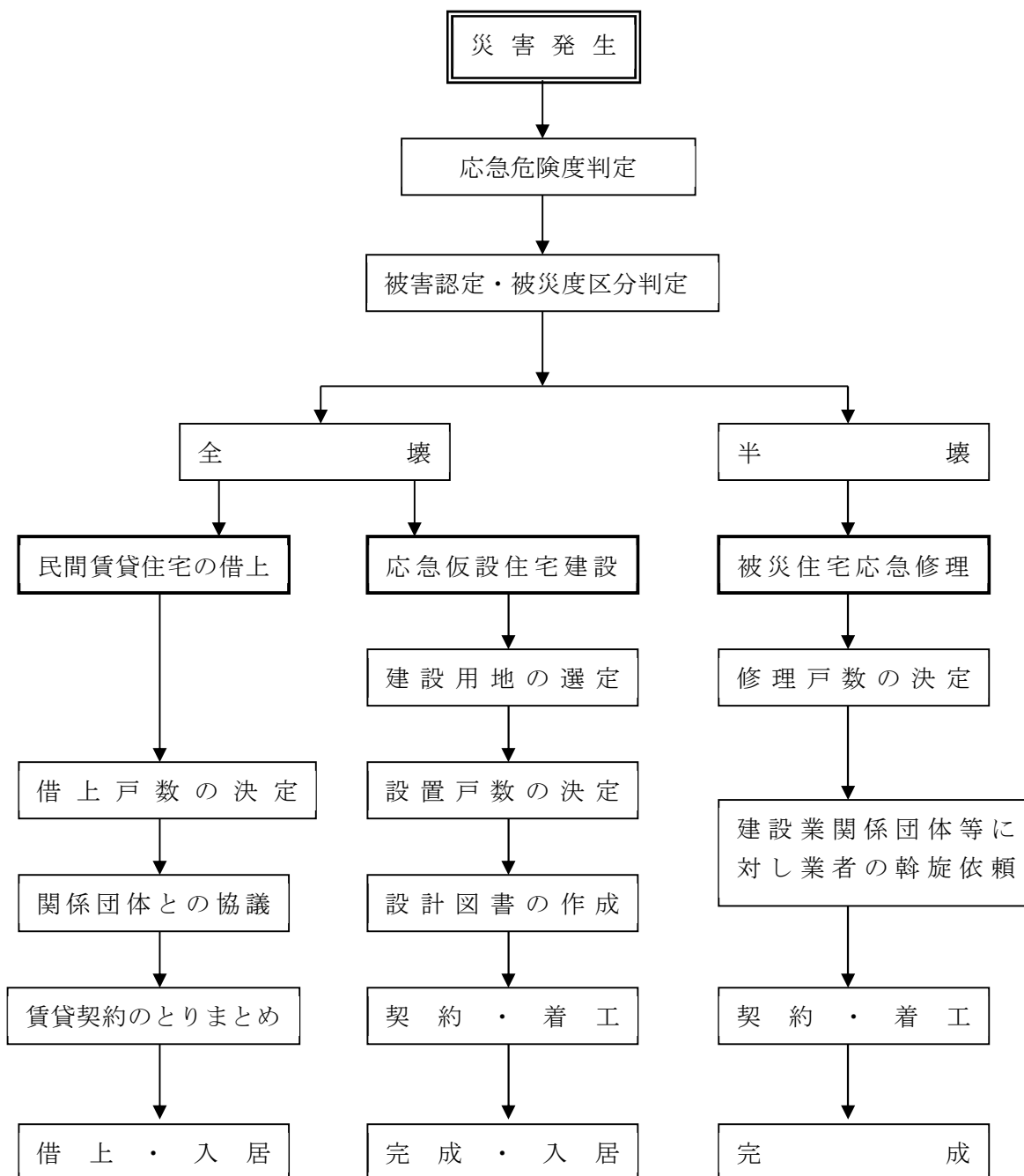
### 1 方 針

大規模な災害により住家が滅失した被災者のうち、自己の資力では住宅を確保することができない者について、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下この章において「法」という。）が適用された場合に、応急仮設住宅を設置してこれを提供し、又は被害家屋の応急修理を実施し、又は公営住宅等のあっせん等により、その援護を推進するために、県及び市町村等が実施する災害応急対策について定めるものとする。

### 2 実施責任者

- (1) 町は、罹災者に対する応急仮設住宅の建設及び被害住家の応急修理を行うものとする。
- (2) 町の担当課は建設水道課とする。
- (3) 県（災害救助法が適用された場合）

### 3 応急仮設住宅建設・被災住宅応急修理の計画フロー



### 4 実施内容

#### (1) 被災住宅の調査

町は、災害により住家に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等に必要な下記事項について早急に調査を実施する。

- ① 災害情報及び被害状況
- ② 指定避難所の状況
- ③ 住宅に関する緊急対応状況（予定を含む）
- ④ 被災建築物応急危険度判定

ア 被災建築物の応急危険度判定業務は、「山形県被災建築物応急危険度判定要綱」、「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（全国被災建築物応急危険度判定協議会）」

策定)」及び「山形県被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」等に基づき、基本的に町が実施し、県は必要な各種の支援を行う。

イ 町は、実施本部を設置し、判定実施要否の判断、判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定、判定実施計画の策定、地元判定士等の参集、受付及び名簿の作成並びに判定コーディネーターの配置等を行い、県は支援実施計画を作成する。

ウ なお、判定の実施に当たっては、指定避難所に指定されている公共建築物等について優先的に実施し、次いで被災地の住宅について判定を行い、自宅の使用が可能な者については自宅への帰宅を促す。

#### ⑤ 被災宅地危険度判定

町は、敷地の被害の状況により宅地の危険度判定を行い、県は必要な各種の支援を行う。

#### ⑥ 被害認定

町は、「災害の被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき被災建築物の被害認定を行う。県は、市町村に対し、家屋の被害認定の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の家屋被害認定の迅速化を図る。

#### ⑦ 被災度区分判定

建築構造技術者は、住宅所有者の依頼により、災害で被害を受けた住宅が修理により恒久的継続使用が可能かどうか判定を行う。

#### ⑧ 当面の応急仮設住宅の必要戸数

#### ⑨ 要配慮者に配慮したバリアフリー応急仮設住宅の必要戸数

#### ⑩ 住宅に関する県への要望事項

#### ⑪ その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

### (2) 応急仮設住宅の必要戸数の把握

町は、被害認定の状況、住民からの要望等を踏まえて、応急仮設住宅の必要戸数や規模等について見積もりを行う。

### (3) 公的住宅等の活用の可否に係る調査

町は、住家が滅失した被災者に対する当面の仮設住宅として、町営住宅及び公的宿泊施設等を使用させることの可否について調査を実施し、県に報告する。

### (4) 応急仮設住宅の建設

町は、応急仮設住宅の建設可能な用地を把握及び選定について、県に協力するものとする。また、県は、市町村の協力を求めて、県営住宅に準じて応急仮設住宅の管理を行う。ただし、状況に応じて当該市町村に管理を委任することができる。加えて、県、町、関係団体等は、被災者用の居住として利用可能な公営住宅や職員住宅、民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせん等できるように努める。

#### ① 対象

住宅が全壊（全焼・流失）又は半壊（半焼）し、当面の日常生活が営めない者で、自己の資力では住宅を得ることができないと認められる者を対象とする。

#### ② 建設着工及び供与期間

ア 災害発生の日から20日以内に着工する。

ただし、被害が著しい等の事由により期間内に着工することができない場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。

イ 供与期間は入居から2年以内とする。

ただし、知事が必要と認める場合は1年毎の延長ができる。



③ 建設規模

一戸あたりの規模は、29.7㎡以内（9坪）を基準とし、費用は、災害救助法が適用された場合に準じ、原則としてその額を超えない範囲とする。

④ 建設場所

建設場所については、次の事項に十分留意して建設用地を選定する。

ア 保健衛生、交通、医療及び教育等、居住者の生活環境について考慮するとともに、要配慮者に適応したバリアフリー対応に配慮する。また、福祉仮設住宅やグループホーム等の設置についても検討する。

イ 降雨等による二次災害を受けることがないように、土石流危険渓流等の災害危険箇所を避ける。

ウ 原則として公有地を優先して選定する。やむを得ない場合は私有地を利用するが、その際には、所有者等と十分に協議の上、正規の2か年程度の土地使用契約書を取り交わす。

エ 学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

⑤ 応急仮設住宅の建築方法

ア 建設水道課長が作成する応急仮設住宅設計書により、建設業者に請負わせて建設するものとする。

イ 応急仮設住宅の建設に当たっては、県があらかじめ協定を締結した社団法人プレハブ建築協会及び一般社団法人全国木造建設事業協会等の建設業関係団体等に対し協力を要請する。また、必要に応じ、県内建設業者による建設を要請する。

ウ この場合、建築場所、設置戸数、規格、規模、構造、単価、暑さ・寒さ対策のための必要な装備・備品・什器等の設置、必要に応じたバリアフリー化及びその他必要な要件を協議したうえで建設に着手する。

エ 応急仮設住宅の建設に当たっては、次の帳簿類を整備するものとする。

(ア) 応急仮設住宅建設のための原材料購入契約書

(イ) 工事契約書

(ウ) その他設計書

(エ) 仕様書

⑥ 応急仮設住宅収容該当者

入居者の選考に当たっては、必要に応じて民生委員等の意見を聴する等、罹災者の資質その他生活条件を十分調査の上、決定するものとする。

また、選定を行う際は、地域のコミュニティを十分考慮すること。

⑦ 応急仮設住宅の管理

町は、県に協力し、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性参画を推進し、女性を始め生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて家庭動物の受入れに配慮するものとする。

(5) 民間賃貸住宅の借上げ

県は、公益社団法人山形県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会山形県本部及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会の協力を得て借上げ住宅を供給する。町は借上げ住宅の入居者の選定及び申込み受付を行う。この場合、身体障がい者、難病者及び高齢者等を優先的に入居させる等要配慮者に十分配慮するとともに、必要に

応じ民生児童委員等関係者の意見を参考にする。

#### (6) 住宅の応急修理

町は、県の行う被災住宅の応急修理、建築関係障害物の撤去に際し、被災者の資力や生活条件等を十分に調査して、対象者の選定を行うものとする。

##### ① 対象

住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態にあり、自己の資力では住宅の修理を実施することができないと認められる者を対象とする。

##### ② 修理期間

災害発生の日から1か月以内とする。

##### ③ 修理規模

修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に必要な最小限の部分とし、費用は、災害救助法が適用された場合に準じ、原則としてその額を超えない範囲とする。

#### (7) 応急仮設住宅の供与対象者及び応急修理対象者の選定

供与対象者の選定は町長が行うものとし、前記の「自己資力では住宅を得ることができないと認められる者」、「自己資力では住宅の修理を実施することができないと認められる者」の基準は、次のとおりとする。

- ① 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- ② 特定の資産のない失業者
- ③ 特定の資産のない未亡人及び母子世帯
- ④ 特定の資産のない老人、病弱者並びに身体障がい者
- ⑤ 特定の資産のない勤労者
- ⑥ 特定の資産のない小企業者
- ⑦ 前各号に準ずる経済的弱者

#### (8) 建設資材及び建設業者の確保

##### ① 建設資材の確保

応急仮設住宅の建設等に必要な建築資材は、関係業者と予め協議し、必要があると認められるときは供給を要請するものとする。

##### ② 建設業者の確保

応急仮設住宅の建設等に必要な建設技術者は、予め関係業者と協議し、必要があると認められるときは確保に努めるものとする。詳細については、第3編第2章第4節「技術者等動員計画」のとおりである。

町内の土木・建設・建築業者は、「7資料」のとおりである。

#### (9) 公営住宅の活用

必要に応じ、被災者の住宅確保支援策として、災害公営住宅の建設、公営住宅等への特定入居等を行う。また、復興過程における被災者の生活の維持を支援するため、既設公営住宅等の空き家の活用を図る。

### 5 応援協力関係

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ建設及び修理の実施、又はこれに要する要員及び資機材について応援を要請するものとする。

### 6 災害救助法

災害救助法が適用された場合の対象者、経費等については、県災害救助法施行細則及び

「県災害救助の手引」の定めるところによる。

## 7 資 料

(1) 最上町土木・建築・建設業者

【資料編4－(6)】

## 第29節 雪害応急対策計画

### 1 方針

異常降雪時における交通、通信の確保、公共建物の倒壊防止、雪崩及び暴風雪時の人命救出等の応急措置について定めるものとする。

### 2 実施責任者

- (1) 道路管理者は、各々の管理する道路の除雪を行うものとする。
- (2) 町は、公共建物の倒壊防止等雪害に対する応急措置を講ずるものとする。
- (3) 町の担当課は、総務企画課、建設水道課、健康福祉課とする。
- (4) 東日本電信電話（株）山形支店は、通信の確保に万全を期するものとする。
- (5) 東日本旅客鉄道（株）新庄駅、最上町消防団、最上広域消防本部

### 3 実施内容

#### (1) 交通の確保

町は毎年「道路除雪計画」を定め、除排雪を実施して雪害予防に努める。

##### ① 主要な国・県道の除雪

主要な国・県道の除雪は、除雪車により国及び県がそれぞれ担当区間を定め相互に協力して実施するものとする。

##### ② 町道の除雪

町は、町除雪計画の定めるところにより、冬期間の交通確保を図るため除雪を行うものとする。

##### ③ 鉄道の除雪

鉄道の除雪は、東日本旅客鉄道（株）新庄駅が除雪基本計画により、除雪車及び人力等により行い、異常時には運転規制及び迂回路運転を行い、鉄道輸送を確保するものとする。

なお、雪害時における緊急除雪等は、非現業職員を含めた社員の動員を第一とし、必要に応じて関連事業所の応援を得て実施するが、状況に応じて自衛隊の派遣要請を県に依頼する。また、雪害時における緊急輸送は一般貨客を優先的に行うが、緊急輸送が輻輳したときは、県と協議のうえ輸送物資及びその順位を定める。

##### ④ 除雪目標

町及び鉄道事業者は、迅速かつ的確な除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員の動員、施設並びに連絡手続き等について体制の整備を行うとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械及び必要な資機材の計画的な備蓄を行うなど最大限の効率的・効果的な除雪に努める。特に、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）に対して、町は道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

#### (2) 通信の確保

通信の確保については、第3編第2章第17節「通信計画」に定めるところによるものとする。

なお、町及び電気通信事業者は、豪雪により孤立が予想される地区の災害による有線通信の途絶に備え、次により通信手段の多ルート化に努める。

- ① 防災行政無線の停電時における補助電源設備の整備
  - ② 衛星携帯電話の整備
  - ③ 簡易移動無線局の冬期間における臨時設置
  - ④ アマチュア無線の整備
- (3) 公共建物等の積雪の除去  
各施設の管理者は、当該建物の積雪の状況に応じ除排雪を行い、倒壊防止を図るものとする。除雪要員については各施設の管理者が建設業者、付近の住民等に依頼し確保するものとする。
- (4) 要配慮世帯に対する除雪援助  
県及び町は、高齢者世帯等の要配慮世帯に対し民生児童委員、福祉団体等による訪問等を行い、積雪状況の把握に努めるとともに、これらの世帯の除雪に当たっては、地域の連帯、相互扶助等による組織的な取組みが実施されるよう啓発する。また、単身高齢者世帯等に対する地域での除雪支援（燃料費等助成）、地域スノーバスターズへの支援、除雪機材の貸し出し等の利用を促進するとともに、除雪業者のあっせんを行う。この場合、関係団体と連携し、除排雪窓口の一本化等により効率的かつ迅速に対応できる体制づくりを進める。
- (5) 屋根の雪等による事故防止の啓発  
町は、屋根の雪等による事故防止について、屋根の雪下ろしなど除雪作業の集中する時期に合わせて命綱の使用方法など安全な雪下ろし・除雪作業についての効果的な広報活動を実施する。  
また、町は県の発表する「雪下ろし・落雪事故防止注意喚起情報」等を活用し、次のことについて、住民に対する啓発に努める。
- ① こまめな雪下ろしの励行
  - ② 複数の人員による雪下ろしの励行
  - ③ 雪庇や屋根からの落雪埋設による事故防止
  - ④ 雪下ろし中の転落による事故防止
  - ⑤ 家庭用除雪機のロータリーによる事故防止
  - ⑥ 非常時における出入り口の確保
  - ⑦ 換気口の確保
  - ⑧ ガス供給配管の点検
- (6) 雪崩及び暴風雪のため遭難した者の救出等  
雪崩又は暴風雪のため生命及び身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者の救出等は、次によるものとする。
- ① 警告等  
町は、地形並びに気象情報等に基づき雪崩の発生等が予想される場合は、状況により当該区域に対する消防団員等の警らを強化し、関係者に必要な警告を行うとともに、関係機関は相互に連絡の上、迅速な出動体制を整えるものとする。
  - ② 救出  
事故発生の通報を受けた防災関係機関は、相互に協力の上救助班を編成し救出・救助するものとする。  
町は、雪崩による通行止めが長時間にわたり、列車や通行車両中に乗客・乗員等が閉じ込められる事態となったときは、施設管理者からの要請又は自らの判断により、炊出し、毛布等の提供、避難施設への一時受入れ等を行う。

③ 孤立集落住民の救助

町は、雪崩による交通途絶のため、集落の孤立が長期間に及ぶと認めるときは、県に対しヘリコプターの要請を行い、医師、保健師、看護師等の派遣及び医薬品、食料、生活必需品の輸送、救急患者の救助、若しくは集落住民全員の避難救助を実施する。

(7) 消防水利の整備と確保

町は、積雪期にも配慮した消防力と救急体制の充実強化を図るとともに、多雪地に適した多段式消火栓や立上がり吸水管付防火水槽の整備に努める。

また、消火栓等の消防水利の確保のため、消防団、地区住民及び自主防災組織は適宜消防水利周辺の除雪を行い、消防水利を確保する。

(8) 活動体制の確立

町は、関係各機関・団体と協議し、必要に応じて豪雪対策本部を設置し、災害の予防及び拡大防止に努めるものとする。

① 豪雪対策本部設置の目安

豪雪対策本部 設置の目安	<p>ア 気象観測所の積雪量が 150cm に達したとき。</p> <p>イ 町に大雪特別警報、暴風雪特別警報が発表されたとき。</p> <p>ウ 気象観測所の積雪量が 150cm に至るまでの場合は、県及び最上管内市町の動向や、雪害により多くの町民生活に重大な影響を及ぼすおそれが見込まれる等により判断する。 (豪雪対策本部設置を最上地域全体の状況により検討する)</p> <p>エ 雪解け期 [3月までの残された期間] や雪害により多くの町民生活に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき。</p>
-----------------	--

② 任務及び当面の対策

大雪による災害の予防、災害発生及び復旧について必要な情報の収集、対策の策定及び連絡調整に当たるものとし、当面の対策として以下の事項を行う。また、以下の項目以外の必要な事項は町長（本部長）が別に定める。

任務及び当面の対策	担 当 課
1 積雪に対する注意の広報	総務企画課
2 被害発生時の情報把握	総務企画課
3 交通の確保	建設水道課
4 除雪・排雪・雪下ろし	建設水道課、総務企画課
5 高齢者世帯の雪下ろし	健康福祉課、総務企画課
6 農業施設等の対策	農林振興課
7 公共施設の管理	関係各課
8 消防関係	総務企画課

4 応援協力関係

実施機関において、除雪及び救出の実施が困難な場合は、県に対しこれに要する要員及び資機材について応援を要請するものとする。

## 第30節 原子力事故災害対策計画

### 第1款 総則

#### 1 計画の目的

原子力災害（隣接県の原子力発電所における大規模な事故及び放射性物質の輸送中に発生した事故により放射性物質が大量に放出される災害）に関し、予防計画、応急計画及び復旧計画を定め、総合的かつ計画的な対策を講じることによって、住民の健康を保護するとともに、不安を解消し、安全・安心な住民生活を確保することを目的とする。

#### 2 実施責任者

- (1) 町の担当課は、総務企画課、教育委員会とする。
- (2) 県

#### 3 計画において尊重すべき指針

原子力災害対策における専門的・技術的事項については、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」を十分に尊重する。

#### 4 計画の前提となる緊急事態が想定される原子力発電所

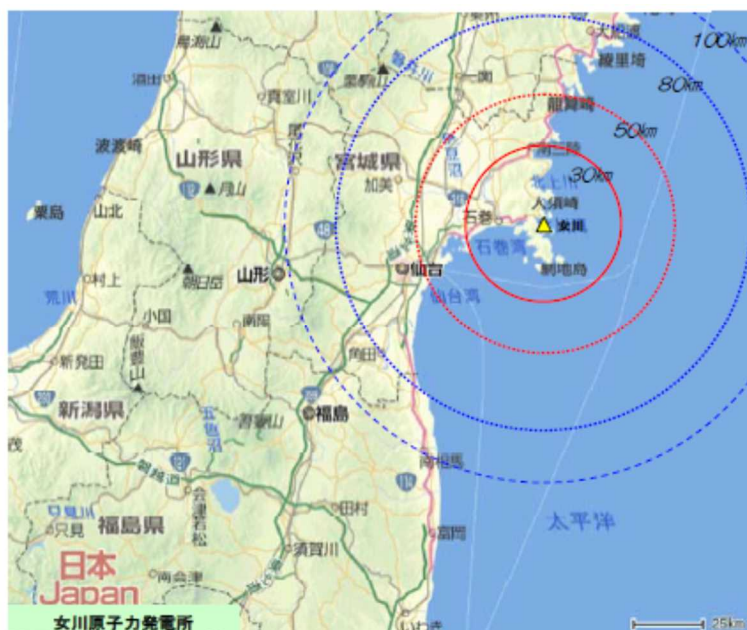
本県と隣接する宮城県、福島県及び新潟県には、下記の原子力発電所が所在している。

##### (1) 女川原子力発電所（宮城県）

本町（役場本庁舎）からは約94kmの距離に位置している。

事業者名	発電所名	所在地	号機	原子炉型(※)	認可出力	備考
東北電力株式会社	女川原子力発電所	宮城県牡鹿郡女川町及び石巻市	1号	BWR	52.4万kW	平成30年12月21日廃止
			2号	BWR	82.5万kW	
			3号	BWR	82.5万kW	

※BWR＝沸騰水型軽水炉

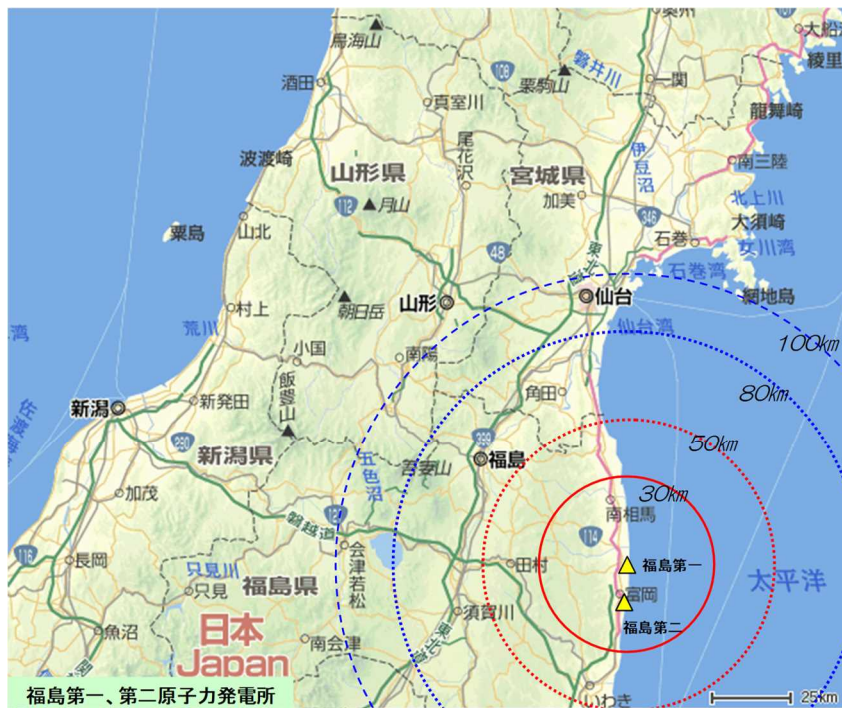


(2) 福島第一原子力発電所（福島県）

本町（役場本庁舎）からは約155 kmの距離に位置している。

事業者名	発電所名	所在地	号機	原子炉型(※)	認可出力	備考
東京電力ホールディングス株式会社	福島第一原子力発電所	福島県双葉郡 大熊町及び双葉町	1号	BWR	46.0万kW	平成24年 4月19日廃止
			2号	BWR	78.4万kW	
			3号	BWR	78.4万kW	
			4号	BWR	78.4万kW	平成26年 1月31日廃止
			5号	BWR	78.4万kW	
			6号	BWR	110.0万kW	
	福島第二原子力発電所	福島県双葉郡 楡葉町及び富岡町	1号	BWR	110.0万kW	平成31年 9月30日廃止
			2号	BWR	110.0万kW	
			3号	BWR	110.0万kW	
			4号	BWR	110.0万kW	

※ BWR = 沸騰水型軽水炉





(3) 柏崎刈羽原子力発電所（新潟県）

本町（役場本庁舎）からは約225 kmの距離に位置している。

事業者名	発電所名	所在地	号機	原子炉型(※)	認可出力
東京電力 ホールディ ングス 株式会社	柏崎刈羽 原子力発電所	新潟県柏崎市及び 刈羽郡刈羽村	1号	BWR	110.0万kW
			2号	BWR	110.0万kW
			3号	BWR	110.0万kW
			4号	BWR	110.0万kW
			5号	BWR	110.0万kW
			6号	ABWR	135.6万kW
			7号	ABWR	135.6万kW

※BWR＝沸騰水型軽水炉、ABWR＝改良型沸騰水型軽水炉



## 第2款 原子力災害予防計画

### 1 計画の概要

原子力災害による被害並びに住民の健康の保護及び不安の軽減を図るために、町及び県等が実施する平常時における原子力災害予防対策について定める。

### 2 計画の体系

項 目	概 要
1 活動体制等	① マニュアル策定等活動体制の整備
2 モニタリングの実施	① 平常時におけるモニタリング
3 防災体制の整備	① 通信連絡体制の整備 ② 防災訓練等の実施
4 原子力災害医療体制等の整備	① 原子力災害医療体制等の整備 ② 避難退域時検査等実施体制の整備
5 防災知識の普及等	① 放射線に関する知識の普及 ② 原子力災害に関する防災知識の普及 ③ 防災業務関係者に対する教育・研修 ④ 住民相談体制の整備

### 3 活動体制等

県及び町は、2に掲げる項目について、各々の役割に応じて体制を整備し、活動するものとする。

### 4 モニタリングの実施

#### (1) 平常時におけるモニタリング

県は、県内における環境及び食品・水道水の放射性物質の状況を把握するため、平常時より環境中及び食品・水道水中のモニタリング（以下「モニタリング」という。）を行う。

#### ① モニタリング体制等の整備

県は、平常時におけるモニタリングを実施するため、モニタリングポスト、サーベイメータ、ゲルマニウム半導体検出器等（以下「モニタリング機器」という。）を整備し、維持管理を行う。

なお、モニタリング機器の整備不足や故障を想定し、放射能濃度測定的外部委託等機器の調達先をあらかじめ把握しておくものとする。

また、町は、空間の放射線線量率（以下「空間放射線量」という。）に係るモニタリングを実施するための機器の整備に努めるとともに、県が実施するモニタリングに協力するものとする。

#### ② モニタリングの対象

県は、平常時から空間放射線量の測定や環境試料・流通食品・水道水中の放射性物質濃度の検査を行う。

### 5 防災体制の整備

#### (1) 通信連絡体制の整備

県は、特に隣接県災害対策本部、防災関係機関等との緊急時における連絡が円滑に実

施できるよう体制を整備する。

町は、住民に正確な情報を迅速に伝達するため、緊急時における同報系防災行政無線及び広報車等の広報設備及び機器等の整備を推進する。

## (2) 避難等の体制の整備

県及び町は、国が示す緊急事態の初期対応段階の区分に応じた注意喚起・避難等の体制を整備する。なお、情報連絡、住民等の屋内退避・避難等については、一般的な防災対策との共通性又は類似性があるため、これらを活用することで効率的かつ実効的に実施するものとする。

① 県及び町は、隣接県の原子力施設に係る警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ。）、施設敷地緊急事態（原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態であり、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。以下同じ。）等に応じた住民への注意喚起体制を整備するものとする。

② 県及び町は、隣接県の原子力施設に係る全面緊急事態（原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態であり、原災法第15条第1項の規定による原子力緊急事態宣言に係る事象をいう。以下同じ。）における注意喚起及び屋内退避が的確かつ迅速に実施されるよう、屋内退避指示、情報伝達方法等を記載した屋内退避に関するマニュアルを策定するものとする。

## (3) 防災訓練等の実施

県及び町は、緊急時通信連絡訓練、住民に対する情報伝達訓練等を定期的実施する。

## 6 原子力災害医療体制等の整備

### (1) 資機材等の整備

県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供を受け、放射線測定用資機材、簡易除染資機材、医療用資機材等の整備に努めるものとする。

### (2) 避難退域時検査等実施体制の整備

避難退域時検査及び簡易除染に関する教育・研修・訓練を実施し、避難者の避難退域時検査実施体制を整備するとともに、事故発生地域からの避難者に対する健康相談及び簡易除染を行うための体制を整備するものとする。

## 7 防災知識の普及等

### (1) 放射線に関する知識の普及

県は、国や町と協力して、放射線に関する正しい知識の普及と啓発を行うとともに、町が行う普及と啓発に関し必要な助言を行う。

- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- ② 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ③ その他必要と認める事項に関すること

### (2) 原子力災害に関する防災知識の普及

#### ① 防災広報

県は、国、原子力発電所所在道府県、町及び関係機関と協力して、原子力災害に関する防災知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、町が行う防災知識の普及と啓発に関し必要な助言を行う。

ア 全国の原子力発電所の稼働、休止等の概要に関すること

- イ 原子力災害とその特性に関すること
- ウ 緊急時における県や国等が講じる対策の内容に関すること
- エ 緊急時における情報及び指示の伝達方法に関すること
- オ その他必要と認める事項に関すること

② 防災教育

町の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

(3) 防災業務関係者に対する教育・研修

町は、応急対策の円滑な実施を図るため、国、県及び防災関係機関の協力を得て、原子力防災業務に携わる者に対する教育・研修を必要に応じて実施する。

- ① 原子力防災体制及び組織に関する知識
- ② 全国の原子力発電所施設の稼働、休止等の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤ 緊急時における県や国等が講じる対策の内容に関すること
- ⑥ 放射線及び放射性物質の測定に関すること
- ⑦ 緊急時医療に関すること
- ⑧ 危機管理に関すること
- ⑨ その他必要と認める事項に関すること

(4) 住民相談体制の整備

町は、住民からの様々な相談、問い合わせに対応できるよう、県と連携し必要な地域に総合的な相談窓口を設置するための体制整備を図る。

### 第3款 原子力災害応急計画

#### 1 計画の概要

原子力災害による被害を軽減するため、隣接県の原子力発電所で大規模な事故が発生した場合に、県及び町が実施する緊急時における原子力災害応急対策について定める。

#### 2 計画の体系

項 目	概 要
1 モニタリングの強化及び対応	① 緊急時におけるモニタリングの実施 ② 基準地超過食品の流通防止措置 ③ 水道水の摂取制限等の措置 ④ 除染対策
2 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施	① 住民への注意喚起 ② 屋内退避、避難誘導の防護活動の実施
3 原子力災害医療活動等の実施	① 原子力災害医療活動等の実施
4 住民への情報伝達等	① 住民に対する広報及び指示伝達 ② 住民相談の実施
5 風評被害の軽減	① 風評被害等の影響の軽減

#### 3 町の活動体制

町は、原子力災害に係る応急対策を迅速かつ確実に実施するため、隣接県の原子力発電所に係る情報収集事態（原子力事業所所在市町村で震度5弱又は震度5強が発生した事態をいう。の段階で対応職員を参集させ、情報収集活動等を開始する。

#### 4 モニタリングの強化及び対応

##### (1) 緊急時におけるモニタリングの実施

県は、環境放射線の状況に関する情報収集、O I L（※）に基づく防護措置の実施の判断、原子力災害による住民等と環境への放射線影響把握のため、隣接県の原子力施設における施設敷地緊急事態の段階からモニタリングの準備を開始するとともに、災害対策本部設置の段階において、平常時におけるモニタリング体制から緊急時におけるモニタリング体制に切り換える。

また、モニタリングは、別に定めるモニタリングマニュアルに従って行う。

なお、モニタリングの実施に際しては、国、関係地方公共団体、原子力事業者が公表するモニタリング結果、放出源の情報、気象情報等を参考にする。

##### ※<O I L>

原子力災害発生時の防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル

##### ① 緊急時におけるモニタリング体制

###### ア 空間放射線モニタリング

県及び町は、初期段階においてはO I Lによる防護措置の判断に必要な空間放射線量率の測定を重視する。施設敷地緊急事態の段階において測定地点を決定し、災害対策本部設置の段階において、モニタリング機器によるモニタリングを強化する。

###### イ 放射性物質の検査

県は、災害対策本部放射線対策班のもとで、空間放射線モニタリング結果及び国の

指示等を踏まえながら、環境試料の測定、食品・水道水の放射性物質の検査を行う。

② モニタリング結果の公表

県は、緊急時におけるモニタリングの結果について県のホームページにポータルサイトを立ち上げるとともに、報道機関にプレスリリース等を行うことにより迅速に公表する。

また、結果については町に情報提供を行う。

(2) 基準値超過食品の流通防止措置

① 県は、県内流通食品の放射性物質検査の結果、当該食品に含まれる放射性物質が食品衛生法で定める基準値（以下「基準値」という。）を超えた場合は、当該食品の廃棄・回収等の措置を講じるほか、加工食品が基準値を超えた場合は、原因を調査し、必要に応じ原料の生産地におけるモニタリング検査の強化等の対策を講ずる。

② 県は、緊急時におけるモニタリングの結果、県産農林水産物等の放射性物質濃度が、O I Lや基準値を超えたこと等により、国の原子力災害対策本部から摂取制限・出荷制限の指示を受けた場合、関係市町村、関係事業者及び住民に対し摂取及び出荷を差し控えるよう要請する。

③ 町は、県から摂取及び出荷制限の要請を受けた場合、農林水産物の生産者、関係事業者及び住民等に対し摂取及び出荷を差し控えるよう周知する。

(3) 水道水の摂取制限等の措置

① 水道事業者は、水道水の放射性物質検査の結果、O I Lや管理目標値を超える放射性物質が検出された場合には、直ちに浄水場及び水道原水中の放射性物質濃度及び濁度の検査結果並びにろ過設備の運転状況に基づいて超過原因を究明するとともに、その旨を水道利用者に周知する。

また、管理目標値を超える状態が長期間継続することが見込まれる場合は、他の水道水源への振替、摂取制限等の措置を講じ、その旨を水道利用者及び関係機関に周知する。浄水中の濁度が水道水質基準を超過する等の衛生上の問題が回避できない場合には、給水停止の措置を講ずる。

なお、原子力緊急事態宣言が発出され、原子力災害対策本部が設置されている間については、同本部の指示又は厚生労働省からの要請に基づいて摂取制限を行う。

② 町は、水道事業者に対し適切な措置を講ずるよう要請する。

また、国及び県は、必要に応じて水道事業者に対する給水停止命令等の措置を講ずる。

(4) 除染対策

モニタリングにより基準を超える空間放射線量が確認され、住民の健康に影響を及ぼすおそれがある場合には、関係者は簡易な除染など状況に即した適切な措置を講ずる。

5 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

原子力緊急事態が発生した場合には、原災法第 15 条第 3 項の規定に基づき、内閣総理大臣は、応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、住民等に屋内退避や避難に関する指示を行うべきことの指示を行うこととなっている。

町は、県への影響が懸念される場合に早い段階からの注意喚起を行うとともに、県に対して原災法第 15 条第 3 項の規定に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発した場合には、住民に対して屋内退避等の指示を行う。

なお、原子力緊急事態（※）が発生した場合には、原災法第 15 条第 3 項の規定及び原子

力災害対策指針に定める基準に基づき、内閣総理大臣は、応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、住民等に屋内退避や避難に関する指示を行うべきことの指示を行うこととなっている。

複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

※＜原子力緊急事態＞

原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外へ放出された事態

(1) 住民への注意喚起

県及び町は、原子力災害による本県への影響が懸念される場合に、住民の不安を解消し正しい情報に基づき適切に対応してもらうため、屋内退避の指示が出された場合の留意事項について、早い段階から周知を図り、住民に対して注意喚起を行う。

(2) 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

① 県は、原子力緊急事態宣言が発出された場合は、内閣総理大臣の指示に従い、関係市町村に対し、住民に対する屋内退避又は避難指示を以下の情報伝達の方法により行うものとし、屋内退避準備又は高齢者等避難の伝達についても同様とする。

ア 報道機関に対する緊急放送等の要請

イ 防災行政無線による広報

ウ 広報車などによる広報

エ 学校、保育所、病院、社会福祉施設等、特に屋内退避にあたり配慮を要する者を対象とする施設に対する指示

オ 鉄道事業者、バス事業者の社内放送等による乗客へ周知

② 県は、屋内退避が的確かつ迅速に実施されるよう、屋内退避指示、情報伝達方法等を記載した屋内退避に関するマニュアルを策定しておくものとする。

③ 県は、市町村の区域を越えた広域避難を要する市町村が生じた場合は、必要に応じて避難先、移動手段、移動経路等の広域避難に関する事項について調整を行う。

調整に際しては、特に入院患者等避難行動要支援者の避難方法、避難先等について配慮するものとし、移動が困難な者については、屋内退避も検討するものとする。

④ 町は、内閣総理大臣から屋内退避、避難等の指示を受けたときは、要避難者の把握、避難先の指定など、あらかじめ定めた手順により、屋内退避、避難等の防護活動を行う。

⑤ 県は、避難者の収容対策として、様々な手段により応急的な住宅を確保し、暫定的な住生活の安定を図る。

⑥ 県及び町は、避難誘導が的確かつ迅速に実施されるよう、避難指示、情報伝達方法、避難の手段、避難誘導等の実施方法等を定めておくものとする。

6 原子力災害医療活動等の実施

(1) 緊急医療活動の実施

県は、事故発生地域からの避難者の健康相談に応じるとともに、必要に応じて避難退域時検査や簡易除染を行う。

なお、避難退域時検査の結果、専門的診断及び治療が必要と判断される場合には、原子力災害医療協力機関、原子力災害拠点病院等に移送すべく対処する。

## 7 住民への情報伝達等

### (1) 住民に対する広報及び指示伝達

#### ① 県が行う広報及び指示伝達

県は、住民に対して、テレビ、ラジオ等による緊急報道や県のホームページなど様々な広報媒体を活用して、次の事項について情報の提供を行うとともに、関係市町村に対し、住民の行動に関する必要な事項の指示を行う。

ア 事故の概要

イ 災害の現況

ウ 放射線の状況に関する今後の予測

エ 県及び関係市町村並びに防災関係機関の対策状況

オ 住民のとるべき措置及び注意事項

カ その他必要と認める事項

#### ② 町が行う広報及び指示伝達

町は、住民に対して、防災行政無線や広報車など様々な媒体を活用して、次の事項について情報の提供を行うとともに、住民の行動に関する必要な事項の指示を行う。

ア 事故の概要

イ 災害の現況

ウ 町、県及び防災関係機関の対策状況

エ 住民のとるべき措置及び注意事項

オ その他必要と認める事項

### (2) 住民相談の実施

町は、必要な地域に総合的な相談窓口を設置し、県と連携し住民からの様々な相談、問い合わせに対応し、安全性に関する情報等の積極的な提供に努める。

## 8 風評被害の軽減

### (1) 風評被害等の影響の軽減

県は、国、町及び関係団体等と連携し、原子力災害による風評被害等を未然に防止し、又は影響を軽減するために、県産農林水産物や県内企業が製造する製品等の適正な流通の促進と観光客の減少の防止のための広報活動等の必要な対策を行う。



## 第4款 災害復旧計画

### 1 計画の概要

住民生活の早期安定を図るため、原子力緊急事態解除宣言が発出された後における放射性物質による汚染の除去等や各種制限措置等の解除について定め、事態の収束後における早期復旧を目指す。

### 2 計画の体系

項目	概要
1 制限措置等の解除	① 各種制限措置等の解除
2 モニタリングの継続及び汚染の除去等	① モニタリングの継続 ② 放射線物質による汚染の除去等
3 風評被害の軽減及び損害賠償請求等	① 風評被害等の影響の軽減 ② 損害賠償の請求等に必要な資料の作成・保存

### 3 活動体制

県及び町は、2に掲げる項目について、各々の役割に応じて活動を実施するものとする。

### 4 制限措置等の解除

#### (1) 各種制限措置等の解除

##### ① 各種指示の解除

県は、緊急時モニタリングによる測定結果等に基づき、国の派遣する専門家等の助言を踏まえ、住民への放射性物質による影響の懸念がなくなったと認められるときは、関係市町村に対し避難等の指示を解除するよう指示する。当該関係市町村は、住民に対しその旨を伝達する。

##### ② 各種制限措置の解除

県は、緊急時モニタリングによる測定結果等に基づき、国の派遣する専門家等の助言を踏まえ、住民への放射性物質による影響の懸念がなくなったと認められるときは、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、汚染県産農林水産物等の採取、漁獲の禁止、出荷制限等各種制限措置の解除を関係機関に対し指示する。また、県は、解除実施状況を確認するものとする。

### 5 モニタリングの継続及び汚染の除去等

#### (1) モニタリングの継続

県は、原子力緊急事態解除宣言後においても、必要に応じてモニタリングを継続して行い、その結果を速やかに公表するものとする。

#### (2) 放射性物質による汚染の除去等

県は、国、関係市町村、原子力事業者その他防災関係機関とともに、放射性物質に汚染されたものの除去及び除染作業を促進するものとする。

### 6 風評被害の軽減及び損害賠償請求等

#### (1) 風評被害等の影響の軽減

県は、国、町及び関係団体等と連携し、原子力災害による風評被害等を未然に防止し、又は影響を軽減するため、応急対策時に引き続き必要な対策を行う。

(2) 損害賠償の請求等に必要な資料の作成・保存

県及び町は、将来の損害賠償請求等に資するため、復旧対策に関する諸記録を作成・保存するものとする。

## 第 31 節 県消防防災ヘリコプター・ドクターヘリコプターの活用計画

### 1 方針

大規模な災害が発生した場合、県消防防災ヘリコプター・ドクターヘリコプターを効果的に運用し、被害情報等の情報収集、救出・救助活動、負傷者の搬送、緊急輸送などの救援活動に活用できる体制を迅速に確立する。

### 2 実施責任者

町の担当課は、総務企画課とする。

### 3 主な取組み

県に消防防災ヘリコプター等の応援を要請し、広域的かつ機動的に活用する。

### 4 県消防防災ヘリコプター等の運用

#### (1) 活動内容

県消防防災ヘリコプター・ドクターヘリコプターを活用した防災活動の内容としては、次のものが該当する。

- ① 災害対策活動（被害状況等の情報収集・伝達、避難指示、緊急輸送等）
- ② 火災防ぎょ活動（空中消火、消火資機材搬送等）
- ③ 救助活動（事故等による捜索・救助等）
- ④ 救急活動（傷病者の救急搬送、転院搬送等）
- ⑤ その他

#### (2) 離発着場の選定

災害時においては、事前に整備・指定済みの夜間離発着場（ヘリポート）の中から、適当な場所を選定し活用する。また、離発着場の選定後は、速やかに関係者・機関にその旨を周知する。

#### (3) 緊急輸送

町は、人員及び物資等の緊急輸送に必要と認めた場合は、県に「大規模災害発生時におけるヘリコプター等の災害対策活動計画」に基づいた空輸による緊急輸送を要請する。

## 第32節 金融計画

### 1 方針

災害発生時における通貨の円滑な供給確保、金融の迅速かつ適切な調整及び信用制度の保持運営について定めるものとする。

### 2 実施責任者

- (1) 日本銀行山形事務所
- (2) 東北財務局山形財務事務所
- (3) 町の担当課は、総務企画課とする。

### 3 実施内容

#### (1) 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な指導・援助を行うことにより、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずるものとする。

なお、被災地における損傷通貨の引き換えについては、状況に応じ職員を派遣する等必要な措置を講ずるものとする。

#### (2) 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業開始を行えるよう斡旋、指導を行うものとする。また、必要に応じ金融機関相互の申し合わせ等により、営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう指導するものとする。

#### (3) 金融機関による非常金融措置の実施

被災者の便宜を図るため、必要に応じ金融機関と協議の上、金融機関相互の申し合わせ等により、次のような非常措置をとり得るよう斡旋、指導を行うものとする。

- ① 預金通帳等を滅失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払い戻しの取扱を行うこと。
- ② 被災者に対して定期預金、定期積金の期限前払い戻し又は預貯金を担保とする貸出の特別取扱を行うこと。
- ③ 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間通過後の交換持出しを認めるほか、不渡り処分の猶予等の特別措置をとること。
- ④ 損傷通貨の引き換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

#### (4) 各種金融措置に関する広報

上記、災害応急対策のうち、金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷通貨の引換措置等については、関係行政機関と協議の上、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図り、民心の安定及び災害の復旧に資するものとする。

#### (5) 災害復旧関係金融措置

被災地における金融秩序を維持し、災害復旧に必要な金融の適性を期するため被害状況及び復旧関係の資金需要の調査、把握に努め、必要と認められる復旧資金の融資について、金融機関の迅速適切な措置がとられるよう指導するものとする。

## 第33節 物的公用負担等の実施に関する計画

### 1 方針

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、応急措置を緊急に実施する必要がある場合において、施設、土地、家屋及び物資を管理又は使用し若しくは収用するための計画について定めるものとする。

### 2 実施責任者

- (1) 町は、必要と認められる場合は物的公用負担等の権限を行使するものとする。
- (2) 町長若しくは町長の職権を行使する町の職員が現場にいないとき、又は町長等から要求があったときは、警察官が物的公用負担等の権限を行使するものとする。この場合においては、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。さらに警察官も現場にいないときに限り、自衛官が物資公用負担の権限を行使するものとする。この場合においても、直ちにその旨を町長に通知しなければならない（法第64条第1項、第2項）。
- (3) 消防のため、緊急の必要がある場合の物的公用負担の権限の行使は、消防吏員及び団員が行うものとする。
- (4) 水防のため、緊急の必要がある場合の物的公用負担の権限の行使は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長が行うものとする。

### 3 実施内容（物的公用負担の要領）

#### (1) 対象物及び内容

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するための物的公用負担等の対象物及び内容は次のとおりである。

##### ① 町長

- ア 災害を拡大させるおそれがある設備又は物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去・保安その他必要な措置
- イ 区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し若しくは収用すること（法第64条第1項）。
- ウ 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（法第64条第2項）

##### ② 消防吏員及び団員

水災以外の災害が発生し、又は発生しようとしている火災及びその他の災害に係る対象物並びにこれらのものの在る土地を使用し、処分し又は使用を制限すること（消防法第29条第1項、第2項）。

##### ③ 水防管理者、水防団長又は消防機関の長

水防の現場において、必要な土地を一時使用し、又は土石、竹木、その他の資材を使用し若しくは収用し、車その他の運搬具若しくは器具を使用し、又は工作物その他の障害物を処分すること（水防法第21条第1項）。

##### ④ 留意事項

災害を受けた工作物の障害物を除去したときは、適正な方法で保管するものとする。

#### (2) 手続

##### ① 通知

- ア 法第59条第1項、法第64条第1項、第2項、消防法第29条第1項、第2項、第3

項及び水防法第21条第1項の規定により応急公用負担等の権限を行使する場合は、その所有者、占有者に対し、下記事項を通知しなければならない。

(ア) 当該土地建物等の名称又は種類、形状、数量及び所在した場所

(イ) 当該処分に係る期間又は期日

(ウ) その他必要事項

イ 通知すべき所有者及び占有者等が不明のときは、庁舎又は新庄警察署に掲示広告しなければならない。

② 公用令書の交付（法第81条）

ア 法第71条第2項の規定により、町長が県知事より委任を受けて物的公用負担等の権限を行使する場合は、その所有者及び占有者等に対して下記事項を記載した公用令書を交付して行わなければならない。

(ア) 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所

（法人にあってはその名称及び主たる事務所の所在地）

(イ) 当該処分の根拠となった法律の規定

(ウ) 保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間

(エ) 管理、使用又は収用する施設等の所在する場所及び当該処分に係る期間又は期日

イ 町長は公用令書を交付した後に処分を変更し、又は取り消したときは、速やかに公用変更令書又は公用取消令書を交付しなければならない。

③ 損失補償等（法第82条）

ア 町は、法第64条第1項、第2項、消防法第29条第1項、第2項、第3項及び水防法第21条第1項の規定により応急公用負担等の処分を行ったときは、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

イ 県は、法第71条第2項の規定により町長が県知事より委任を受けて物的公用負担等の処分を行ったときは、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

## 第34節 災害救助法による救助計画

### 1 方針

災害救助法が適用された場合の救助の種類、基準等について定めるものとする。

### 2 実施責任者

- (1) 知事は、災害救助法が適用された場合の救助を行うものとする。
- (2) 町は、山形県災害救助法施行細則に基づき、知事が行う救助のうち、応急仮設住宅の供与を除く救助を行うものとする。
- (3) 町の担当課は、関係各課とする。

### 3 実施内容

#### (1) 災害救助法の適用基準

本町における災害救助法の適用基準は、次のとおりである。

災害救助法適用基準は、「4資料」のとおりである。

##### ① 町の滅失世帯数が40世帯以上のとき。

[滅失世帯は、全壊（全焼）、流失等により住家が滅失した世帯をいい、住家が半壊（半焼）する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ1滅失世帯とみなす。]

##### ② 被害が広範囲にわたり、県内の滅失世帯数の総数が1,500世帯以上に達したときで、かつ町の滅失世帯数が20世帯以上に達したとき。

##### ③ 被害が県内全域に及ぶ大災害で、県内の滅失世帯数が7,000世帯以上に達した場合、又は災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、多数の世帯の住家が滅失したとき。

##### ④ 多数の者が生命又は身体に危険を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

#### (2) 知事から委任されている救助の種類

災害救助法適用時に知事から委任されている救護の種類は次のとおりである。

##### ① 収容施設の供与

（応急仮設住宅の供与は知事の委任から除く。）

##### ② 炊出しその他による食品の供与及び飲料水の供給

##### ③ 被服、寝具その他生活必需品の供与又は貸与

##### ④ 医療及び助産

##### ⑤ 災害にかかった者の救出

##### ⑥ 災害にかかった住宅の応急修理

##### ⑦ 学用品の給与

##### ⑧ 埋葬

##### ⑨ 遺体の搜索

##### ⑩ 遺体の処置

##### ⑪ 災害によって住宅又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に支障をおよぼすものの除去

##### ⑫ 応急救助のための輸送費及び人夫賃金

##### ⑬ その他必要とする事項

※ 救助の実施は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要であると認めた場合においては、特例的に救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる（法第23条第2項）。

(3) 対象者、期間及び経費等

- ① 災害救助法が適用された場合の対象者、期間及び経費等については県災害救助法施行規則、「県災害救助の手引」及び「災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」によるものとする。

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」は「4資料」のとおりである。

- ② 災害救助法適用時に知事から委任を受けて町長が実施した救助に係る費用は、町が一時繰替支弁し、県が負担するものとする。
- ③ 費用の請求は、県災害救助法施行細則の定めるところによる。

(4) 実施方法

本計画該当各節で定める方法により実施するものとする。

(5) 報告

- ① 町長は、災害救助法適用時に知事から委任された職権に係る救助を実施したときは、直ちにその内容を詳細に知事に報告するものとする。
- ② 報告に際しては多数の書類を要するので、町の各担当課は救助に係る各関係書類の整備、保管に努めるものとする。
- ③ 関係書類の様式は、県災害救助法施行細則及び「県災害救助の手引」の定めるところによる。

(6) 被災者台帳の整備及び罹災証明書の発行

① 被災者台帳の作成

町は、災害が発生したときは直ちに調査を行い又は調査された罹災状況に基づき、被災者台帳を整備するものとする。また、災害対策基本法の改正により、このような被災者台帳の作成に必要な範囲で個人情報の利用が可能となるよう個人情報保護法制との関係を整理し、被災者の援護に関する事務が円滑に行われるよう、必要な規定を整備する。

② 罹災証明書の発行

町は、災害による罹災証明書等の発行の必要があるときは、次の要領により行うものとする。

ア 被害状況が確認できないときは、とりあえず本人の申告により仮罹災証明書を発行する。

イ 被災者の被害状況の調査確認を終了したときは、仮罹災証明書を発行したものについては罹災証明書に切り替え発行する。

- ③ 関係様式等は「4資料」のとおりである。

(7) 町への被災者情報の提供

改正災害対策基本法では、町が行う被災者台帳の作成とあわせて、県及び関係市町村に対して被災者に関する情報提供を求めることができることが規定された。町は、被災者の円滑な作成に資するため、災害救助法に基づく救助を行った被災者について、県へ情報提供を依頼し、県の保有する被災者情報の提供を受けるものとする。



#### 4 資 料

- |                             |                   |
|-----------------------------|-------------------|
| (1) 災害救助法適用基準               | 【資料編 1 - (7) - ①】 |
| (2) 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表 | 【資料編 1 - (7) - ②】 |
| (3) 被災者台帳                   | 【資料編 5 - (4)】     |
| (4) 罹災証明書                   | 【資料編 5 - (5)】     |

## 第 35 節 竜巻・台風・突風対策計画

### 1 方針

この計画は、台風や、冬期の季節風、その他局地的な暴風が発生した場合、風害による人的被害、住家等建物被害及び農作物被害が発生するのを防ぐため、過去の台風や竜巻等における人的被害、建物被害を踏まえ、これらに関する知識の普及啓発を図ることを目的とする。

また、農作物等の風害を防止又は軽減し、併せて電力施設や通信施設における風害被害の予防対策を推進する。

### 2 実施責任者

(1) 町の担当課は、総務企画課、建設水道課、農林振興課とする。

### 3 竜巻突風等に関する知識の普及啓発

町は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、住民や事業者等に対して、以下について普及啓発を図る。

#### (1) 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、平時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛ける。

なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、気象台から発表される。各気象情報の内容は次表のとおりである。

気象情報	内容
予告的な気象情報	低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日～1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する山形県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。
竜巻注意情報	気象ドップラーレーダーの観測などから、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断されたときに発表される。雷注意報を補完する気象情報であり、発表から概ね1時間の有効時間を設けている。有効時間の経過後も危険な気象情報が続くと予想した場合には、竜巻注意情報を再度発表する。

#### (2) 住民への啓発

町、消防機関及び関係機関は、竜巻災害のメカニズムと過去の被害の実績を広報し、住民への啓発を図る。

内閣府では、「竜巻等突風災害とその対応（パンフレット）」を作成し、我が国における竜巻等突風災害の特徴と個人の身の守り方を国民に紹介しており、これらのパンフレット等広報資料を利用し、町民に伝達する。

竜巻からの身の守り方

屋内にいる場合	屋外にいる場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窓を開けない</li> <li>・ 窓から離れる</li> <li>・ カーテンを引く</li> <li>・ 雨戸・シャッターをしめる</li> <li>・ 地下室や建物の最下階に移動する</li> <li>・ 家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する</li> <li>・ 部屋の隅・ドア・外壁から離れる</li> <li>・ 頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車庫・物置・プレハブを避難所にしない</li> <li>・ 橋や陸橋の下に行かない</li> <li>・ 近くの頑丈な建物に避難する</li> <li>・ (頑丈な建物が無い場合は) 近くの水路やくぼみに身をふせ、両腕で頭と首を守る</li> <li>・ 飛来物に注意する</li> </ul>

出典：内閣府「竜巻等突風災害とその対応（パンフレット）」

(3) 安全な場所への誘導

竜巻来襲時、多くの住民が竜巻と認識せず、火事の煙と思い、窓の近くの危険な場所にとどまるケースが多いため、鉄筋コンクリート構造など堅牢な建築物などの安全な場所への誘導を図る。

(4) 安全な場所の周知

低い階（2階よりも1階）、また、窓から離れた家の中心部など、安全性の高い場所の周知を図る。

(5) 堅牢な建築物への誘導

プレハブなどの強度が不足する建築物より、可能な限り堅牢な建築物へ誘導を図る。

4 家屋・農作物等の風害防止対策

台風、冬期の季節風、その他局地的な強風等による家屋や農作物等への被害対策を推進する。

(1) 家屋・農作物等の被害防止対策

- ① 防風ネット等の防風施設など農作物被害防止施設の整備
- ② 風速50m/s以上に耐える低コスト耐候性ハウスの設置
- ③ 風害等を受けやすい地域における家屋・農用地の災害の未然防止や保全を目的とする防風施設等の整備

(2) 風倒木対策

町は、風倒木の流出による二次災害を防止するため、風倒木の除去など必要な対策をあらかじめ講ずる。



## 第3部 災害復旧計画



# 第 1 章 災害復旧対策





## 第1節 公共施設の災害復旧計画

### 1 方針

災害により被災した公共施設の災害復旧における原形復旧及び再災害の発生防止のための工事及び資金計画について定めるものとする。

### 2 実施責任者

- (1) 町、県及び国は公共施設の災害復旧を行うものとする。
- (2) 町の担当課は、関係各課とする。

### 3 実施内容

#### (1) 災害復旧事業計画

公共施設の災害復旧計画は、概ね次の計画とする。

- ① 公共土木施設災害復旧事業計画
  - ア 河川災害復旧事業計画
  - イ 砂防設備災害復旧事業計画
  - ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
  - エ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
  - オ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
  - カ 道路災害復旧事業計画
  - キ 下水道災害復旧事業計画
- ② 河川等災害関連事業計画
- ③ 農林水産業施設災害復旧事業計画
- ④ 公立学校施設災害復旧事業計画
- ⑤ 水道施設災害復旧事業計画
- ⑥ 社会福祉施設等災害復旧事業計画
- ⑦ 公立医療施設災害復旧事業計画
- ⑧ 公営住宅災害復旧事業計画
- ⑨ その他の災害復旧事業計画

#### (2) 激甚災害指定の調査と推進

著しく激甚である災害が発生した場合には、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の規定による、激甚災害の指定が受けられるように措置し、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるように努めるものとする。

#### (3) 災害査定の早期実施等

災害が発生した場合は、速やかに公共施設の災害の実態を調査し、災害査定の実施及び復旧事業が迅速に実施されるよう努めるものとする。

#### (4) 復旧技術員の確保

災害復旧事業のため技術員の不足を生じたときは、被害を免れた他の市町村、又は県から関係職員を求めてこれに対処するものとする。

#### (5) 国、県による復旧工事の代行

国及び県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体又はその団体の長から

要請があり、かつ町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

国は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は県の区域の境界に係る場合においては、県に代わって自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により支援を行う。

国は、重要物流道路及びその代替・補完路について、県又は町から要請があり、かつ県又は町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で県又は町に代わって自らが行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、県道又は町道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

国は、県知事が管理の一部を行う指定区間内の一級河川、二級河川又は町長が管理を行う準用河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、県知事又は町長から要請があり、かつ県又は町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を県知事又は町長に代わって行うことが適当と認められるとき（国にあっては、その事務の遂行に支障のない範囲である場合に限る。）は、県知事又は町長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、県又は町に対する支援を行う。

#### (6) 資金計画

災害復旧事業を行う場合においては、国、県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用して資金の調達に努めるものとする。

##### ① 地方債

歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債

##### ② 地方交付税

普通交付税、特別交付税

##### ③ 一時借入金

災害復旧事業貸借金（県）、地方短期資金（災害つなぎ資金）（東北財務局山形財務事務所）、災害応急融資（最上郵便局）

## 第2節 防災関連施設の災害復旧計画

### 1 方針

災害により被災した公共性の高い防災施設を早期に復旧する計画について定めるものとする。

### 2 実施責任者

- (1) 通信施設 ----- 東日本電信電話（株）山形支店
- (2) 電力施設 ----- 東北電力ネットワーク（株）新庄電力センター
- (3) 高圧ガス施設 ---- 高圧ガス取扱業者
- (4) 町の担当課は、関係各課とする。

### 3 実施内容

#### (1) 通信施設

災害の状況、電気通信設備等の被害の状況に応じ復旧するものとし、工事は次の順位とする。

- ① 被災地の応急復旧に必要な回線
- ② 治安の維持のほか、災害救助活動に直接関係する防災機関の専用回線
- ③ ライフライン関連事業所及び報道機関の専用回線
- ④ 公的機関及び公益業者の専用線
- ⑤ 主要公衆線、重要業務専用線等、東日本電信電話（株）山形支店長が必要と認めた回線
- ⑥ その他の回線

#### (2) 電力、高圧ガス施設（ライフライン）

災害の状況、設備の被害状況に応じ、災害救助及び災害復旧活動に直接関係する箇所から速やかに復旧するものとする。

#### (3) その他の施設

医療施設、教育施設、社会福祉施設及びその他の公益性の高い施設から、被災施設及び設備の状況に応じ、災害活動に直接関係するものから速やかに復旧するものとする。

## 第3節 民間施設の災害復旧計画

### 1 方針

被災した民間施設の早期復旧を図るため、必要な復旧資金、又は資材の確保、復旧計画の策定又は実施等について、斡旋・指導を行うとともに、資金の融資に伴う金利助成の措置等を講じて民生の安定、社会経済活動の早期回復に努めるための計画について定めるものとする。

### 2 実施責任者

- (1) 町、県及び住宅金融公庫は被災した民間施設の復旧に係る対策を講ずるものとする。
- (2) 町の担当課は、総務企画課、町民税務課、建設水道課、農林振興課、商工観光課とする。

### 3 実施内容

#### (1) 被災者住宅建設計画

##### ① 公営住宅の建設及び補修（公営住宅法）

###### ア 公営住宅の建設（新設）

大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の基準に該当する場合、町は、低所得者被災世帯のために、国庫補助を受け災害公営住宅を建設するものとする。

###### (ア) 地震、暴風雨、洪水、その他異常な自然現象による災害の場合

- a 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき
- b 町の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき
- c 滅失戸数がその区域内の住宅戸数の1割以上のとき

###### (イ) 火災による場合

- a 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
- b 滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

###### イ 公営住宅の補修等（既設）

災害により公営住宅、又は共同施設が滅失し、又は著しく損傷した場合、町は、国庫補助を受け補修するものとする。

##### ② 住宅資金の貸付

###### ア 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金）の貸付

町及び県は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、被害状況踏査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。この場合において、町は、被災者が公庫に対して負うべき債務を保証するよう努める。

#### (2) 農林業制度金融確保計画

町は、災害により損失を受けた農林業者（以下「被害農林業者」という。）又は農林業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）に対し、農林業の経営等に必要な資金及び災害復旧資金の融通並びに既往貸付期限の延長措置等について指導斡旋を行うとともに、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」（以下「天災融資法」という。）に基づく利子補給及び債務補償を行い、農林業の生産力の維持増進と経営の安定を図るものとし、このため次の措置を講ずるものとする。

- ① 県信用農業共同組合連合会及び県森林組合連合会等が、被害農林業者、又は被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導斡旋

- ② 被害農林業者、又は被害組合に対する天災融資法による経営資金の融資措置の促進並びに利子補給及び債務補償の実施
- ③ 被害農林業者に対する「日本政策金融公庫」の災害復旧資金の融資斡旋

項 目	概 要
1 天災融資制度による融資	① 天災資金の貸付（天災融資法が適用された場合） ② 山形県農林漁業天災対策資金の貸付
2 日本政策金融公庫災害復旧資金の融資	① 農業関係資金（農業基盤整備資金・農林漁業セーフティネット資金・農林漁業施設資金） ② 林業関係資金（林業基盤整備資金・農林漁業施設資金、農林漁業セーフティネット資金）

(3) 中小企業融資確保計画

被災した中小企業の施設の復旧に要する資金及び事業融資が円滑に行われ、早期に経営の安定が図られるようにするため、町は、関係金融機関に対し、中小企業融資の特別配慮を要請するものとする。

## 第4節 被災者の保護計画

### 1 方針

罹災者の保護及び職業斡旋等を行い、生活の安定を確保するための計画について定めるものとする。

### 2 実施責任者

- (1) 町は、新庄公共職業安定所と連絡協力し、被災者の職業の斡旋に努めるものとする。
- (2) 町は、被災した生活困窮者等の保護対策を講ずるものとする。
- (3) 町の担当課は、総務企画課、町民税務課、商工観光課、健康福祉課とする。

### 3 実施内容

#### (1) 罹災証明書の発行

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、最上町罹災証明書発行マニュアルに基づき、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の更なる整備に努めるとともに、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

住家被害の調査担当者の育成及び調査体制の強化に当たっては、県による住家被害の調査の担当者のための研修の活用による災害時の住家被害の調査の迅速化を図り、育成した調査の担当者の名簿への登録に努めるものとする。

#### (2) 罹災者台帳の整備

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した罹災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

#### (3) 職業の斡旋

被災者が災害のため転職、又は一時的に就職を希望する場合は、町は、新庄公共職業安定所と連絡協力して職業の斡旋に努めるものとする。

##### ① 職業の斡旋の対象被災者

新庄公共職業安定所が、職業斡旋の対象とする被災者は、災害のための転職、又は一時的に就職を希望し、本人の有している技術、経験、健康その他の状況から就職斡旋の可能なものとする。

##### ② 職業相談

新庄公共職業安定所は、担当の職員を現地に派遣し、職業に就くことを希望する者に対して職業相談を実施するものとする。

##### ③ 求人開拓

被災者の希望する就職条件に基づき、新庄公共職業安定所は求人開拓を行うとともに、他の公共職業安定所に対しても求人開拓を依頼するものとする。

##### ④ 職業の斡旋

新庄公共職業安定所は、職業相談、求人開拓の結果に基づき、現地において災害復旧工事等に従事することを希望する者に対しては、それぞれの希望に応じた職業を紹介するよう努めるものとする。

#### (4) 生活援助

被災者の生活確保の一環として、町は「生活保護法」に基づく保護の要件を満たした被災者等に対し、その困窮の程度に応じた生活基盤の確保を図るものとする。

##### ① 生活確保のための資金等の融資

町は、災害により被害を受けた世帯が、速やかに自立更生ができるように「最上町災害弔慰金支給等に関する条例」に基づき、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けを行うものとする。

最上町災害弔慰金支給等に関する条例は「4資料」のとおりである。

##### ② 被災世帯に対する融資

町は、低所得世帯、母子世帯あるいは寡婦世帯で、災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなった場合、住宅を補修し、又は非住家を改造する等のための資金を必要とする世帯に対し「生活福祉資金」を融資するものとする。

##### ③ 町税の徴収猶予及び減免

町は、被災者に対して、条例の定めるところにより、町税の徴収及び期限の延長等の必要な措置を講ずるものとする。

#### (5) 被災者生活再建支援金

一定規模以上の自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立した生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、自立した生活の開始を支援する目的から被災者生活再建支援金を支給する。支援金の支給については、被災者の生活再建が速やかに行われるよう、国、県、町は良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施の徹底を図る。

町は、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図り、被災住民が提出した申請書を取りまとめ県に送付する。

県は、県の区域内において、被災市町村から送付された申請書を取りまとめ、被災者生活支援基金に送付し、被災世帯の世帯主に対し自立した生活を開始するために必要な経費に充てるものとして支援金の支給を行う。

#### (6) 被災者のための相談

町及び県は、被災者からの幅広い相談に応じるため、速やかに相談所を開設し、他の防災関係機関と連携しながら、相談業務を実施する。相談所では、設置地域の状況及び他の防災関係機関との連携状況等を踏まえながら、次の事項等について相談業務を実施する。

- ① 生活相談：各種見舞金、災害援護資金・福祉資金等、生活保護、要配慮者への対応、租税の特例措置及び公共料金等の特例措置等
- ② 職業相談：雇用全般にわたる相談
- ③ 金融相談：農林漁業資金及び商工業資金の利用
- ④ 住宅相談：住宅の安全診断、住宅の補修、住宅関係資金、公営住宅及び応急仮設住宅

#### (7) 被災者への精神的なケア

町は、保健所やボランティア団体と連携して、被災者への精神面のケアを行い生活再建を支援する。特に、要配慮者への適切な対応に努める。

##### ① 精神障がい者の生活再建支援

ア 被災精神障がい者は、住宅問題等生活上の解決すべき問題に加えて避難生活等によ

る人間関係の変化により過大のストレスが加わり不安定になりやすいため、本人の悩みを聞き、問題処理に当たって優先順位をつける等、相談の支援を実施する。

イ 医療費助成、罹災証明、仮設住宅や義援金の申込等諸手続き方法等についての情報提供や、具体的支援を実施する。

② 高齢者への対応

ア 身体的にも不安を抱える高齢者は、災害後強度の不安から混乱を来したり、孤独感を強める等影響が大きいことから、高齢者対策は特に重要である。特に、仮設住宅や被災地外への疎開等環境の変化に対しては、関係機関が連携し「孤独死」の防止に努める。

イ 近隣の声掛け、助け合いのあるコミュニティの再形成を図るため、ボランティアや関係者が相互に連携して語らいの場づくりやイベントの開催などを行う。

③ アルコール関連問題への対応

ア 災害後には、大きなストレスのために過剰にアルコールを摂取するおそれがあるため、アルコール飲用の自粛指導、アルコールについての正しい知識の普及等、早期対策に努める。

イ アルコール関連問題に関する相談窓口の設置や、巡回相談による専門家による早期介入、及びアルコールの問題を有するケースに対しては、アルコール専門医療機関等との連携を図り対応する。

④ 小児への対応

小児は、精神機能（自我機能）が未発達のため、影響を強く受けやすく種々の症状を引き起こしたり、時には長期的に問題を持つこともある。町は、学校を中心に、児童相談所や教育委員会等の相談機関、家庭、医療機関と相互に連携をとりながら、相談を実施する。

⑤ 家族等を亡くした人たちへの支援

災害による身近な人との突然の死別は、残された者にとってははかり知れない悲しみ、混乱、絶望感等を与える。現実を受入れ立ち直っていけるよう、心身の健康管理の観点から災害直後からの細かい配慮と、保健医療スタッフによる長期的、継続的支援を実施する。

(8) 被災者等の生活再建等の支援

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。また、県は、市町村の活動の支援に努める。

## 4 資料

(1) 最上町災害弔慰金の支給等に関する条例

【資料編 1 - (2) - ②】



## 第5節 災害復興計画

### 1 方針

大規模な災害等により社会経済活動に甚大な被害が発生した場合に、町及び県が住民、民間事業者及び施設管理者等と連携して実施する災害復興対策について定める。

### 2 実施責任者

(1) 町の担当課は、関係各課とする。

### 3 復興対策組織体制の整備

被災地の復旧・復興は、町及び県が主体となって、住民の意向を尊重しつつ協働して計画的に行う。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

町及び県は、被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行できるよう、必要に応じ復興本部等の総合的な組織体制を整備する。その際、復興対策の円滑な実施を期すため、自治体内部だけでなく外部の有識者や専門家及び住民を含めた、復興計画策定のための検討組織を併せて設置する。

また、復興対策の遂行に当たり必要な場合は、国、他の市町村及び関係機関等に職員の派遣を要請する等の協力を得る。

### 4 復興基本方針の決定

町及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。

### 5 復興計画の策定

#### (1) 復興計画の策定

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

町及び県は、再度災害防止と快適な都市環境を目指し、長期総合計画等の上位計画や他の個別計画等との調整を図りながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した復興計画を作成する。復興計画のうち、幹線道路や公園などの都市施設や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の計画については、事業着手までの間、建築規制等についての住民協力を得るため、都市計画決定を行う。

#### (2) 特定大規模災害時における復興対応

特定大規模災害の復興に際して特別の必要があるときは、内閣総理大臣は、大規模災害からの復興に関する法律に基づく復興対策本部を設置し、復興基本方針に基づく施策の推進、関係行政機関や地方公共団体等が実施する施策の総合調整等を行う。

町は、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

国土交通省及び県は、特定大規模災害等を受けた地方公共団体から要請があり、かつ、

地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該地方公共団体に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

町、県は、必要に応じ、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

国及び県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努める。

## 6 復興事業の実施

### (1) 土地区画整理事業等の推進による防災まちづくり

町は、土地区画整理事業等の推進により、住宅地、業務地等の私有地の整備改善と、道路、公園、河川等の公共施設の整備に総合的・一体的に取り組む。また、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用し、被災市街地復興推進地域内の市街地において、土地区画整理事業や市街地再開発事業等による計画的な整備改善、市街地の復興に必要な住宅の供給について必要な措置を講じる。

なお、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努める。

### (2) 防災性向上のための公共施設の整備等

町、県及び公共施設管理者等は、防災性向上のため、必要に応じ次に掲げる公共施設等を整備する。その際、関係機関が連携し、医療、福祉、行政及び備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中的に整備し、災害時における防災の拠点となる「防災安全街区」の整備についても留意する。

- ① 緊急物資の輸送路、避難路、延焼遮断空間及び防災活動拠点等の機能を持つ道路、都市公園及び河川等の骨格的な都市基盤施設の整備
- ② 電線共同溝等の整備によるライフラインの耐震化
- ③ 建築物及び公共施設の耐震・不燃化

## 7 住民合意の形成

復興対策を円滑に実施するためには、地域住民の合意形成を図ることが重要である。

町は、地域住民に対して、新たなまちづくりの展望や計画作成までの手続き、スケジュール等の情報を提供し、その参加と協力を得て復興計画を策定し、各種の復興施策を推進していく。

## 第3編 震災対策編



## 第3編 震災対策編 目次

第1章	予想される被害等の状況	357
第1節	予想される被害等の状況	359
第2章	災害予防対策計画	363
第1節	防災知識の普及計画	365
第2節	自主防災組織の育成計画	368
第3節	災害ボランティア受入体制整備計画	368
第4節	防災訓練計画	369
第5節	避難体制整備計画	371
第6節	救助・救急体制整備計画	371
第7節	火災予防計画	372
第8節	医療救護体制整備計画	373
第9節	防災業務施設等整備計画	374
第10節	地盤災害予防計画	375
第11節	孤立集落対策計画	376
第12節	建築物災害予防計画	377
第13節	輸送体制整備計画	379
第14節	公共施設災害予防計画	380
第15節	食料、飲料水及び生活必需品等物資の確保計画	383
第16節	文教施設における災害予防計画	383
第17節	要配慮者の安全確保計画	383
第18節	危険物等施設災害予防計画	384
第3章	緊急対策	385
第1節	活動体制	387
第2節	広域応援計画	387
第3節	自衛隊災害派遣計画	387
第4節	情報の収集・伝達	388
第5節	災害広報・報道計画	390
第5節	災害広報・報道計画	391
第6節	避難計画	392
第7節	避難所運営計画	392
第8節	救助・救急計画	392
第9節	医療救護計画	393
第4章	応急対策	395
第1節	水防活動計画	397
第2節	消火活動計画	397
第3節	技術者等動員計画	398
第4節	災害ボランティア活動支援計画	398
第5節	災害警備計画	398
第6節	警戒区域設定計画	398
第7節	遺体対策計画	398

第8節	輸送計画	399
第9節	道路交通計画	399
第10節	道路災害対策計画	399
第11節	鉄道路災害応急計画	399
第12節	大規模土砂災害対策計画	400
第13節	ライフライン供給計画	400
第14節	危険物等施設災害応急計画	400
第15節	通信計画	400
第16節	食料供給計画	401
第17節	給水施設応急対策計画	401
第18節	生活必需品等物資供給計画	401
第19節	保健・防疫計画	401
第20節	環境衛生計画	402
第21節	廃棄物処理計画	402
第22節	義援金品受入・配分計画	402
第23節	文教施設における災害応急計画	402
第24節	要配慮者の応急対策計画	403
第25節	応急住宅対策計画	403
第26節	金融計画	403
第27節	物的公用負担等の実施に関する計画	403
第28節	災害救助法による救助計画	404
第5章	災害復旧計画	405
第1節	公共施設の災害復旧計画	407
第2節	防災関連施設の災害復旧計画	407
第3節	民間施設の災害復旧計画	407
第4節	被災者の保護計画	407
第5節	災害復興計画	408

## 第1章 予想される被害等の状況



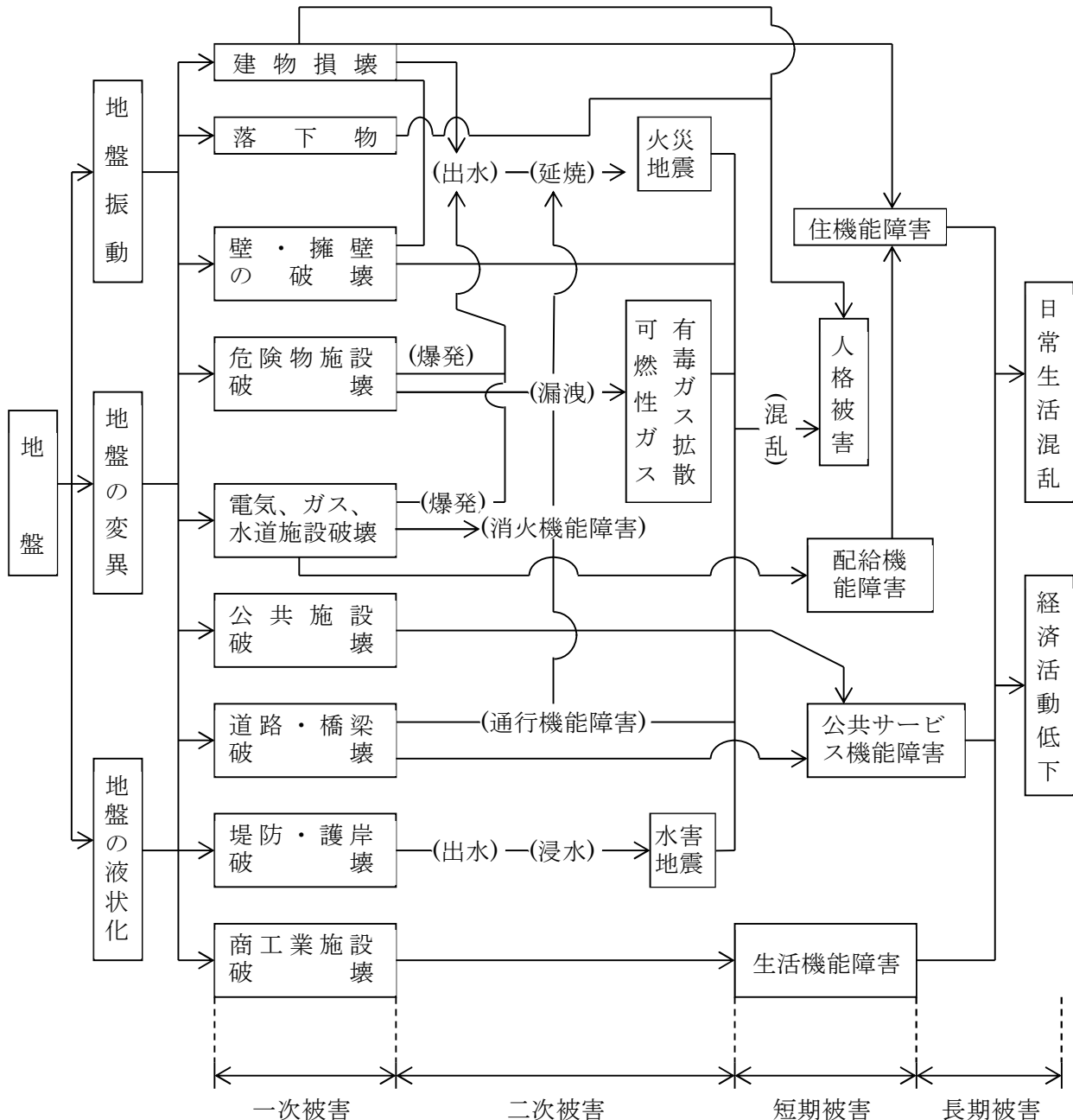


## 第1節 予想される被害等の状況

震災時には、発震に伴う地盤振動、隆起・沈降等の地盤の変異、地盤の液状化等が被害の発端となり、一つの被害が次の被害を引き起こし、さらに次の被害に結び付いていくという次図のような連鎖性が考えられる。

本節においては、現時点で予想される一般的な被害等の状況を示すものとする。

<地震災害関連図>



## 1 各種施設等における被害

震災時には、地盤振動、地盤の変異等に伴い、各種施設等において次のような被害が予想される。

道路施設	(1) 平地部の軟弱地盤等における道路の陥没、隆起、亀裂等 (2) 山間部での道路への土砂崩壊、落石及び地すべりによる道路の崩壊等 (3) 橋梁の破損、落橋等
河川施設	(1) 護岸、堤防等の陥没、崩壊、亀裂等
上下水道施設	(1) 上水道 浄水場、埋設管路（導水管、送水管、配水管、給水管）等の破損、折損、継手部の離脱等 (2) 下水道（農業集落排水施設） 処理場、管渠等の破損、折損、継手部の離脱等
電力施設	(1) 発電、変電設備における碍子類等の破損 (2) 送配電設備（鉄塔、電柱、地中ケーブル等）の倒壊、破損等
ガス施設	(1) プロパンガス施設 充てん容器、配管等の破損等によるプロパンガスの漏洩 (2) 高圧ガス製造施設等 高圧ガス充てん容器、配管高圧ガス充てん容器、配管等の破損等による高圧ガスの漏洩
鉄道施設	(1) 駅舎、線路等鉄道施設の損壊等
公衆通信	(1) ケーブル、中継器等公衆電気通信用施設の破損等
農地・農業用施設	(1) 農用地の陥没、畦畔の崩壊、噴砂現象及び地すべり地帯での地すべり (2) ダム、ため池の貯水の溢流、堤体の決壊等 (3) 用排水路、揚排水機場等農業施設の破損等
建築物	(1) 耐震力の低い建築物の倒壊、破損等 (2) 窓ガラス等建築物の構造部に付随する二次部材の落下及び家具類の転倒等
砂防等施設	(1) 護岸、擁壁、法覆工等の崩壊、亀裂等 (2) 砂防ダム、集水桝、排水路等の亀裂等 (3) 集排水施設の折損

## 2 火災時の被害

震災時には各種施設等への被害発生はもとより、火災、爆発、洪水等の被害が予想される。特に、火災は同時多発する等次のような要因が重なりあった場合、大きな人的・物的被害をもたらすおそれがある。

消 防 関 係 施 設 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 消防施設及び関連施設の破損等               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 消防活動の中心となる消防庁舎の破壊、破損等による消防機能の減退</li> <li>② 119番回線の断線による不通及び輻輳による通話不能</li> <li>③ 道路の亀裂、陥没、橋梁の破損、交通渋滞による消防自動車等の通行不能</li> </ul> </li> <li>(2) 水利施設の破損               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 水道網の分断、道路の破壊による消火栓の使用不能</li> <li>② 防火水槽の亀裂、破損による漏水等</li> <li>③ 屋内の消火施設（消火栓、スプリンクラー、消火器等）の破損、停電によるポンプの不作動等</li> </ul> </li> </ul>
事 業 所 ・ 住 宅 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業所等               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 消火用施設の破損、停電によるポンプの不作動等</li> <li>② 不特定多数の者が利用する施設における利用者の混乱等による消火活動の遅延</li> <li>③ 火災の同時多発性</li> <li>④ 学校、研究機関、薬局等少量危険物を多種類にわたり取扱う施設における収納容器転倒、落下、破損等による混合発火等</li> <li>⑤ 危険物等取扱事業所における貯蔵設備、充てん容器、配管等の破損による危険物の漏洩</li> </ul> </li> <li>(2) 一般住宅               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 火気使用時間帯における火災の同時多発性</li> <li>② 住民による初期消火活動の混乱</li> </ul> </li> </ul>

## 3 応急対策時等の支障

震災による被害発生に伴い、応急対策等を実施する上で、次のような支障を来すことが予想される。

- (1) 通信回線の障害、輻輳等に伴う各種情報の収集・伝達活動等の遅延
- (2) 交通機能混乱に伴う人的・物的輸送活動等の遅延
- (3) 被害拡大、流言飛語等に伴う被災者の混乱
- (4) 経済活動の低下等に伴う食料、生活必需品物資の不足等



## 第2章 災害予防対策計画



## 第1節 防災知識の普及計画

### 1 方針

町及び防災関係機関は、所属職員に対しマニュアル等の作成・配付、防災訓練等を通じて防災に関する制度や役割等について習熟する機会を設け、防災知識の普及に努める。

また、住民に対しても「自らの身は自らで守る」という防災の基本を中心に、防災教育、出前講座等を積極的に実施し、普及・啓発に努める。

### 2 主な実施機関

第2編第1部第2章第1節「2 主な実施機関」に同じ。

### 3 対策の内容

#### (1) 職員に対する教育

第2編第1部第2章第1節「3 対策の内容 (1) 職員に対する教育」を準用する。

※「気象」を「地震」に、「災害」を「地震災害」に読み替える。

#### (2) 一般住民に対する防災知識の普及

大規模な地震が発生した場合には、すべての応急対策について町が対応することが困難であり、住民自らの自主防災意識と行動が重要となることから、町は、住民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災訓練や啓発活動を通して防災に関する知識の普及・啓発を図る。なお、町は、住民が自らの地域の地震リスクに向き合い、被害を軽減する取組みを行う契機となるよう、分かりやすい地震リスクの提供に努めるものとする。

#### ① 啓発内容

地震災害に備えた普段の心得や災害発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

ア 町地域防災計画の概要

イ 地震災害に関する一般知識

ウ 地震発生前の準備等についての啓発事項

(ア) 住宅の耐震診断や家具・ブロック塀等の転倒防止対策

(イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

(ウ) 最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレレットペーパー等の備蓄（ローリングストック法の活用）

(エ) 自動車へのこまめな満タン給油

(オ) 高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備蓄

(カ) 家族が服用している医薬品の情報等の把握

(キ) ペットとの同行避難や指定避難所での飼養についての準備（しつけと健康管理、迷子にならないための対策、飼い主明示、避難用品や備蓄品の確保等）

(ク) 地震・水害保険及び共済等の生活再建に向けた事前の備え

(ケ) 町の災害史や地域の危険情報の把握

(コ) 地震体験車や県防災学習館等による地震の疑似体験

エ 災害発生後の行動等についての啓発事項

(ア) 緊急地震速報発表時の行動

(イ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することの

ない適切な行動

- (ウ) 自らの身を守る安全確保行動
- (エ) 自動車運転時の行動
- (オ) 地震発生時に危険となる箇所を踏まえた行動
- (カ) 指定避難所、指定緊急避難場所、避難経路
- (キ) 広域避難と通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (ク) 応急救護の方法
- (ケ) 通信系統の適切な利用方法（災害伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
- (コ) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
- (サ) 男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮
- (シ) 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
- (ス) 生活の再建に資する行動（家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等）

## ② 啓発方法

町は県と協力し、広報紙、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や、防災ビデオ、地震体験車の貸出し、防災学習館の利用、ホームページの活用などを促進するとともに、住民を対象とした防災出前講座及び防災セミナー等の開催に努め、防災知識と自助を基本とした防災意識の啓発を推進する。

併せて、地域における自主防災組織、町内会等自治組織、各種団体、ボランティア等の活動、並びに消防本部で実施する応急手当講習会地域コミュニティにおける多様な主体の関わりを通じて、防災知識と自助を基本とした防災意識の普及啓発を図るとともに、防災（防災・減災への取組み実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

また、適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所・指定避難所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

## ③ 住民の責務

住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

## (3) 事業所等に対する防災知識の普及

大規模な地震等が発生した場合は、地域において事業所等との連携活動が重要となることから、町は、自衛防災体制の整備・強化指導を通して事業所等に防災知識の普及を図るとともに、地域との連携・協力体制の強化を促進する。なお、町は、事業所等が自らの地域の地震リスクに向き合い、被害を軽減する取組みを行う契機となるよう、分かりやすい地震リスクの提供に努めるものとする。

## ① 啓発内容

ア 町地域防災計画の概要

イ 地震災害に関する一般知識

ウ 地震発生前の準備等についての啓発事項

- (ア) 施設の耐震診断や家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (ウ) 最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレッ



トペーパー等の備蓄（ローリングストック法の活用）

- (エ) 自動車へのこまめな満タン給油
- (オ) 地震・水害保険及び共済等の事業所等の再建に向けた事前の備え
- (カ) 町の災害史や地域の危険情報の把握
- (キ) 地域住民との協力体制の構築
- (ク) 地震体験車や県防災学習館等による地震の疑似体験

エ 災害予想区域図の周知

町は、想定される被害の危険区域及び指定緊急避難場所・指定避難所、避難経路等を示した災害予想区域図（ハザードマップ）、防災マップ、災害時の行動マニュアル等を作成し、事業所等に周知する。

オ 地震発生後の行動等についての啓発事項

- (ア) 緊急地震速報発表時の行動
- (イ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することのない適切な行動
- (ウ) 自らの身を守る安全確保行動
- (エ) 自動車運転時の行動
- (オ) 地震発生時に危険になる箇所を踏まえた行動
- (カ) 指定避難所、指定緊急避難場所、避難経路
- (キ) 広域避難と通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (ク) 応急救護の方法
- (ケ) 通信システムの適切な利用方法（災害伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
- (コ) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
- (サ) ライフライン途絶時の対策
- (シ) 男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮
- (ス) 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識

② 啓発方法

町は県と協力し、広報紙、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や、防災ビデオ、地震体験車の貸出し、防災学習館の利用、ホームページの活用などを促進するとともに、住民を対象とした防災出前講座及び防災セミナー等の開催に努め、防災知識と自助を基本とした防災意識の啓発を推進する。

また、緊急時に対処できる自衛防災体制及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

また、適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所・指定避難所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

(4) 学校教育における防災教育

第2編第1部第2章第1節「3 対策の内容 (4) 学校教育における防災教育」を準用する。

※「災害発生」を「地震発生」に、「災害」を「地震災害」に読み替える。

(5) 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

第2編第1部第2章第1節「3 対策の内容 (5) 防災対策上特に注意を要する施

設における防災教育」を準用する。

※「災害発生」を「地震発生」に、「災害」を「地震災害」に読み替える。

## 第2節 自主防災組織の育成計画

### 1 方針

震災による被害の防止、又は軽減を図るため、地域住民による自主的な防災組織の整備推進に必要な対策に関する計画について定めるものとする。

以下、内容等については、第2編第1部第2章第2節「自主防災組織の育成計画」を準用する。

※「災害発生」を「地震発生」に、「災害」を「地震災害」に読み替える。

## 第3節 災害ボランティア受入体制整備計画

### 1 方針

大規模な地震が発生し、被災者に対する救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合等に、重要な役割を担うことが期待される災害ボランティアについて、町及び町社会福祉協議会が実施する受入体制及び活動環境の整備について定めるものとする。

以下、内容等については、第2編第1部第2章第4節「災害ボランティア受入体制整備計画」の定めるところによる。

## 第4節 防災訓練計画

### 1 方針

震災の未然防止と被害の軽減を図るため、町、防災関係機関及び自主防災組織等が行うべき防災訓練の実施及び推進を図るために、必要な対策に関する計画について定めるものとする。

### 2 主な実施機関

最上町総務企画課、教育委員会、こども支援課、町立最上病院

最上町消防団

最上広域消防本部

防災関係機関

自主防災組織

町内事業所

### 3 対策の内容

対策の内容については、第2編第2章第5節「防災訓練」の定めるところによるほか、次の事項に留意するものとする。

山形県総合防災訓練開催基準要領及び市町村総合防災訓練実施要綱は、「4資料」のとおりである。

#### (1) 震災訓練の実施

① 町は、法第48条に基づき、総合防災訓練を実施する場合において定期的に地震の被害を想定し、防災関係機関、自主防災組織、住民及びボランティア団体等と連携し、初動態勢の強化、自主防災体制の強化、広域応援体制の強化、被災者の避難生活の確保、災害ボランティアに対する受入窓口の明確化、要配慮者に対する配慮等において訓練を実施するものとする。

なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

〈重点訓練項目〉

重点項目	訓練内容
初動態勢の強化	・ 職員の動員配備訓練 ・ 災害対策本部運営訓練
自主防災体制の強化	・ 消防団、自主防災組織及び地域住民等による初期消火訓練 ・ 避難誘導訓練 ・ 応急救護訓練
広域応援体制の強化	・ 自衛隊に対する災害派遣の要請訓練 ・ 他の市町村等に対する医療、消防及び物資等各般にわたる応援要請の訓練
避難対策の強化	・ 避難所設置運営訓練
災害ボランティア対策の強化	・ 災害ボランティアを活用した訓練
要配慮者対策の強化	・ 社会福祉施設、病院等による情報伝達訓練 ・ 避難誘導訓練

② 防災関係機関が個々に震災訓練を実施する場合は、震災訓練の特殊性に鑑み①で述べた訓練項目に重点をおいた訓練を実施するものとする。

③ 学校等における震災対策は、避難訓練を計画的に実施することであり、震災時に機能的に指示連絡が徹底するよう校長等を本部長する防災組織を確立し、児童生徒等の安全管理が十分図られるよう努めるものとする。

避難訓練を計画的に実施するに当たっては、次のことに留意するものとする。

ア 避難訓練の計画は年度当初に編成し、学校行事に明確に位置付け、震災に対処できるよう学校等の実態を考慮して訓練方法を工夫する。

イ 生活時間帯ごと（授業中、休憩時間、清掃時等）の対処行動の指導に努める。

ウ 病気の者、心身障がい者等を平常時から把握し、避難の際は専任の職員がつく等、特に注意する。

エ 避難訓練の実施に当たっては、学級指導の時間で、事前、事後の指導を行い効果を上げるようにする。

オ 小地震でも、その機をとらえて対処行動の指導の徹底を図る。

④ 社会福祉施設等における震災に対する訓練は、学校等における訓練に準じるほか、休日や夜間をも想定して実施するとともに、特に、地域の自主防災組織、住民及びボランティア団体等との合同訓練についても考慮するものとする。

⑤ 自主防災組織は単独、又は合同で、消防機関の指導のもと随時訓練を行うよう努めるものとする。

## (2) 通信訓練の実施

町及び防災関係機関は、震災時における通信途絶の事態を想定し、無線通信系における円滑な遂行を図るために通信手続き、無線機の操作、情報等の伝達に関する訓練を実施するものとする。

## (3) 職員動員訓練の実施

防災関係機関は、震災時における災害対策の万全を期するため、職員の動員体制を整えておくことはもとより、平日と勤務時間外に区分し動員訓練を実施するものとする。

## (4) 実践的な訓練の実施と事後評価

町及び防災関係機関は、訓練を行うに当たって、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

町及び防災関係機関は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題を明らかにし、必要に応じ訓練内容の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるようにする。

## 4 資料

### (1) 市町村総合防災訓練実施要綱

【資料編 1 - (6) - ①】

## 第5節 避難体制整備計画

### 1 方針

震災による被害の未然防止を図るため、地域住民等を安全な場所に計画的に避難させるため必要な対策に関する計画について定めるものとする。

以下、内容等については、第2編第1部第2章第6節「避難体制整備計画」の定めるところによる。

## 第6節 救助・救急体制整備計画

### 1 方針

大規模地震発生時において、家屋等の倒壊や火災等が同時多発する現場で、多数の要救助者を迅速かつ適切に救助・救出するため、その救助活動体制の整備に必要な対策に関する計画について定めるものとする。

以下、内容等については、第2編第1部第2章第7節「救助・救急体制整備計画」の定めるところによる。

## 第7節 火災予防計画

### 1 方針

震災時における、二次災害としての火災発生の未然防止と被害の軽減を図るため、必要な事業の実施その他の予防対策に関する計画について定めるものとする。

### 2 主な実施機関

最上町総務企画課、建設水道課、農林振興課  
最上町消防団  
最上広域消防本部  
最上総合支庁  
東北森林管理局山形森林管理署最上支署  
最上広域森林組合  
東北電力ネットワーク（株）新庄電力センター  
自主防災組織

### 3 対策の内容

対策の内容については、第2編第1部第2章第8節「火災予防計画」の定めるところによるほか、次の事項に留意するものとする。

#### (1) 地震発生時の出火防止及び初期消火

##### ① 一般家庭に対する指導

町及び最上広域消防本部は、地域の自主防災組織等各種団体を通じて一般家庭に対し火災発生防止対策、消火器具の整備と取扱いの指導及び初期消火活動の重要性の周知徹底を図るものとする。

##### ア 火災発生時の対策

###### (ア) 地震発生時の対策

- a 使用中の調理器具、暖房器具等の火を消す、又は電源を切る。
- b ガスにあっては、元栓を締める。
- c 電力復旧時の火災発生（通電火災）を防止するため、電気のブレーカーを切る。

###### (イ) 平常時の対策

- a 消火器、消火バケツ等、消火用器材の普及
- b 住宅用火災警報器、ガス漏れ警報器等の普及
- c 可燃性物品（灯油、ベンジン、ヘアスプレー、食用油、殺虫剤、塗料類等）の保管場所の点検整備

##### イ 初期消火活動

消火器等の取扱いの周知と自主防災組織の整備を図り、初期消火活動体制を充実する。

##### ② 防火対象物の防火体制の推進と指導

町及び消防機関は、不特定多数の者が利用する防火対象物に係る防火管理者を必ず選任させるとともに、当該管理者に震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、同計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用及び取扱いに関する指導を行うものとする。

なお、防火対象物については、法令等の規定による消防設備等の設置を完全に履行させ、防火体制の推進を図るものとする。

(2) 火災拡大要因の除去

火災拡大要因の除去を図るため、次の事項について推進を図るものとする。

- ① 防火地域、準防火地域の指定
- ② 建築物の不燃化及び耐震性の向上

## 第8節 医療救護体制整備計画

### 1 方針

震災時における医療機能の強化に必要な対策に関する計画について定めるものとする。

地震災害時に発生する多数の傷病者に対して、困難な条件の下で適切な医療を提供するため、必要な対策に関する計画について定めるものとする。

以下、内容等については、第2編第1部第2章第9節「医療救護体制整備計画」の定めるところによる。

## 第9節 防災業務施設等整備計画

### 1 方針

地震災害時における災害の未然防止と被害の軽減を図るため、防災業務施設等の整備推進に必要な対策に関する計画について定めるものとする。

### 2 主な実施機関

最上町総務企画課、建設水道課  
最上広域消防本部  
最上総合支庁  
東北地方整備局新庄河川事務所  
東日本電信電話（株）山形支店

### 3 現況

本町における計測震度計施設設備は、次のとおりである。

#### (1) 計測震度計施設設備

設置場所	住所
最上町役場	最上町大字向町644番地

### 4 対策の内容

対策内容については、第2編第1部第2章第10節「防災業務施設等整備計画」の定めるところによる。

### 5 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

町は、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災対策特別措置法第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、計画的に整備を推進する。

### 6 資料

#### (1) 山形県震度情報ネットワークシステムに係る施設の設置

及び管理運用に関する協定書

【資料編1－(3)－②】



## 第10節 地盤災害予防計画

### 1 方針

震災により、地すべり、がけ崩れなどの地盤災害が予想されるため、特に崩壊危険地、地盤沈下地域、軟弱盤地、活断層地帯等について土地利用の適正な規制指導を行うとともに、その予防に万全を期すために必要な対策に関する計画について定めるものとする。

### 2 主な実施機関

最上町総務企画課、建設水道課、農林振興課、商工観光課

最上総合支庁

東北地方整備局新庄河川事務所

東北森林管理局山形森林管理署最上支署

最上広域森林組合

### 3 対策の内容

#### (1) 土地利用の適正誘導

土地基本法、国土利用計画法に基づく国土利用計画・土地利用基本計画及び都市計画法をはじめとする各種法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図るとともに、地盤地質をはじめ自然条件の実態を把握し、地震に伴う地盤災害の予防に努めるものとする。

#### (2) 土砂災害対策事業の推進

対策の内容については、第2編第1部第1章第2節「土砂災害対策」の定めるところによる。

最上町土砂災害危険区域は、「4資料」のとおりである。

#### (3) 地盤沈下の防止

##### ① 調査・研究等の実施

地盤沈下の動向を把握するため、地下水位の変化等の調査を行うとともに、土地利用の変化から地下水の涵養が減少していく傾向にあるので、これに対処するため人工的に地下水の涵養量増大を図る方策の研究等を実施するものとする。

##### ② 地下水採取規制等

「山形県地下水の採取の適正化に関する条例」により、地域を限定し、新規地下水採取者に対しては、採取基準を設ける等して規制するものとする。なお、既地下水採取者に対しては、地下水利用対策協議会等を設立させて自主規制による地下水汲み上げ量の節減を図るものとする。

##### ③ 代替水源の整備

農業水利事業、広域水道供給事業等の実施により地下水から表流水への転換を図るものとする。

#### (4) 液状化災害の防止

町及び防災関係機関は、当該地域の災害履歴はもとより、土地利用の変遷の把握等地質、地盤調査を一層推進し、液状化が予想される地域の分布状況等の資料やマップ等の整備に努めるとともに、災害の態様に応じその対策を推進するものとする。

町は、県と協力し地盤液状化の発生が予想される地域に対して、耐震基準の適用及び各種対策工法の普及に努める。

(5) トンネルの崩落事故防止

町及び最上総合支庁は、定期的に点検を行い、事故防止対策を講ずるものとする。なお、降雨量の多い時期である6月、7月、8月、9月は体制を強化し、点検を行うものとする。

最上町トンネル箇所は、「4資料」のとおりである。

(6) 被災宅地危険度判定体制の確立

県及び町は、大規模な地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害の防止又は軽減を図り、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士を計画的に養成・登録し、宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握してその危険度判定が実施できるよう、被災宅地危険度判定体制の確立に努める。

#### 4 資料

- |                 |            |
|-----------------|------------|
| (1) 最上町土砂災害危険区域 | 【資料編2－(1)】 |
| (2) 最上町トンネル箇所   | 【資料編5－(2)】 |

## 第11節 孤立集落対策計画

### 1 方針

本町では、地震災害による交通途絶により、孤立するおそれのある集落もあることから、孤立予防対策を推進するとともに、孤立した際の救援が届くまでの自立を前提に、食料などの物資や通信機器類などの防災資機材の備蓄を進め、防災体制の整備を行う。

以下、内容等については、第2編第1部第2章第12節「孤立集落対策計画」を準用する。

※ 「大雨等」を「地震」に読み替える

## 第12節 建築物災害予防計画

### 1 方針

震災による建築物災害の未然防止と被害の軽減を図るため、一般構造物の耐震性の向上など必要な対策に関する計画について定めるものとする。

### 2 主な実施機関

最上町総務企画課、教育委員会、商工観光課、健康福祉課、建設水道課、農林振興課  
町立最上病院  
最上総合支庁  
最上広域消防本部

### 3 対策の内容

#### (1) 建築物の災害予防対策の推進

##### ① 防災活動の拠点となる公共建築物の耐震性の確保

##### ア 防災活動の拠点として位置づけられる公共建築物

町及び県、防災関係機関は、防災活動の拠点となる建築物の安全性を確保するため、新築、建替え時においては、国が定めた「官庁施設の総合耐震計画基準(平成19年)」を参考に、耐震性を強化した施設づくりに努める。

##### (ア) 災害対策本部が設置される施設

町役場庁舎

##### (イ) 医療救護活動に従事する機関の施設

町立最上病院等医療機関

##### (ウ) 応急対策活動に従事する機関の施設

新庄警察署、最上広域消防本部東支署

##### (エ) 避難施設

小・中学校、体育館、公民館、文化施設等

##### (オ) 社会福祉施設等

特別養護老人ホーム、障がい者福祉施設等

##### イ 防災対策の実施

##### (ア) 公共建築物の耐震診断・耐震改修の促進

町は、「山形県建築物耐震改修促進計画」(平成19年1月策定)に基づき策定した「最上町建築物耐震改修促進計画」について、県の促進計画の改定等に伴い、適宜見直しを行うよう努める。

町は、定めた計画に基づき、建築基準法による現行耐震基準施行(昭和56年)以前の建築物を中心に、耐震診断を実施し、必要と認めたものから、順次、改修等を推進するよう努め、実施する場合は「住宅・建築物耐震改修事業等」の活用を図り耐震化を推進する。また、県及び町は、老朽化の兆候が認められる指定避難所等についても、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

##### (イ) 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示す防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

##### a 配管設備類の固定強化・冗長性の確保

- b 非常用電源の基本能力の確保
- c 飲料水の基本水量の確保
- d 消防防災用設備等の充実
- e 情報・通信システム等の耐震性能の向上等
- f 昇降機の耐震化

(ウ) 維持管理

施設管理者は、建設当時の設計図面等を整理保管するとともに、法令点検等の台帳や防災関係図及び維持管理の手引き等を整備し、日常点検の励行に努める。

特に建築基準法第12条第2項、4項に基づく建築物・建築設備等の定期点検を徹底する。

② 不特定多数の者が利用する建築物の耐震化

不特定多数の者が利用する建築物は、災害時に一定の機能を果たし、かつ、人命を守る基礎となることから、施設管理者は建築物の耐震化に努める一方、消防機関及び電気・ガス等保安団体は、次に示す防災対策等を指導する。

ア 震災時における混乱防止のための、各種通信手段の活用等による迅速かつ正確な情報収集伝達体制の整備

イ 不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備

ウ 避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業ビル等における各テナントによる避難等の連携の徹底

エ 震災時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底

オ 当該施設の管理実態を把握するための、防災設備等の日常点検の励行

③ 建築物対策

新築される建築物には、耐震設計法を適用するほか、既存建築物についても耐震診断を通して的確な補強や改修がなされるよう指導するものとする。また、建築物の耐震診断や改修の相談に応じるための窓口の拡充を図る。

④ 住宅・建築物の耐震化

ア 特定既存耐震不適格建築物等の耐震診断・改修

(ア) 町及び県は、一般建築物については、「特定既存耐震不適格建築物」(「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号。(以下「耐震改修促進法」という。))第14条に定める昭和56年以前に建築されたもの。)を主な対象として、耐震診断や必要な改修を促進する。

(イ) 耐震改修促進法第16条に規定する既存耐震不適格建築物についても、県促進計画及び県実施計画の考え方に基づいて、重要度を考慮しつつ耐震診断・改修を促進する。

(ウ) 防災拠点施設等については、重要性、緊急性を考慮し、必要に応じて、耐震改修促進法第7条の要安全確認計画記載建築物に指定することで、耐震化を促進する。

(エ) 耐震改修促進法第22条の耐震基準適合表示制度の周知により、耐震化の意欲を喚起する。

イ 耐震診断・改修に関する知識の普及・啓発

町及び県は、次により、建築物所有者に対して耐震改修促進法の趣旨・内容を周知し、耐震診断・改修に関する知識の普及・啓発に努める。

(ア) 木造住宅所有者等に対し、自らが簡易に耐震性を診断する方法や補強方法等につ

いて、講習会・相談会の開催やリーフレットの配布、ビデオ等により、普及・啓発を図る。

(1) 木造住宅所有者等からの耐震診断・改修の相談に応ずるため、相談窓口の拡充に努める。

(2) ブロック塀、石塀等対策

ブロック塀等の耐震性については、構造の性質形態上弱点を持つものであるため、安全性について周知徹底を図るものとする。また、倒壊するおそれのある既存施設については、早急に改善を行うよう指導するものとする。

(3) 二次部材等落下防止対策

建築物の構造部に付随する、二次部材の落下等による被害も多いので、設計上の指導を積極的に行うほか、建設業関係者等に対しても落下防止対策の周知徹底を図るものとする。

(4) 家具類等転倒防止対策

家具類等は震災時に転倒し、直接被害を受けるおそれがあるほか、二次災害を誘発することも想定されるため、転倒防止の措置について周知徹底を図るものとする。

(5) 地震保険の普及・啓発

地震保険等は、被災者の生活再建又は住宅再建などのために有効な手段の一つであり、被災地域の早期復興という点でも重要であることから、町及び県等は、関係団体等と連携・協力しながら地震保険の普及・啓発を図る。

(6) 被災宅地の危険度判定体制の確立

町及び県は、大規模な地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害の防止又は軽減を図り、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士を計画的に養成・登録し、宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握してその危険度判定が実施できるよう、被災宅地危険度判定体制の確立に努める。

## 第13節 輸送体制整備計画

### 1 方針

地震災害時における物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。このため、町は関係機関と連携し、あらかじめ緊急輸送路、輸送体制について定めておく。

以下、内容等については、第2編第1部第2章第14節「輸送体制整備計画」を準用する。

※ 「融雪、豪雨等」を「地震」に読み替える。

## 第14節 公共施設災害予防計画

### 1 方針

道路、電力、ガス、上下水道等のライフライン及び各種公共施設は、日常生活及び経済活動上欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。

これらの公共施設の被害は、災害時における避難、救護、復旧対策に大きな障害となり、災害の拡大を招くことが十分想定される。

このため、施設ごとの耐震性の向上と被害の軽減を図るために必要な対策に関する計画について定めるものとする。

よって、施設等の管理者は、地震発生時における対策が円滑に実施されるよう、次の事項に十分に留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

#### (1) 防災体制の整備

地震発生時に迅速かつ的確な対策が実施できるよう、関係団体等と連携・協力体制を強化する。

#### (2) 情報管理手法の確立

地震発生時における施設の被害状況を把握するための、情報入手方法を整備する。

#### (3) 施設の点検・整備

地震発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平常時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見とその修繕に努めるとともに、主要断層帯被害想定調査結果等を考慮し、危険箇所の点検整備に努める。

#### (4) 耐震性の強化

国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき、各管理施設（建築物、土木構造物及び防災関係施設等）の耐震性を確保する。この際、特に、緊急輸送道路ネットワークに指定された交通施設等の耐震性の確保に配慮する。

#### (5) 復旧資機材等の確保

地震発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、関係機関及び団体等から支援や協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておく等により、応急復旧用資機材や要員の確保に努める。

以下、第2編第1部第2章第15節「公共施設災害予防計画」の定めるところによるほか、次の事項に留意するものとする。

### 2 道路の災害予防対策

#### (1) 主な実施機関

最上町建設水道課、農林振興課

最上総合支庁

東北地方整備局山形河川国道事務所

東北地方整備局山形工事事務所尾花沢国道維持出張所

新庄警察署

最上広域消防本部

#### (2) 対策の内容

道路施設は基本的な交通施設として、日常生活に密着した極めて多面的機能を持つ施設であるが、震災時の場合でも十分その機能を発揮できるよう施設整備を図り、道路機

能を確保していくものとする。

そのため、道路網を形成する主要地方道、国県道等を整備する場合は、道路付帯施設を耐震設計に基づき施工するほか、橋梁の要耐震対策総点検及び落石等危険箇所の総点検に基づき緊急度の高い箇所から逐次改善し、耐震性の向上を図るものとする。

### 3 鉄道施設の災害予防対策

#### (1) 主な実施機関

東日本旅客鉄道（株）新庄駅

#### (2) 対策の内容

東日本旅客鉄道（株）新庄駅は、次の事項により鉄道施設の耐震性の向上を図るものとする。

- ① 鉄道施設等の耐震性の向上
- ② 地震検知装置の整備
- ③ 情報連絡設備の整備
- ④ 復旧体制の整備

### 4 河川施設災害予防対策

#### (1) 主な実施機関

最上町建設水道課

最上総合支庁

#### (2) 対策の内容

護岸、構造物等の施設については、河川事業、河川総合事業、砂防事業等により耐震性を考慮した建設、改修、維持修繕を促進し整備を図るものとする。

### 5 農地・農業用施設災害予防対策

#### (1) 主な実施機関

最上町農林振興課

最上町土地改良区

最上総合支庁

#### (2) 対策の内容

農地農業用施設の管理者は、次の事項により当該施設の耐震性の向上を図るものとする。

- ① 排水機、樋門及び水路等の整備  
排水機、樋門及び水路等については、耐震設計により新設、又は改修を行うものとする。
- ② 土砂崩壊防止工事の推進  
土砂崩壊の危険箇所においては、災害を防止するための擁壁、堰堤及び水路等については、耐震設計により新設、又は改修を行うものとする。

### 6 電気通信施設災害予防対策

内容等については、第2編第1部第2章第15節「6 電気通信施設災害予防計画」を準用する。

※「災害」を「地震」に読み替える

## 7 電力供給施設災害予防対策

### (1) 主な実施機関

山形電力センター、東北電力(株)山形発電技術センター、東北電力ネットワーク（株）  
新庄電力センター

### (2) 対策の内容

山形電力センター、東北電力(株)山形発電技術センター、東北電力ネットワーク（株）  
新庄電力センターは、次の事項により電力施設、設備の耐震性の向上を図るものとする。

#### ① 水力発電設備（山形発電技術センター）

土木工作物の設置、管理に当たっては、十分に耐震対策を講ずるとともに、巡視点  
検により異常箇所を早期発見に努め、土砂崩れ、落石防止対策を行うものとする。

#### ② 変電設備（山形電力センター）

機器設置に当たっては、耐震性の機器を採用するとともに基礎、架台の耐震強度の  
増強を図るものとする。

#### ③ 送電設備（山形電力センター）

地質に適合した鉄塔基礎を採用するとともに、地形、地盤を考慮したルートを選定  
を行うものとする。

#### ④ 配電設備（新庄電力センター）

軟弱地盤における、支持物の基礎の強化及び柱上機器の破損防止等の対策を図るも  
のとする。

## 8 上水道施設災害予防対策

### (1) 主な実施機関

最上町建設水道課

### (2) 対策の内容

#### ① 施設の防災性の強化

水道施設については、耐震設計及び耐震施工を十分考慮し、日本水道協会制定によ  
る水道施設の耐震工法に準拠して設計施工するものとする。

#### ② 応急給水設備等の整備

震災時において、住民が必要とする最小限の飲料水を確保するため、応急給水活動  
に必要な給水タンク及び運搬車両の整備を図るとともに、復旧資機材の備蓄に努める  
ものとする。

## 9 下水道施設及び農業集落排水施設災害予防対策

### (1) 主な実施機関

最上町建設水道課

最上総合支庁

### (2) 対策の内容

下水道施設については、「下水道施設地震対策指針」の基準に基づき、耐震設計及び  
耐震工法により工事を施工するものとする。

農業集落排水処理施設については、「農業集落排水施設設計指針」の基準に基づき、  
耐震設計及び耐震工法により工事を施工するものとする。



## 10 資 料

- |                  |               |
|------------------|---------------|
| (1) 最上町給水用機材保有状況 | 【資料編 3 - (8)】 |
| (2) 高圧ガス取扱業者     | 【資料編 4 - (3)】 |
| (3) 最上町指定水道工事業者  | 【資料編 4 - (4)】 |
| (4) 町道橋梁一覧       | 【資料編 5 - (1)】 |

## 第 15 節 食料、飲料水及び生活必需品等物資の確保計画

### 1 方 針

地震が発生した場合に、被災者の生活を確保するため必要な食料、飲料水及び生活必需品等物資の備蓄、調達に関する計画について定めるものとする。

以下、内容等については、第 2 編第 1 部第 2 章第 16 節「食料、飲料水及び生活必需品等物資の確保計画」の定めるところによる。

## 第 16 節 文教施設における災害予防計画

### 1 方 針

地震発生時において、学校の児童・生徒及び教職員並びに入館者・施設利用者及び施設職員等の安全を確保するとともに、町民の貴重な財産である文化財を災害から守り、これらを後世に伝えるため、管理保護体制の確立、町民の防火思想と積極的な愛護精神の普及徹底を図る等の必要な対策に関する計画について定めるものとする。

以下、内容等については、第 2 編第 1 部第 2 章第 17 節「文教施設における災害予防計画」の定めるところによる。

## 第 17 節 要配慮者の安全確保計画

### 1 方 針

地震発生時に、自力避難等が困難な状況に置かれる高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、児童、妊産婦及び外国人等のいわゆる要配慮者の被害を未然に防止するため、町、県、防災関係機関、社会福祉施設、医療施設、地域住民等が連携して支援する体制を整備する。

以下、内容等については、第 2 編第 1 部第 2 章第 18 節「要配慮者の安全確保計画」の定めるところによる。

## 第 18 節 危険物等施設災害予防計画

### 1 方針

震災時における危険物等災害の未然防止と被害の軽減を図るため、施設、設備等の耐震化の向上など必要な対策に関する計画について定めるものとする。

### 2 主な実施機関

最上町総務企画課、町民税務課  
最上広域消防本部  
最上総合支庁  
危険物貯蔵施設の所有者及び管理者  
高圧ガス取扱業者  
一般輸送事業者

### 3 対策の内容

#### (1) 危険物等災害予防対策

対策の内容については、第 2 編第 1 部第 2 章第 20 節「危険物等施設災害予防計画」に定めるもののほか、次の事項に留意するものとする。

- ① 施設設備等の耐震性の向上
- ② 自主保安体制の強化
- ③ 一般消費者等への保安対策の強化

#### (2) 毒物劇物災害予防対策

毒物劇物による災害を予防ため、次によりその対策を講ずるものとする。

- ① 取扱事業所等に対する指導強化
- ② 施設設備の耐震性の向上
- ③ 自主保安体制の強化
- ④ 防災資機材の整備
- ⑤ 一般消費者等への保安対策の強化

### 4 資料

#### (1) 高圧ガス取扱業者

【資料編 4 - (3)】

## 第 3 章 緊急対策



## 方 針

震災時における町民の生命、身体、財産の保護を最優先に実施するため、次の9計画を緊急対策として定めるものとする。

- 1 活動体制
- 2 広域応援計画
- 3 自衛隊災害派遣計画
- 4 情報の収集・伝達
- 5 災害広報・報道計画
- 6 避難計画
- 7 避難所運営計画
- 8 救助・救急計画
- 9 医療救護計画

### 第1節 活動体制

活動体制等については、第2編第2部第1章第1節「活動体制」の定めるところによる。

### 第2節 広域応援計画

#### 1 方 針

町及び防災関係機関は、広域的な防災活動に際して、緊密な連携のもとに積極的な応援体制を確立し、震災応急対策に万全を期するため、その応援関係について定めるものとする。

以下、内容等については、第2編第2部第1章第2節「広域応援計画」の定めるところによる。

### 第3節 自衛隊災害派遣計画

#### 1 方 針

大規模地震が発生したとき、人命又は財産の保護のため、特に必要と認められる場合における自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣の依頼に関し定めるものとする。

以下、内容等については、第2編第2部第1章第3節「自衛隊災害派遣計画」の定めるところによる。

## 第4節 情報の収集・伝達

### 1 方針

大規模地震が発生し、災害応急対策の基本となる情報収集伝達活動を迅速かつ確実に実施するため、防災関係機関が行う通信手段の運用及び通信施設の復旧等について定めるものとする。

以下、内容等については、第2編第2部第1章第4節「情報の収集・伝達」の定めるところによる。

なお、地震情報については以下による。

### 2 地震に関する情報

地震による被害を最小限にとどめるため、国、県、町及び放送機関等の防災関係機関が、地震に関する情報を、迅速かつ正確に住民に伝達するための方法について定める。

#### (1) 地震に関する情報の発表

町に関わる「地震及び津波に関する情報」は、気象業務法第15条に基づき、気象庁から発表され、山形地方気象台を経由して、県、関係機関、町及び住民へと伝達されるが、「地震に関する情報」は次に掲げる情報が順次発表される。

- ① 震度速報
- ② 震源に関する情報
- ③ 震源・震度に関する情報
- ④ 各地の震度に関する情報
- ⑤ その他の情報
- ⑥ 推計震度分布図

#### (2) 「地震に関する情報」の伝達

山形地方気象台、県、新庄警察署、町及び防災関係機関は、「地震及び津波に関する情報」について別図「地震・津波に関する情報の伝達経路図」により伝達する。

#### (3) 町の住民への周知

町は、県又は関係機関より伝達された「地震に関する情報」を、同報系防災行政無線、サイレン吹鳴装置及び巡回広報車等により、速やかに住民に周知する。

### 3 緊急地震速報

#### (1) 緊急地震速報の発表

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）を通じて住民に伝達される。なお、予想震度は6弱以上のものを特別警報に位置付けている。

#### (2) 緊急地震速報の伝達

町は、気象庁が発表した緊急地震速報を、消防庁から地域衛星通信ネットワークを経由して情報を送信する全国瞬時警報システム（J-A L E R T）を用いて同報系防災行政無線を自動起動し住民等に伝達する。

国は、被害の最小化を図るため、国民に対して、非常災害が発生するおそれがある場合で、緊急に的確な情報を提供することにより避難行動を促すことが必要なとき、又は非常災害が発生した場合で、災害の拡大及び二次災害の発生を抑止するため、緊急に避

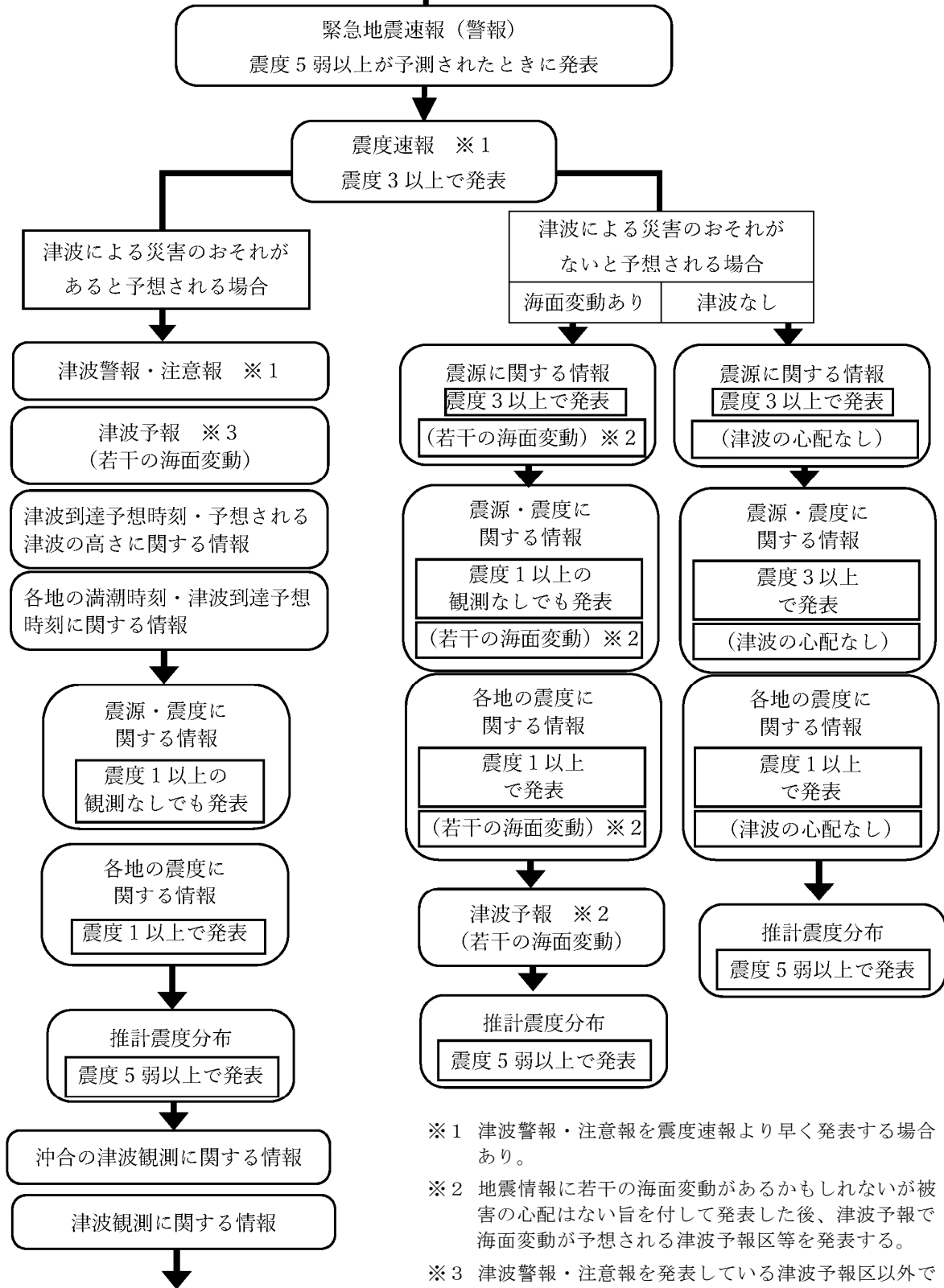
難を要すると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について周知する。

(3) 緊急地震速報の適切な活用

緊急地震速報の特性や同報系防災行政無線を活用した場合の時間的限界等、基本となる次の事項について住民に周知し適切な活用に努める。

- ① 緊急地震速報は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがあること。
- ② 緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要があること。
- ③ 同報系防災行政無線の自動起動から通報時間まで十数秒要すること。

# 地震及び津波に関する情報



※1 津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合あり。

※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。

※3 津波警報・注意報を公表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。



## 第5節 災害広報・報道計画

### 1 方針

震災時における町民の安全確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な災害応急対策を図るための、災害広報及び報道機関に対する情報の提供について定めるものとする。

### 2 実施責任者

- (1) 町は、一般町民及び報道機関等に対し、被害状況その他災害情報を迅速かつ適確に周知させるものとする。
- (2) 町の担当課は、総務企画課とする。
- (3) 防災関係機関は、それぞれの所掌により、一般町民に対し、災害情報等の周知に努めるものとする。

### 3 実施内容

実施内容については、第2編第2部第1章第5節「災害広報・報道計画」の定めるところによるほか、次の事項に留意するものとする。

#### (1) 震災時における広報・報道

震災時には、町民の情報ニーズが増大することが予想される。このため、町及び防災関係機関は、町民の不安や混乱を招かぬよう、次表に掲げる事項について、適切に広報活動を実施するものとする。

	地震発生直後	救護・復旧段階
災害に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震規模、震源地</li> <li>・被害の分布状況</li> <li>・火災の発生状況</li> <li>・建物の倒壊状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害の実態</li> <li>・余震情報</li> <li>・余震への対応</li> </ul>
社会的混乱に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路交通障害の発生状況</li> <li>・火災の延焼状況</li> <li>・生活関連施設の被害状況</li> <li>・電話、交通機関の被害状況</li> <li>・流言、デマのチェック及び打ち消し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種都市機能の復旧見通し</li> </ul>
防災機関の対応に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防、救急の要請方法</li> <li>・消防、救急等災害対策活動の実施状況</li> <li>・応急救護体制</li> <li>・飲料水、食料等の配給計画状況</li> <li>・避難所の運営状況</li> <li>・各種行動規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救護体制</li> <li>・復旧サービスの実施状況</li> <li>・相談センターの設置状況</li> </ul>
個人の対応に対する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災対策の指示</li> <li>・避難情報</li> <li>・指定緊急避難場所・指定避難所、避難経路</li> <li>・被害確認</li> <li>・応急対策の指示、方法</li> <li>・近隣相互援助の指示、方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害届確認</li> <li>・相談の方法</li> </ul>

	地震発生直後	救護・復旧段階
身内の安否に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人的被害状況</li> <li>・救護者リスト</li> <li>・自宅又は勤務地域の安否</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者リスト</li> <li>・行方不明者リスト</li> <li>・尋ね人情報</li> </ul>

#### 4 応援協力関係

町は、応急対策に係る広報及び情報の伝達を放送局のテレビ及びラジオ放送により行う必要がある場合は、県に対してその要請を行うものとする。なお、必要と求めるときは直接放送機関に放送要請を行うものとする。

#### 5 広聴活動

町は、被災者のための住民相談所を設置するとともに、自主防災組織及び自治組織からの相談等に対応する。

## 第6節 避難計画

### 1 方針

震災により危険が急迫している場合に、地区住民を安全な場所に避難させるための指示等及び避難所等の設置について定めるものとする。

以下、内容等については、第2編第2部第1章第6節「避難計画」の定めるところによる。

## 第7節 避難所運営計画

### 1 方針

大規模な地震が発生した場合に、町が開設する避難所の的確かつ円滑な運営について定める。

以下、内容等については、第2編第2部第1章第7節「避難所運営計画」の定めるところによる。

## 第8節 救助・救急計画

### 1 方針

震災により生命、身体が危険な状態にある者に対する救助計画及び負傷者を迅速かつ適切に医療機関へ搬送するための救急計画について定めるものとする。

以下、内容等については、第2編第2部第1章第8節「救助・救急計画」の定めるところによる。

## 第9節 医療救護計画

### 1 方針

震災により傷病者等が発生したとき、又は医療機関の一時的混乱のためその機能が十分に発揮されない場合の、迅速かつ的確な応急医療救護活動を実施するための計画について定めるものとする。

以下、内容等については、第2編第2部第1章第9節「医療救護計画」の定めるところによる。



## 第4章 応急対策



## 方 針

地震災害発生に当たり、町民の人命及び身体の保護を第一義とした緊急対策を迅速かつ的確に実施し、その後の応急措置が円滑に行われるよう、この章において各計画を定めるとともに、二次災害及び災害の拡大を最小限に防止するため、防災関係機関の積極的な協力体制の確立を図るものとする。

### 第1節 水防活動計画

#### 1 方 針

地震発生により水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、これを警戒、防ぎよし、これによる被害を軽減するための水防体制の確立及び水防活動について定めるものとする。

#### 2 実施責任者

- (1) 水防管理団体である町は、水防に関する業務を行うものとする。
- (2) 町の担当課は、総務企画課、建設水道課、農林振興課とする。
- (3) 最上町土地改良区は、自ら管理する施設の水防業務を行うものとする。
- (4) 最上町消防団、最上広域消防本部
- (5) 最上総合支庁
- (6) 東北農政局

#### 3 実施内容

実施内容については、第2編第2部第2章第1節「水防活動計画」の定めるところによるほか、次の事項に留意するものとする。

- (1) 町は、地震情報等が発表されたとき、又はこれらに起因する災害が発生した場合は、直ちに河川の堤防等を巡視し、危険箇所、被害箇所等の監視及び警戒に当たるものとする。
- (2) 町は、地震により水防上危険が予想される状態に至ったときは、最上町水防計画の定めるところにより、水防体制に万全を期するものとする。

### 第2節 消火活動計画

#### 1 方 針

震災時における消防体制及び応援協力体制の確立を図り、迅速かつ適確な消防活動を実施するための計画について定めるものとする。

以下、内容等については、第2編第2部第2章第2節「消火活動計画」の定めるところによる。

### 第3節 技術者等動員計画

#### 1 方針

震災時における応急活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、必要な技術者等の確保に関する計画について定めるものとする。

以下、内容等については、第2編第2部第2章第4節「技術者等動員計画」の定めるところによる。

### 第4節 災害ボランティア活動支援計画

#### 1 方針

防災ボランティアの有効な活用を図るため、必要な防災ボランティアの環境整備に関する計画について定めるものとする。

以下、内容等については、第2編第2部第2章第5節「災害ボランティア活動支援計画」の定めるところによる。

### 第5節 災害警備計画

#### 1 方針

震災時における町民の生命、身体及び財産の保護並びに治安の維持等を図るための災害警備について定めるものとする。

以下、内容等については、第2編第2部第2章第6節「災害警備計画」の定めるところによる。

### 第6節 警戒区域設定計画

#### 1 方針

震災における建造物の倒壊、火災等から町民の生命及び身体等を保護するため、警戒区域の設定方法について定める。

以下、内容等については、第2編第2部第2章第7節「警戒区域設定計画」の定めるところによる。

### 第7節 遺体対策計画

#### 1 方針

震災により現に行方不明になっている者で、かつ、周囲の事情から既に死亡していると推定される者の捜索、安置、検視、処置及び埋葬の方法について定めるものとする。

以下、内容等については、第2編第2部第2章第8節「遺体対策計画」の定めるところによる。



## 第8節 輸送計画

### 1 方針

震災時における罹災者の避難、災害応急復旧に要する資機材、物資、人員等の輸送について定めるものとする。

以下、内容等については、第2編第2部第2章第9節「輸送計画」の定めるところによる。

## 第9節 道路交通計画

### 1 方針

災害地における交通の混乱を防止するとともに、道路災害等による事故を防止し、災害応急対策に必要な人員、物資及び資機材の輸送のための必要な交通規制等について定めるものとする。

以下、内容等については、第2編第2部第2章第10節「道路交通計画」の定めるところによる。

## 第10節 道路災害対策計画

### 1 方針

地震発生による、路上における大規模な交通事故に伴う災害が発生した場合に、迅速に救助救急活動を行うとともに、二次災害の発生等、被害の拡大防止のために、道路管理者、警察署、消防本部等が実施する災害応急活動について定める。

以下、内容等については、第2編第2部第2章第11節「道路災害対策計画」の定めるところによる。

## 第11節 鉄道路災害応急計画

### 1 方針

地震による鉄道事故災害が発生した場合の被害を最小限にとどめ、鉄道の乗客の安全を確保するとともに、輸送の確保を図るため、鉄道事業者が実施する応急対策の方針等について定める。

以下、内容等については、第2編第2部第2章第12節「鉄道路災害応急計画」の定めるところによる。

## 第12節 大規模土砂災害対策計画

### 1 方針

地震発生時には、地震動による斜面崩壊等のため、土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。このため、町は消防団等の出動により警戒体制をとり、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、土砂災害防止対策を実施する。

以下、内容等については、第2編第2部第2章第14節「大規模土砂災害対策計画」の定めるところによる。

## 第13節 ライフライン供給計画

### 1 方針

地震発生時に電力、電話、高圧ガス供給施設及び水道施設を防護し、これらの供給を円滑に実施するための応急措置について定めるものとする。

以下、内容等については、第2編第2部第2章第15節「ライフライン供給計画」の定めるところによる。

## 第14節 危険物等施設災害応急計画

### 1 方針

震災により危険物施設等から火災・爆発等の災害が発生した場合の、応急保安対策について定めるものとする。

以下、内容等については、第2編第2部第2章第16節「危険物等施設災害応急計画」の定めるところによる。

## 第15節 通信計画

### 1 方針

大規模地震が発生し多場合の情報の伝達、災害情報の収集、その他災害応急措置等の通信手段について定めるものとする。

以下、内容等については、第2編第2部第2章第17節「通信計画」の定めるところによる。

## 第16節 食料供給計画

### 1 方針

震災により食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障が生じ、又は支障が生ずるおそれのある場合において、これらの事態を救助するために行う炊出し、その他による食品の給与の方法について定めるものとする。

以下、内容等については、第2編第2部第2章第19節「食料供給計画」の定めるところによる。

## 第17節 給水施設応急対策計画

### 1 方針

震災時には、ライフラインの復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する応急対策について定めるものとする。

以下、内容等については、第2編第2部第2章第20節「給水施設応急対策計画」の定めるところによる。

## 第18節 生活必需品等物資供給計画

### 1 方針

震災により被災した住民等が、生活必需品等を確保することが困難となり、日常生活に支障を生じ又は支障を生ずるおそれがある場合において、町が、生活必需品等の物資を住民等に供給するための対策について定める。

以下、内容等については、第2編第2部第2章第21節「生活必需品等物資供給計画」の定めるところによる。

## 第19節 保健・防疫計画

### 1 方針

被災地住民の心身の健康を保つために、県と連携しながら町が実施する防疫、食品衛生及び精神保健等の保健衛生対策について定める。

以下、内容等については、第2編第2部第2章第22節「保健・防疫計画」の定めるところによる。

## 第20節 環境衛生計画

### 1 方針

震災時における被災地のごみ、し尿及び死亡獣畜の廃棄物を迅速かつ適切に収集又は処理し、環境衛生の保全を図るための方法について定めるものとする。

以下、内容等については、第2編第2部第2章第23節「環境衛生計画」の定めるところによる。

## 第21節 廃棄物処理計画

### 1 方針

震災により、住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木、又は工作物等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去対策について定めるものとする。

以下、内容等については、第2編第2部第2章第24節「廃棄物処理計画」の定めるところによる。

## 第22節 義援金品受入・配分計画

### 1 方針

震災による被災者に、全国から寄せられる義援金を円滑かつ適切に受入れ及び配分するために、町が実施する対策について定めるものとする。

以下、内容等については、第2編第2部第2章第25節「義援金品受入・配分計画」の定めるところによる。

## 第23節 文教施設における災害応急計画

### 1 方針

震災時における、児童・生徒等の安全確保及び学校教育活動の早期回復並びに学校以外の文教施設及び文化財の被害の防止又は軽減を図るために、各施設の管理者等が実施する災害応急対策について定めるものとする。

以下、内容等については、第2編第2部第2章第26節「文教施設における災害応急計画」の定めるところによる。

## 第24節 要配慮者の応急対策計画

### 1 方針

大規模な地震が発生した場合に、要配慮者の被害軽減や生活支援を図るために、町及び社会福祉施設等の管理者が、地域住民等の協力を得て実施する災害応急対策について定める。

以下、内容等については、第2編第2部第2章第27節「要配慮者の応急対策計画」の定めるところによる。

## 第25節 応急住宅対策計画

### 1 方針

震災により住家が滅失した被災者のうち、自己の資力では住宅を確保することができない者について、災害救助法が適用された場合に、応急仮設住宅を設置してこれを提供し、又は被害家屋の応急修理を実施し、又は公営住宅等のあっせん等により、その援護を推進するために、県及び町が実施する災害応急対策について定めるものとする。

以下、内容等については、第2編第2部第2章第28節「応急住宅対策計画」の定めるところによる。

## 第26節 金融計画

### 1 方針

地震発生時における通貨の円滑な供給確保、金融の迅速かつ適切な調整及び信用制度の保持運営について定めるものとする。

以下、内容等については、第2編第2部第2章第32節「金融計画」の定めるところによる。

## 第27節 物的公用負担等の実施に関する計画

### 1 方針

震災時に、応急措置を緊急に実施する必要がある場合において、施設、土地、家屋、及び物資を管理又は使用し若しくは収用するための計画について定めるものとする。

以下、内容等については、第2編第2部第2章第33節「物的公用負担等の実施に関する計画」の定めるところによる。

## 第 28 節 災害救助法による救助計画

### 1 方 針

災害救助法が適用された場合の救助の種類、基準等について定めるものとする。

以下、内容等については、第 2 編第 2 部第 2 章第 34 節「災害救助法による救助計画」の定めるところによる。

## 第 5 章 災害復旧計画





## 第1節 公共施設の災害復旧計画

### 1 方針

震災により被災した公共施設の災害復旧における原形復旧及び再災害の発生防止のための工事及び資金計画について定めるものとする。

以下、内容等については、第2編第3部第1章第1節「公共施設の災害復旧計画」の定めるところによる。

## 第2節 防災関連施設の災害復旧計画

### 1 方針

震災により被災した公共性の高い防災施設を早期に復旧する計画について定めるものとする。

以下、内容等については、第2編第3部第1章第2節「防災関連施設の災害復旧計画」の定めるところによる。

## 第3節 民間施設の災害復旧計画

### 1 方針

被災した民間施設の早期復旧を図るため、必要な復旧資金、又は資材の確保、復旧計画の策定、又は実施等について、斡旋・指導を行うとともに、資金の融資に伴う金利助成の措置等を講じて民生の安定、社会経済活動の早期回復に努めるための計画について定めるものとする。

以下、内容等については、第2編第3部第1章第3節「民間施設の災害復旧計画」の定めるところによる。

## 第4節 被災者の保護計画

### 1 方針

被災者の保護及び職業斡旋等を行い、生活の安定を確保するための計画について定めるものとする。

以下、内容等については、第2編第3部第1章第4節「被災者の保護計画」の定めるところによる。

## 第5節 災害復興計画

### 1 方針

大規模な災害等により社会経済活動に甚大な被害が発生した場合に、町及び県が住民、民間事業者及び施設管理者等と連携して実施する災害復興対策について定める。

以下、内容等については、第2編第3部第1章第5節「災害復興計画」の定めるところによる。